



# **Discussion Papers In Economics And Business**

江戸小判六十目

鈴木 敦子

Discussion Paper 22-04-Rev.2

July 2023

Graduate School of Economics  
Osaka University, Toyonaka, Osaka 560-0043, JAPAN

## 江戸小判六十目\*

鈴木 敦子†

### 凡例

#### ◎用語集

本稿における用語の中で、指示対象が不明確になる恐れのあるものを列挙しておく。

「御定相場令」（元禄十三年十一月発布：金子一両二銀六十目替の御触れ）

「割合通用令」（正徳四年五月発布：新古金銀割合之次第）

「改定割合通用令」「新金銀建令」（享保三年閏十月発布：新金銀引替之法）

「商品貨幣」（commodity money）＜もしくは「実物貨幣」とも＞

#### ◎引用文の表記について

・本稿では可能な限り、参照した資料の表記を忠実に引用することとし、旧字体・異体字を新字体に直さないことを原則とした。引用の際は適宜読点を補った。翻刻刊行本の引用においても適宜読点を取るか付け足すかした。

・引用資料における助詞の「而」「者」「江」および「方」はそのまま残すことを原則とした。

---

\* 本稿は 2020 年経営史学会全国大会における研究報告、鈴木敦子「近世市場における東西金銀相場と下り物商品価格」をもとに執筆したものである。鎮目雅人教授（早稲田大学）には、大石慎三郎の近世東西交易論に関する議論の中で、現代の変動相場下の国際交易における経済学的着眼点への示唆をいただきました（特にパススルーに関して）。和算家の小寺裕氏には、豊富な和算書史料のご提供と共に、多賀谷環中仙の「江戸算」についてお尋ねしたところ、聞いたことのない算法で環中仙独自の造語だろうという貴重なご意見をいただきました。また、銭の九六勘定を懇切丁寧にご指導いただきました。ここに謝意を表します。本稿は JSPS 科研費 JP19K01778 の助成を受けたものです。

† 大阪大学大学院経済学研究科. E-mail: suzuki@econ.osaka-u.ac.jp

### ◎漢数字と算用数字について

本稿のタイトル「江戸小判六十目」に漢数字を採用したため、論文内も相場等の数値に対しては基本的に漢数字を用いた。ただし、以下のような規則のもと、例外もあるが凡そは次のような場合に算用数字を用いている。

- ・数式および数式の解説には半角算用数字を用いた。
- ・元号の初出には(西暦年)を入れたが、それには半角算用数字を用いた。
- ・小数点の付いた数字および4桁以上の数字表記には、原則としては半角算用数字を使うこととした。
- ・参考文献表記における出版年や頁数等は、算用数字を原則とした。

### ◎参考文献の省略形について

- ・『両替年代記』

竹原店久兵衛原修・三井高維校註並索引増補(1995)『校註両替年代記 原編』岩波書店を底本とし、その当該頁数を挙げた。書名は『両替年代記』とした。同様に、『新稿両替年代記 關鍵 資料編』の書名は『両替年代記 資料編』、『新稿両替年代記 關鍵 考證篇』は『両替年代記 考証編』とし、当該頁数を挙げた。原編引用に関しては、三井文庫所蔵『両替年代記』〔弘化二年原著写し〕(三井家記録文書, 追 2136)を参照しつつ引用した。

- ・「白石建議」「本朝宝貨通用事略」

「白石建議」は、新井白石著・市島謙吉編輯校訂(1907)『新井白石全集 第6』吉川半七を底本とした。また「本朝宝貨通用事略」は、新井白石著・今泉定介編輯校訂(1906)『新井白石全集 第3』吉川半七を底本とした。「白石建議」に関しては、全集6に一～八の数字が振られている。四と五は「改貨議」上・下、八は「改貨議」別記にあたり、七は「改貨後議」にあたるが、本稿では全集に振られた漢数字を採用し、「白石建議四」などとし、当該頁数を挙げた。

- ・「万記録」(正徳5年(明暦3年-寛延3年), 白木屋文書, B1-1)

同資料を所蔵する東京大学経済学図書館で電子化公開されているため、資料名にリンク付けした。資料名の後に、林・谷本(2001)による翻刻頁を記した。例：[「万記録」](#) 39-40

- ・三井家記録文書(三井文庫所蔵)

本文では「三井家, 本 1031-1, 享保4年」等と略記した。

文献一覧に以下のように列挙した。

本 1031-1 「小判六十目之掛法」享保4年。

別 1321-6 「辰八月於江戸金相庭願書写」元禄13年。

・伊藤次郎左衛門家資料、伊能家資料、小西新右衛門氏文書、下村家文書、白木屋文書、白木屋大村家文書、杉本家文書、奈良屋文書、(株)奈良屋文書等は、三井家記録文書と同様に、本文では、家名(屋号)、資料番号、年とし、文献一覧では、資料番号「文書名」年とした。ただし白木屋文書「万記録」については上記のとおり。

#### ◎引用および・割註について

・引用註は「著者姓(刊行年), 頁数」とすることを原則とした。ただし、法令集や以下の文献などは、『書名』頁数(もしくは法令番号)とした。

『梅津政景日記』『江戸買物独案内』『大阪商業史資料』『貨幣議』『漢書』『金銀考』『金銀吹替』『稿本三井家事業史料 呉服店制度』『古事類苑』『吹塵録』『通航一覧』『馬琴日記』『両替商沿革史』『両替商舊記』ほか、自治体史等。

・参照した引用資料にある割註・頭註などは【 】で括った。

#### ◎電子化資料へのリンク付けについて

電子化されている資料は可能な限り、参照しやすいようにリンク付けした。すべて2023年7月28日にアクセスしたものである。

## 目次

- [1 はじめに](#)
- [2 江戸小判六十目とニアミスの諸研究](#)
  - [2.1 江戸小判六十目の典拠と解説](#)
    - [2.1.1 奈良屋佐倉店の商品販売領収書](#)
    - [2.1.2 奈良屋決算帳簿における六金勘定](#)
    - [2.1.3 守貞謾稿](#)
    - [2.1.4 地方凡例録](#)
    - [2.1.5 丁銀改鑄秘策](#)
    - [2.1.6 改幣要議](#)
    - [2.1.7 初心算法早伝授「江戸算」](#)
  - [2.2 ニアミスの諸研究](#)
    - [2.2.1 小判六十目の適用・不適用](#)
    - [2.2.2 商品市場と金融市場：「他物」と「銀子」の区別](#)
    - [2.2.3 東西交易と東西相場：江戸と上方の相場違い](#)
    - [2.2.4 金遣い・銀遣い；金極め・銀極め](#)
  - [2.3 江戸の算用](#)
- [3 元禄御定相場令と相場違いの発生](#)
  - [3.1 貨幣改鑄：物価高騰と相場狂い](#)
  - [3.2 御定相場令](#)
  - [3.3 江戸小判六十目固定相場と金融変動相場の乖離・並立](#)
- [4 東西相場違いの値付け論理と個別事例](#)
  - [4.1 東西相場違いの値付け論理](#)
  - [4.2 東西相場違いの個別事例](#)
    - [4.2.1 小判六十目之掛法（享保四年）](#)
    - [4.2.2 天明八年十二月十組仲間願書別紙](#)
    - [4.2.3 天保十三年四月の直段書上](#)
- [5 幕府と相場違い —六十目をめぐる攻防](#)
  - [5.1 新井白石と室鳩巢の相場観](#)
  - [5.2 川井久敬と松平定信の相場誘導](#)
- [6 おわりに](#)
- [文献一覧](#)
- [Abstract: Edo Koban 60-me](#)

JEL 分類: D46, E31, K42, N15, Z13.

キーワード: 貨幣史, 商品貨幣, 近世市場, 相場変動, 御定相場.

## 1 はじめに

享保期(1716–1736)の作とされる奥村政信の「駿河町越後屋呉服店大浮絵<sup>1</sup>」は、三井越後屋店内の様子を克明に描いた浮世絵として知られる。この絵で目につくものの一つに、店の梁に吊るされた「定」がある。そこには第一に大きく「一 小判六拾目」と書かれている。次行には「銭時相場」そして「現金かけねなし」が続く。衆目の集まる場所は、越後屋といえば、やはり三行目の「現金かけねなし」であろう。歌川豊春の手になる明和五年(1768)「浮絵駿河町呉服屋図<sup>2</sup>」にも定書きが店内に吊り下げられているが、こちらは「小判六十目」「銭時相場」とだけ特筆大書されており、柱に「現金かけねなし」の文字が見える。あるいはまた「現金かけねなし」を標榜した店看板としては、にんべんの創業者、初代・高津伊兵衛が享保五年(1720)に自筆したとされるものが知られるが、そこにも小さくではあるが「小判六十目」「銭時相場」としっかり刻字されている<sup>3</sup>。

一見「現金かけねなし」の脇に隠れて、「小判六十目」と「銭時相場」は少し影の薄い役回りしか与えられていないようだが、実は店内勘定において重要な役どころを演じていたのである。「小判六十目<sup>4</sup>」といえば、おそらく誰もが、江戸時代の御定相場である金一両銀六十匁のことだと推測するのではないだろうか。事実、ある意味ではその通りなのだが、わざわざ幕府の公定レートを告げ知らせるために、店内に吊り下げられていたわけではない。もしそうならば、銭に関しても「銭四貫文」あるいは「銭六貫五百文」などと、その時々公定レートが示されてしかるべきであろう。つまり「定」は実務上の商品売買

---

<sup>1</sup> [奥村\(享保期 b\)](#)；三井文庫(1980)，口絵参照。この三井越後屋店頭図は高校の日本史教科書にも掲載されており、一般に広く知られた絵図といえる（笹山・佐藤・五味・高埜(2022), 211）。なお、同じく政信の筆により、三井高利の兄の店、釘抜三井が描かれたものとして伝わる「釘抜越後屋店頭圖」でも、天井から覚書が吊り下げられている。その文言は「一、、、」と省略されているものの「小判六十目」「銭時相場」であったろうと思われる（奥村(享保期 a)；三井文庫(1980), 11）。

<sup>2</sup> [歌川\(1768\)](#)および三井文庫(2015), 26 参照。「文化年中越後屋江戸本店店先の圖」でも、同様の定書きが吊り下げられている（豊泉(1933), 6）。

<sup>3</sup> 300年記念社史編集プロジェクト(1999), 7；にんべん web サイト, 企業情報, 沿革, [年表\(享保5年\)](#) 参照。

<sup>4</sup> 近世期の銀貨の単位としては「匁」という表記を基本とするが、10、50、100 といった一の位がゼロになる場合には「目」を使用することも一般的であった（もちろん「匁」と表記してもよい）。本稿は「銀六十匁」ではなく、慣例にしたがって「銀六十目」とした。

に關係する事柄であつたればこそ、店内に掲示されていたのである<sup>5</sup>。

この「小判六十目」について、本稿はその地域限定性とそれによって引き起こされる物価現象を主に扱う。関心は相場にあり、それによって変動する物価が研究対象となる。すなわち、近世期の二大市場である江戸と上方の地域差が、経済面では相場差となって表出し、江戸市場に甚大なる影響を与えたことを本稿は説き明かすことになる。

あらかじめ注記しておく、本稿で主題とする事柄は、一般的にも専門的にも、ごく限られた人のみを知る事象だと思われる。一般的というのは、『守貞謾稿』や『三貨図彙』などの一部の書籍にこのことが書かれているので、広く人々の目にも触れるからであり、専門的というのは、下り物に関する近世帳簿などを研究する者にとっては「六金」などの表記によって、江戸での一両六十目勘定が知られているからである<sup>6</sup>。だが、江戸城下市場の「小判六十目」が、近世市場において、特に江戸と上方の取引において、どのような意味を持ち、どのような問題をはらんでいたのか、そのことを知る人の数は驚くほど僅少であろう。

よって本稿は、論者のオリジナルな学説や理論を提唱するものではない。江戸時代に当り前だった事柄を、今日においても当り前の学問的前提とするため、その史実を提示することが本稿の主な作業となる。「江戸小判六十目」と題したのが、それである。この三つの名詞からなる複合語は、「江戸」では商品市場において「小判」一両＝銀「六十目」という固定相場で交易されていた、という意味である。「商品市場」と敢えて断るのは、「金融市場」と対置させたいがためである。なぜなら江戸でも金融市場は、すなわち両替商における金銀両替レート等は、変動相場だったからである。この金融以外の市場を、本稿は「商品市場」と呼ぶ。金遣いの江戸での商品市場の金銀相場の話であるから、金融場面のように実際に金銀がやりとりされるわけではなく、銀「六十目」は定数計算の定数としての役割が大きい。また「江戸」という限定については、実は厳密に過ぎ、上方からの銀極め商品である下り物を扱う関東エリアならば、大体は適用される市場法則だといってよい。本稿のタイトルとしては、このエリアの最大消費地である「江戸」を冠することとした<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> 他にも、作成者・年代不詳ではあるが、日本銀行金融研究所貨幣博物館には「定／小判六拾目／錢時之相場／月日」と書かれ表装されたものがある（[「定書（金銀錢相場）」1-1-B1-21/1](#)）。

<sup>6</sup> 帳簿における「六金」記載例としては、丁吟小林吟治郎家の「金錢萬覚帳」（丁吟, 1005, 寛政10年－慶応2年）等があり、末永(1997), 33-34に一部引用・翻刻されている。

<sup>7</sup> 次章で言及する多賀谷環中仙『初心算法早伝授』における「江戸算」の名付け方と同じ命名法になる（[多賀谷\(1727\), 1丁表](#)）。

だが本稿の主題において、江戸商品市場内だけにエリアを限定した場合には、近世市場における重大なる意義を見いだすには不可欠の要素を欠くことになる。変動相場の上方商品市場から、固定相場の江戸商品市場へ、大量の商品が下る際、両市場間の金銀相場が食い違う時に起こる商品価格の変動メカニズムおよび変動価格が、本稿の最も重要な論点となる。すなわち「上方変動相場」に対し、「江戸小判六十目」固定相場であったがゆえに、上方商品の下り先であり、その一大消費地であった江戸の物価は、両地間の相場差に連動して高下することになったのである。本稿ではこの差を「東西相場違い（たがえ）」と呼ぶ<sup>8</sup>。

「江戸の金遣い」「上方の銀遣い」、上方からの多くの「銀極め」商品の江戸市場への供給、それに幕府の「御定相場令<sup>9</sup>」という幾つもの条件が重なって、江戸の商品市場は特別な様相を呈したのである。一方の上方市場は、商品と金融で市場が分断されるということではなく、単一の銀建て変動相場市場であったといえる。だがその上方市場が、金遣い・固定相場の江戸商品市場に接する時、すなわち上方商品が江戸に出荷される時、商品価格に変化が起きたのである。上方と江戸という近世期の二大市場で繰り広げられた経済事象、さらに幕府のお膝元である江戸城下市場の物価問題、こうした事柄への理解の前提として、まず第一に「江戸小判六十目」が大きく取り上げられねばならないのである。

以上のような重要事項が、現代において当然の学問的前提たりえていないということは、これまで学術的に明確に論じられたことが殆どなかったということであり、先行研究への言及は叶わないことになる。だが一方で、日常ありきたりの史実だったということは、史料のここかしこに「江戸小判六十目」に関する事柄が述べられているのであり、諸研究がそれに全くノータッチだったということもありえない。事実、江戸城下市場に限れば、

---

<sup>8</sup> 東西の金融市場においても、別々の相場が立っていたので、東西金融市場間にも金融的東西相場違いは存在していたのであるが、本稿はこれを主題化しない。この金融的東西相場違いに大きな開きのなかったことは、次章の新保博の先行研究を扱うところで言及があるので確認されたい。よって本稿のいう「東西相場違い」は江戸商品市場固定相場と上方金融変動相場の違いになる。

近世期には、様々な相場違いが存在しており、たとえば長崎においても、日本とオランダ間での金銀売買においては一両六十目と一両六十八匁の違いがあった。「寛文四年、是レヨリ先キ、金ヲ外國ニ渡スコトヲ禁シタリシニ、荷蘭人之レヲ懇求ス、則チ是レニ至リテ之レヲ許シ、金壹兩ニ付銀六十八匁ノ割合ヲ以テ金ヲ買ヒ取ラシム、（中略）幕府ノ定制ハ金壹兩ニ銀六十目ナリ、然ルニ六十八匁トスレハ八匁ノ差アリ、即チ其ノ差ノ八匁ヲ長崎ノ利益トシ、之レヲ間金トイフ」（『大阪商業史資料』519）。実際の両替「但、両替六十八匁」については『通航一覽 第4』279を参照せよ。だが、貨物売買は一両五十八匁から六十匁だったようだ（『通航一覽 第4』134）。ならば、ここでも商品市場と金融市場が区別されていたことになる。

<sup>9</sup> 『御觸書寛保集成』1767号、元禄13年11月。



「江戸小判六十目」について、本稿とほとんど変わらぬ議論をしている研究が幾つか存在する。だが、その議論をよくよく確認すると、本稿が指摘する商品市場と金融市場の区別をしていなかったり、東西間交易の重要ポイントを押さえていなかったりするがゆえに、その意味と重大性に気づかぬまま的を外した論の展開が見てとれるのである（本稿では、この的外れを「ニアミス」と呼ぶ）。以上を踏まえると、これまで「江戸小判六十目」が学術的に論じてこられなかったのは、この論題が学問的に主題化するには及ばないと考えられてきたといった事情よりもむしろ、十分な知見と認識をもってこの問題を正しく捉えきれないまま今日に至っていると解した方が、蓋然性が高いといえそうである。

冒頭でも触れた通り「小判六十目」という言葉は、近世期の三井越後屋店内を描出した浮世絵に大きく写しとられていたり、にんべんの看板に刻みつけられていたりするので、非常に多くの近現代人の目に触れてきたタームである。通例その隣に書かれた「銭時相場」という言葉によって「小判六十目」の意味も文字通りであり明らかなのだが、それに関する学術的解説は極めて稀である。また例えば三井高維が紹介している天明期(1781-1789)の十組問屋史料は、実際の東西間交易の具体的価格計算例まで記された最重要史料であり、本稿で扱うのはもちろん、他の研究者も自身の論文に引用して論じているのだが<sup>10</sup>、いずれも単一相場の理解のもとに東西交易論が語られるだけであり、「江戸小判六十目」が扱われることはないのである。十分な認識と理解の及んでいない一証左といえるだろう。

本稿における方法論に関しては、特別なものを要しない。これまで論じられてきた史料ならびに新史料について、ただ「江戸小判六十目」を視座の中心にすえて捉え直すだけである。とりわけ関東市場内の「小判六十目」に焦点を絞ると、日常の商品売買から御触書に至るまで、多岐にわたる場面に顔を出すので、扱う史料は両替商や呉服商などの商家史料が中心となるものの、日々の暮らしの算術例が載った和算書から幕政史料まで幅広く扱うことになる。対象期間は主に元禄後期から幕末までとなるが、「江戸小判六十目」が問題となり史料に書き留められるのは、もっぱら上方が銀高の場合に限られるので、銀安傾向を示す幕末あたりは、ほとんど言及されないことになる。なお本稿で「銀高」「銀安」と語る場合、金一両銀六十目を基準にして、それより銀の価値が高くなった五十匁代、四十匁代等を「銀高」と呼び、六十匁、七十匁代等を「銀安」と呼ぶ。

あらかじめ本稿のたどる筋道を示しておけば、次章で本稿が唱える「江戸小判六十目」とは、実際にどのような内容をいうのか、諸文献の重要箇所を押さえながら、まず確認する。そして、本来なら押さえておくべきポイントを逸した諸研究を幾つか取り上げて、こ

---

<sup>10</sup> 詳しくは次章で扱う。松好(1932), 277-279; 田谷(1958), 140; 中井(1971), 265 参照。

れまでの研究が、この点について如何に無頓着であり的外れなものであったかも確認する。第三章では、いつ「江戸小判六十目」は成立したのか、また、いつ商品市場と金融市場の相場乖離が起こったのか、歴史上のそれぞれの時点を確かめる。続く第四章は、特に東西相場違えと下り物価格の相関性に着目し、その値付け論理と個別事例を取り上げる。「江戸小判六十目」は江戸の物価高を惹き起こす元凶となるケースに着目し、第五章では、この東西相場違えによる物価問題に幕府がどのように取り組んだかを考察する。こうした議論を積み重ねることによって、近世期に「江戸小判六十目」がいかに生活に溶け込んだものであったか、あるいは時に、いかに大きな経済的・政治的問題となっていたかが明らかとなるだろう。それが即ち本稿を論ずる意義となる。

最後にもう一度、本稿の目的を繰り返せば、近世市場で当たり前だった「江戸小判六十目」を、今日においても当然の学問的前提とすることにある。

## 2 江戸小判六十目とニアミスの諸研究

### 2.1 江戸小判六十目の典拠と解説

本稿の主題「江戸小判六十目」について、先ずその典拠となる史料を幾つかここに挙げる。その各史料の内容に関して、簡単な解説を付けておく。先行諸研究が扱っている史料に関しては、次章以降における論述の中で委曲を尽くすことにする。

本稿全体の論考においては「江戸小判六十目」を前提とする東西交易の経済事象が重要となるのだが、その問題についても追々深めていくこととし、まず第一に、近世期における「江戸小判六十目」をしっかりと押さえることが、本節の最重要課題となる。

#### 2.1.1 奈良屋佐倉店の商品販売領収書

〔史料〕

覚

六月廿四日

- |         |            |
|---------|------------|
| 一、七拾匁五分 | 小紋縮面、納戸色壺反 |
| 一、五匁    | 肩口紋縫代      |
| 一、三匁六分  | 本緋ちり面壺尺    |
| 一、壺匁四五  | 同袖口にて      |
| 一、五十文   | いと         |

✂

廿七日

一、九分壹厘                      ねり袖<sup>11</sup>口へ

一、五十文                        いと

✂

✂八拾壹匁四分六

六〃五

此金 壹兩壹分ト七百十六文

右之通槩ニ受取申候

辰六月廿七日

奈良屋重太郎（印、印文＝佐倉新町 ㊦ 京都出店、けんきんかけねなし、  
呉服物色〃）

代、金七

中川新右衛門様

（（株）奈良屋, ア 6-2, [安政 3 年] 辰 6 月）

〔解説〕

まず、三井越後屋の「定」が、独り江戸の三井店内に留まるものではなく、広く関東一円の「定」となっていたことを、下総の佐原と佐倉に呉服太物を扱う出店を持った京商人・奈良屋杉本家の例で見ておきたい。史料に挙げたのは、安政三年(1856)六月二十四日と二十七日に、奈良屋で買物をした中川新右衛門が支払いを済ませ、奈良屋重太郎の代理である金七が受領した代金領収書になる。銀極め商品である小紋縮緬などの絹織物を買って、代銀の合計が八十一匁四分六厘となっている。金銀換算レートである一両六十目は決まり事なので、特段何も記されていないが、銭は時相場なので、その時々レートが書きとめられている。「六〃五」というのがそれであり、一両＝六貫六百五十文の金銭相場であったことを意味する。代銀合計を江戸小判六十目で換算すると以下になる。

$81.46 \div 60 \approx 1.35767(a)$  <江戸小判六十目で割る>

$a - 1.25 \approx 0.10767(b)$  <商より一両一分(1.25 両)を引く>

---

<sup>11</sup>ねり袖とは、「ねり袖(ねじ袖)」(『挾間町誌』593)、「巻袖はまたもじり袖・ねじ袖などとも言い、後袖を袖口から斜に折って前袖と縫い合わせるもの」(吉田(1955), 43)と説明されていることから、和服の袖形の一種で、活動しやすいよう下部を三角に折った形状の袖のことを指すと考えられる。

$96 \times 66 + 50 = 6,386$  <銭は九六銭勘定：六貫六百五十文を換算<sup>12</sup>>

$b \times 6,386 \approx 687.58062(c)$  <四捨五入して六百八十八文とする>

$688 - (7 \times 96) = 16$  <九六銭勘定して七百十六文を得る>

この代金壹両壹分ト七百十六文を新右衛門から金七が受け取ったことが、領収書に明示されているわけだ。江戸の三井越後屋でも佐倉の奈良屋でも、関東一円で銀極め商品が売買される際には、このように江戸小判六十目でやりとりされていたことになる。こうした金銭授受の様子を示す貴重な史料は、江戸小判六十目の動かぬ証拠を提供してくれている。

なお、史料の年代特定については、同史料が嘉永三年(1850)一月の日付のある同じく新右衛門に関わる別史料と一緒にまとめられ保存されていたことから、この前後の年代であろうとの推測による。弘化元年(1844)も辰年であるが、天保十三年(1842)に銭相場一両六貫五百文の御定相場令が出されている<sup>13</sup>。その翌年の天保十四年正月から弘化四年七月までの奈良屋佐原店における決算では、金一両銭六貫六百文で一律に換算されている(奈良屋, 3-1-15, 天保2年)<sup>14</sup>。佐倉店もこれに準じていると見なし、安政三年と特定したものである。ちなみに金融市場の安政三年江戸銀相場は、銀高の時で六十八匁四分、銀安の時には七十匁一分であった(三井(1995b), 309-310)。実勢レートは、六十目より大きく銀安に傾いている。銭相場は同年正月四日の初相場が六貫六百十六文であり、翌四年の初相場は六貫六百六十四文であった<sup>15</sup>。領収書に書きとめられた六貫六百五十文は、妥当な時相場といえよう。以上を見ても、金融市場とは異なる商品市場独自のルールが適用されており、金銀レートは固定、金銭レートは幕令があっても多少変動していたことがわかる。

さらに三つほど事例を補足しておく。小判六十目・銭時相場の勘定自体は、関東市場で日々無数にごく普通にやりとりされていたこととはいえ、それが今日まで書き留められ残

---

<sup>12</sup> 銭勘定は丁百(丁銭)と九六銭(省銭)に区別される。丁百は百文=百文であるが、九六銭は九十六文=百文となる。よって百四文と表記されていても、九六銭の場合には実際の銭は百文となる。

<sup>13</sup> 『幕末御触書集成 第四巻』4111号, 天保13年寅年7月朔日。なお『国史大辞典』の「御定相場」の項で宮本又次は「享保十八年(一七三三)には金一両を銭六貫五百文に改定した」(宮本(1980), 821)と解説しているが、これは誤りで、天保十三年(一八四二)が正しい。他方、『上方と坂東』では、正しく天保十三年と述べられている(宮本(1969), 354)。

<sup>14</sup> 同店の決算において、安政三年正月から翌四年七月までは金一両六貫七百文となる(奈良屋, 3-1-15, 天保2年)。

<sup>15</sup> 「江戸銭兩替屋貳拾四番組」の帳簿では、六月の四文銭相場平均は六貫八百三十三文だが、七月二日の四文銭相場は六貫六百六十四文となっている(三井(1995b), 323)。

されている史料の数は、かなり限られており、ここに紹介しておくのは意味のないことではないと思われるからである。なかでも銀極め商品の銀値段と金や銭への換算値が同時に載っている史料というのは、勘定書き史料の数パーセントもあれば、いいほうだろう。一般には、金と銭の勘定支払だけが書かれており、江戸および関東で銀極め商品に対しても金銭授受がなされていた実態は説明を要しないのである。それよりも、その金銀換算レートがどうだったのか、ということこそが重要な問題となる。よってここに、奈良屋史料から目にとまったものを三つほど書き加えておく。

〔補足史料 1〕

一、百三十五文 平桶壺

(中略)

ㄨ 四拾四匁五分壺貫五百三十六文

◎六六

此金 三分ト壺貫四百七十九文

銭直し而 六貫四百三十壺文

右之通槌ニ受取申候

閏五月

菱屋佐兵衛 (印、印文 = 佐原大橋本[店印]膳碗塗物瀬戸物、現金大安売)

(奈良屋, 補遺 516, 弘化 3 年)

〔補足史料 1 の計算〕

$66 \times 96 = 6,336$  < 銭の時相場を九六銭勘定しておく >

$15 \times 96 + 36 = 1,476$  < 壺貫五百三十六文を九六銭勘定する >

$(44.5 \div 60) \times 6,336 + 1,476 = 6,175.2$  < 六十目勘定で銭の合計を出す >

$6,175 - (64 \times 96) = 31$  < 九六銭勘定で銭六貫四百三十壺文を得る >

$6,175 \div 6336 \approx 0.97459$  < 銭合計を小判六十目で金換算する >

$0.97459 - 0.75 = 0.22459$  < 金三分を引く >

$0.22459 \times 6336 = 1,423.00224$  < 余りを再び銭勘定する >

$1,423 - (14 \times 96) = 79$  < 九六銭勘定して壺貫四百七十九文を得る >

〔補足史料 1 の解説〕 補足史料 1 は、逆に奈良屋新右衛門が買物をした領収である。佐原

に住し、荒物・小間物商を営んでいた菱屋佐兵衛<sup>16</sup>から、平桶、鉢、茶碗等、計二十品を購入した時のもので、合計額以降を取り上げた。史料中の「◎六六」は銭時相場の書き留めであり、金一両が銭六貫六百文であったことを示している。既に述べたように、御定銭相場令以降、天保十四年正月から弘化四年七月まで、奈良屋は決算時の金銭レートを金一両銭六貫六百文と定めており、弘化三年五月の本史料もその例に漏れない。もちろん金銀レートは小判六十目となっている。金勘定をしているが、それを銭に換算しなおしていることから、銭払いした可能性が高い。

〔補足史料 2〕

指物屋長兵衛様

八月八日

一、 廿壱匁五分八厘      金巾板 〆 壱丈三尺

〆

六七

此金 壱歩七百三十三文

(奈良屋, 3-2-5, 文久 2 年)

〔補足史料 2 の計算〕

$67 \times 96 = 6,432$  < 銭の時相場「六七」（六貫七百文）を九六銭勘定する >

$((21.58 \div 60) - (1 \div 4)) \times 6,432 = 705.376$  < 六十目勘定して壱歩を引き銭換算する >

$705 - (96 \times 7) = 33$  < 上式で得られた七百五文を九六銭勘定し端銭を得る >

〔補足史料 2 の解説〕

補足史料 2 は、文久二年八月八日に、奈良屋佐原店が指物屋長兵衛に、綿織物を販売した記録を売上帳簿から抜粋したものである。この日、指物屋長兵衛は、板締めという染織を施した金巾を一丈三尺分買い求めた。金巾は綿織物で、着物の裏地や肌着、敷布などに使われる。その代銀は廿壱匁五分八厘であった。「六七」が金銭レート一両六貫七百文であり、当時の穏当なレートといえる。代銀を金銭に換算し、代金は金一歩と銭七百三十三文の領収となるが、九六銭勘定なので実際に指物屋から受け取った銭は七百五文であった。

〔補足史料 3〕

---

<sup>16</sup> 菱屋の商品仕入先に紀州箕島商人の吉野屋があった。慶応二年、吉野屋が江戸および関東の陶器取扱店販売先とその売付高を記録した帳簿には、菱屋佐兵衛への販売代金七両三歩二朱が記帳されている（『有田町史 商業編 1』116）。陶磁器は銀極め商品であるが、菱屋含め、江戸および関東一円の陶器取扱商人たちは、金貨払であったことがわかる（『有田町史 商業編 1』115-117）。箕島商人福吉屋の関東行商圏図も参照せよ（『有田町史 商業編 1』110-111）。

盆後

(中略)

〆 壹貫貳百拾六匁六分九厘 壹貫文

九貫四

此金 廿兩壹分貳朱 百廿七文

(伊能家, H-61-2-1635, 慶応3年)

[補足史料3の計算]

$(90 \times 96) + 4 = 8,644$  < 銭の時相場「九貫四」(九貫四文)を九六銭勘定する >

$(1,216.69 \div 60) + (960 \div 8,644) \approx 20.38923$  (a) < 銀(六十目)銭(時相場)を金換算する >

$(a - 20.375) \times 8,644 = 123.00412$  < 廿兩壹分貳朱を引き銭勘定する >

$123 - 96 = 27$  < 九六銭勘定で十の位までを得る >

[補足史料3の解説]

補足史料3は、奈良屋の顧客であった伊能茂左衛門家(醤油醸造業)の通い帳からのもので、幕末慶応三年(1867)の一事例を挙げた。節季払いの七月十三日以降、つまり「盆後」から十二月までの支払いになる。茂左衛門が購入した商品としては、白木綿、小倉袴地、花色木綿、晒木綿、結城棧留、縞木綿、京綿、黒縹子、金巾花色、小倉男子帯、木綿真田、紺縮緬表地など、計三十八品が列挙されている。引用部分は、銀極め商品の銀と銭による合計額と銭時相場レート、金換算され実際に支払われた金額のみを挙げている。「九貫四」が金銭レートであり、一両が九貫四文であったことを意味する。幕末に銭が暴落していたことを示す史料でもある<sup>17</sup>。

### 2.1.2 奈良屋決算帳簿における六金勘定

[史料]

寛政二年(1790)七月 京本店資産負債勘定		両	分	朱	貫	匁	分
資産	壹割五ふ引六金 戌ノ七月改呉服物有り	1,976	1			14	7

<sup>17</sup> 上方では、銀極め商品を小判六十目ではなく、金時相場で取り引きしていたことが、京都の大丸松原店の領収書からわかる。「丑」の干支と金銀相場「九十四匁」の記載から、慶応元年に発行されたものと考えられる。「寛 / 一、九拾六匁三分 練紹七尺 / 十三匁かし / 直引三分 / 一、貳百九拾匁 白紗綾壹反 / 〆三百八拾六匁 / 右通代銀槌申候 / 此金 四兩貳朱 っり百八十文 / 相場九十四匁 / 下むら大文字屋源蔵 (印、印文=東松原通寺町西江入 ㊦) 現銀札附かけねなし / 丑五月十七日 / 大丸屋伊助 / 上」(下村家, [慶応元年]丑5月17日)。他方、大丸江戸店の金子受領証からは、銀極め商品が小判六十目で換算され金貨決済されていたことがわかる( [下村大丸屋] (年不詳) )。

	同断	〃改帷子有り	370	2		8	1
		戌ノ七月改店ノかけ有	419	1			
		〃改佐倉茂兵衛かけ有	437	3		4	1
		〃改宇兵衛かけ有	54	3	2		
		〃改常総下総貸シ金有り	182	1		1	4
		〃盆前藤岡諸星へ送り金有り	140				
		〃浅岡惣兵衛様へ送り金有り	81				
		戌七月仕切改店ニ有金預リ	333				
		〃改繰綿有	4				
		斧屋宇助焼失ものかし				96	
		藤屋市兵衛金かし	6			9	2
		近江屋勝助かし				1	500
		三宅宗益	4				
		矢田之町へかし				1	
		永松屋平右衛門				3	
		奈良屋加右衛門様				6	810 5
		同人、右十ヶ月利					408 6
		水戸惣七方へかし	476	3	2	10	6
		斧屋宇助				182	7
		藤屋市兵衛				34	6
		戌ノ秋仕入べ高 九月廿九日迄	1,029	2	2		
		九月廿九日改有金	249	1	2		
負債		盆後絹登リ金登リ引	397	1			
		富士市仲間預リ銀引				400	
純資産	五五五相場	差引べ 有物	5,595	3		12	6

(出所) 杉本家,〔京本店仕切帳〕,寛政2年7月より作成。

〔解説〕

前項では、奈良屋関連の売買領収史料における小判六十目を確認したわけだが、本項では、「江戸では六金と稱へて金一兩に對する銀目六十匁の割合でありました」と三木佐助が証言する六金勘定を、帳簿上で確認しておきたい ([三木\(1902\), 中巻, 36](#))。三木は大坂で書籍販売をしていたので、六金勘定は江戸だけのこととしているが、東西で本支店を有した商家にあっては、上方の帳簿にも六金勘定はあらわれる。

ここに表としてあげたのは、寛政2年7月下旬の奈良屋京本店の資産負債勘定である。帳簿の冒頭に「壺割五ふ引六金」と書かれており、この末尾の「六金」こそが、六金勘定を意味している。同じ資産負債勘定でも、同年正月上旬の但書きは「札五掛壺割五ふ引六十匁金」と書かれており、表現はまちまちとなるが、意味は同じ小判六十目のことである。



奈良屋京本店では資産を金建てで計上しており<sup>18</sup>、関東支店の佐原店と佐倉店の合算された期首棚卸資産も、冒頭に金建てで表記されている。両店の期首棚卸資産は、佐原店の同期の決算帳簿である「左原店仕切帳 弍番」では銀建てで計上されており、戊ノ七月改呉服物有り二百七十九貫三十四匁六分、改帷子有りが五十二貫三百二十五匁となっている<sup>19</sup>。帷子の方で換算式を示せば、以下となる。

$52,325 \times 0.5 = 26,162.5$  (a) <倍札値を正札値に戻す>

$a \times (1-0.15) = 22,238.125$  (b) <帳簿にある通り「壹割五ふ引」する>

$b \div 60 \approx 370.63542$  (c) <小判六十目で金換算する>

$c - 370.5 \approx 0.13542$  (d) <余りの端数を出す>

$d \times 60 = 8.1252$  (e) <小判六十目で銀に直し、四捨五入して八匁一分を得る>

奈良屋も、後の章で説明する三井越後屋同様に倍札を付けていたので、まず五掛して正札値に戻す(a)。次に利益上乘せ分を差し引きして正味値段(棚卸高)を出す(b)。これを小判六十目で割って金価格として計上する(c)。端数が出るので(d)、これに小判六十目を掛け、端銀として計上する(e)。以上の計算によって、金三百七十両一歩銀八匁一分が資産計上されることになる。

このように関東支店の棚卸資産は小判六十目で換算されたものが書き上げられる一方、京本店が純資産総計を出す際の銀換算は「五五五相場」で計算されることになる。これは上方金相場が決算時に一両五十五匁五分であったことを示している。当該期の銀の合算値は12貫680匁5分であり、これを55匁5分で割って、228両1分と12匁6分が出る(金の端数0.22747両に再度55匁5分を掛け12匁6分を得る)。これに金の合計値5,367両2分を加え、金5,595両3分銀12匁6分が純資産となる。ちなみに三井高維がまとめた当該年の京都金相場は、十二月十七日が最高値で五十六匁六分一厘、七月十七日が最安値で五十五匁一分八厘、年平均が五十五匁八分九厘となっており(三井(1995b), 343)、帳簿の七月金相場が五十五匁五分であったことは穏当な相場といえる。このように、奈良屋の京本店帳簿では、関東の固定相場と上方の変動相場が同時に記載され、それぞれの銀目資産に対して両レートによる算出がなされている。

---

<sup>18</sup> 商家によって、何建てで決算をするか、決まっているわけではない。三井は銀建てとなっている。上方で奈良屋が金建て決算をしているのは何故か。考えられる可能性の一つは、金融業を営まなかった奈良屋は、金銀両貨を保有しておく必要はなく、現金銀資産をすべて金貨で保管していたという推測は成り立つだろう。保管場所もコンパクトにすみ、勘定合わせも楽であり、多くの点で金にした方が扱いやすい点が挙げられる。

<sup>19</sup> 杉本家「左原店仕切帳 弍番」, 安永9年=天保元年, 奈良屋杉本家記念保存会所蔵。

## 〔史料〕

中井家 享保 10 年 6 月 17 日「勘定覚」

	両	分	朱	匁	分	厘	毛	貫	文	摘要
期首棚卸高	50	1		12	4	4		124		木地之棚下シ三口ニ有之候
	46	2			5	4	5			漆米油類棚下シ
		2								なわむしろ棚下シ
				1	1	8	5			此銀
			1		2	6	6		2	麦わら買入
	3	3		12	6	7	5		巳ノ 4 月 24 日ノ米買入	
貸金残高	3	3	2					(中略)		手間金ノかし口
	1									辰ノ 10 月 16 日ノ 殿様へ借シ上
				455	8	4	2			辰とし椀代残りかし、広嶋わらや善右衛門様
				400						辰とし椀代残りかし、広嶋木しや安兵衛様
				240						辰とし残り、真綿 800 目預ケ之代、三原や藤兵衛ニ預ケ有
			1,095	0	8	2		三口銀	三口銀	
	19	3		8	8	3			55 匁かへニ、凡金ニ積リ	
				9	6	3			60 匁にして	
小計	136	0	2	97	3	9	2			〆
	137	2	2	7	3	9	2			金
現金錢	15	3		6	2			3	7	有金
		2		12	9	5				此金
総資産	154	1		4	4	4				惣

(出所) 中井家, 「店卸勘定帳」, 10159, 正徳 5 年より作成。

## 〔解説〕

ここに取り上げた史料は、近江日野商人を代表する中井源左衛門家に伝わる「店卸勘定帳」である。初代中井源左衛門光武の父・光治が遺した正味財産書き上げから、資産の部を抜粋した。期首棚卸高に木地・縄むしろ・麦わらなど、漆器原料があることから、光治は漆器製造販売を行っていたことがわかる。また、椀代貸金残高として、広島の人や、仙台藩領栗原郡の債務者があがっていることから、西は広島、東は仙台に至る、極めて広い商圏で商売していたことも見てとれる<sup>20</sup>。

<sup>20</sup> 漆器製造販売の行商は、初代中井源左衛門光武の祖父・光親より開始されたとされる。光親・光治の時代の営業については、江頭(1965), 31-33 を参照せよ。

本史料は金建ての決算書であり、額面の大きな部分に小判六十目は出てこない。しかしながら、端銀合計を金に換算する際に小判六十目が見られるので取り上げた。小計部分の銀の合計値は、九十七匁三分九厘二毛となっているが、それが金匁において金換算されている。少額な計算となるが、実際の計算例は以下となる。

$97.392 \div 60 = 1.6232(a)$  <小判六十目で金換算する>

$a - 1.5 = 0.1232(b)$  <金一両二分を差し引く>

$b \times 60 = 7.392$  <余りを小判六十目で再度銀換算する>

小計の匁から金匁への帳簿の変更は、端銀の金換算であり、金一両二分が加えられたことが変更点となる。小判六十目割での差引した残りが銀七匁三分九厘二毛となり、その端銀が金匁の銀高として計上されている。

また、この帳簿には広島に行商に出た際の売上高が含まれている。西国なので銀貨決済となるが、関東の小判六十目勘定は当てはまらない土地での行商なので、上方の時相場勘定となっている。よって金換算する際には、その時点の金銀実勢レートである一両五十五匁で処理されている。

$1,095.082 \div 55 = 19.91058(a)$  <実勢レート一両五十五匁で金換算する>

$a - 19.75 = 0.16058(b)$  <十九両三分を引く>

$b \times 55 = 8.8319$  <余りを再び実勢レートで端銀に戻し、分以下四捨五入する>

これにより端銀八匁八分三厘が出るのだが、帳簿はこれに対し、さらに小判六十目なら幾らになるかを再計算している。すなわち以下の如くである。

$8.83 \times (60 \div 55) = 9.63$

基本は関東方式での帳簿建てなのであり、上方での売上等も、最終的な計上においては小判六十目で換算され処理されていたと考えられる。

### 2.1.3 守貞謾稿<sup>21</sup>

〔史料〕

江戸は、小判一両價銀六十目の定價にて、日價無之、一分十五匁、二朱七匁五分の定也、然れども、若銀子入用にて、買之には日價あり、故に銀相庭と云、一両に銀六十幾匁と云、其こと金相庭と同といへども、他物の賣買に、價は銀を以て唱之、代料、

---

<sup>21</sup> タイトル中の「謾」の字は「漫」とされることもある。原本内に二種の文字が用いられているためだが、守貞の書いたオリジナルは「謾」だと考えられるので、本稿ではそちらを採用している。『守貞謾稿』の書名については、喜田川・宇佐美(1996), 399-402 を参照せよ。

金を以て贖之の時は、銀六十目金一両に當る定價也、（中略）江戸も、錢は従来、無定價にて、毎日相場あり、昔は上に云如く、四、五貫文を一両とす、今も金一両に錢幾貫文と唱ること也

（喜田川(1908), 220-221）<sup>22</sup>

〔解説〕

著者である喜田川守貞(1810-没年不詳)は、江戸時代後期に自身が実際に生活した大坂と江戸の風俗を比較し、細大漏らさず書き留めようとした人物である。同書「概畧」に「余、大坂に住すこと三十年、江戸に移て後、今に至り十有四年、粗兩地の俗を知る」と記されている通り、非常に体験的要素の強い述作である。引用は「貨幣之價」について論じられている中での言説となる。

冒頭の「江戸は、小判一兩價銀六十目の定價にて、日價無之」という部分が最も重要であり、日々変動する銀相場に関係なく、江戸は常に「小判一兩＝銀六十目」の金銀固定レートだったということである。ただし、これは「銀子」以外となる一般商品等の「他物」売買に関する定め値であって、銀子が必要な場合は、両替商が扱う日々の変動相場に従って金銀売買されていたことになる。さらに銀子以外の一般商品といっても、すべての商品に当てはまるわけではなく、おもに上方からの下り物に見られる銀目値段のついた銀極め商品に対して、金子で代金を支払う場合といった条件が江戸小判六十目には付随する。つまり、金貨と銀貨の両方の要素を含む商品価格や労賃に対する金銭授受において、小判六十目が適用されたことになる。なぜなら、金極め金払いの商品においては、銀目との交換レートは会計上そもそも必要ないからである。以上のことから、「銀六十目」は定数計算における定数の役割を果たしており、実物の銀貨が売買場面に登場したのではなかったことがわかる。一方、錢貨に関しては、商品市場においても金融市場同様「定價」が存在せず、変動する時相場に従って勘定がなされていたことになる。

このように商品市場の江戸小判六十目は、それが固定相場であった江戸ないし関東だけの話であり、変動相場の上方には適用されなかったことが重要なポイントとなる。ここに商品市場における東西の相場違いが生じるからである。

#### 2.1.4 地方凡例録

〔史料〕

---

<sup>22</sup> 同書には幾つかの翻刻がなされているが、ここでは本稿が取り上げる研究者の三井高維と遠藤佐々喜が実際に目にした著述を用いることにした。

金に相場あるは、上方より西国の銀遣ひの所計りにして、関東ハ凡て銀六十匁を金壹兩の定直段にて、公納、其外商家の取遣も、金にハ相場と云ことなく、錢にのミ相場のあることに付、引替るときは金壹兩の錢五貫文の時もあり、又五貫五百文の折もありて、日々時々の相場なれども、銀にて買ふものは定直段なり

(大石(1871), 7 丁表)<sup>23</sup>

〔解説〕

著者の大石久敬(1725–1794)は、九州出身、多年にわたる諸国流浪の末、高崎藩に腰を落ち着けたとされる人物である。よって守貞と同じく西国も東国も共に体験した上での述作となる。引用部分で久敬は「公納、其外商家の取遣」の話をしているので、金融市場の金銀変動相場に関する言説は出てこない。商品市場と共に「公納」について語っている点が注目される。管見によれば、幕府財政収支や公納に関しては、関東に限らず上方でも一兩六十目の固定レートが長期間適用されていたと考えられる。

『三貨図彙』(文化十二年(1815))も「関東筋ハ前々ヨリ、金ヲ六十目ト立ル定例アリテ、諸物ハ兩ニ何程ト代口物ノ方ヨリ高下ヲナス、銀錢トイヘドモ、諸物同様兩ニ銀何匁、兩ニ錢何貫文トシテ、金一兩ノ六十目ハ、イツ迄モ替ルコトナシ」(草間(1916a), 290)と語っている。関東筋は「金ヲ六十目ト立ル定例」があったと明言しているのに、続いて「銀錢トイヘドモ、諸物同様兩ニ銀何匁」と語るのは、一見したところ矛盾している。だが、守貞の話を加味すれば、関東筋の商品市場と金融市場は固定相場と変動相場に分かれるため、商品市場において「金一兩ノ六十目ハ、イツ迄モ替ルコトナシ」とされる一方で、金融市場が「兩ニ銀何匁」と日々変動していることは矛盾ではなくなるわけだ。

江戸時代の著作といえども、商品市場と金融市場を『守貞謾稿』のように必ずしも明瞭に区別しているとは限らず、注意した読み方が必要となる。久敬の引用末尾の文章も、「銀にて買ふものは定直段」とは、銀貨を出して買うものという意味ではなく、銀値段の付いた銀極め商品を金貨で買う際には「凡て銀六十匁を金壹兩の定直段」として売買される、と解すべきである。

### 2.1.5 丁銀改鑄秘策

〔史料〕

---

<sup>23</sup> 『日本経済叢書 卷 31』666 及び『日本経済大典 第 43 卷』652 に収められている版は、脱字や表現の不明確な部分が多々あるため、引用は国立国会図書館所蔵『改正補訂地方凡例録 卷之 10 (上, 下)』を使用した。また「金銀考」581 も、言葉遣いは大体同じである。

舊きを改るのはゞかりもなく、通用にうれひもなき策あり、その大綱は、先京大坂において、丁銀を買上、銀拂底になりぬれば、おのづから金の相場下り、六拾目【金の相場、今は六拾五匁位】に至るは必定なり、その時に至り、此後は永く金を六拾目と、【江戸と同様也】公より御定めあるべし、さあるとも漸次に相場の志からしむる事なれば、誰かわづらひいなむ者一人もあるべき、

江戸并に關東の國々は、小判六拾目の定めなれば、【銀は時の相場也】銀何拾何匁と賣買せしも、みな銀は名のみにて、實は金賣買なり、諸家の献上銀、拝領銀、又は諸侯に銀通用の御家もあるべけれど、是は百に五六家には過べからず、其他はみな銀は名のみにて、實は金賣買なれば、銀の有無、相場の高下に、關東の國々は、いさゝかわづらひなし、たゞ京大坂西國筋は、銀を専ら通用仕馴ぬれば、俄に銀の有無、相場の高下ありては、諸物の價にわづらひあるに似たれば、こゝに京大坂を専ら云、江戸にても、京大坂と同時に銀を買上なば、京大坂にて、金の相場六拾目に至る時節は、江戸もまた銀の相場六拾匁となるは必定なり、其時を見計ひ、江戸は以來銀を六十匁と御定めあるべし、これ又誰人かわづらひいなむ者あるべき、

かくて金も銀も六拾匁と定まりぬれば、銀を専らにつかひ馴し國々も、銀は名のみになり行、實は金賣買となりぬれば、爰において御定の銀六拾目相場を以て、諸國の丁銀を不殘買上、南鐐に鑄改めなば通用にいさゝか憂ひなかるべし

(『古事類苑』泉貨部 5, 金銀貨中, 318-319)

〔解説〕

福田務廉（竹庵, 1774-1819）については、「竹庵居士福田君墓表記」に詳しい。御膳奉行配下の役人であったが、詩歌を善くし、賀茂真淵門下の村田春海に師事していた。春海の死後、『琴後集』編纂に携わっている。墓表記には、好んで経済の書を読み、また算術に精しい、とある<sup>24</sup>。文化期に書かれた「丁銀改鑄秘策」（文化六年）では、慶長丁銀を南鐐二朱銀に鑄改める策が提示されている。これにより、およそ金五百万～六百万両、銅四十万貫目の益になると訴えている。引用部分では、上方市場も江戸（商品市場）と同様に小判六十目に固定する策として、上方で丁銀を買い上げ、銀払底させて、金相場を引き下げ六十目になったところで、幕府より御定相場を命じよ、としている。また江戸および関東金融市場では、金売買が主で、銀売買が実際になされるのは五パーセントほどだと実相が述べられる。そして江戸の金融市場も六十目固定にして、全国一統小判六十目になったところで、銀をすべて南鐐二朱銀に改鑄する秘策が述べられている。江戸固定相場

<sup>24</sup> 磯ヶ谷(1935), 140-141。

商品市場を模範として、まず上方市場を六十目固定相場に改め、次に上方市場に追随する江戸金融市場も同様に固定相場とし、全国一統の固定相場化が画策されていることになる。

## 2.1.6 改幣要議

〔史料〕

今世上ニ六十匁銀トテ金一両ヲ銀ニシテハ六十匁ト定メ諸売買ニ用ユ、昔シヨリ東国ニハ平常ハ銀ハ用ザル故ニ、唯空銀ニテ銀匁ヲ呼ノミ、永銭モ同シ事ニテ、算計ニ便ナル故ニ用ユルナリ、元来ハ丁銀・豆板銀ノ目方ナリシヲ、其本銀ハ相庭ノ違ヒ少シツ、ノ動モアリテ、後ニハ六十匁餘ニ至リ、次第ニ違トモ多クナリケレトモ、取遣リニ銀ノ通用ハ無キ土地ナレバ、其便利ナル六十匁ノ時ノ直ヲイツマテモ居置テ、諸物ノ直段ニ付置テ売買ヲ為ル事ニハ成レルナル可シ、銀モ銭モ日々ノ相庭ニテ少シツ、ノ違アルヲ、動カヌ六十匁銀ヲ以テ直段ヲ付置ケハ、悉ク便利宜シクシテ、今ハ全ク永銭ト等シク、売買取遣ノ算計ヲ助ルワサナリ

([色川\(1869頃\), \[89\]](#))

〔解説〕

色川忠三郎（色川御蔭）(1815–1873) は、色川三中の年の離れた弟である。土浦で薬種業・醤油醸造業を営んでいた商家の出であるから、関東の商品市場および金融市場に詳しくかったことは言うまでもない。幕末維新期の物価騰貴を憂慮して、貨幣と物価の関係に思いを致し、正徳改鑄のごとき良鑄案を忠三郎は提言している。明治二年(1869)頃に執筆された同議論の中に東国「六十匁銀」の話が出てくる。守貞以上に解りやすく解説しており、好個の史料と評価できる。

忠三郎はここで江戸小判六十目を、「永銭」（永法『地方凡例録』または永銭法『算学定位法』）と変わらぬものとしている。永法とは寛永通宝以前の永楽銭通用時代に〔金一両＝永一貫文〕とされた銭貨の御定相場に由来し、その後江戸時代を通じて広く金遣い地域に定着して貢納等に用いられた十進法の価格算定法である<sup>25</sup>。関東市場の大半は九六銭で、すなわち九十六文を百文と勘定していたが、永法は百文を百文で勘定する。つまり金一步は永二百五十文、金二朱は永百二十五文といった勘定になる。無論、現実に市場に通用した銭貨はこのような高値で取引されていなかったのであり、あくまで計算上の利便性を重視した金銭レートとなる。これと全く同様に、実勢金銀レートがどうあれ、金一步を

---

<sup>25</sup> 永法による貢納の実例については、たとえば以下を参照せよ。小葉田(1930), 180–181（1969年版では192–193）；[野村\(1941\), 471–472](#)。



銀十五匁、金二朱を七匁五分と、計算上便利であったからレート固定したものが、江戸小判六十目であったと忠三郎は語っているわけだ。実に明快な解説であり、これ以上の説明は無用であろう。なお、この固定銀レートは「六十匁銀」とも「江戸銀」とも称された<sup>26</sup>。

ところで「永法説集」が説く「金壹兩を永壹貫文と云事、中古算數の上にて立たる定法なり、譬ば金壹兩に銀六拾目替といへる時、此六拾目を六拾に割候得ば、壹と成なり、是壹兩を壹貫文と名付たる根本也、如此法を立るゆへんは上方西國筋は都て銀子の員數を以、萬事勘定を何千何百何拾匁何分と知れ候得共、關東は金子の員數を以、何百何拾兩銀何匁、或は錢何文と三色に分り候故、勘定やかましく、品々にては手間を取、且錢銀は其時の兩替相庭甲乙有て、一樣ならざる故、差支候故を以て此法を立、金何拾何兩、永何百何拾何文と致置、此端永に相場を懸け、其時々之の錢銀何程と云事知れやすからん爲なり<sup>27</sup>」

([小宮山・山内\(1915\), 61](#)) という文言は、小宮山昌世、山内董正、大石久敬<sup>28</sup>の三人に、その永法起源説を批判されている。しかしながら、永法を説く者が当時人口に膾炙していた永楽銭伝承に通じていなかったなどとは考えられず<sup>29</sup>、忠三郎が説く「算計ヲ助ルワサ」としての永法ならぬ銀法「動かヌ六十匁銀」の解説と同様に、「永法説集」も銀法から永法を解き明かしているのだと考えられる。ただ「金壹兩に銀六拾目替といへる時、此六拾目を六拾に割候得ば、壹と成なり」という説明が同語反復的なこじつけで「壹」を導き出しており、全く説明になっていないことが批判されていると見てよい。なお永法はかなり

---

<sup>26</sup> 明治元年発行の『中外貨幣度量考』では、「六十匁銀」という語も使われているが、これを「江戸銀」とも称している（本稿と同様の命名法である）。旧貨幣時代の江戸小判六十目が維新後に書き記された稀なる史料の一つといえる。

「金一銖 六十匁銀三匁七分五厘 / 永六十二文五分  
江戸銀一匁 金一兩六十分一」（[瓜生\(1868\), 1丁表](#)）。

<sup>27</sup> 『地方凡例録』にも「永法説集」の引用はあるが、本稿引用末尾の「端永」処理の記述がない。しかしその部分こそが最も重要であると考え、「増補田園類説」の「永法説集」を採用した。ただし『[日本経済叢書 卷 8】 61](#)』や『[日本経済大典 第 13 卷】 61](#)』の「増補田園類説」の翻刻には「或は何錢文と三色に分り候故」とあり明らかな誤植である。『[田園類説](#)』等も参照して「錢何文」と改めた。

<sup>28</sup> 『[日本経済叢書 卷 31】 666-667](#)；[大石\(1871\), 7丁裏-8丁表](#)。

<sup>29</sup> 永楽銭伝承の具体的内容については、「増補田園類説」の「一 草廬雑談日」以下を参照せよ（『[日本経済叢書 卷 8】 56](#)）。『地方凡例録』は『[日本経済叢書 卷 31】 660](#)』を参照。その他の永楽銭伝承文献の一例は『[東京市史稿 産業篇第 1】 268](#)』「三浦三崎唐船漂着・関東永楽銭通用」；[326](#)「関東永楽銭一品通用」等を参照せよ。また永楽銭レートについては『[東京市史稿 産業篇第 2】 884](#)』「永楽・鏝二錢比価公定并永楽銭通用禁止」；[907](#)「錢及金銀相場規定」；[920](#)「永楽銭通用再禁」等を参照せよ。



広域に通用した算法だが、小判六十目（「六十匁銀」）が同様の通用地域に正確に重なるかどうか不明である。それに関しては更なる調査が必要であるが、恐らく後者の通用地域の方が限られていたのではないかと推察される。

### 2.1.7 初心算法早伝授「江戸算」

〔史料〕

今京都の小判相場五十六匁する時、京都の買物を、江戸表へ廻してハ六拾匁銀にする也

今拾匁の物ハ、何ほとに成りと云

答日、拾匁七分

術に日、拾匁を京の相場五拾六匁にわり、一七八五七となるを、六拾匁にかけて知る也

[\(多賀谷\(1727\), 7丁表-7丁裏\)](#)

〔解説〕

最後に取り上げた史料は、和算書からのものである。見世物カラクリの種明かし本『璣訓蒙鑑草』などユニークな著述のある多賀谷環中仙（生没年不詳）の手になる『初心算法早伝授』（享保十二年）からの出題例一問をここに引いた。上中下巻の算法書に加え、追加版として増補された冒頭部分には「江戸算」と表題付けがなされている。その命名の由来として「此算法ハすべて小判立の巻を作りたる故、江戸算と名づく、東國小判立の所ハ皆通すへし」と説明されている。忠三郎が「昔シヨリ東国ニハ」として「六十匁銀」の説明をした内容が、環中仙では算術例によって提示されたといえる。その「江戸算」出題諸例中に、本稿が最も着目する東西間交易の相場違いによる価格変更の典型的な問題・解答・解法が載せられていたので、ここに選んだ。

解答に至る算出法を数式で書けば  $[10 \div 56 (\approx 0.17857) \times 60 \approx 10.71428 \approx 10.7]$  となる。今日的には、銀貨の価値指数を求めて、価格計算するのが一般的だろうから  $[10 \times (60 \div 56) \approx 10.71428 \approx 10.7]$  といった数式になろう。

環中仙が挙げた出題例は極めて重要であり、この単純な計算式こそ、本稿の骨子を形成するものである。京都で十匁の商品が、市場が江戸に変わるだけで、十匁七分の値段となる。運送費等の諸経費は別にして、東西相場違いだけで七分余りの物価高になるのである。これは上方が銀高の時の現象であり、数値上の例を挙げれば、上方の金相場が一兩約五十四匁五分の時、江戸の物価は一割高となり、約五十二匁二分ならば一割五分高、五十匁ならば二割高、約四十六匁二分で三割高となる。この物価高騰は何か一品だけの話ではなく、

上方から江戸へ下る大量の下り物すべてが一律に値上げされたことになるのである。しかも変動相場によるため、価格変動も容易に起こりえたといえる。なお当然のことだが、上方市場が江戸商品市場と同じ六十目ならば相場違いは起こらず、上方も江戸も同じ物価となる。

このことが、いかに重大な経済事象であるかは、説明を要しないだろう。これが近世期の東西間の商品市場で起こっていた紛れもない史実なのである。上方が銀高になるたびに十組問屋は江戸の物価高に対して幕府に苦情を言い、上方の銀高をどうにかしてほしいと懇願した。江戸市場において急騰する物価問題に苦しんだ家宣時代に、恐らく十組問屋の上申書などを参考にしながら、新井白石は元禄改鑄によって生じた銀高相場による市場動向を冷静に分析している。

元禄年中、金銀の品改り候て、萬物の價増し加り候事は、金銀通用の法は、むかしのごとくに金壹両を以て銀六拾匁に當られ候へども、世の人金を賤しみ銀を貴とび候事によりて、其通じ用ひ候所は、壹両の金わづかに銀五拾四匁に當り候を以て【銀五拾貳匁迄になり候事も候ひしかども五拾四、五匁はよのつねの價に候き】、たとへば其價の銀六拾匁の物の代として、金壹両を請取候ては、たち所に五、六匁の損失に及び候を以て、其價を増して六拾五、六匁に賣出さゞる事を得ず候き

（「白石建議七」247）<sup>30</sup>

上方の金相場が一両約五十四匁五分の時、江戸の物価は一割高になることを既に述べたが、その事態が元禄改鑄以降の江戸市場で実際に起こっていたわけだ。もっとも元禄十二年(1699)の頃は銀高が一両四十七匁にまで進んだと白石は述べており、その際には一割どころか二割八分もの物価騰貴となって、江戸市民を苦しめたことになる。一つ重要な事柄をここで指摘しておけば、東西相場違いによる価格上乘せを幕府は承認していたことである。幕府が諸色掛を設置し物価対策に乗り出して以降も、この価格上乘せが禁じられることのなかった点は注目すべきである<sup>31</sup>。

## 2.2 ニアミスの諸研究

---

<sup>30</sup> 金銀相場乱高下の原因に関する白石の分析は、元禄改鑄における金貨と銀貨の品位低下率の不統一による、とするものである。この白石の言説については、第四章冒頭で再び取り上げる。

<sup>31</sup> 本稿「[4.2.3 天保十三年四月の直段書上](#)」の「金違」を参照せよ。

前節で江戸小判六十目の存在証明はできたと考えるが、では一体なぜこのような経済事象が生じたのだろうか。それは、金遣い・銀遣い、金極め・銀極め、輸入消費都市・物産輸出都市、固定相場・変動相場、商品市場・金融市場、といった、様々な二項対立が、江戸・上方間で起こっており、こうした諸条件がすべて出揃うことによって、初めて起こりうる極めてユニークで特殊な社会文化的事象といえるものだったのである。

東西間の値付け論理については、第四章で詳述するが、本節では、本稿の主題に関してはもちろん、それと共に他の諸条件についても、先行研究がどのような理解を示してきたのかを以下に概観したい。

ここに提示する先行諸研究は、前節で扱った引用箇所と同じ部分を使用して論じているものもあり、本稿と同じ事を語っているのではないかと考えられる向きもあろう。最初に断っておきたいのは、「江戸小判六十目」が、今日の学問や一般的な歴史教養の常識とはなっていない点である。それは何故かといえば、先行諸研究がこの重大なる経済事象を正しく認識しておらず、学界や一般的歴史教養の中に埋め込めなかったからに他ならない。

だが、一体どうして本来そうあるべきはずの認識に諸研究が辿りつけなかったのか、どういった点がネックになり、本来の認識から諸研究が離脱してしまったのか、また誤った認識に陥るに至った諸要因とは何だったのか、等々を究明しておくことは、「江戸小判六十目」の理解を妨げるつまずきの石を排除することに役立ち、逆にその理解を深めるための導きの糸ともなるはずである。近世期の商業・金融・貨幣等に関する諸研究において第一線で業績をあげた研究者を取り上げ、彼らがどのような理解を示していたのかを、ここに確認しておきたい。なお「ニアミス」という表現は、本来は接近してはならないケースで異常接近してしまったミスをいうが、本稿では、本来は接近し合致しなければならないところで、接近だけに終わってしまったミスを指して「ニアミス」という言葉を使う。

では、いまや自明の史実となった「江戸小判六十目」をめぐる、先行諸研究がそれに関して押さえきれなかった点、注視せずに見過ごしている点等を指摘しながら、逆に押さえるべきポイント、見逃してはならない点を明確化していくことにしよう。

### 2.2.1 小判六十目の適用・不適用

東西相場違えと物価問題に関して、幕府がそれを自覚的な政策課題としたのは、元禄改鑄を契機とした江戸城下市場における目に余る物価騰貴が起こってからといえる。詳しくは次章で扱うが、元禄十三年の御定相場令こそ、江戸小判六十目の端緒となったものであ

る。すなわち元禄後期以降、維新に至るまで、その長きにわたる一世紀半もの間、江戸小判六十目は江戸城下および関東一円で機能したのである。ちなみにそれが維新から令和の今日までと、ほぼ同じ期間にあたるといえば、その長きほどが実感できるであろう。

では、この金一両銀六十匁の御定相場は、現代の近世日本史学の中で、どのように捉えられているのだろうか。まず、中井信彦の言説を見よう。

もともと徳川幕府の幣制には、本位制度が存在しなかった。金銀銭の三貨は、品位と需給関係とに基いて貨幣取引商人が決定する比率によって交換されていた。元禄十三年（一七〇〇）に、幕府は金一両銀六十匁替の公定比価をさだめたけれども、それは幕府の財政収支に適用されたに過ぎず、流通市場では依然として貨幣相場によつて交換されていた。例えば、元禄改鑄で金の銀に対する比価が低落し、宝永元年（一七〇四）の大阪における相場は、金一両が銀四十五、六匁にすぎなかつたが、宝永三年に始まった相次ぐ悪質銀貨の増鑄を経た正徳三年（一七一三）の同地では、金一両に銀八十四、五匁という数字を示しているほどである。

[\(中井\(1963\), 65\)](#) <sup>32</sup>

中井によれば、金一両銀六十匁の固定相場は、幕府の財政収支に適用されたのみで、流通市場はずっと変動相場のままであった。それが証拠にと、金融変動相場の実例を中井は列挙している。だが、中井の提示している相場比較は、あまり推奨できない数値の並びとなっている。というのは、金銀相場といっても、その金貨・銀貨が改鑄により別物となっているからであり、宝永元年(1704)なら元禄金銀相場の可能性が最も高いが、正徳三年(1713)の場合にはその当時の通用金銀、すなわち乾字金（宝永小判）と四ツ宝銀（三ツ宝銀・永字銀を含む場合あり）の相場でほぼ間違いないからである。この頃の金銀相場は貨幣品位が少なからず関係しており（乾字金の場合は量目が従来の小判のほぼ半分なので、品位だけでなく量目も関係してくる）、それを考慮せず金銀相場を表面上の数値のみで比較するのは、些か無謀な相場把握と言わざるをえない。これを見ても判るように、中井の近世貨幣に対する理解は、そこまで深くはなかったといえる。ともかく前節で引いた『地方凡例録』に書かれている「関東ハ凡て銀六十匁を金壹両の定直段にて、公納、其外商家

---

<sup>32</sup> 中井は公定相場と市場相場について、同様の論旨を別の論述でも展開している。「慶長十四年に一両＝五〇目、元禄十三年に一両＝六〇目という公定相場が定められていたが、これは幕府の勘定に適用されていただけで、それ以外では市中相場によって交換が行われていた」（中井(1966), 29）。

の取遣も、金にハ相場と云ことなく」という部分の「公納」だけを、中井は定め値段だったと認識しているわけだ。近世期の商品流通にも関心を寄せ、そうした専門書籍も世に出している中井だが、江戸小判六十目は眼中になかったようだ。

次に林玲子の例を見る。元禄十三年の御定相場令には、十組問屋が深く関わっていたことが、『両替年代記』や十組問屋史料から覗える。すなわち、東西の相場違えと江戸の物価の関連に最も敏感だった十組問屋の訴えによって、御定相場令は実現したと史料は伝えている。その問屋史料を丹念に読み解いた研究者として、林は筆頭に挙げられるべき人物である。同史料中に含まれる幕府への嘆願書において、いったい十組問屋が何に困り、どのような近世市場の経済構造を問題視して、小判六十目を訴えたのか、それこそが同史料の最も肝要なポイントになる。その点に関する林の理解は「貨幣流通の円滑化」という言葉に集約されている。「下り荷輸送円滑化のため十組を結んだ問屋仲間の関心は、当時大坂—江戸間の商品流通につきまとう問題であった金銀相場の変動にむけられた。「万記録」に最も多くみられる十組の訴願は貨幣流通に関するものである」（林(2000), 145）として、年代順に事例を列挙し林は次のように語る。

いずれも金銀相場の問題であり、特に江戸と京・大坂との貨幣流通の不円滑、またそれが銀高値となって現われることに対し対策を訴えているのである。元禄十三年の金銀銭比価公定は、このような十組側の訴願を幕府が取上げた形で出されたものであり、当時の様子を伝える白木屋の書簡によると、江戸の為替商は今回の触は「拾仲間」の訴訟のためであるとして、十組参加の諸問屋の銀為替を拒んでいる。しかしこの比価公定も結局は有名無実となり、江戸時代を通じて最も金銀相場の変動の著しかったといわれる正徳・享保年間がこれに続く。例えば正徳四年（一七一四）新金銀吹替時には、江戸において金一両＝銀八二～八三匁が、享保三年（一七一八）九月には銀四三匁八・九分となり、旧貨幣時に比して倍近くに銀が暴騰しているのである。上方からの下り荷を扱うことにより、金銀相場の影響を大きくうける十組問屋としては、貨幣流通の円滑化に大きな関心を持たざるをえない。

（林(2000), 145–146）

どうやら江戸小判六十目に関する知識は、林にもなかったようだ。それに加え、小判六十目に関しては、中井よりも更に認識が後退したものになっている。なぜなら林にとって、両替商が日々立てる金融変動相場が唯一の相場であり、元禄十三年の御定相場令は「有名

無実」なものでしかなかったからだ<sup>33</sup>。中井が指摘した幕府財政収支すら顔を覗かせないのである。十組問屋の度重なる訴えにより、それが「金銀相場の問題」であるということは分かって、その問題の核心が何だったのかを林は理解できていない<sup>34</sup>。

十組問屋が小判六十目を幕府に強く訴えかけたという史実は決して小さなものではなく、この問題についてもう少し深掘りすれば、「貨幣流通の円滑化」といった敢えてピントをぼかしたような曖昧な言い方を林はせずに済んだかもしれない。「万記録」によれば、十組問屋は訴願通りの固定相場令が出されたことを喜び、「従御公儀様今度被仰出候通、売買諸差引小判壹両六拾匁ニ取遣可仕事」という一条を設け、仲間内では「自今以後私之相場堅仕間敷候」として、私の相場を立てないことが強く戒められた。「此時関東筋其外国々小判壹両六拾匁遣ひ始也」という文言<sup>35</sup>は、これ以降「一両六十目を堅持していきます」という十組の宣誓と捉えてよいだろう。すなわち、商売仲間内で取り決めさえすれば、両替金融市場の変動相場に関係なく、「売買諸差引」計算において、一両六十目で金銀相場を固定することは可能だったのであり、事実、十組問屋はそれを堅持したのであった<sup>36</sup>。

---

<sup>33</sup> 遠藤佐々喜が『国史辞典』で執筆した「金銀比價」の説明は次のように始まる。「我國古來の貨幣制度に於ては、一般的に金と銀とは各々獨立の發達を遂げ、且、その素材價値が貨幣價値の素因となつてゐる上に、各々に金相場・銀相場といふ市場相場が立てられ、これを統制するための公定相場（御定直段）は公式だけで實際に行はれた場合は殆どなかつた」（遠藤(1942b), 306）。この金融市場に限られた言説を、全近世市場の話だと解してしまえば、商品市場に携わる研究者においても、林のような見解は容易に生まれてしまうだろう（遠藤自身も全市場の話として語っている）。

<sup>34</sup> 「銀遣いである上方から商品を仕入れ、金遣いの江戸で売捌く江戸問屋は、販売の結果、金・銭を得るが、仕入のためには銀を必要とした。そのため、金・銭と銀の両替は絶対に必要であったが、銀相場の高騰は必然的に金遣い圏である江戸及び関東・東北では物価騰貴を引起す。このため、十組問屋は金銀相場の安定を望み、幕府に法定相場をたてることを願い出たのである」（林(1967), 82）。林の金融相場と物価理解は、江戸の銀相場高値が江戸の物価騰貴を引き起こすというものであり、銀での仕入れを前提としている。だが十組が物価問題で苦情をいう時、江戸では度々銀が払底していた。銀で仕入れようにも銀がなかったのである。先んじて上方は金仕入・金販売を前提として江戸積み商品の価格変更をしており、上方の銀高が江戸の物価騰貴を引き起こしたのである。

<sup>35</sup> ここまでの引用はすべて「[万記録](#)」7。

<sup>36</sup> 十組の一つである瀬戸物問屋仲間の文化十二年七月の議定書に「一、仕切金壹両に付銀六十一匁極、但、是迄金壹両ニ付銀六十匁之処 此度致改正往古之値段本行之通相極候事」（『町誌たちばなのさと』235）とある。「往古之値段」として、それまでずっと小判六十目固定であった金銀レートが、仕切金に限り、以後は一両六十一匁へと変更された。文化期はかなりの銀安局面が打ち続いた時代であり、口銭等の改正に伴い、仕切金の滞りをなくすための策として、相場変更



本来は「諸国一統六拾匁通用之御定法」のはずであったが、少なくともここに小判六十目通用が江戸商品市場において開始されたのである。「有名無実」なものになったという林の論考とは全く逆に、江戸小判六十目（「御当地六拾匁之通用之積」）は十組問屋にとって名実ともに揺るぎない商品固定相場となったのであった<sup>37</sup>。

十組問屋が訴えたのは、上方が銀高となって江戸小判六十目との間に東西相場違いが発生し、それが商品市場に影響したからなのだが、その場合、金融市場においても上方の方が銀高となり、江戸との相場違いが発生するケースが一般的であった<sup>38</sup>。そうなる金融面での東西相場違いにより、江戸では直ぐさま銀が買われて払底し貨幣流通が滞った。林のいう「貨幣流通の不円滑」とは、主にこのことであり、金融市場と商品市場はセットになって、江戸での貨幣流通の滞りと物価高騰という対の現象を江戸市場にもたらしたのである。つまり、十組問屋を問題にしているからには、商品市場の物価事情を本来は述べねばならないところで、林は金融市場の問題だけに焦点を当ててしまったことになる。本稿

---

がなされたようだ。よって、これは仲間内での金銭に関する取り決めであり、一般市場での瀬戸物売買は小判六十目のままであったと考えられる。いずれにせよ、こうした内部文書一つを見ても、江戸小判六十目が商人たちの取り決めで維持継続されていたことがわかる。

<sup>37</sup> 原文は以下の通りである。

「乍恐口上書を以奉願上候

一 御当地十組諸問屋共奉申上候。去冬より段々御願申上候所、当十一月八日より小判六拾匁、錢四貫文取遣り仕り候様被為仰付、万民潤ひ難有奉存候。

一 御当地御触之以後、諸色商売物代銀取遣り、小判六拾匁・錢四匁文ニ請払仕候所、御触前ニ金壹両四拾七八匁、錢三匁七百文前後仕候節ニも、銀錢共ニ両替屋共沢山ニ売買仕候処、御払銀御出し被為成候上ハ弥以銀錢共沢山ニ取遣り可仕筈ニ御座候所、頃日ハ以之外銀錢共調不申、万民迷惑仕候。

一 京大坂ニ而両替屋共切引と名付、金壹両ニ付式匁余引ヲ立、五拾六匁位ニ相場相当り候様仕候。夫ニ付諸色買物代御定之通、小判壹両六拾匁ニ受取不申迷惑仕候。其上諸職人互ニ申合候歟、一匁受取不申候様ニ申越候。

一 京大坂共ニ私之相場相立候ニ付、銀之間金壹両ニ付四五匁余も違御座候ニ付、御当地六拾匁之通用之積ニ合不申、商売物高直ニ罷成迷惑奉存候事。

一 乍恐御触之無之国々ニ而銀子高直ニ商売仕候由、風聞仕候事。

一 御触以後、京大坂之儀、御当地とハ相場不同御座候ニ付、諸商人銀為替不自由ニ御座候而難義仕候。何卒京大坂共御当地同前ニ金銀通用仕候様奉願上候。右之通被為聞召分、京大坂共御当地同様、受払仕候様被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上。

元禄十三年辰十二月十七日

御当地諸色問屋共

御奉行様」（『[万記録](#)』7-8）。

<sup>38</sup> 前脚註の十組口上書中、「京大坂」で始まる第三・第四の一条により、御定相場令発布直後から上方では「私之相場」が立ち、江戸との相場違いが発生していたことが知れる。

の観点からすれば、たとえ江戸の金融市場において銀が暴騰したとしても、商品市場は小判六十目固定であったことこそ最も肝要な点であった。十組問屋にとっては江戸城下市場ではなく、上方で変動する金相場こそが問題だったのであり、それが江戸の物価に直結したのである。

また論中で林も中井同様、異なる金銀貨の相場を比較して論じている。林の例では、正徳四年は乾字金対四ツ宝銀（「享保三年戊閏十一月迄ハ乾金・四寶銀諸相庭之元立也」『両替年代記』97）、享保三年は新金銀すなわち享保金銀である。貨幣相場の粗雑な扱いと同様に、商品相場に関しても、林の理解は不充分だったと言わざるを得ない。

再び中井の論に戻れば、本稿の主要史料の一つである十組問屋史料を中井も扱っているがゆえに、問題の核心となる言説に触れざるをえない。「大坂における金相場下落という貨幣相場の問題」として、白子組の史料を中井は扱っている。

上方金相庭之義、近来打続下直ニ御座候ニ付、諸代呂物何ニ不寄、江戸着直段高直ニ相当り申候、譬は大坂表より木綿老反ニ付銀五匁ニて買取候品、御当地小判六拾目ニ割候得は、元直段五匁四五分ニ相当り、凡八九歩、壹割方も高直ニ相成申候て甚難渋仕候、上方金相庭引上候得は右ニ随ひ諸代呂物下直ニ相成候道理ニ御座候、何卒以御慈悲、上方金相庭六拾目余ニ相成候様被為仰付被下置候ハ、諸代呂物夫丈ヶ下直ニ相成可申と乍恐奉存候

（中井(1971), 263）<sup>39</sup>

この寛政二年の史料に関する中井の言説は注意深く読まれる必要がある。中井は次のようにいう。「五匁銀六十目通用令から南鐐二朱判の発行にいたる安永・天明期の金銀相場固定策（金一両＝銀六〇目）は、天明八年（一七八八）六月に二朱銀の発行停止・丁銀発行令によって放棄され、それを契機として貨幣相場が動揺、特に大坂での金相場の低下を生じた。上方からの仕入を営む江戸の問屋商人にとって、両地の貨幣相場の動きは卸売価格に影響するところが大きかったことは詳述の要を認めない」（中井(1971), 263）と銀貨（代用金貨を含む）の新規鑄造によって幕府が企図した小判六十目は天明末年には水泡に

---

<sup>39</sup> 「北御番所初鹿野河内守様より大坂白木綿買直段書上ヶ被為仰付候砌之下書 同九月廿二日白木綿着日附下書 同九月廿五日被為仰付候下書」（[白木屋, B2-2, 寛政 2 年](#)）を一部翻刻すれば、「譬者、大坂表方木綿老反ニ付銀五匁ニ而買請候品、御当地小判六拾匁ニ割付候得者、元直段五匁四分、五分ニ相当り、凡八、九歩、老割方も高直ニ相成、甚難渋仕候」となり、どちらも大意は明瞭であるが、中井の引用翻刻より若干意味が通りやすい。



帰して、「特に」大坂で金相場が下落し、「両地の貨幣相場の動き」は卸売価格に影響した、という理解である。細かい話だが、中井は上方も江戸も貨幣相場が動くことを想定しており、史料中にある「御当地小判六拾目ニ割候得は」という江戸小判六十目固定の文言を無視し、「詳述の要」を認めずに終わっている。ところが、上方・江戸「両地」の相場変動が問題なのではなく、上方の相場変動だけが江戸卸売価格に影響することを史料は明瞭に伝えているにもかかわらず、中井は両地間に相場差があったという認識で満足し、江戸の相場変動をも前提にしてしまっているのである。なぜなら、中井の理解では小判六十目は、幕府財政収支だけの話であり、江戸商品市場において実現したことはなかったからである。

本稿が扱う重要史料の一つに十組問屋史料・天明八年(1788)願書別紙<sup>40</sup>がある。この史料分析においても、中井の議論は同様の認識不足を示している。具体的内容については第四章第二節で詳述するが、この願書別紙は、上方が銀高の時、江戸小判六十目との東西相場違いによって、下り物の江戸売価がどのように変化するか、実際の計算例が示された最重要史料である。これについて中井は次のように語る。

そして、この願書に添えて、江戸—大坂間の貨幣相場に一割の差があり、銭相場が金一両六貫文という銀相場高直・銭相場下直の場合と金銀相場同一・銭四貫文の場合とを仮定して、米・水油・木綿・半紙・酒の主要五商品を例に挙げて小売価格がどれほど騰貴するかを説明している。(中略)つまり、江戸—大坂間に一割の貨幣相場の差があり、かつ銭相場が五割下落したとすれば一反六六四文の木綿は一一〇〇文に騰貴する。

(中井(1971), 265)

小判一両に対し、銀六十目・銭四貫文が幕府の定めた御定相場であり、金銀相場に限っては江戸の商品市場が遵守した固定相場でもあった。ただ銭相場に関しては、守貞も語っているように、日々変動する時相場によって江戸商品市場でも換算がなされた。とはいうものの銭の標準となる相場は幕府の御定相場であったことが史料から読み取れる<sup>41</sup>。中井

---

<sup>40</sup> 「銀相場高直銭相場下直ニ付十仲間願書寫」(三井家, 本 1496-41, 天明8年)。以下、本稿では同史料の別紙部分を「天明八年願書別紙」と呼ぶことにする。

<sup>41</sup> 幕府の貨幣払い下げに関しては、金銀貨のみならず銭貨に関しても、御定通りの固定相場が維持継続されていた可能性が高い。一例として、宝永六年の記事に以下の如くある。「小銭之儀、

は主要五商品中第三の木綿の計算例を同書で引用しているのだが、別紙の第一に挙げられている米価計算例には「御當地 小判六拾目割」「大坂 銀相庭五拾四匁割」と書かれ、「江戸—大坂間の貨幣相場に一割の差」があると中井の指摘する具体的な金銀相場違いの数値が示されている。「金銀相場同一・錢四貫文の場合」を仮定した計算例だと中井は語るが、錢は仮定であっても、金銀相場は現実の江戸と大坂の相場違いによる算出であって仮定の話ではない<sup>42</sup>。つまり、中井が錢相場に関して（現在は）「金一両六貫文」（本来は）「錢四貫文」と具体的数値を書き上げているように、金銀相場に関しても「上方五十四匁」「江戸六十目」と明記すべきなのである。「貨幣相場に一割の差」とか「金銀相場同一」を仮定するといった具体性を欠いた表現を中井がしているのは、江戸小判六十目の固定相場が認識されていないため、江戸も上方も変動相場であり、そこに相場差が生まれる場合と同一の場合とでどうなるかといった事例なのだと考えられているためである。金融市場における変動相場ならば、確かに上方と江戸の間で五十四匁で一致することも起こりえた。だが商品市場で変動するのは上方相場だけであり、江戸は六十目固定で変動することはなかったのである。

一般市場から小判六十目を締め出してしまった中井ゆえの苦しい理解の仕方といえるが、この史料を『両替年代記 資料編』で紹介している三井高維も、中井と同様の理解を示している。同書頭註で「コノ別紙ニ於テ述ブル所ノ銀相場ノ高下ト諸物價トノ關係ヲ示ス實例ハ、當時ノ貨幣タル金ト錢トノ關係及ビソノ貨幣ト物價トノ關係ヲ知ルニ最モ便ナル一資料ナリ」（三井(1995a), 628）と語る高維だが<sup>43</sup>、その〔備考〕に先ず、天明八年の銀相場・錢相場の高直・下直を列挙している。

〔備考〕

一兩替年代記、天明八年の條に示す「相庭高下之所」によれば

銀相場 高直 十一月 五拾三匁 五分／七分

---

兩三貫文又五貫文仕候ても、御公儀様御拂は、今以四貫文御定ニ候。然共商人共取引は、當時四貫六百文餘仕候。銀も六拾貳匁餘又は五拾八匁仕候ても御上御拂ハ六拾匁替ニ候」（『両替年代記』74-75）。

<sup>42</sup> 同史料に対し「計算上假定の算法を例示して居る」と述べる三井高維の理解に従って、中井も「假定」の話として論じているのかもしれない（三井(1931b), 508）。

<sup>43</sup> 本稿では近世の人物を名前で、近代以降の人物を名字で表記するのが基本とする。ただし三井高維の場合、本稿の議論において三井家に対し「三井」という言葉を用いる場合があるので、混乱を避けるため、近代以降の人物ではあるが、三井高維に対しては名前で「高維」と呼ぶことにする。

下直 四月 五拾七匁 七分／九分  
錢相場 高直 正月 五貫六百 拾文／三拾文  
下直 十月 五貫九百 七拾文／九拾文

かくの如く、天明八年の十月、十一月の頃に至りて銀相場は高直、錢相場は下直となつたことが知られる。

(三井(1995a), 632)

これはもちろん江戸の金融市場の相場であって、錢相場に関しては有効な数値の提示となるが、商品市場の銀相場である「御當地 小判六拾目割」（「大坂 銀相庭五拾四匁割」）が全く無視され、江戸の金融変動相場が示されている。この願書が書かれたのが天明八年十二月十日であり、『両替年代記』の銀高相場の時期と重なる。つまり、江戸が小判六十目固定相場でなく、金融変動相場であったとすれば、十組が訴えるような相場違いは生まれず、中井が述べているような仮定だけの話に終わってしまうのである。十組が願書を書いて幕府に訴えたのは、江戸が小判六十目であり、上方との間に一割余りの相場違いが発生し、それによって江戸の物価騰貴となったからなのである。中井も高維も、このことを理解できていない。参考までに中井が取り上げた別紙の木綿の計算例をここに載せておく。

譬ば木綿百反ニ付 銀壹貫匁

但一反ニ付銀拾匁

右一反之代錢相場四貫文ニ割付、六百六拾四文ニ相成候、

右銀違当時壹割方違候ニ付

木綿百反ニ付 銀壹貫百目ニ相成候、

一反ニ付銀拾壹匁

但当時錢相庭六貫文ニ割付、壹貫百文ニ相成候

(中井(1971), 265)

錢勘定の計算式の一例を示せば  $[6,000 \times (11 \div 60) \approx 1,100]$  となる。江戸小判六十目が錢勘定においても基底にある。木綿価格計算の際の東西相場違いについては、米価以外は具体的な数値記載は省略され「右銀違当時壹割方違候ニ付」という文言だけで表現されている。小判相場が江戸では銀相場、上方では金相場といわれるように、東西相場違いも江戸目線では「銀違」、上方目線では「金違」と表現されるのは自然である。すでに大坂金

相場が五十四匁五分の時、江戸の物価は約一割高騰すると述べたが、天明八年末は大坂金相場が五十四匁だったのだから、江戸の物価は約一割一分上昇したことになる。

ここで中井が扱っているのは、天明八年の史料だが、同様に上方からのすべての下り物が一割高値となる相場違いが享保九年にも発生しており、東西相場違いによる物価高を奉行所に訴える江戸諸問屋の口上書が残っている。諸色問屋・繰綿問屋・木綿問屋が個々に訴えており、東西相場違いだけで一割も高値になることを、どの史料も伝えている。白木屋「万記録」から当該部分を抜き出してみると以下の通りである。

諸色下直ニ売出し申候所、去ル卯八月比ハ銀五拾七匁余仕候所、日々銀高直罷成、此間ハ五十式匁位仕候、上方諸色、銀子を以相調候物ニ御座候へハ、諸代口物高直ニ罷成候、是迄段々と銀子高直成候へハ、相場違計ニ而も諸代口物一割も高直ニ相成可申様奉存候間、乍恐御訴申上候

辰八月廿五日 諸色問屋

其上銀買之物御座候所、去ル卯八月比ハ銀五十七匁余仕候所、此節ハ銀五拾式匁位仕候、旁以直段高直ニ相付、銀違計も壹割余御座候間、繰綿元直段高直ニ可有御座候様ニ奉存候、依之御訴申上置候

辰八月廿五日 繰綿問や拾六人組

其上銀買之物ニ御座候所、去卯八月比ハ銀五十七匁余も仕候へ共、銀子次第高直ニ相成、当時五十式匁位仕候へハ、銀相場にても一割余も違ひ相見得申候へハ、木綿類格別高直ニ相成可申様奉存候間御訴申上候、已上

辰八月廿五日 木綿問屋三拾人組

御奉行所様

([「万記録」](#) 39-40)

大坂金相場五十二匁と江戸小判六十目の東西相場違いによる価格計算によれば、物価は一割五分余りの高値となる。ここでは前年八月に銀相場「五十七匁余」だったものが翌年八月には「五十式匁位」の銀高となり、その差額計算によって「銀違」だけで「一割余」の物価高になることが語られていると思われる。

このように江戸十組問屋にとって、江戸小判六十目と上方変動相場の中に生じる東西相場違いは、江戸城下市場の物価を左右する重要因子であり、物価高による買い渋りやそれ

を回避するための価格の一部自己負担など、江戸商人にとっては経営難の元凶となるものであった。よって、その際には必ず幕府に訴えており、そうした諸史料が今日も残されているわけである。たとえば、江戸小判六十目の起こりから、東西の金銀相場違い、十組の度重なる全国一統小判六十目嘆願に関して、それらをコンパクトにまとめて伝えてくれている史料も存在する。

〔十組問屋集要記録〕元禄八乙亥年、金銀御吹替有之、【元の字金也】慶長金銀に元字金銀取交取遣有之、銀相場次第に高直に相成、上方下り物、諸代物高直に付、其上諸差引等差支、難儀致候に付、元禄十二年己卯年、御町奉行保田越前守様、松前伊豆守様へ、諸國一統、小判六拾目通用仕候様に御觸被成下候様相願候得共、重き御事故、御聞濟も無之候得共、十組問屋は不及申、世上一統之難儀に相見申候間、十組申合、段々相願候處、翌辰之年霜月八日より、小判六拾目通用仕候様に御觸有之、依之右御禮三奉行様へ上り申候、但シ此時關東其外國々、小判壹兩六拾目遣ひ始也、【以上記録】

○按ズルニ、此ノ如ク令シタレドモ、京大坂ニテハ兩替屋等、切引ト名付ケ、金壹兩ニ付貳分餘ノ歩ヲ立、五拾六匁程ノ相場ヲ立テ、諸色買物代、觸書ノ如ク小判六拾匁ニハ受取ラズ、因テ江戸問屋等、元禄十三年ヨリ享保二年マデ、數十度ニ及テ願出、京大坂共、當地同様、金壹兩ヲ銀六拾匁ニ通用スベキ旨、仰付ラレ度旨願立ト雖モ、竟ニ聞届ノ沙汰ハナカリシトナリ、【以上上文集要記録大意】思フニ關東ハ金通用ナレバ、銀ニ定價アルモ或ハ故障ナルベシ、關西ハ昔ヨリ銀通用ニテ、時々ノ相場ニ従フベキ旨ナレバ、銀ニ定價ヲ立ツルコトハ大ナル支障アリ、故ニ此令ハ後後マデ、關西ヘハ實行セラレザリキ

(『古事類苑』泉貨部 6, 金銀貨下, 394)

十組問屋史料を紐解く者が、こうした相場事情に無知のままでは分析もままならないことになるが、管見では、これに関する的を射た研究は見当たらない。

最後に、江戸小判六十目に最も近づいた研究者を取り上げる。相場変動と上方商品の江戸売価の関連を追求した論考のある桜井信哉である。桜井は非常に的確に次のように述べている。

従来あまり知られていなかったと思われるが、江戸時代においては、ある時期から、江戸で下し代物を売買する際に小判＝一両を両替商の銀相場と無関係に銀六〇匁で固

定させるといふ習慣が見られる。(中略)また、この習慣は幕末維新期に至るまで継続している。

([桜井\(2004\)](#), 30-31)

この正しい理解のもと、桜井が上方と江戸の相場と販売価格の連関や相場違いを加味した東西交易分析を過たず論じてくれていたなら、その後に江戸小判六十目の研究が進み、本稿の出る幕は全くなかったかもしれないのである。だが残念ながら、桜井論文には何とも形容しがたい曲解が随所に見られ、明快な史実認識とは別の場所に導かれるような論の展開となっている。その曲がりくねった論考をいちいち解きほぐすのも一苦労なのだが、ここに一つ二つ例示しよう。

桜井が取り上げる主要事例の一つに、大坂の書籍問屋として財をなし、明治期に三木楽器店を起こした三木佐助の自叙伝的書物『玉淵叢話』で語られる相場違いのエピソードがある([三木\(1902\)](#), 下巻, 68-69)。どのような話かといえば、江戸の商人が大坂に仕入れに来て、百匁の商品を買って帰る。江戸では客に上方での仕入れ状況のわかるものを見せて、仕入れ代銀百匁に諸経費等を加え百二十匁で買ってもらう。客は割安なものを買ったと喜ぶが、実はそこには絡繰りがあった。というのは、江戸は金一両銀六十目の固定相場だったが、変動相場の大坂では幕末期の当時であっては一両百目にまで銀が暴落していたのである。つまり、江戸商人は大坂で一両出して百目の商品を買って帰ったわけだ。そして金遣いの江戸で、銀極め代銀百二十目の商品として客に代金二両で売ったことになる。すなわち、江戸商人は東西の相場違いを利用して、上方で一両の商品を仕入れ、江戸でそれを二両で売り、原価の二倍の売り上げを得たのであった。このエピソードでは、江戸小判六十目・大阪変動相場と共に、江戸の金遣い・大阪の銀遣いや江戸での銀極め商品といった点も、非常に重要なファクターであることがわかる。同エピソードを持ち出し、桜井は江戸売価設定について次のように語っている。

では、先に引用した『玉淵叢話』の一二〇匁の商品は三井本店の方式で価格設定をするとどうなるであろうか。すなわち、

$$\text{匁建て下し価格} = \text{一二〇匁} \times \text{六〇匁} \div \text{一〇〇匁} = \text{七二匁}$$

で下すのである。

そして、七二匁の商品が、江戸で七二匁 $\div$ 六〇匁 $=$ 一・二両、およそ一両三朱で売られる。この一両三朱のことを江戸両建て価格と呼ぶことにする。そして、最後に一両三朱が京都に送られ、そこで換銀されると一二〇匁となる。



では、金銀相場が変動したときは匆建て下し価格はどのように設定し直すべきであろうか。旧匆建て下し価格は以下のような式となる。

旧匆建て下し価格 = 利益込仕入価格 × 旧江戸銀相場 ÷ 旧京都金相場

また、新匆建て下し価格は以下のようになる。

新匆建て下し価格 = 利益込仕入価格 × 新江戸銀相場 ÷ 新京都金相場

([桜井\(2004\)](#), 32-33)

桜井がここで述べている「三井本店の方式」とは、本稿第四章第二節の「小判六十目之掛法」でも取り上げる享保三年十一月の「定」のことだが、その要点は「江戸売札」算定法、すなわち江戸小判六十目・上方時相場と京売札から導出される江戸売価算出法である。

桜井の論述は、もともと江戸商人の話であったものを、江戸店持ち上方商人の話へとシフトするわけだから、話が複雑化する。江戸商人の場合ならば、上方での仕入価格「一〇〇匆」、江戸に持ち帰り「二〇匆」の利益を加えて、江戸銀極め売価「一二〇匆」、それを江戸小判六十目で割ればよいので、桜井用語「江戸両建て価格」は「二両」になる。江戸店持ち上方商人の場合は、利益を江戸出荷前に乗せるか到着後に乗せるかは措くとしても、江戸での商品販売では完結せず、その売上を上方に持ち帰り銀建て精算して初めて決済終了となる。

桜井の論述は、享保三年の三井越後屋の「定」をベースにして、「匆建て下し価格」や「利益込仕入価格」といった命名をしており、いま見たように『玉淵叢話』の事例と合致しないのはもちろんだが、同時に桜井が挙げている他の事例とも齟齬をきたしている。というのは、寛政の物価書上を桜井は例示しているのだが、中井が作成した一覧表の三項目「買直段」「日合」「掛り物」を合計して、これを桜井は「利益込仕入価格」として数表化しているのである。だが、ここには「定」に見られる「定法」「札掛」のような利益が含まれてはいない。というのも、利益分については、江戸で差略していることにするという取り決めが仲間内でなされたからである<sup>44</sup>。さらに進んで、同様に『玉淵叢話』の事例を持ち出し相場違いによる計算を行い、三井の「商徳札掛」と「金違徳」を桜井は同定するのだが、これに至っては全くの誤った認識に陥っている。「商徳札掛」とは「定法」

---

<sup>44</sup> [桜井\(2004\)](#), 表 1 の「利益込仕入価格」を参照せよ。この価格は実際には利益をわざと省くよう取り決められたものであった。よって『玉淵叢話』同様、江戸で利益を加えるとされた価格となる。「当地之方ハ元直段口銭五歩并金違籠候処を書上、利分之処ハ於江戸表差略仕相捌候趣可然との相談ニ付、此節相調罷有候御事御座候」(三井家, 別 867, 寛政元年-寛政 5 年; 中井・嶋田(1971), 224)。

「札掛」と同じ類のものであり、相場違い計算によって導き出されるものではないからである<sup>45</sup>。いずれにせよ、桜井用語の「匆建て下し価格」や「利益込仕入価格」は、敢えて解りづらくしたような言葉遣いになっており、桜井が扱っている呉服・太物類は銀極めと決まっているので、単純に「江戸売価」と「上方売価」、もしくは「江戸売札」と「上方売札」とした方が明快であろう。

それはともかく桜井の論述で一番問題となるのは、「旧江戸銀相場」「新江戸銀相場」と江戸の銀相場があたかも上方の金相場同様に変動するかのよう語り口をしている点である。これでは何のために「江戸で下し代物を売買する際に小判＝一両を両替商の銀相場と無関係に銀六〇匆で固定させるという習慣」を指摘したのか解らないし、逆に桜井の式では江戸商品市場においても両替商の変動銀相場と関連があるかのような表現法となっており、いたずらに読者を混乱させるものでしかない<sup>46</sup>。単純にどちらの式にも「江戸銀相場六〇匆」と記述しておくべきだろう。

---

<sup>45</sup> 桜井論文の当該箇所を以下に引用する。「先の『玉淵叢話』の例では一〇〇匆で購入された商品が七二匆の匆建て下し価格で江戸に下され、最終的に一二〇匆の収入をもたらした。この場合、まず、一〇〇匆で仕入れたものが七二匆で下されるのだからマイナス二八匆の利益が実現する。この利益は商徳札掛と呼ばれていた。そしてその七二匆で下された商品が一二〇匆の貨幣をもたらすのでプラス四八匆の利益が実現した。この利益は金違徳と呼ばれていた。結局、これら二種類の利益を合計すると、二〇匆の利益となる」（桜井(2004), 37）。一〇〇匆で仕入れた商品を一〇〇匆で売るので、粗利二〇匆を出すのに複雑な計算式は不要である。桜井の理解に従えば、商徳札掛は上方が銀安の時には絶えずマイナスになってしまう。だが、商徳札掛がマイナスになるのは三井の長い歴史の中で、幕末の元治・慶応(1864-1868)の四年間だけである。そもそも仕入値に利益を上乗せする商徳札掛がマイナスになることなど普通はありえないのだが、この期間は銀の暴落によって余りにも急騰する商品価格に対し故意的なマイナス調整が行われた結果だと思われる。また金違徳に関しては、理論上、上方が銀高の時にはプラス、銀安の時にはマイナスならなければならない。だが、三井の帳簿は寛保期(1741-1744)あたりから、銀高の時にはマイナス、銀安の時にプラスになっている。すなわち、金違徳マイナス期は宝暦初年あたり、安永中期と天明期から寛政初年あたりしかないのである。考えられる可能性の一つは、寛保期以降、東西相場違いによる価格調整が行われず、上方値段そのまま江戸において小判六十目で販売されたということだが、これについては詳細な調査・分析が必要になる（幕末期三井の売徳高については、賀川(1985), 455 を参照せよ）。いずれにせよ、本脚註に引用した桜井のいう「商徳札掛」および「金違徳」は、三井越後屋の売徳高項目のそれではない。

<sup>46</sup> たとえば桜井は次のようにも述べている。「なお、先に見た江戸十組問屋の史料は江戸中心に書かれているため、銀相場の変動が問題となったが、以下の史料は主に京都で書かれたものであるため、金相場の変動が中心的な問題となっている」（桜井(2004), 34）。この表現では、江戸銀相場の変動が価格設定に関係するとしか受け取れないだろう。だが、江戸十組問屋が問題にしているのは上方金相場の変動なのである。



同様に問題になるのが、桜井の取り上げている事例が、上方で極端な銀安相場が進んだ時のものであり、これは幕末期の特異事例といえるものなのである。本稿が論ずるように、近世期を通じて問題が起こる大半の期間は上方が銀高の時であり、東西相場違いを論ずる場合には、そうした期間を第一に問題にすべきなのである。

桜井は平気で極端な銀安時の銀極め価格を算出しているが、上方商人にとって、この価格設定はかなり抵抗があったはずである。上方売価なら百匁の商品に対し、原価割れにもなりかねない六十匁の値札を付けてわざわざ江戸まで下すことになるからである。『玉淵叢話』のエピソードは江戸商人の話であり、かつ上方が銀安の時だったからこそ、儲け話になったわけで、上方が銀高だった場合には、江戸商人の儲け話は成立しない。六十目を基準に上方が銀安か銀高かという問題は、江戸小判六十目にとっては、決定的ともいえるファクターであり、桜井も、この問題を強く自覚していれば、よりの確な論考ができたはずである。

さらにいえば、桜井が提示している事例は、相場違いによって僅か金一両の損得が生まれるか否かといった小売り販売の一商品価格の話である。これでは、上方と江戸という近世二大市場間で起こっていた巨額の利銀損銀・利金損金を生じさせる問題が、極めて矮小化されて理解されかねない。たとえば、すでに扱った十組問屋史料・天明八年願書別紙の場合ならば、六匁の東西相場違いによって、江戸への全ての下り物が一割高になるという訴えが詳述されている。こうした市場全体に関わる事例を扱う方が有意義であり適切であろう。

その他にも桜井は、幕府の要請に応じて作成された商人サイドの手になる物価書上において、東西相場違いで最も重要となる「金違」部分を自らが作成した表中から除外し、自身オリジナルの計算式で代替していたりするのだが、敢えてそうする桜井の意図が見えてこない（[桜井\(2004\)](#), 33）。むしろ肝心な部分を見えにくくしているのではないか、という印象しか与えないのである。なお物価書上の「金違」については、本稿第四章第二節で扱う。

このように問題を幾つも抱えた論考なのだが、もう一例だけ、高維の著作中の「利害相反」という言葉を受けて、次のように語る桜井の言説を検討しておく。

今後の課題としては、貨幣相場変動をめぐる十組問屋ら以外の商人の具体的な利害関係があげられよう。例えば、享保期の金銀相場公定の動きに対して、両替商は激しく反対している。

（[桜井\(2004\)](#), 47）

享保三年暮れに起こった特異な御定相場事件と十組問屋の六十目歎願を対照させて、高維は十組問屋と両替商は「利害相反」していたと語っているのだが、これは些か次元を異にした比較対照であり、困ったことに具体的理由説明を欠いている（三井(1995a), 618）。江戸小判六十目によって起こったこの事例を、「今後の課題」ではなく、今の課題として、少しだけここに触れておこう。

幕府は享保三年暮れに両替商に対して小判六十目替を命じ、それに江戸の両替商も応ずるといふ出来事が起こる。つまりこの時、江戸城下の金融市場も商品市場も区別なく、全市場で江戸小判六十目が実現したわけだ。しかし、御定相場を守った両替商は、両替業に窮することになる。銀の買い手ばかりで売り手がなく、銀貨払底して、金銀貨の両替業務が困難となったからだ。結果、両替商は営業ができずに暖簾をおろし、幕府に相对相場に戻すよう歎願することになった<sup>47</sup>。ただし、これには理由があつて、御定相場を遵守したのが江戸の両替商だけだったからだ。上方は相変わらず相对相場のままだつたのであり<sup>48</sup>、その時の金融市場はかなりの銀高傾向にあつた。だからこそ、一両で六十目の銀を得られる江戸にあつては、銀の買い手が集中したわけだ。

実は、この営業不振の構図は、十組問屋の営業不振の構図と全く一致するのである。御定相場を遵守していた十組問屋にとって、相对相場の上方が銀高に振れることが最大の問題だった。桜井の江戸売価算出法に当てはめれば判ることだが、それによって、下り物の江戸売価が高値となり、江戸だけ物価高に悩まされることになるからである。

そもそも異業種間の利害関係を云々するのは容易な作業ではないが、少なくとも高維のいう小判六十目をめぐる問題では、江戸の両替商と十組問屋の利害関係は一致していたといわねばならない。ただ、両替商は上方も御定相場を遵守するよう幕府に歎願するのではなく、江戸を相对に戻すよう要求する形を取り、十組問屋は全国一統小判六十目にするよう歎願する形を取つたという違いがあつた。利害の構図は一致していたものの、理想とする方向が全く逆向きだったため、互いに反目することになったのである。相場違えを志向する両替商に対して、相場統合を理想とする十組問屋の苦情は、すでに元禄十三年の御定

---

<sup>47</sup> 次項で取り上げるが、高維や遠藤が誤認した金融市場の江戸小判六十目が現実のものとなれば、すなわち両替商が御定相場を守れば、こうした事態が起こるのであつて、本来ならば高維はそれを承知していなければならない。

<sup>48</sup> 「上方へ前々之通、日々相庭を以通用差支無之候様承申候。私共六拾匁之御定相守候得共、右之通拂底し候間、上方之様相對相庭を以賣買仕候ハゞ、淀み居候銀出自由ニ可相成哉と云々」（『両替年代記』139）。

相場令直後から始まっている<sup>49</sup>。これが江戸小判六十目と東西市場を加味した両者相反の具体的内容となる。

最後にもう一点、桜井の論述の中で小判六十目に関して踏み込み切れていない点を指摘すれば、桜井が小判六十目に対して「江戸で下し代物を売買する際に」という条件付けをしている点である。正確には「下し代物」ではなく「銀極め商品」と言うべきであり、下り物に限らず、例えば関東物の呉服太物なども、銀極めならば六十目換算されていたのである。更には、商品という限定も余計であって、大工の手間賃なども含め<sup>50</sup>、おしなべて銀極めならば、ほとんどのものが関東では小判六十目で換算されていたとすべきである。桜井論文は江戸小判六十目に気付き始めたばかりの述作という点が短所となり、こうした幅広い関東市場の小判六十目に関する状況を伝えきれる段階にまでは至っていない。

以上、桜井論文は本稿と最も密接に関係する論考であるだけに、江戸小判六十目に関する重要部分に限って、問題点を多少詳しくあげつらった<sup>51</sup>。

## 2.2.2 商品市場と金融市場：「他物」と「銀子」の区別

前節の 2.1.3『守貞謾稿』引用中、最も肝心な点を繰り返せば、江戸での「銀六十目金一兩に當る定價」の適用は、「他物の賣買」ケースのみであり、金貨銀貨を支払って銀子金子を用立てる金銀両替、あるいは銭貨への両替などの金融場面では、「日價」になることである<sup>52</sup>。言い換えれば、両替屋以外の店舗等では「定價」、両替屋では「日價」とい

---

<sup>49</sup> 『両替年代記』58 前後参照。すでに引いた『古事類苑』〔十組問屋集要記録〕も参照されたい。

<sup>50</sup> 大工の手間賃が江戸小判六十目で換算されている例については『三省録』を参照せよ（志賀・原(1929), 444 頁）。また同書には「銀は関東いつも六拾匁に定りたれども、銭価は時に高下あり」と述べられ、関東商品市場が小判六十目・銭時相場であったことを端的に語っている。

<sup>51</sup> その他の問題として、なお一つ書き留めておけば、江戸小判六十目を商人間で取り決めたことを示す史料として「六拾匁金之儀ニ付江戸表店々より当地江戸屋衆へ連札ヲ以被申越候写」（三井家, 本 1459-6, 享保 9 年）を桜井は扱っている。当該史料は三井文庫編「三井家記録文書目録」では享保九年のものとし、[桜井\(2004\)](#), 39 や三井(1995a), 618-621 は、享保五年(1720)のものとして扱っている。だが、原史料に年代の記載はない。問題は、史料中の差出人の一人に大丸屋正右衛門の名が見られることである。周知のように、大丸屋の江戸店開店は寛保三年(1743)であり、享保五年もしくは九年より二十年ほど後のことである。よって当該史料の年代特定には更なる検討が必要になる。

<sup>52</sup> 当然ながら金銀の貸借などには金融相場が適用される。たとえば、伊丹の下り酒問屋である小西新右衛門家の場合、「勘定帳」では六十目勘定も多く見られるが、藩債処分関係書類（小西家,

うことになる。本稿ではこれを、商品市場では固定相場、金融市場では変動相場であったという言い方をしている。実物の金銀貨幣が売買される金融市場に対し、商品市場では商品と金銭の交換が基本となる。つまり、市場の大半を占める江戸城下商品市場における金一両銀六十目固定相場とは、基本的に銀極め商品の金銭支払いの際の換算レートだったことを意味する。

この商品市場と金融市場の区別に関する先行研究の認識をみたい。本稿と同様の関心を有し、『守貞謾稿』を参照しながら論述している研究者として、管見では二人の代表的人物を挙げるができる。三井高維と遠藤佐々喜である。『両替年代記』を世に知らしめた高維の業績は評価に余りあるものがあり、『両替年代記 考証編』に種々の史料を提供している遠藤の貨幣史研究熱も並々ならぬものを感じさせる。近世市場に関する彼等の見識が、今日における学問的認識の到達点にほぼ等しいといってもよいだろう。幕府御定相場令の出た元禄十三年の事として、高維は次のように語る。

又同年幕府の會計計算上法定したる平價、金は金壹兩に付六十目替、錢は金壹兩に付四貫文替の制度は、大阪は兎に角、江戸に於ては一般にも其效力を及ぼし、所謂「小判六十目建」の風習を永く維持せしむるに至つた。但し錢ばかりは「時相場」を以て流通せしめた。これを「江戸相場」といふ。

(三井(1995b), 199)

『守貞謾稿』に依拠して語っているので、一見、守貞と全く同じことが語られているのだと理解してしまいそうだが、もう少し詳しく「小判六十目」を語る高維の話に耳を傾けると、その内容が守貞の話からズレてしまっていることに気づかされる。

江戸に於ける一般の市中の両替相場の標準は、所謂小判六十目替とする定則の起源となつたけれども、錢相場は、必ずしも四貫文相場を守ることが出来なかつた。且又、小判六十目替の江戸に於ける金銀の両替相場は、市中一般の取引のことであつて、両替屋間の銀相場は常に變動して止まなかつたのである。

(三井(1995b), 257-258)

---

萬歳蔵 1-3-14-10, 明治 5 年) における大名貸しの際の金銀相場は時々によって変わっている。姫路藩の場合を例示すれば、文化 4 年 12 月:66.65 匁、文政 11 年 12 月:64 匁、嘉永 5 年 12 月:63.25 匁、安政 3 年 12 月:71.25 匁、慶応 3 年 12 月:132 匁となる。関東の飯野藩への貸し付けも同様である。

判りづらい言い方ではあるが、どうやら高維は、市中の両替では一両六十目が適用されるが、両替屋間の取引には変動相場が用いられたと理解していたようである。守貞がいうところの「他物」ではなく、「銀子」のみを話題にしているのである。すなわち金融市場を「市中一般の取引」と「両替屋間」の取引に分け、前者を「小判六十目替」固定相場、後者を変動相場と解しているようである。遠藤の言説を見れば、彼らの理解の方向がより明確になる。

江戸に於ける銀の賣買は、幕府の公定相場の「金一兩銀六拾匁替」によつて銀相場を固定することが一般の習慣となつたけれども、上方と取扱ある金銀兩替屋はその爲替の関係上、日々銀相場を立て、變動せしめ以て大阪の金銀兩替屋が金の賣買の爲めに立てる金相場と相呼應した。

(遠藤(1939), 48)

「江戸に於ける銀の賣買」と断っているように、遠藤は明らかに金銀売買場面で江戸は一両六十目固定だったと説いている。そして為替等で上方と関係のある両替屋だけが時相場を用いたという理解である。金銀の時相場には両替屋だけが関係することを高維も『両替年代記 考証編』で次のように述べている。

而して此銀相場は江戸に於ては、大阪の金相場と異り、江戸市民一般の日常生活では其關係甚だ薄く、相場による營業者たる兩替屋の方面に主として必要なるものとせられた。江戸市民一般の金銀兩替に於ては、かの元祿十三年法定相場の影響を受けて、所謂「小判六十目」を以て常則とした。但し錢ばかりは、「時相場」によつたものであることは、既に述べた通りである。

(三井(1995b), 262) <sup>53</sup>

だが現実には、守貞が語っているように、「江戸市民一般の金銀兩替に於ては」、錢と同様に「時相場」だったのである。両替場面以外においてのみ、一両六十目レートは通用

---

<sup>53</sup> 高維は『社会経済史学』での論説において次のように述べている。「茲に東西の貨幣相場の對立によつて、江戸時代の通貨は日々變動する相場によつて流通したものである。但し、江戸に於ては凡そ元祿の頃から金の相場は所謂小判六十目建によつて一定し一兩替商の取引は別として一錢ばかりを時相場を以て流通せしめた」(三井(1931a), 332)。

していたからである。高維も遠藤も、どうしたわけか守貞を読み間違えている<sup>54</sup>。両者ともに、商品市場と金融市場の区別をつけておらず、金融市場の話だけに終始し、金融市場内に存在しないはずの区別を見いだそうとしているのである。

すでに桜井論文評のところで、享保三年暮れからの両替商と幕府間の御定相場事件について触れたように、もし江戸市中で両替商が御定相場を遵守して両替業を営んだならば、直ちに営業困難になってしまうことは明白なのであって、『両替年代記』の新編纂に与った彼らが、江戸市中一般の両替を小判六十目だったと見なした点については、全く合点がない。守貞の語る「他物の賣買に、價は銀を以て唱之、代料、金を以て贖之の時は、銀六十目金一兩に當る定價也」という言葉を、金融市場のこととするのは、余程の曲解でもない限り、かなりの無理があり、不可解に尽きる。

また遠藤に至っては、「銀子」と「他物」の区別を付けていないための誤解という以上の誤読がある<sup>55</sup>。

守貞漫稿（近世風俗志）の著者が幕末の銀相場大亂高下の時勢に遭遇して、この小判相場の法定六十目替が全く無効となつたのを大に歎いて、「守貞が生涯の格言」として秘策を述べたるその一方法は、「金一兩古來六十目の定制を改めて四倍二百四十目と定むべし」と主張したることにある。

([遠藤\(1939\)](#), 52)

この文章の前半部と後半部に論理的な矛盾のあることは明瞭だろう。もし守貞が六十目替が全く無効になったことを嘆いているとすれば、六十目厳守に立ち返るよう主張するはずだからである。事實は逆で、守貞は江戸小判六十目替が全く改められず、いつまでも有効なのを嘆いてレート変更案を提示しているのである。再び守貞を引けば、以下の如くである。

---

<sup>54</sup> 小葉田は『日本の貨幣』において典拠こそ示していないが、高維や遠藤の論に完全に依拠して、無批判に彼らの両替取引に関する論旨を次のように繰り返している。「元禄十三年幕府は金一兩六十匁替、また錢四貫目と定め、（中略）金遣いの江戸では、これより市中の両替相場の標準は小判六十匁替を定則とすることになったという。しかしこれは市中一般の取引のことで、両替商間の銀相場は変動し、また錢相場は必ずしも四貫文相場を守ることは出来なかった」（小葉田(1958), 144）。

<sup>55</sup> 高維の誤読に関しては、補註として本節末に追記したので、《補註》を参照せよ。



今、安政五年、金一兩米五斗餘、蓋近年七八斗を平とす、今年は高價也、八斗として天正の五倍也、諸品ともに貴價なれば、其實は當前也、唯、金價一兩銀六十目と定めたる、今に至り、守之故、萬民これに苦めども、上下爰に心付ず、守貞、比日一書ヲ著テ諷之、必後世、金一兩銀六十目の制、改ることあるべし

(喜田川(1908), 219) <sup>56</sup>

安政五年にあっても、江戸商品市場の金一兩銀六十目相場は固定されたままであり、幕末に至るまで変動はなかったと考えてよい。守貞は、この固定レートが万民を苦しめる最たる原因だと考えていたことが、文面から覗える<sup>57</sup>。そして『守貞謾稿』「貨幣」の末尾には、遠藤が指摘しているように「守貞が生涯の格言也」とする通貨政策が述べられており、それこそが改定金銀レートの提言なのである。天保の物価引下令がさほど効果のなかったことを踏まえて、守貞は次のように語る。

予が考は、煩雜もなく公費もなく、又損ある人も無之、事勘略にして行易く、唯其時金を藏する者の益あるに似たる法あり、金一兩古來銀六十目の定制を改めて、四倍二百四十目を定とすべし、忽ち金事足りて、武家は武備を調に易く、下民は家職に難なし

(喜田川(1908), 235)

一兩六十目レートを一気に四倍の銀二百四十目レートにすること、これが守貞の秘策といえるものだった。この守貞案の詳細な評価は、ここでは措くとして、江戸城下市場ですっかり慣例となった一兩六十目相場が、社会経済的な足枷になっているというのが守貞の見立てであり、従来の四倍のレート設定を実行すれば、金貨保有者には良い事尽くめの未来が待ち受けていると守貞は嘯いたわけだ。だが、レートを違えることによって、誰かが得をするなら、当然ながら誰かにそのしわ寄せが行くことになり、この例では上方商人がその筆頭に挙げられよう。しかしながら、実利を第一とする上方商人が相場変動に敏感

---

<sup>56</sup> 引用末尾の「金一兩銀六十目の制」は刊行本では「銀」が脱落しているが、国会図書館所蔵の原本、[喜田川\(1853\)](#)にはあるので挿入した。米代金については「天正年中の比、金一兩の代に米は四石」([喜田川\(1908\), 218](#))と語られているので、四石は八斗の五倍となる。

<sup>57</sup> 森島克一は、万民の困苦の原因である御定相場を改定すべきであると守貞が主張していることを正しく読み取っている。だが森島も、商品市場と金融市場の区別ができていないため、守貞が何を言っているのか、理解に至らず疑問を投げかけて論を終えている ([森島\(2017\), 269](#))。

に反応しないはずがない。守貞は東西の値付け論理には疎かったらしく、短期的には多少の効果があるにしても、結局は下り物の銀目値段が四倍になって、金貨の価値も以前と変わらぬものになるということが理解できなかつたようだ。

この守貞の一両二百四十目レート案には、様々な問題が含まれている。まず守貞の案は、純粋な通貨の切り上げ・切り下げ（金貨の切り上げ・銀貨の切り下げ）であり、商品貨幣の品位問題は無視されている点である。実は、この一両二百四十目は過去の実際の金銀レートの中に存在した数字である。享保三年の改定割合通用令によって、享保金銀レートは一両六十目の御定相場と設定され、他の通用金銀は各貨幣品位に合わせた形での通用となった。四ツ宝銀の場合、純銀量は 20%、享保銀が 80%なので四分の一にあたるわけだ。よって、享保金：四ツ宝銀の金銀レートは一両：二百四十目となったのである（『両替年代記』136）。このように商品貨幣である金銀貨にあっては、どうしても貨幣品位を考慮する必要があるのだが、守貞の認識は「銀價は今世、唯唱乎のみ」で、商品貨幣でのやりとりがないことを強く意識したものになっている。特に金・錢遣いの江戸では、金貨としての銀貨ではなく（南鐐二朱銀等）、銀貨としての銀貨には、減多にお目に掛かることがなかったとしても不思議ではない。銀極め商品の商品値段などの数字が銀の存在を知らせているだけだということになる<sup>58</sup>。よって、計算貨幣としての銀貨が示す数値は、ただの呼称でしかないのだから、幾らに設定しても構わないだろうというわけだ。貨幣品位を度外視するという意味で、現代的な貨幣認識に近い貨幣観がここに見て取れる。もう少し守貞のいうことに耳を傾けよう。

前條の如く、銀價は今世唯唱乎のみにて、其價は金錢を以てす、故に四倍にする時は、從來千金に非れば辨用せざることも二百五十金にて辨之、一兩のことは金一分にて辨じ、一分の物は一朱にて辨ず、六十目の物を四倍にせんこと不容易の甚しきなれ共、物價の騰物に比すれば無難也、夫を二回に行ふは一人の徳を二人に分得するの理也、又、京坂定價なし、弍十年前、金一兩銀六十三四匁、今は七十二三匁となる、既に其勢あること如斯、又行て難なきことを知るべし、東武四倍を行へば、西國時價の國も准之こと必せり

(喜田川(1908), 236)<sup>59</sup>

---

<sup>58</sup> 「代料出入に至りては、銀幣更に無之、皆大事は金幣、小行は錢を用ふ、然れば唯銀價は唱而已」（喜田川(1908), 235）。

<sup>59</sup> 刊行本は「或十年前」になっているが、「弍十年前」が正しく、国会図書館所蔵の原本、[喜田川\(1853\)](#)に従って修正した。



「東武四倍を行へば」と語っていることから、守貞は基本、関東市場だけのレート変更を考えていたようだ。しかし、西国は変動相場制であるが故に、西国も関東レートに歩調を合わせるだろうと予測している。守貞は金銀相場の銀目を四倍にすれば、金値は四分の一ですむと安易に考えているのだが、西国が東国の金銀相場に歩調を合わせ、東国を睨んだ価値評価をして、従前の銀の価値を四分の一に切り下げてしまえば、金値が元に戻るということを、どれだけ認識していたのか不明である。また守貞は、天保十三年に幕府が出した金一兩銀六貫五百文の固定金銀相場の失敗を目の当たりにしており、その際に深刻な金不足に陥った市中の難儀を叙述もしているのに、現状とはかけ離れた固定金銀相場を実現した際のデメリットについて、それほど考えを巡らしておらず、かなり机上の空論に近い印象を与えるプランだと思われる。

以上見てきたように、遠藤の認識とは真逆に、守貞は安政五年に至っても「小判相場の法定六十目替が全く無効」となっていないのを大いに歎いて、自身の江戸小判六十目改革案を提示したわけだ。遠藤の誤読は、商品市場と金融市場の区別を付けなかったことに起因する部分も一部あったといえそうだが、同様にこの区別をつけていない点が判然とする言説を、もう一例あげておこう。

『世外侯事歴維新財政談 上巻』における鴻池の大番頭蘆田順三郎の実歴談話録に関し、遠藤は「其速記原稿と照合し且つ予の註を加へて左に引用して研究者の参考に供する」として、蘆田証言に対して次のような括弧入れ註記を行っている。

東京では金一兩銀六十匁と定つて居つた（法定六拾匁の外、東京でもその頃の銀相場は八十匁以上九拾四匁三五分となつた）... 私共子供で毎月相場を聞きに行く時分に七十匁の時もあり八十匁の時もあつた（註、それは安政二・三年以後万延文久・元治の頃のこと）...

([遠藤\(1939\)](#), 55)

蘆田が、まず「金一兩銀六十匁」という「他物」売買の江戸商品市場の話をしているところへ、遠藤は「銀子」売買の金融市場の註記を割り込ませている<sup>60</sup>。引用後半部分は、

---

<sup>60</sup> 安政元年九月十七日生まれの蘆田は、維新时期にはまだ十代半ばであったが、それでも江戸商品市場固定相場のことを聞き及んでいたのである。遠藤論文は、蘆田談話内の「毎日」を「毎月」としているが、これは誤植か遠藤の勘違いで、原書通りの「毎日」が正しかろう。恐らく蘆田は

上方の金融変動相場の話であり、これに対する遠藤の註記は正しいといえる<sup>61</sup>。この例からも明らかなように、たとえ江戸の銀相場（時相場）が八十目以上であったとしても、金融市場以外の江戸商品市場一般では、幕末にあっても広く小判六十目だったことを、遠藤や高維は解していなかったことになる<sup>62</sup>。

このように江戸経済を能くした研究者たる二人は、江戸小判六十目が記載された重要史料を収集し、それを典拠として様々に論じてはいる。一見すれば、当時の事情に精通した論考なのだと思われもし、彼らの論述をベースにした後続の研究者も当然ながら存在する。だが、こと江戸小判六十目に関しては、史実を見誤っている、ないしは、正しく伝えられていない、と評価すべきだろう。

#### 《補註》

誤読という点に関しては、高維にも看過できない大いなる誤読がある。すなわち「元來小判と云ふものは寛文貳年以後特に大阪に於ては其正貨の賣買を禁ぜられ、兩替仲間に於

---

兩替商の丁稚として、毎日相場を聞きにやらされていたのである。また同書には、頭書きに「東京の定相場」と題されて、松尾臣善の次のような証言もある。「東京は六十匁と定めてあった。大阪の方が動いたのです。七十匁とか八十匁というように、始終銀で相場が立ちました。東京は金一両は銀六十匁というのが、定相場になって居りました」と（澤田(1921), 46）。これに遠藤は注記していない。どう理解すればよいのか、金融相場だけを念頭に置いたのでは、うまく解しえなかったのであろう。宇和島藩士であった松尾も、維新时期は二十代半ばであった。

西国人であった彼らが、近世江戸市場の現実をどれほど正確に把握していたかは、疑問の残る部分もある。少なくとも彼らの談話は商品市場と金融市場を区別した物言いではないため、遠藤のように、それを金融市場のこととする解釈も可能であって、遠藤は彼らが江戸の金融変動相場の実情を知らなかった、と解したのであろう。だが、江戸金融市場の微々たる取引に比べれば、江戸商品市場の小判六十目取引は圧倒的なシェアを占めており、それについて彼らは証言していたのである。幕末維新の混乱期を描写する談話の中で、彼らの談話を正確に聴き取るためには、聴き手の予備知識が必要となるが、遠藤には金融市場の知識しかなかったため、無用の註釈を割り込ませる結果となった。

<sup>61</sup> 金融変動相場だけを同定すれば、そのようになろうが、安政元年生まれの蘆田の談話だということまで加味すれば、「安政二・三年」というのは現実的ではなく、文久頃の話としておくのが妥当だろう。

<sup>62</sup> 高維や遠藤の言葉を真に受けて、江戸小判六十目を金融市場の両替の事だと解した研究者としては、たとえば吉川光治がいる。「また江戸においてたとえば木材の価格は「金何両何分と銀何匁」などといって、金のほかに端銀をつける習慣があったため、その端銀だけは必ず毎日変動する銭相場によって銭に換算しなければならなかった。もっともこの場合に江戸においては金の両替は一両六十匁とする習慣であったけれども、大阪においては金相場は銭相場のように毎日変動する相場にしたがって両替しなければならなかった」（吉川(1991), 67）。

ても、それ以来この禁令を厳守し來つた事實もあるから、小判の正貨の相場を建つる事は出来ない事情の下にあつた」(三井(1931a), 333; 三井(1995b), 204)と語っている点である(あるいは「小判は、もとより古來の規定としてその正貨に賣買相場を建つることが出来なかつたから、その代りに銀相庭が出來た」(三井(1995b), 216)と意味不明の説明をしている)。

その論拠として、高維は寛文八年の触れ『小判賣買の義、前々の通自今以後現金現銀に致、賣買の當座小判相渡銀受取可申候、一日も延し申間敷候事』を引いているのだが、これは『兩替商沿革史』が正しく解説しているように、「小判賣買ハ會テ取締リタル如ク凡テ現金取引ト爲シ暫シモ代金ノ延ベ授受ヲ爲スベカラザル事」(『兩替商沿革史』後編, 51)、すなわち延べ商を禁じたものであり、正金賣買を禁じるどころか推奨している触れなのである(大阪市(1927a), 402-403)。

さらに、その禁じられた帳合金賣買も『大阪市史 第1』によれば、宝暦十三年(1763)に許可されている(大阪市(1927a), 950)。幸田は以上を「江戸と大阪」で次のように纏めている。「會所で行ふ賣買は正金取引で、印金(帳合金ともいふ)といつて、延賣買をすることは嚴禁でした。寛文年間に既にその禁令がある位です。然るに寶暦十三年(一七六三)になつて、冥加として一年金千五百兩を納めるから、延賣買を許して貰ひたいと出願した者がある。これが許可になつて金相場會所の構外と南本町一丁目とで行ふことになつた」(幸田(1972), 119)。

更にもう一言だけ付け加えれば、「禁令を嚴守」と高維はいうが、金銭關係の禁令は嚴守されないのが通例であつた(「三日法度<sup>63</sup>」)。「兩替商舊記」では、帳合金許可の二年前にも「近年大坂表兩替屋共之内、印金と名付、正金に而無之帳合金を賣買いたし候もの有之由相聞え、不埒之至に候」(黒羽(1985), 160)<sup>64</sup>と語られているし、享保期等も延べ商の禁令がしばしば出されており、禁令嚴守とは程遠い実態が触れからわかるのである<sup>65</sup>。

これについては、遠藤も高維と同様の誤解を示しており、両者の間では共通誤認となつていたようだ。「併し、大阪でも小判の正金に日價を立てることは、江戸幕府の貨幣政策として寛文二年の觸書以來屢々繰返してその賣買を嚴禁したるを以て、北濱の相場所(本

---

<sup>63</sup> 「三日法度」の指摘は『經濟録』の「幾程ナク此法數レテ、(中略)所謂三日法度也」(太宰(1914), 263)、『政談』の「公儀御法度ハ三日法度ナリト世上ニ云習ス」(荻生(1914), 446)、『民間省要』の「世上に、公儀の法度は三日法度也といへる有」(田中(1923), 417)等に見られる。

<sup>64</sup> 「兩替商舊記」457参照。

<sup>65</sup> 黒羽(1985), 140-141; 「兩替商舊記」451-452参照。

兩替仲間の設置) にても表向は小判の正金の賣買相場を立てることはできなかつたので、その代りに丁銀を一種空名の「相場銀」として、これによつて銀相場を立てた」(遠藤(1942b), 341)。

幸い彼らの認識に追随して同様の見解を述べている研究は管見では見当たらない。しかし、それを否定する研究も見当たらない。同様の誤解が起こらないよう、『兩替商沿革史』から一部史料を載せておく。

[兩替屋以外での金銀売買を禁じている]

以金銀賣買彌停止タルベシ、自然持來ルニ於テハ、兩替屋ニテ打ツベシ、其主ニ可返之、並外シノ金銀・似セ金銀ハ、金座銀座へ遣ハシ相對スベシ、兩對屋ノ外ハ一切賣買致スベカラザルモノナリ

(『兩替商沿革史』後編, 48)

是レヨリ先キ坊間ニテ金銀ノ賣買ヲ嚴禁スルノ令ヲ發スル處アリシ

(『兩替商沿革史』後編, 51)

[延べ商を禁止し、即時の現金現銀売買を命じている]

左ノモノハ兩替商仲間ニ向テ下シタル布達ナリ、乃チ小判賣買ハ曾テ取締リタル如ク凡テ現金取引ト爲シ、暫シモ代金ノ延べ授受ヲ爲スベカラザル事ヲ以テナリ、之レ其時價ニ支配セラル、モノアルガ故ナリ

一、小判賣買ノ義、前々之通り自今以後モ現金現銀ニ致、賣買ノ當座々々小判相渡代銀受取可申候、一日モ延シ申間敷候事

寛文八戊申年八月十三日

(『兩替商沿革史』後編, 51)

[大阪での正金銀売買が普通になされていたことを示す史料]

凡テ大阪ノ商人ハ獨リ關西ト云ハズ、江戸商人ニ對シテモ、銀目ニ依リテ支拂ヲ爲シ及ビ、(中略)一旦丁銀ヲ以テ互ニ授受ヲ濟スト雖モ、然モ其重量ハ携帶運送ニ便ナラズ、爰ニ於テ乎、折角受取りタル丁銀ヲ金ニ引換へ、而シテ更ニ之ヲ仕送り、若シクバ携帶スルノ必要ハ生ジ來レリ、之レ其金相場ナルモノ夙ニ大阪ニ起レル所以ニシテ、彼ノ十人兩替商ハ之ガ取締ヲ爲シ、本兩替商ハ仲間ヲ集メテ相場ヲ立テタルモノナリ、サレバ之レニ依テ、銀ハ金ニ換フル事ナル(以下略)

遠藤や高維の著述に関心を払っていたと見られる田谷博吉は、彼らの見解とは違って金銀売買に関する読み取りは出来ているが、その理解においては延べ商いの禁止ではなく、奇妙な解釈をしている。

大坂にあっては、寛文八年兩替仲間に対して、小判の売買は自今以後も現金・現銀にて受渡すべきことを命じているが、この通達は、小判から売買によって、ほしいままに金銀相場を変動させることを禁じたものであったと考えられる。

(田谷(1971), 29)

最後に守貞もしっかり上方の金銀売買について語っているので引いておく。

貨幣之價 京坂は従來諸物ともに専ら銀幣を以て稱之也、而て金と錢に日價の高下あり、金一兩六略銀六十三四匁なり、蓋ねひらきと稱し乃直開也、譬ば六十三匁二分より六十三匁七分如此に稱す、是は兩替屋會所に集り、屢金銀賣買する、當日六十三匁二分より六十三匁七分の間の賣買ある也、因之兩替より諸人に金を賣るには六十三匁六分許、諸人より兩替へ金を買ふには六十三匁三分ばかり也、諸人に報ず日價には幾分に限り、賣買には幾厘を稱す【今安政に至り京坂も金價一兩凡銀七十一二文目、十年前より八九匁貴し】

日價、總て萬物の日價・時價を俗に相場・相庭と云、さうばと訓ず、又直開き、日價に間あるを云也

(喜田川(1908), 219-220)

### 2.2.3 東西交易と東西相場：江戸と上方の相場違い

高維や遠藤に続く研究者として、ここでは先ず田谷博吉を扱う。田谷(1958)は論文「江戸時代の幣制」の参照文献として、高維や遠藤、それに守貞も挙げているので、江戸小判六十目についての言及も当然なされている<sup>66</sup>。たとえば、すでに取り上げた天明八年の十組問屋史料・米価部分にある御当地〔江戸〕「小判六拾目割」という言葉を引きなが

---

<sup>66</sup> この問題に関する田谷の諸論文は、田谷(1958)(1965)(1971)等である。

ら、田谷は江戸城下市場の金銀換算について正しい認識を示している。

ただし、江戸も品物により、物を表に建てる場合があったが、ことに呉服・木綿など大坂下りの貨物は、元値が銀目になっている関係から、一匹あるいは一反について銀目値段を建てた。そのような銀目は、まず「小判六十目割」にて金に換算するが、小判に対する少額貨幣としては、南鐐二朱判が出現するに至るまでは一分判があるに過ぎなかったから、金の一分＝一五匁に満たぬ端銀は、小玉を用いるか、時相場にて錢に換算した<sup>67</sup>。

(田谷(1958), 147)

しかしながら、金融市場に関する田谷の言説は、高維や遠藤の誤解を踏襲して、江戸の一般的な金銀商品貨幣両替相場が一両六十目だったという誤った認識に従っている。田谷は元禄十三年十一月の御定相場令を引いた後に次のように語る。

以来、幕府は、この令達にも見えるごとく、勘定所の蔵元払金の両替相場に、久しくこの基準を守って変えなかった。会計計算上の便宜からでもあったが、それによって、市中の金銀相場及び錢相場を規制しようとしたのであった。けれども他方、幕府はしばしば金銀を改鑄し、新貨幣を発行したから、その都度、品位及び数量は変更された。当然に、時々需給関係を反映して、両替屋間の相場はいちじるしく変動し、当初意図した市中相場規制の効果は挙がらなかった。もっとも、江戸における市中一般の取

---

<sup>67</sup> 引用箇所には矛盾や齟齬はなく、まったく正しい論述と見なしてよいのだが、田谷に商品市場という概念の持ち合わせはなく、すべてが金融市場のこととして語られているという点は注意しておく必要がある。たとえば田谷が担当した『国史大辞典』の「金極・銀極」の解説においては、「呉服値段の銀目は、いつでも、元禄十三年(一七〇〇)以来の小判六十目の「通り相場」で小判に両替された」(田谷(1984), 518)という言い方をしており、意味不明の文言となっている。「小判に両替された」という部分は「金価格に換算された」と本来は述べるべきだろう。遠藤や高維の影響を受けて、田谷も呉服は金銀両替後に銀貨払いで購入されたと考えていたようだが（「品物に応じて、それぞれに支払上の慣習があった」）、『国史大辞典』は「銀貨に両替された」ではないので、余計に混乱した物言いとなっている。遠藤の場合は「呉服値段の銀目は小判六十目替で両替し、端銀が出たときには」云々（遠藤(1939), 50）と述べたり、「呉服物の代は皆銀目、それを金で拂ふとすれば、先づ金銀の両替をする爲めに、江戸では（中略）金は六十目替の公定相場て換算して銀何百何十何匁何分何厘第一回の釣りを算出し」云々（遠藤(1929), 29）と述べており、銀貨に両替されたという認識を示している。なお、言うまでもなく、こうした認識は誤りであって、小判六十目は単なる換算レートであり、銀貨に両替などされていない。



引相場にあっては、この頃から金一両＝銀六〇目が「通り相場」となった。小判の両に対応して四分割しうるといふ利点があったためと思われる。

(田谷(1958), 138)

クロノジカルには精度を欠いた概括的な言い回しだが、高維や遠藤のように「両替屋間の相場」と「市中一般の取引相場」とを区別し、宝永期(1704-1711)あたり以降、田谷は江戸両替商の一般的金銀レートが一両六十目だったと考えていたようだ。その根拠として、上記引用文に続いて、『両替年代記』の記載内容を田谷は持ち出してくる。高維や遠藤が根拠としたのも、同書の内容の可能性があるので、田谷が引用しているよりも少し長めにここに引く。

愚曰、(中略)。

又曰、或書ニ、慶長銀は慶長金壹兩ニ六拾匁程、壹匁之錢は其頃方元録迄凡七拾四五文と有之。然は、元録十年頃迄は銀凡六拾匁、錢凡四貫文餘之所ニて高下有しならん。然を元録八年後銀高直し、同十三年六拾匁之御定相場出しより、江戸の諸物價當時迄も六拾匁極に成し事此節ニ始り來り、享保三年十一月金銀御改已來、彌其ならハしと成しならん、委敷ハ、其年々を合せ見るべし。

(『両替年代記』70)

『両替年代記』は江戸の竹原両替店の支配人であった久兵衛によって弘化二年初秋に編まれたものである。引用は宝永三年の二ツ宝銀発行記事に続いて述べられた備考部分になる。よって上記引用部分は宝永三年に書かれたものではなく、約百四十年後の弘化期(1845-1848)に書かれたものとなる。つまり「江戸の諸物價」が弘化の今も六十匁極めになっている、その起源を問う久兵衛の考察が書かれているわけだ。この「ならハし」とは、まさしく本稿が論ずる商品市場の江戸小判六十目のことなのである。よって、江戸金融市場について論じている田谷にあっては、的を射損ねた論拠を示したことになる<sup>68</sup>。

---

<sup>68</sup> 田谷は『近世銀座の研究』でも、同様の誤った認識を示している(田谷(1963), 181)。田谷の念頭にあるのは、ほぼ金融市場のことであり、同書において「江戸の市中で、一般の取引において、金一両＝銀六〇匁が定則となった」と語られる時、田谷が何を考えていたかといえば、次のようなことになる。「金貨と銀貨の交換比率を一両＝六〇匁に公定するというのは江戸のなかだけの取引に限ってのことで、江戸が大坂や信州、東北と取引する時には毎度変動している。江戸で



『守貞謄稿』がいう「江戸は、小判一両價銀六十目の定價にて、日價無之、一分十五匁、二朱七匁五分の定也」という慣わしが、一体いつ始まったのか、その起源への問いは、そこに住まう江戸人にとっても自然に湧きあがってくる疑問であったといえる。久兵衛は江戸小判六十目について、それが元禄十三年の御定相場令を契機とし、享保三年の改定割合通用令によって揺るぎないものになったという認識を示している（この触れは新金銀建てにすることも命じており<sup>69</sup>、慶長金銀と同品位となる享保金銀レートが一両六十目になることを幕府は強く意識し、それが御定相場事件となった）。元禄改鑄より二ツ宝銀が発行される宝永三年まで、小判六十目をめぐる幕府と商人たちの攻防が繰り返されたのであり、その一つの画期として、久兵衛はこの箇所でも小判六十目起源説を論じたことになる。

弘化期(1845-1848)より、さらに後の安政期(1855-1860)になされた同じ疑問に対する質疑応答を、高維は書き留めてくれている。すなわち新革屋町の名主から「小判六拾目と申濫觴<sup>70</sup>」について両替商にお尋ねがあり、両替屋仲間が寄り合い相談して、したためた答申書が残っている。

この応答文には、すでに桜井論文のところで触れた享保三年末から翌年にかけての御定相場事件の起承転結がコンパクトにまとめられている。ここに全文を引くことにする。

元禄・享保之度、銀相場高下有之、然ル處享保三戌年十一月乾字金之元立相止、新金銀之元立ニ可仕様御觸流有之、其砌新小判壹兩ニ付新銀四拾三匁壹貳分之相場相立候處、御上ニ者新金六拾目位之思召ニ被爲在、則六拾目替ニ而御拂銀出候得共、買人而已有之、兩替屋賣錢無之候ニ付、度々御訴訟申上、文言之内、當年中諸色代物六拾目

---

例えば加賀藩や土佐藩が銀を売ろうとすると江戸の両替屋に売ることになる。その時にはその時々需給関係による相場で売買される。（中略）つまり江戸では銀を買う時の相場が金銀相場で、大坂では金を買う時の相場が金銀相場であるが、いずれも変動している。しかし毎日変動すると商売には不都合だから、江戸のなかの取引に限っては一両＝六〇匁に公定するのである」（原田・宮本(1985), 264）。つまり、江戸市中での金融取引に限って、公定レートで金銀が両替されていた、という如き、かなり荒唐無稽なことを考えていたわけである。

<sup>69</sup>「但、乾字金にて何兩と申、取やり候得とも、當戌十一月より新金にて何兩と申、取やり可仕候、（中略）附、通用銀にて何枚何貫目と申、取やり候得共、當戌十一月より、新銀にて何枚何貫目と申、取やり可仕候」（『御觸書寛保集成』1811号、享保3年閏10月）。

<sup>70</sup>高維の翻刻では「濫觴」となっているが、これは誤植の類で「濫觴」が正しく、本稿では訂正した上で引用した。名主の問いは、なぜ徳川幕府は公定レート一両六十目をそもそも唱えたのか、とする根本的・根源的な問いだという理解も可能だが、本稿はこれには触れない。また開府当初は一両五十目公定レートだったという認識が、今日の日本貨幣史的理解として一般的だが、これらの事柄に関しては、稿を改めて論ずる。

之取遣仕候ハゞ、金子之働強く、おのづから出廻り可申と認メ有之、其後銀者益々拂庭、六拾目替ニ而者拂銀無之候ニ付、猶引續キ御訴訟申上候處、大岡越前守様於御白洲、一ト先、五拾四五匁ニ而取引致候様被仰渡候所、右相場ニ而も拂銀一切出不申、兩替屋難澁仕、度々御訴訟申上候處、翌亥年三月願之通相對相場ヲ以賣買致候様被仰付、其砌中山出雲守様・大岡越前守様御立合ニ而新金壹兩ニ三拾目いたし候共、八拾目いたし候とも、御公儀御定者小判六拾目古來より之御定と被仰聞候書留有之候得ども、享保之頃小判六拾目之取遣扣帳ニ見得不申候。其頃より追々六拾目之取遣辨利相成候哉、依而小判六拾目と申儀者往古より之御定と奉存候。此段御尋ニ付申上候。以上

(安政四年) 巳十二月十二日

(三井(1995a), 624)

この答申書で、まず押さえておかねばならないのは、享保三年末の御定相場事件前後の両替商の扱う金銀相場は相對の変動相場だったことである。御定相場通りの一兩六十目を守っていたのでは、両替商は商売が成り立たなくなることを、御定相場事件は明瞭に示してくれている。

相場の変動・固定という事柄に関して、時間的推移における相場変動はありきたりの事象だといえるが、地域差に関連した相場変動は特別な事象に属すると見なしてよいだろう。もし江戸金融市場だけが固定相場であったとすれば、余所の土地の変動レートで金か銀を売るか買うかして、江戸に来てその金か銀を固定レートで売るか買うかすれば、確実な儲けを得られることになる。御定相場令を江戸両替商が遵守した時期が、まさしくこれにあたり、余所の土地が銀高だったとすれば、江戸で銀が買われ払底するのは当然の現象だといわねばならない<sup>71</sup>。これはもちろん特別な両替商間だけの話ではなく、両替商と一般市民との間の普通の金融市場の話である。もっとも、金遣いや銀遣いと偏りのある土地柄での両替の話になるので、東西交易に携わる商人の影響が非常に大きかったであろうことは容易に想像される。

引用中に「諸色代物六拾目之取遣」、「小判六拾目之取遣」と語られているのは、それ

---

<sup>71</sup>「銀高直之儀、江戸方上方銀下直ニ候得ば、爲替請負候者御上納初御屋鋪方御賄共現銀ニ而下し申候所、此節上方高直ニ成候故、於彼地ハ銀を請取、夫を代金ニ而差下し於當地銀調候、其向此節差湊候事。又諸商人上方仕入之代物ハ銀ニ而御座候、是以、上方江戸方高直ニ候得ば現銀ニ而代口物代爲登申候。又下直ニ成候ハ、御屋鋪方方銀ニ而出候御拂出廻候儀と奉存候事。江戸ハ元來金遣ニ御座候故、銀子貯候儀ハ且以不用ニ御座候事」(『両替年代記』122)。

ぞれ商品市場、金融市場の区別がおぼろげに意識されているからだと思なしてよい。面白いのは「小判六拾目」というけれど、両替商の帳簿控えを確認しても、六十目だったためしがないと語っている点である。相対に戻り変動相場となった金融市場に六十目を求めても無駄であって、それは商品市場に求められるべき事柄なのである。その意味で、名主は両替商にではなく、十組問屋に江戸小判六十目の起源を尋ねるべきだったといえる。

ここまでは、前項で取り上げた商品市場と金融市場の区別の話になるが、田谷の論述で問題にしなければならないのは、東西の相場違いに関連した東西交易の理解の仕方である。たとえば田谷は次のように語る。

そして元禄八年、金銀の改鑄があつてからも、なお当分は同じ状況にあつたが、十一年に至り、元禄小判のはなはだしい品位低下から、銀はにわかにな五五匁程度に騰貴した。しかるに、一般に銀の騰貴は、大坂に対する江戸の購買力の低下を意味するものであつたから、当然に、米・綿・粟種・塗物など大坂の江戸積貨物の騰貴となり、江戸十組問屋では難儀の旨を町奉行所に上申した。

(田谷(1958), 138)

すでに中井のところであつた十組問屋史料・天明八年願書別紙の米価部分を、田谷も自身の論文に引いている。この史料内容について、東西交易における相場違いの値付け論理をわかつていけば、もっと具体的な価格変更の実数調整を解説できるはずなのだが、「購買力の低下」という貨幣価値の指摘だけに留まっている。田谷は、近世期の東西交易における物価問題に腐心した人物として、松平定信をしばしば取り上げる。管見によれば、幕政にあづかった者の中で、新井白石と松平定信が、この問題の経済構造を最もよく理解していた人物だつたと考えられる。よつて、定信の言説をよく読めば、江戸物価騰貴の仕組みを田谷は理解できたはずなのだが、この問題に関する理解の拠り所を松好貞夫に求めたようだ。松好の見解は、江戸小判六十目の知識をまったく持たない研究者が、近世東西市場の経済構造を解釈したなら、どのような理解になるかをよく示してくれている。

次で文政二年元文金の改鑄あるに及び、大阪に於ける金相場下落の傾向は一層深刻となつたが、凡そかかる場合には、一般に金貨幣建の物價が騰貴（金貨幣價值の下落）すると共に、銀貨幣建の物價は反對に下落（銀貨幣價值の騰貴）するのが常であつた。蓋し金貨幣價值低落の結果は、勢ひ銀貨幣に對する世人の欲求を昂うじ、之れが需要の急激なる膨張を誘發せしのみならず、幕府は金貨幣發行の際には、之れが鑄造のた

め或はその流通を促進せんがため、屢々銀貨幣の回収を行ひしものであり、更に世人はその回収を免れんとして銀貨幣の隠匿を計りしものであるから、幕府の通貨政策に依り金貨幣価値が下落した場合には、必ず一方に於て銀貨幣価値の絶對的騰貴があつた。換言すれば江戸の物價は騰貴し、大阪の物價は下落したのである。

(松好(1932), 283)

近世期の金銀貨の貨幣価値を云々する場合、貨幣品位を無視することはありえない話なのだが、現行の名目貨幣を理論的前提とする今日の経済学においては、貨幣品位はむしろイレギュラーな経済因子として存在するのみであり、松好の頭にそのファクターへの配慮がなかったとしても、今それは措いておこう。また銀貨は時代が下れば下るほど手形決済が増えるので、実物貨幣に限定した貨幣数量説の有効性も問題視せざるをえないのだが、それも今は措こう。また松好の文面は、金貨幣価値と銀貨幣価値を別物のように扱っているとも受け取れる言葉遣いになっているが、金銀相場によって評価する貨幣価値というものとは表裏一体であって、銀高になるということは金貨幣価値が下落すると同時に銀貨幣価値が騰貴することであって、両者は同じことの言い換えでしかない。ことさら別々のもののように強調するには及ばない。松好の議論は、通貨の市場流通量や需給バランスと貨幣価値の関係を論じていると解釈でき、その貨幣価値を東西の物価問題と直結させている。すなわち、金遣いの関東で金貨流通量が増え貨幣価値が下がればインフレとなり物価が高騰し、銀遣いの関西で銀貨流通量が減少し貨幣価値が上がればデフレとなって物価下落が起こるという理解であろう。さらに松好はこれに商品流通量を加味する。

金相場の下落に伴ひ江戸の購買力は低下す可きを以て、大阪の江戸積貨物は減少せざるを得ず、従つて江戸に於ては物資の缺乏を告げ、物價は一層騰貴する譯である。尤も大阪に於ては反對に在荷が増加して、銀相場の騰貴に依り一旦下落した物價は益々低落するであらうから、東西の交易も漸次回復に向ふ筈である。

(松好(1932), 284)

江戸側の購入手段となる金の貨幣価値が下がれば購買力が低下し、これまでと同額の購入金額の支払いでは輸入数量が減少してしまうという理解である。その分、当然ながら江戸の商品単価は値上がりすることになる。もし、江戸に輸入される上方商品の数量が需要を満たせぬほどに少なくなれば、さらに上方商品は急騰することになるだろう。一方、上方では江戸の購買力の低下により輸出量が減少して商品在庫がだぶつき物価は下落するこ

とになる。その下落率が金の貨幣価値の低下率と一致すれば、結果的に商品の東西輸出入量は当初と変わらぬものに落ち着くだろうという分析である。たとえば百二十匁の上方商品があったとすると、金銀相場が一両六十目ならば代金は二両だが、相場が一両三十目の銀高になったとすれば代金は四両となる。しかし、その商品自体の価格が下落して六十匁になったとすれば、もとの代金二両を支払えば同じ商品を購入できることになる。経済学の教科書に出てきそうな絵に描いたようなシナリオだが、史実はまったく別の様相を呈していた。

こうした理解の欠陥の核心は、もちろん江戸小判六十目の認識がないことだが、それによってどのような理解になるかといえば、東西の相場違いがあまり意識されずに、単一変動相場的な理解に傾いてしまうことである。さらに小判六十目という絶対基準が存在しないがゆえに、金銀貨の相場変動と物価の関係を相対的にしか把握できない点も指摘できる。すなわち、その絶対基準にもとづきさえすれば、東西共に小判六十目ならば物価に影響は全くなく、それよりも上方が銀高ならば江戸は物価高に、銀安ならば物価安になるという簡明な図式化が、江戸小判六十目によって成立するのである。しかもそれは貨幣や商品の数量との直接の関係はなく、金銀相場の変化だけによって、即座に実現するものだったのである。

さらに松好的理解には、もう一つ、史実を掴み損ねる致命的欠陥が存在する。というのは、この理解にあっては、商品値段の変更ということが全く想定されていないのである。一元的な金融変動相場のもと、東西市場において、同一値段の西側銀極め商品は、東側商人の西側商品買付場面でも、東側市場内での通常の売買場面でも、相場が銀高だから買付量は減少するし、購入する際も、結果的に銀高相場の影響で単価が上がると見なされるのである。現実には西側商人主導のもと、東側への輸出商品は即座に価格変更がなされるのであり、結果論として物価騰貴があるのではなく、出荷前に既に騰貴が起っていたのである。松好的理解は、この重大なる史実を見逃さなければ成立しない議論となっている。

では、江戸十組問屋の請願の内実が何であったのかといえば、全国一統小判六十目の実現によって、相場変動による物価の不安定性をなくすことが企図されたのであった。上方の相場変動をなくし、東西相場違いが存在しなくなれば、価格が変更されることはないのである。自分たちは江戸小判六十目を遵守しつつ、幕府に幾度も働きかけ、江戸のみならず、全国小判六十目の実現を望んだのが十組問屋だったのであり、相場固定による価格安定こそが、彼らの理想とするところだったのである。

松好も、本稿ですでに言及した天明八年願書別紙を自身の論文に引いている。だがその論考は、ほとんど高維の論考をなぞっただけでしかない。これまで見てきたように、高維

は史料紹介という点では傑出した業績を果たしているが、その史料解釈においては極めて精度を欠いた言説が目立つ。従って、後の研究者はもう少し批判眼をもって研究を正しい方向へ前進させねばならないのである。だが松好は高維の言葉をそのままに「江戸の金融界に於いて銀相場高値」（松好(1932), 277）；[三井\(1931b\)](#), 508）として、願書別紙の訴えを江戸の相場状況の話として論じてしまっている。松好の引用した別紙原史料には「御當地 小判六拾目割」「大阪 銀相場五拾四匁割」（松好(1932), 278）と明示されているにもかかわらずである。江戸商品市場は小判六十目で絶えず一定していたのであり、金銀相場に関して高値・安値などはなかったのである。よって、十組問屋が問題にし、幕府に訴えた「銀相庭高直」とは、大坂の相場の話なのである。江戸と大坂、両地の金銀相場を、江戸の人間が「銀相場」と日常的慣用で表現したとしても、また大坂人が東西市場に関して、いずれも「金相場」と語ったとしても、それは至って自然な言語使用なのである。江戸は銀相場、大坂は金相場と紋切り型に決めつけるため、ますます江戸小判六十目の存在が背後に隠れてしまうことになる。その存在認識のなかった松好は「江戸の高値は大阪の安値となり、大阪の安値は江戸の高値となりし」（松好(1932), 280）といった単一相対的相場世界での東西相場の受け取り方の違いなどの話に終始し、「金銀相場の變動は徳川時代の我國の經濟に重要な影響を與へた」（松好(1932), 282）と論じているにもかかわらず、肝心の東西相場違いには全く無頓着なままであった。

「消費都市江戸の金遣いに対し、大量の江戸積貨物を発する大坂の銀遣いが対立していた当時、金銀相場の激変が、経済社会に与える影響は、きわめて大であった」（田谷(1958), 141）と、松好と口を揃える田谷も、東西相場と物価の関係を相場違いとは関係づけられないでいる。ただし、当時の史料を多く参照しているがゆえに、小判六十目をめぐる攻防に関して無自覚ではありながらも、その言説の中には取り入れている。

おわりに、金銀相場の変動と大坂・江戸の利害ということについても触れておきたい。金銀相場の変動によって、大坂と江戸との間で利害の対立を見るのは、すでに元禄の改鑄に際して見られたように、つねに金相場に、いちじるしい下落を見たときであった。元禄の改鑄以前、六一匁の余にも達していた金相場が、しばらくにして五五・三匁にまで下落したのであるから、それは江戸購買力の低下であって、ただちに江戸下り荷物の減少となり、あるいはまた江戸の物価騰貴をひき起さざるを得なかった。このため、大坂から江戸への下り荷物である水油・木綿・紙・酒などの諸品を取扱う十組問屋は、幕府に対し、銀相場の引下げを嘆願する始末であったが、銀相場を六十二・三匁にまで引下げておくことは、江戸の經濟のために、為政者もまた望むと

ころであったのである。

(田谷(1971), 32)

東西相場と東西交易に関心を寄せ、文献的には問題の核心的部分を扱いながら、田谷はその核心をつかみそこねている。隔靴搔痒の感がある、という表現は、まさしくこういう場合に使うのが適切だろう。たとえば田谷は定信の『宇下人言』を引く。

宝暦明和之比までは、金相場たかくして七十目之余にもしたりしを、河合越前守(川井次郎兵衛久敬、明和八年勘定奉行となる)てふ人出て南鐐銀をふけり。八片にして一兩に換るものなれば金を増すの道理也。げに丁銀を多く吹つぶして南鐐とせしにぞ、金は増、銀は減じぬ。これによつて金相場おい／＼に下落せしを、六十目余に至らば吹止むべきを、金穀之事に心づきし人もなくて未年(安永四年)まで年々に吹しかば、つみに金相場下りもて行て五十四匁、三匁まで引下ぬ。

(田谷(1958), 140)

田谷は引用をここで終えている。だが、続く文面に極めて重要な事柄を定信はしたためている。

しかるに關東にて一兩を六十目と定らるれば一兩之品を以て關西へ行ば五十三四匁にたらず。さすれば諸色のあたへに〔さ〕しても、かゝる旅中費用賣徳の外に此たし銀をわりかくるにぞ、いよいよ物價は騰貴せし也

([松平\(1942\), 105](#))

定信の頭の中には、環中仙の『初心算法早伝授』「江戸算」の数式があり、物価騰貴後の江戸売価が概算されていただろう。たとえば上方相場一兩五十三匁として、十匁の上方商品の江戸値段を、「江戸算」の「術」通りに割り掛ければ、 $[10 \div 53 \times 60 \approx 11.32075 \approx 11.3]$  となり、十一匁三分余り、つまり一割三分の値上がりとなるのである。十匁が原価だとすれば、これにさらに利益分と諸経費が加えられることになるし、三井の「定」や「直段書上」の計算法によれば、こうした利益分と諸経費を原価に加えた京札値に対し相場違えが割り掛けられるので、相場違えの値上げ分がますます大きくなるわけである。白石も、定信と同じ相場違え計算をしていることは既に見た。

江戸小判六十目の認識さえあれば、定信がなぜ「六十目余に至らば吹止むべき」と語っ



ているのかを容易に理解できるのである。田谷にはこの認識がなかったのだが、こうした相場違い史料を扱っているので、田谷が扱う史料自体には江戸小判六十目と相場違いが明瞭に書き記されている。たとえば別の論文で田谷が引いている執筆者不明の一冊『貨幣議』（慶應義塾図書館所蔵）にも、このことが解説を全く要しないほど簡明に描かれている。

当時に於てハ銀目ハ全く虚名にて実用ハ無之候、然るに、其虚名の存するより、上方にてハ其銀相場に日々高低を生し出、又関東にてハ小判を六十目とも定候得者、其上方・関東相場の違ひより、売買賃貸の間に大なる損益を生し、其損ハ上下となく皆天下万民の上ニ歸し、其益ハ日々悉く上方巨商の手に落入候。

(田谷(1965), 23)

この述作は幕末期に書かれたものであり、天下万民と上方巨商を対立させているが、このあおりをもろに受けたのが江戸商人であった。なぜなら彼らが上方巨商のようにその益を受け取れるわけではなく、逆に物価高による販売低迷で営業不振に陥ったからである。遡って、元禄十三年の御定相場令が出た直後から、江戸商人の御定相場遵守と上方商人の相場違い志向は鮮明となっている。脚註に挙げておいたが、再度ここに引く。

一 京大坂共ニ私之相場相立候ニ付、銀[金脱カ]之間金壹両ニ付四、五匁余も違御座候ニ付、御当地六拾匁之通用之積ニ合不申、商売物高直ニ罷成迷惑奉存候事

([「万記録」](#) 8)

草間直方も「江戸十組之衆などハ律儀正直なるゆへ、昔の如ク、眼之前之理屈ヲ思ひ、昨年来數万石之買持ニて、不怪損銀せらるゝ由、扱々氣毒成儀恐レ入候事共也」（[草間\(1927\), 887](#)）と、江戸商人の律儀正直さが却って仇となり、損銀を出してしまうことを気の毒がっている。江戸時代を通じて、この東西商人の構図は変わらなかったといえる。

次にもう一人、東西交易について独特の理解を示す大石慎三郎の論述を取り上げよう。

すでに述べたように、江戸の物価問題は、上方・西国経済圏から、どれだけ有利に多くの物資が移入できるかという問題にかかっていた。（中略）

ところで、銭はほぼ全国的に通用したが、金と銀とはそうではなかった。金は江戸を中心とする関東・東国経済圏で、銀は京・大坂を中心とする上方・西国経済圏で通用したのである。したがって、江戸の消費者物資を上方・西国から買うということは、

金を基本通貨とする経済圏が、銀を基本通貨とする経済圏から物資を買うことである。この場合、他の諸条件を一定とすれば、通貨銀に対して金が強くなればなるほど、江戸には多くの物資が流入してくることになる。このようなわけで、江戸により多くの消費者物資をあつめて、市民生活を安定させようと思えば、通貨金の銀にたいするレート（交換比率）を切り上げればよいのである。それは今日の国際貿易における為替レートの原理と同じである。（中略）

元禄八年（一六九五）、荻原重秀は、それまで通用していた慶長金銀を改鑄して、品位の一段おとる元禄金銀を発行する。この改鑄は、金銀の品位（含有貴金属量）をおとして出目（改鑄差益金）を稼ぐためであったと評価されて、これまですこぶる評判が悪いが、その真のねらいは、寛文期以来拡大しつづけてきた経済の規模に通貨量をあわせようとしたもので、理に叶うものであった。通貨の品位をおとしたため、諸物価が一時的に高騰したのも事実であるが、じつはこの改鑄には江戸の物価を高くするもう一つの要因があった。それは改鑄にあたっての、金と銀との品位の改めかたである。すなわち、慶長金銀の品位を一〇〇とすると、元禄の改鑄では金は六七、銀は八〇で、金のほうが品位のさがる度合がはるかに強かった。このために金に対する銀の力が一段と強くなり（銀高相場）、江戸への物資移入はそれ以前にくらべていちじるしく困難となったのである。

（大石(1998), 213-215）

引用中、最後の段落に非常に重要なことが書かれているので、再度ここで論点を整理しておく。近世期の通貨がらみの江戸物価問題には、大きく二つのファクターが存在した。それは貨幣品位低下による価格の高騰<sup>72</sup>と東西相場違いによる物価高である。この二つは、諸改鑄により大抵の場合には相場が乱高下したことから、同時期に発生することが多く、論述の際には、厳密に両者を区別した上で物価現象が理解されねばならない。前者の品位問題では、金貨の場合、品位や量目を異にしても、額面を変えずに通用させたことに起因しており、銀貨の場合も、価値評価は秤量なので、金貨の額面不変更と同じ扱いとなり、低品位同価格通用したことになる。つまり、金銀貨共に貨幣品位が低下しても額面は変わらなかったがゆえに、額面ではなく貨幣品位を価値基準とすべきであると認識を新たにし

---

<sup>72</sup> 山片蟠桃は貨幣品位低下と物価騰貴の関係を端的に語っている。「抑元禄八年ニ初テ吹カヘ有シヨリ、十二年ヲ經テ寶永三年ニ至リ、ニツ寶銀出ル、同七年ニ永ノ字ノ銀出ル、又三ツ寶銀出ル、又乾ノ字金出ル、正徳元年ニ四ツ寶銀出ル、コレ其位至リテアシク、銀ノ下品コ、ニ極ル、コレニヨリ天下ノ困窮甚シク、米價及諸物ノ價跳躍シテ貴クナル」（[山片\(1916\), 306](#)）。

た商人からすれば、商品価格等に貨幣品位低下分を上乗せして、品位に見合った価格変更が行われることは極めて自然な流れであった<sup>73</sup>。正徳改鑄の際の割合通用令、更により正確を期した享保三年の改定割合通用令が、貨幣品位に見合った価値設定が明示的になされたという点で、最も分かりやすい例となる<sup>74</sup>。

江戸の物価問題を考える場合には、貨幣品位は非常に重要なファクターであり、江戸時代に物価問題を論じる武士や商人にあっては、物価を左右する第一原因として、貨幣品位を挙げる者が非常に多かった。『管子』の軽重論という理論的後ろ盾もあり<sup>75</sup>、貨幣品位が低下すれば物価は騰貴し、逆に品位が高くなれば物価が下落するのは当然のことによう考えられていた。よって、諸貨幣の額面は同じであっても、その個々の貨幣品位を絶対基準として、物価も相場も決まるならば、たとえ品位を異にする改鑄がなされても、大きな問題にはならなかっただろう。しかし現実には、貨幣品位と貨幣価値は必ずしも一致するものではなく、特に江戸士民にとって初体験となる元禄の改鑄後などは、徐々に品位主義的な方向に貨幣価値と物価が向かったのであり、正徳の割合通用令がなければ、品位通

---

<sup>73</sup> 貨幣品位低下分以上の物価騰貴が時に起こることも蟠桃は述べている。「然ルニ天下ノ人情ハ活物ナリ、其位劣リテ其價同ジカルベカラズ、故ニ慶長ノ古銀百目ヲ以テ、永銀銀目ニ替ヘズ、況ヤ三ツ寶四ツ寶ヲヤ、諸物ノ價モ亦シカリ、古銀ニテ二十目スレバ、永ニテ三十目、二ツ寶ニテ四十目、三ツ寶ニテ五十目、四ツ寶ニテ八十目トナレバ、ツヒニハ其利何方ニカアル、物ノ價ハカ、ル拍子ニ、其割合甚シクナルハ亦勢也、タトヘバ價百目ノモノ、文銀ニテ百六十目トナルハアタリマヘナルニ、其拍子ニ二百目トナル、スベテ此類也」(山片(1916), 304-305)。

<sup>74</sup> 割合通用令によって市場が落ち着いたかといえ、品位の異なる多種多様な貨幣によって混乱は続いた。「尤享保三戌年閏十月、割合ノ法ヲ出サレ、來ル寅年迄五年ヲ限り、其後ハ停廢セラルトノ事、右割合銀ヲ以テ物價交易スル故、市民紛ハシク迷惑ニ及ベリ、譬バ茶器茶碗ノ類ニテモ、賣主ハ慶長銀新銀ニテ一貫目トイヘバ、元禄銀ニテ一貫目ニ買ト云、【但慶長銀、新銀八百目ニ當】賣主不承知成ル時ハ、永中銀一貫九百目ニ仕ヨト云、【是ハ慶長銀新銀ニテ九百五十目ニ當ル】此類ニシテ其不便利ナル事推テ知ベシ、右割合通用不便利ニシテ、商人市民甚紛ラハシク、銘々覺エ安キ様ニ割合ヲ工夫シテ書記シ持シナリ」(草間(1916b), 123)。この貨幣紛糾を「萬民塗炭ニ苦シム」と蟠桃は表現した(山片(1916), 311)。

<sup>75</sup> 「幣輕ケレバ諸物ノ價ハ高ク成、公私共損失有、賤民別シテ是ヲ苦ム、幣重ケレバ諸物皆廉ニ成、上下トモニ便利ヲ得、貧民尤是ヲ喜ブ事也、此管仲ノ輕重ヲ貴ノ處ニシテ、獨り霸術然リトスルノミニ非ズ、王道ニ於テモ又要務トス」(中井(1915), 391)。色川忠三郎『貨幣輕重論』もそうであるし、佐藤信淵の『物価余論』等の諸著作も『管子』の議論を背景にしている。金座・銀座の座人の物価論にしても同様である。「物價論議之事 一、米穀及諸品類者、金銀錢之三貨を以交易する者なれば、米穀諸品と金銀錢とは素來對揚之者と奉存候、前條建議之通、當時金銀錢之位卑く相成候ニ付ては、諸物價騰貴仕候は必然之道理持衡之勢、此重則彼輕シ理、固より然り」(『吹塵録』319)。

りの貨幣価値設定が実現したかどうか、非常に怪しいのである<sup>76</sup>。

この貨幣価値問題は、そもそも貨幣とは何かという貨幣論的問題でもあり、現代でも貨幣数量と貨幣価値の現実的關係を理論的に精確に把握できないという点で、アップトゥデートな問題でもある。さらに近世市場を扱う場合には、現代では馴染みのなくなった商品貨幣における価値問題を議論の中心に置かねばならない。近世商品貨幣において、最も論じられ、また市場で現実的に貨幣価値と直結したのは、貨幣品位であった。この品位と価値の近世市場における史的・具体的關係については、ここで簡単にまとめられるようなものではなく、また参考となる既存の研究も見当たらない。いま一般論として言えることは、貨幣品位が低下すれば貨幣価値も低下し、貨幣数量が増加しても同様に貨幣価値が低下するだろうと予測できるだけで、現実世界の貨幣価値の決定因子は品位や数量だけに限定されるものではないから、短期的には価値が変化せずに等価で維持されたり、予測以上の暴落が起こりハイパーインフレーションになったりする可能性は絶えず存在すると考えてよい<sup>77</sup>。本稿では、これ以上は商品貨幣価値論に立ち入ることをせず、現代において貨幣数量が増加すれば貨幣価値が低下すると一般に考えられているように、近世期の日本では貨幣品位が低下すれば貨幣価値が低下すると一般に考えられていたと指摘するにとどめたい<sup>78</sup>。幕府は貨幣品位や量目を取り決めることはできたが、貨幣価値を規定することはできず、市場の反応を俟つしかなかったのである。

江戸の物価問題の第二のファクターである東西相場違いは少し特殊で、上方の物価に変化はなく、下り物価格だけが変化することになる。引用冒頭に掲げられた「江戸の物価問題」を大石は論じようとしているのだから、この東西相場違いを主軸とした物価論がなされるべきなのである。にもかかわらず、大石は東西物資輸送の多寡を論点と定めており、

---

<sup>76</sup> 「其初ハ同ジ掛目ヲ以テ、好銀ヲトリ上テ悪銀ヲ渡セバ、大利ヲ得ルコト目前ニアリ、コレハ初ハ天下ノ目ヲクラマシタルモノ也」 ([山片\(1916\), 305](#))。

<sup>77</sup> 直方は貨幣に対して「帰服」という言葉を使った。たとえば「西國筋は銀通用の場所なれども、南鐐二朱・四文錢今以て歸服せず」 ([草間\(1916a\), 555](#))。人々が新貨幣を賤しみそれに服さなければ、貨幣価値を云々するどころか、人々に使用されず市場に流通しないというシビアな反応さえあった。その場合には、無価値と見なされた、という解釈も可能であろう（制度的には高価であったはずの宝永通宝十文錢が適例）。

<sup>78</sup> 近世期においても、佐藤信淵は、貨幣数量と物価を意識したインフレ論を語っている。「世上金銀多きときは物價高直くなりて四海困窮し、往々衣食給ずして飢寒に死する者有り、是を多金之禍と名く」 ([佐藤\(1926\), 481](#))。新井白石も、物価騰貴と貨幣数量増加を結びつけた議論をしているが、これは初期改鑄政策にあつては貨幣品位が低下することと貨幣数量が増加することは同義だったためであり、白石を貨幣数量説論者であったと見なすのは早計である（「白石建議四」参照）。



いささかピントがずれている。だが、これは松好や田谷の議論で既に見たように、東西交易と金銀相場を論究する研究者が抱く一般的な視点ということができよう。大石の論法の難点は「他の諸条件を一定とすれば、通貨銀に対して金が強くなればなるほど、江戸には多くの物資が流入してくる」と語っていることである。この条件設定は、経済理論を用いる経済学的手法であって、現実世界や史実とはかけ離れた特殊環境が出現した場合に、どのようなことが言えるかを考察しているに過ぎず、歴史認識かフィクションかの二者択一を迫られた場合には、後者にカテゴライズされるものである。大石の条件設定において特に明示的に述べておくべきは、[江戸側の購入総額を固定した場合]という前提条件である。もし江戸側が相場的に不利な場合であっても金銭的出し惜しみをしなければ、物資輸送の減少は起こらないし、また江戸側が相場的に有利でも当初の物資購入分の金額に減額して支払うだけならば、これもやはり輸送量の増減は生じないからである。

ついでにいえば、フィクションではない現実の諸条件の中には、実に様々な要素が混在することになる。たとえば輸入するはずだった物資がそもそも輸出されないような想定外のことも起こり、輸出先にある既存の物資でまかなわれるような場合すら考えられる。物価高にしても、為替レートの影響で同じ購入額での輸入商品量が減ることによって単価あたりの額が上がったのか、商品量は変わらないが輸入先の売価値上げによって単価が上がったのか、それによっても物価高の意味合いは違ってくる。現実の歴史認識は諸条件が複雑に絡み合うので、把握が容易ではない。

とはいえ、仮定条件を極力排除し、本当の史実はどのようなものだったのかを、ここでは甚兵衛の史料を使って検討することにしたい<sup>79</sup>。実は、商家史料によって下り高を確認すれば、金銀相場と下り高の関係について、大石の語っていることが真実か否かは一目瞭然である。たとえば、いま話題とする天明期あたりの三井家記録文書によれば、天明四年江戸相場一両六十目弱（最高値と最安値の平均値）の時の江戸本店への下り高は、凡そ五千二百貫目余り（上期・下期合計）、翌五年にはやや銀高となり五十七匁弱となるが、下

---

<sup>79</sup> 甚兵衛上書には「下駄屋甚兵衛」とするものと「鍛冶屋甚兵衛」とするものがあり、また文書名も「上書」とするものと「書上」とするものがある。委細が多少異なった史料が多く残存している模様である。同史料はもちろん瀧本誠一編集の『日本経済叢書 卷 16』や『日本経済大典 第 23 卷』にも収められているが、本稿では神沢杜口『翁草』に収められた「下駄屋甚兵衛上書」と宮崎成身『視聴草』に収められた「鍛冶屋甚兵衛上書」（国立公文書館所蔵）を適宜用いた（三井文庫にも「鍛冶屋甚兵衛上書（写）」があるが、本稿では国立公文書館所蔵本の方がより適切な文言だと判断した）。ちなみに成身は『朝野旧聞哀藁』等の幕府編纂事業に従事しており、鍛冶屋の方が幕府に上訴された書である可能性が高い。

り高は六千四百貫目余りと増加する。翌六年も五十五匁強の銀高となるが、下り高は六千二百貫目弱と前年とそれほど変わらない。銀高傾向が落ち着く寛政三年頃は江戸相場も五十八匁半ばとなるが、その折の下り高は三千九百貫目弱とかなりの落ち込みを見せている。いま拾ってきたのは江戸本店の帳簿「江戸本店目録吟味寄」<sup>80</sup>からの数値であり、品数分析ではないが、金銀相場は物資輸送量より大石が除外した他の諸条件との関連性が強いと言えるし、また江戸の買い手側を問題とする大石の視点よりも、当時主導権を握っていた上方の売り手側を問題とすべきだと考えられる。しかし表面上は大石の語るような事例もあって、銀高の時に物資輸送の減少が実際起こった米のケースをここで取り上げ、それが現実にどのような事態だったのかを確認しておきたいと思う。商品市場と金融市場が絡み合った近世期の相場変動事象として、非常に興味ある出来事だからである。まず、相場の史的変動を確認しておく。

一、貳拾年以来諸色高直ニ相成候義者、貳朱銀出候而シテ西国筋金相場段々下直ニ相成、大坂表其以前金相場両ニ六十目より七拾貳三匁迄高下御座候所、只今ニ而ハ五拾目ハ五拾五六匁ニ相成候故、壹両ニ付凡ニ拾匁之高下相違御座候故、先年ハ金之位悪敷相成申候、（中略：陰陽説による金銀の解釈）、甚陽之金位悪敷く相成候儀ハ、二朱銀四文銭出来候てより之事ト奉存候、先年之通り二朱銀四文銭通用相止候ハ、近々之内諸色下直ニ相成、以前之通国々繁昌仕候時節ニ立帰可申と奉存候

（「[鍛冶屋甚兵衛上書](#)」）

甚兵衛上書は天明七年六月十七日に書かれている。この上書には、金銀に対する陰陽説的解釈など（天理にも影響を及ぼす悪幣は天候不順や凶作の原因とされる）、時代思潮的な理解も含まれており、客観的事実認識に対する一抹の不安を覚えはするものの、上書に記載された金銀相場と『両替年代記』のそれを比較すると、起こっている事象に関しては正確に書き留められていることがわかる。上書執筆より十五年前の安政元年、『両替年代記』では七十三匁七分まで銀安が進んだことになっているし、また天明六年三月には四十九匁九分までの銀高となっており、甚兵衛上書の報告と、ほぼ一致しているからである<sup>81</sup>。上書は打ちこわし直後に書かれているが、天明の打ちこわしといえば、一般に米不足や米価高騰に起因すると考えられがちだが、これを金銀相場問題として捉えている点で、商業

<sup>80</sup> 三井家, 本 837, 天明 4 年-寛政 3 年; 三井家, 本 838, 天明 4 年-寛政 3 年。

<sup>81</sup> 三井(1995b), 第八鍵「江戸を中心としたる三都の金銀錢相場の年表 附米價」を参照せよ。

事情に通じた甚兵衛ならではの見解が示されている。

一、近年五穀者不及申、諸色地方生ずる物、豊作仕候事、稀ニ御座候故、諸色高直ニ相成申候、尤成儀ニ御座候得共、金之位相場下直ニ相成候故、世上困窮仕候様ニ奉存候

([「鍛冶屋甚兵衛上書」](#))

また別の一条には、極めて重要な内容が書かれている。

一、御大名様方二十年已來迄ハ、江戸表之御家中御切米御扶持方皆々御國許方米積下シ御用相弁し候所、近年ニ朱銀通用致候て方、金之位悪敷相成候故、大坂表ニ而米御拂被成江戸表にて御買入被遊候へハ、金百両ニ付凡二十両程の御徳用御座候ニ付、皆々大坂ニ而御拂江戸ニ而御買入ニ相成候故、自然と御府内米不足ニ相成候様ニ奉存候

82

([「鍛冶屋甚兵衛上書」](#))

大坂を江戸への経由地とする諸大名に関して、二十年以前は江戸家中で入り用の米は全て国元から江戸まで下していたのに対し、南鐐ニ朱銀発行により金相場が下落して以来、すなわち銀高相場となって以降、大坂で米を売り払い、江戸で改めて米を買い入れるということが常態化したというのである。大石流に物資を注視すれば、西国からの物資輸送が起こらず、江戸の物資だけが現地調達され消費されるわけであるから、自ずと江戸は物資不足に陥ることになる。こうした事態がなぜ起こったかといえ、金融市場と商品市場、銀遣いと金遣いといった近世の経済事情が関係している。

いま金融市場・商品市場の各市場内に見られる金融相場や米相場の東西差は考慮せず、全国一律に金融相場は金一両銀五十目の一過性の銀高、米相場は豊凶のない想定で平均的な米一石銀六十目（金一両）だったとしよう。ある西国大名が自国の米百石を、江戸に輸送する場合を考えてみる。この米をそのまま江戸まで運び自家消費してしまえば、米の輸

---

<sup>82</sup> 「金百両ニ付凡二十両程」とする史料と「二十匁」とする史料があり、「下駄屋甚兵衛上書」は後者になる（『[日本経済叢書 卷16](#)』や『[日本経済大典 第23巻](#)』収録の「[下駄屋甚兵衛書上](#)」および『[翠園雑録](#)』にある「[下駄屋甚兵衛書上](#)」を参照）。諸大名がこぞって同様の経済行動を起こすには、百両に二十匁では余りにも少額であり、恐らく二十両が正しいと思われる。なお『[翁草: 校訂14](#)』に収録の「[下駄屋甚兵衛上書](#)」は、この一条が欠落している。



送料がかかるだけとなる。だが、大坂で米を売って金貨に替え、その金を使って江戸で米を購入する場合はどうだろうか。米一石六十目だから百石は銀六貫となる。これを銀高相場一両五十目で換金すれば、百二十両の金貨が得られることになる。その金を携えて江戸に行き、江戸で百石の米を現地調達するとしよう。一石一両なので百両支払えば、百石の米が調達できたことになる。すると米百石を大坂で売って江戸で買うだけで、二十両もの金貨が懐に舞い込んできた勘定となるのである。ある意味の錬金術であり、大体が借金苦に喘いでいたであろう西国大名たちが、これに飛びつかないはずはない。

このようにして、甚兵衛の指摘する江戸の米不足が銀高相場の際に発生したわけだ。大石のいう金の購買力低下よりも、大坂で両替された大量の金貨で盛んに米が購入されたのであり、従って江戸での米の売買高は金の貨幣価値低下率よりも遙かに大きなものになったと考えられる。江戸は米不足に陥ったが、それは下り米の輸送量が銀高で減少したからではなく、別の金融的な理由によって、そもそも輸送すらされなかったのである。ただし、江戸が米不足に陥って米価の騰貴が起これば、この方法では西国大名たちに利潤は入らなかったことになるし、逆に米価次第では江戸で売った方が得になることもあった<sup>83</sup>。いずれにせよ甚兵衛は、江戸の米不足の第一原因を南鐐二朱銀発行以来の銀高相場に帰したわけだ。

一 大阪表其外西國筋より、江戸表へ米積下度奉存候へ共、金の直違にて、相場引合不申候故、積下し石數減候様奉存候、此節二朱銀通用相止候はゞ、金の位直候に付、西國筋より、積下候米穀初諸色澤山に下り候様、相成可申奉存候事

([下駄屋\(1906\), 142](#))

結局、江戸の買い手側の話ではなく、大坂の売り手側の話として、西から東への物資輸送が実現されるか否かが決定するという点で、甚兵衛の見解は現代の歴史家や経済史学者たちと一線を画している。西国筋の益になるか否かということが、近世期東西間の経済構

---

<sup>83</sup> 実際、うちこわしの頃には江戸の米価は高騰していたことを、甚兵衛も指摘している。「此節大阪にて正米一石に付百二十目より百三十目位迄仕候由、江戸一石二付三百目餘に御座候へば、千石にては凡三千兩の相違に相成候故、上方より澤山に米下し候て、利徳御座候道理なれば差下し不申には、何れ問屋向の仔細可有御座と奉存候、此段御吟味御座候て、兎角賣買仲間限高下自由に、不相成候様被仰付候はゞ、一統難有可奉存儀に御座候事」([下駄屋\(1906\), 145](#))。利潤だけを考えれば、西国大名たちも江戸で米を売れば儲けになるわけだが、家中の自家消費米の話なので、江戸で売っても江戸で買い戻さねばならず、売り買いするだけ無駄となる。

造における決定因子となっていることは、間々ありがちな印象を受ける。

他に大石の議論で気になる点は、金の銀に対するレートの切り上げといった相場操作理解である。改鑄主導者であった荻原重秀に相場と物価の相関に関する認識があったか否かを主眼に置きながら、大石は初期改鑄政策における種々の金銀貨の比価推移等を論じているのだが、もしレートの切り上げ・切り下げなどで済む問題ならば、わざわざ改鑄などという面倒な大事業に取り組むことなく、一両六十五匁なり、一両五十五匁なりの御定相場令を元禄十三年同様に発令すれば良かっただけであろう。

元禄改鑄は、確かに通貨の量産が目論まれ、しかも幕府の財政難に慈雨となる金貨に偏った量産化がなされた。だが結果は裏目に出て、品位低下による物価騰貴と共に、金銀貨の改鑄率の差異によって銀高が進んだことに因る物価高も加味し、短期的ならまだしも長期的に財政が好転する見通しは全く立たなくなったと見てよい。元禄十三年の御定相場令は江戸十組問屋請願による相場統制のための施策だったが、上方には有効に機能しなかった。この暗雲を少しでも振り払うために幕府がなしたものは、更なる改鑄による銀安への舵取りであった。金貨の品位低下は、現実の使用に耐え得ず破損の原因となったが、銀貨の品位低下は、実用面で問題になることはなく、比較的容易に行えた。銀高より銀安の方が、江戸の物価高を抑えられるのは確かだったが、行き過ぎた品位低下は逆効果となる。なぜなら、相場による物価高ではなく、貨幣品位低下による物価騰貴が進行するからである。その意味で、三ツ宝銀や四ツ宝銀の相次ぐ発行は、整合的な目的を見失った政権の末期現象と言えるようなものであって、適切な貨幣政策であったとは到底言いがたい。したがって、「これ以降の荻原重秀の政策手段は、銀を執拗に改鑄してその品位を引き下げることによって、所期の金に対する銀のレートを引き下げようとする理に叶ったものになる」（大石(1998), 216）という大石の言葉も、明らかに言い過ぎである。

すなわち、宝永三年（一七〇六）には、宝永二ツ宝銀を出し、さらに宝永永字銀（宝永七年）、宝永三ツ宝銀（同年）、正徳四ツ宝銀（正徳元年）というように、銀をやつぎばやに改鑄し、そのたびに銀の含有量を五〇パーセント、四〇パーセント、三二パーセントと切り下げ、ついには二〇パーセントにまで及んでいる。このことは当然、金銀相場にも反映するわけで、江戸にあっては、宝永六、七年に金一両につき銀が五八匁ないし六〇匁であったが、正徳元年には六四―六五匁、同二年には七六匁ないし八一匁にまで低落した。大坂の場合もまた同じで、正徳二年には金一両に銀八〇匁余となっている。従来の公定相場より六〇パーセントも銀を切り下げたのだから、上方・西国経済圏が大打撃をうけたのは当然である。

大石は、自らが仮定した条件下での東西間における物資輸送量の過多を評価基準とし、その判定に金銀貨の比価を用いた。ここから、銀の品位を大幅に引き下げたのだから銀遣い圏は大打撃を被った、と帰結される。恐らく銀安のせいで、江戸商人に上方商品を安く買い叩かれて、上方物資が大量に江戸へ流入したと考えているのだろう。だが、この大石の論法はあまりに粗雑すぎるし、貨幣史への配慮もなさすぎる。まず、切り下げや切り上げという言葉、大石は銀貨の品位に対して使っている。これは本来ならば、金銀相場に使用すべきもので、金一両が銀五十八匁から八十一匁へと銀安に振れたとしても、三十パーセントほどの変化に過ぎないのである。しかもこれは幕府の任意の操作ではなく、改鑄に伴って起こった付随現象といえるものであり、何パーセント切り下げたとか切り上げたとか言いうるものではないのである。品位と相場の区別を明確に意識していないため、極めて混乱した物言いになっている。

さらにこれ程までに過度の品位低下が起これば、相場よりも品位による物価変動の方が遙かに大きく、一元的な金銀相場を主軸に評価・論述するには無理がある<sup>84</sup>。この時、実際に市場で何が起こっていたかといえば、諸改鑄により多種多様となった貨幣の割合通用がなされていたのである。「公儀の御定におゐてハ、慶長の法のことに金壹兩を以て銀六拾匁に相當せられ候といへとも、内々におゐてハ、歩金歩銀をくはへ候て通用し來り候事ハ、其品々の高下同しからさる故に候、然る上はこれより後も、元祿以來品々の金銀を以て、慶長の法の金銀等、其品を同しく通用の事ハ有へからず候」（『御觸書寛保集成』1800号）と触れでも現実の市場の様子が描かれている通り、使用通貨によって物の値段が異なっていたのである。これに時相場の銭貨が加わることになるのだから、この混乱を極めた時代の経済を評価するのは容易ではない。

もちろん、これを相場的に理解することも可能だが、その際には多元的な金銀相場を想定しなければならない。たとえば、享保三年の御定相場令直後の金銀相場は、すでに守貞独自の相場改定案で触れたように、新金対新銀なら一両六十目、新金対四ツ宝銀なら一両二百四十目であった（三井(1995b), 289 参照）。よって、もしこのような多元的相場理解をするならば、六品銀交易一覧の図（[山片\(1916\), 312](#)；三井(1995 b), 201）に描かれてい

---

<sup>84</sup> 貨幣品位と物価の関係については「通貨の品位をおとしたため、諸物価が一時的に高騰した」という一言で、大石は済ませているように見える（大石(1998), 214）。

るように<sup>85</sup>、何金と何銀なら一両何匁になり、別の金銀ならば一両何匁になるといった風に、極めて複雑で煩雑な諸相場を想定しなければならなくなる。気安く、この時のレートは一両何匁だった、などとは言えないのである。つまりは、大石が拾ってきている金銀相場のデータ自体がまず一元的ではないのである。市場の通用金銀というのは、一般にその時に発行されている最低品位の金銀貨が担っていた。低品位の銀貨が発行されるたびに通用銀が入れ替わったのである（三井(1995b), 289）<sup>86</sup>。何金と何銀の相場なのか、ということとは、多種多様な金銀貨が同時通用していたこの時期には、特に重要な確認項目となるのだが、困ったことに相場データに金銀貨の種類が書かれていることは滅多にない。以上の点からいえば、物価等の分析は困難な課題ではあるが、何両や何匁といった通貨単位を基準にするのではなく、貨幣品位を主軸に理解した方が一元的な理解が可能となる。

正徳四年の割合通用令は、すでに割合通用が常態化していた市場状況を追認する形で、正式に貨幣品位に従った割合通用を認めた触れとなる。ただし、この触れで特徴的なことは、通用銀（中銀・三ツ宝銀・四ツ宝銀）を一律に新銀1に対して2としたことにある。これは中銀の品位に準じたものであり、本来ならば三ツ宝銀は1対2.5、より低品位の四ツ宝銀の場合には1対4にしなければならないところだった。したがってこの場合には、三ツ宝銀を25%、四ツ宝銀を200%、幕府は金融政策として、これら諸銀貨を切り上げたということが出来よう。両替すれば品位に見合わず損失となる部分は幕府によって補填されたのである。大石の言説とは真逆に、銀遣いの上方・西国経済圏が大恩恵に浴したことは言うまでもない。吉宗の治世となり、このレートは享保三年暮れに品位に見合った適正レートに改正されるが、その後も銀高傾向が続いた。享保後期になって落ち着きはするものの、おおむね享保期は上方にとって有利な相場状況が継続したといえる。

もう一言付け加えておけば、大石は相場をめぐる、幕府と「日本経済の大元を支配する巨大商人」（大石(1998), 219）との争いを描こうとしているのだが、当時の巨大商人はた

---

<sup>85</sup> 六品銀交易一覧と各銀貨の割合通用については、[Suzuki\(2021\)](#), Figures 2 and 3 および Table 7 を参照せよ。

<sup>86</sup> たとえば三井では享保四年上期の帳簿冒頭に「新金銀建て」と明記され、純資産が前期のほぼ四分の一になっていることから、それ以前は四ツ宝銀建てだったことがわかる（三井家, 続 2869, 享保4年）。なお、下り酒問屋・小西新右衛門家では、享保六年から新銀建て（享保銀建て）に改められ、資産評価されている（賀川(2012), 66）。江戸店持ち伊勢商人の木綿問屋・長谷川家の場合は金建てであったため、享保四年の資産計上は二分の一となった（北島(1962), 146；賀川(1999), 41, 43）。つまり、通用金だった乾字金（宝永小判）建てから新金（享保小判）建てに変更されたことを意味する。江戸店持ち京商人の呉服木綿問屋・柏原家の場合も二分の一になっている。なお、同家は金建てで計上し最後に銀換算している。賀川(2022), 118 を参照せよ。

いてい上方に本拠を持ち、江戸にも店を構えていたケースが非常に多い。そうした場合には、物資輸送という点で、そこまで相場が影響するとは思われない。江戸にしか店がなく、上方から買い付けたものを販売するというケースが相場の影響をもろに受けるのであり、その最たる当事者は江戸の小売店であったと考えられる。以上、一元的な相場理解をもとにした東西交易に関する大石の議論を概観した。

最後にもう一人、東西相場と物価の関係を論究した研究者として、新保博を挙げておきたい。江戸後期を中心に、東西の物価と金融相場を比較検討した新保の研究において、東西相場差が次のように語られている。

これまでに観察したように、金相場は、物価ほどでないにしても、短期的にも長期的にもかなり大きく変動しているにもかかわらず、大阪金相場と江戸銀相場はまったく平行に動いており、両者の間の乖離はみとめることができない。（中略）両地相場がつねに同時に同じ方向へ動き、タイム・ラグはみられず、両地相場の間の開差がほとんど存在しないのであるから、金（銀）相場については、大阪と江戸は単一市場を構成しているといつてよいほどである

（新保(1978), 185）

江戸時代の金融市場は、御定相場を遵守した特別な期間を除き、大半の期間においては変動相場であった。また、江戸と大坂でそれぞれ相場が立ったので、複数相場制であった。しかし新保の指摘するように、金融市場の金銀相場は東西間で大きな開差は見られなかった。それは何故かといえば、江戸の銀相場は大坂の金相場に追随して変動していたからである。たとえば十組史料や『両替年代記』に次のようにある。

尤御当地銀相庭之儀者、上方表下直ニ罷成候ハ、金通用之儀故銀相庭者大坂ニ准引下ケ可申様奉存候

（三井家, 本 1459-5, 天明 6 年）

九月廿八日出之書状、五拾貳匁八・九分之由申越候ニ付、江戸も夫ニ准じ引上ゲ候。

（『両替年代記』 365）

よって、東西間で足並みを揃えていたわけだから、金融相場に東西差がほとんどなくとも驚くにはあたらない。問題は、この金融市場の金銀相場を物価と関連する商品市場の金

銀相場と同等視してしまうことである。これまで論じてきたように、商品市場には江戸小判六十目の固定相場が存在しており、物価において重要ファクターとなる東西間の金銀相場違いは、上方金融市場の金銀相場と江戸の小判六十目との開差として認識されなければならないのである。たとえば、江戸と上方の金融市場が銀高の一両五十目で一致していたとしても、商品市場では江戸小判六十目と上方金融市場の一両五十目の間に十匁もの開差が存在したことになる。金融市場が東西間で一致しているにもかかわらず、商品市場の東西相場違いによって、理論上は二割も江戸の物価が上昇することになるのである<sup>87</sup>。東西交易に関する近世商業史料に「相場違」「銀違」「金違」という言葉が出てきた場合、それは江戸小判六十目と上方変動相場の違いを語っている場合が圧倒的に多く、両地間の金融変動相場違いではなかったことを銘記しておくべきである。近世期の東西物価比較研究においては、江戸小判六十目を主軸に検討されねばならないのである。

ただし、一つ注意しなければならないのは、新保が研究対象とした江戸時代後期はおおむね銀安傾向にあり、幕末にかけては銀が大暴落したことである。この時期も、江戸商品市場の小判六十目は変わらなかったが、上方の値付け法が変更された可能性が大いに存在する。つまり、本稿で論じることになる江戸売価の値付け論理に従った売価設定法ではなかった可能性がかなり高いのである。しかし現時点において、論者のこの時期に関する調査・研究は充分には進んでおらず、論述に無用な混乱を招く恐れもあり、別に稿を改めて論ずべきものとし、すなわち江戸後期の値付け法に関しては、今後の課題としたい。

ここで、これまでの一連の江戸小判六十目に関する論考のまとめとして、一つ特徴的なことを確認しておけば、タイトルに江戸という地名を冠しているように、本稿は地域的な相場差を問題にしているということである。今日一般に相場による差益・差損といえ、時間的な相場差によって起こるものをいう。前日比という言葉もあるように、時間が経過していくなかでの為替相場の変動を睨みながら、今が売りだとか、買いだとか、外国為替

---

<sup>87</sup> 上方からの金銀相場違いの価格上昇分が割り引かれたという史料は見当たらない（つまり、完全なパススルーが実現していたといえる）。だが、小売店の多かった江戸において、その実売段階での大幅な値上げは買い控えを誘発するため、多少の値引きはせざるを得なかったと考えられる。「甚小分之商人共多御座候ニ付、元直段高直之割合ニ者、賣捌方致兼候由ニ而、渡世引合兼、自然と賣代金拂方相滞候者も有之候」と天明八年願書別紙が語っている通りである（三井(1995a), 625-632；三井(1995b), 249-253 参照）。また、たとえば享保三年の改定割合通用令に従えば、新銀対四ツ宝銀が一对二から一对四に変わるため、四ツ宝銀建てだった下り物の商品売価は単純計算すれば、倍増することになった。しかしながら三井の元締役・中西宗助は、市場全体にこのような急激な物価変動は起こらないと予測し、越後屋の下り物商品売価は江戸市場の商品相場予測高の四割程度にとどめるべき旨の指示を出している（三井家, 本 1483-13-2, 享保 3 年）。

市場の売買はにぎにぎしく時を刻んでいるわけだ。すなわち、いつの時点の相場かということが決定的なファクターとなる。もちろん、地域によって異なった使用通貨が用いられているという背景のもとで外国為替市場は成立しており、国家単位ないし統合的な地域単位の個別通貨を前提としていることは当然である。これと江戸小判六十目を比較することで、後者の特徴が見えてくる。すなわち後者は同じ通貨を使用しながら、地域的な相場差が存在すること。金融市場と商品市場で別々の相場に分離していること。一方は変動相場であり他方は固定相場であること、などである。これによって、時間的な差ではなく地域的な差が生じる。つまり、同じ商品の価格が地域を異にするだけで変動するのである。この変動はもちろん変動相場、すなわち上方の金融変動相場の「いつ」が決定的ファクターとなっている。しかしその一方で同時に、販売市場が上方なのか江戸なのかという「どこ」も決定的なファクターとなるのである。

#### 2.2.4 金遣い・銀遣い；金極め・銀極め

これまでも折に触れて述べてきたことだが、江戸小判六十目の重要な成立条件として、上方の銀遣い・江戸の金遣い、銀極め商品の江戸販売ということがある。こうした内容について、ここで少しだけ詳しく見ておくことにする。まず幸田成友の著作『江戸と大阪』（1934）から入ろう。

物價をいふに上方は銀目を以てし、關東筋は金目を以てした。相撲取を呼ぶに、上方では何十目取といひ、江戸で十兩取といふ類である。上方は貨物の名目を表に立て、銀の方から高下をなし、例へば米一石銀何十何匁何分といひ、關東筋は金を表にし、金一兩につき米何石何斗といふやうに升目の方から高下を爲した。かくの如く上方と江戸では金目銀目の相違があつたから、兩地間の取引は江戸では銀の安い時に注文するを利ありとし、上方では金の安い時に賣捌くを利益とした。その状態は恰も明治初年の日本商人が弗相場を利用して商品取引上の利益損失と爲替換算上の利益損失とを重ねた如くである。

（幸田(1972), 111）

守貞や直方も指摘している東西の価格評価法の違いを幸田はまず説明しており、この江戸時代の商業的慣習の東西差は承知しておくべき重要事項となる。ただしここで幸田は指摘していないが、呉服など、上方と同じく銀目で販売されている商品、すなわち銀極め商



品のあったことが本稿においては重要なポイントとなる<sup>88</sup>。しかしながら値札に金値段を付けて販売していたと考えられる店もある。たとえば、金遣い圏である名古屋に本店を持った呉服商伊藤屋は、決算帳簿も金建てであったし<sup>89</sup>、正札付き現金掛け値なしで販売していた<sup>90</sup>。同商家は、江戸上野の店（いとう松坂屋）を明和九年春に類焼で失い仮店舗経営となった。だがほどなく再建がかない、同年十一月朔日より新店舗の店開き大売り出しを予告する引札（宣伝ビラ）が残っている。そこには三十品ほどの個別商品の安売り値段まで書かれている。「一 郡内しま 代金壺分 六匁五分より / 一 飛嶋八丈 代金壺分 四匁より / 一 御裏きぬ一反付 代十三匁八分より」（伊藤家, 2660-4, 辰年10月；新修名古屋市史編集委員会(2007), 図版 29, 794-797）といった具合である。この引札に着目した林は著書中「最盛期の呉服問屋江戸店」>「江戸店と貨幣」>「南鐐二朱銀」という見出しのもと、次のように語る。

宣伝商品の価格が金・銀併記になっている珍しい史料である。なぜなら前述したように金では細かな計算ができないうえに、下り商品の多い織物商品はすべて銀計算で表示された。（中略）常州下館の中村兵左衛門家では生木綿を晒す仕事をした周辺農家への手間賃などもすべて銀勘定で計算されており、織物といえば近代にいたるまで銀で取引されていた。

ところが、この引札の一部をみると、（中略）金貨と銀貨が併記されていた。計算貨幣である金貨と秤量貨幣である銀貨の公定比価は、金一両＝銀六〇匁といちおう幕府は令しており、金一歩は銀一五匁で取引されるはずだったが、金銀比価は変動してい

---

<sup>88</sup> 守貞は江戸に銀極め商品が非常に多かったことを語っている。「古は金價の物は金幣にて買之、銀及錢價も同之歟、今世金價銀價物により異なる習風あれども、銀價の物特に多く、大賈専ら銀價を以て稱之、而て代料出入に至りては銀幣更に無之、皆大事は金幣小行は錢を用ふ、然れば唯銀價は唱而已」（喜田川(1908), 235）。また「江戸も品物により、重さ一貫目、價銀幾千錢幾錢、金幾兩等も云也、一斤及び品物一つの價を云等准之、譬へば呉服木綿等は、一匹或は一端の價銀幾十匁、或は幾錢、或は金一兩と錢幾文など云々」（喜田川(1908), 220）。守貞は銀極め商品の金貨購入に関して、古は銀極めは銀貨購入だったかと推測しているが、江戸の金遣いが確立してからは、銀極め商品の金貨購入は常態であり、それ以前の領国銀貨等が一般の売買に用いられていた時代を想って、「古」と語っている可能性が高い。

<sup>89</sup> 伊藤家, 2076, 延宝6年；新修名古屋市史編集委員会(2007), 773-784を参照せよ。

<sup>90</sup> たとえば嘉永5年12月の名古屋本店および江戸店の引札には「現金正札付」であることが記されている（伊藤家, 2658-3, 亥年12月；新修名古屋市史編集委員会(2007), 803）。ほかに「[正札附現金／上野廣小路／呉服太物諸宗御法衣／いとう松坂屋利兵衛](#)」『江戸買物独案内』下巻を参照せよ。

た。幕府は五匁銀という重さ一定の銀貨を明和二年（一七六五）に発行したが、不評で流通ははかどらなかつた。そこで一〇年もたたないうちに南鐐二朱銀発行に踏み切つたのである。

南鐐というのは良質の銀貨だつたようだ。（中略）八枚で金一両となることを刻印してあり、（中略）南鐐二朱銀は金一步と同価値とされ、郡内しまは金一步プラス銀六匁五分より、飛嶋八丈は金一步と銀四匁より、御裏ぎぬは銀一三匁八分よりといったように、銀一五匁以上なら金一步、一步未満ならすべて銀表示と表記できるようになつた。その意味で良質な南鐐銀を用いた二朱貨幣は広く流通し、江戸店の帳簿や証書類も両貨併記の場合には、金一步以下なら単純に銀で記すようになったのである。

（林(2003), 108-110）

まず前半に織物は銀勘定で表示されたから、近代にいたるまで銀取引だつたと語られている。続いて南鐐二朱銀が発行されたので、金表記プラス端銀表記に変わったと引札における売価表示法の解説がある。しかしながら、もし商品貨幣のやりとりが価格表示の問題と直結するならば、金表示に変わった後の織物売買は金取引に変更されたとしなければならない。また、本節第一項で指摘したように、林はここでも小判六十目を有名無実なものとし、金融変動相場だけを念頭に置いている。ともかく林の「織物といえば近代にいたるまで銀で取引されていた」という言葉は重く、読者は近世社会の商習慣はそうだったのだと思ってしまう。

結論から言ってしまうと、この認識はまったくの誤りであり、江戸では基本的に銀極め商品を金貨で買った。上方から下ってくる多くの銀極め商品を江戸城下市場がすべて銀で売買していたのなら、江戸の金遣いなどという言葉はそれこそ有名無実なものとなる。実際に当時の庶民が銀極め商品をどのように買っていたのか、その実例を知りたいければ、江戸の呉服店大丸屋で、金貨で買い物をする曲亭馬琴の例を見ればよい<sup>91</sup>。もちろん、三貨

---

<sup>91</sup> 馬琴は日々詳細に日記を書き綴っていた。そこには鼯鼠の大丸屋とのやりとりの様子もしばしば描かれている。たとえば、天保三年十月二日には、孫の太郎の衣服の代金が金と端銀で示され、釣りは銭でもらっている。すなわち、銀極め商品であろうと売買は金価格でやりとりされていたこと、使用貨幣も金貨と銭貨であったことなど、日常の買い物の様子がよくわかる史料となっている。「一昼前、大丸や友八方、荷持ヲ以、過日申付置候、太郎のしめ切付もん出来、差越之。則、代金壹両壹匁八分の処、壹両と壹朱わたし遣し、つり銭式百十四文、取之」（『馬琴日記』、早稲田大学図書館古典籍総合データベース；曲亭・柴田(2009), 217）。また、天保四年七月晦日には、大丸屋で購入した木綿反物の代金内訳が銀で示され、合計額を金で払い、釣りは銭でもらっ

のどれもが通用可能だったのだから、どの貨幣での支払いも可能ではあった。ただ、太宰春台が指摘しているように「凡西人ハ銀ヲ好ミテ、金ヲ好マズ」、「凡東人ハ金ヲ好デ銀ヲ好マズ」（[太宰\(1914\), 151-152](#)）といった具合であったため、江戸人の懐を温かくする貨幣は金貨と銭貨を主要なものとした。ただ、南鐐二朱銀発行以降、金貨として通用すべき銀貨が発行され、それまでの商品貨幣概念の根幹を揺るがす特殊な貨幣の通用が関東を起点として全国的に広まっていった<sup>92</sup>。これまで発行のどの銀貨より良質のほぼ純銀といえる銀貨を金貨と見なしてよいかどうか、同時代人も戸惑いを覚えたはずである。例にもれず市場に混乱を与えた幕府の通貨政策であったともいえるが、幕府が二朱判として金貨の通貨単位を与えたことは少なからぬ功を奏したと思われ、金貨通用の銀貨として、金銀相場を混乱させながらも、一応の定着を見たとはいえる。

林の勘違いは、銀貨が金貨の通貨単位を取得したから銀極め商品も金の価格表記ができるとしてしまったことにある。実際の引札が金価格表記となっているので、それを南鐐二朱銀の発行と結びつけたのだろうが、これは牽強付会以外の何ものでもない。そもそも南鐐二朱銀の発行が触れられたのは、この引札配布の一カ月前の明和九年九月である。まだ馴染みのない貨幣とその通貨単位を殊更に尊重して引札を作ったなどというのは、商売上の常道ではない。まして直前発行の五匁銀は林の言う通り「不評」だったのであり、打って変わって二朱銀は発行直後から大好評だったと言いたいようだが、本稿第五章二節で論じるように、二朱銀も不審の目で見られ、当初は極めて不評だったのである。ここで

---

ている。「今朝、大丸や友八が、昨日申遣し候注文之木綿反物、差越之。□(ムシ)内十一匁五分花色[も]めん一反、拾匁七分同一反、六匁引、うこんもめん一反・ほうれい金壹朱分、買取之。[右代]金貳分壹朱、大丸使江渡し、売上げうけ取書并ニつり銭、請取之畢」（『[馬琴日記](#)』、早稲田大学図書館古典籍総合データベース；曲亭・柴田(2009), 457)。馬琴と大丸屋については、菊池(2022), 283-291を参照せよ。ほかにも例をあげれば、幕末、呉服太物商・奈良屋の下総国佐倉の店で、客は越後縮（銀二七六匁）、白麻・メリンス裏襟（八匁）、絹糸（四匁九分五厘）などの銀極め商品を購入し、その合計額は、メ金六両銭九〇三文と、金貨・銭貨で示されている（『佐倉市史巻二』234）。また、清河八郎は母親や女中と共に、安政二年八月に駿河町の三井越後屋本店で呉服類を買物し、代金は七両ほどであったと『西遊草』に記している（清河(1969), 200-201）。

<sup>92</sup> 金貨決済に南鐐二朱銀が加わった例として次のような歌がある。「するが丁つむや小判のふじの山また南鐐のしら雪もあり」（[喜多川\(1790序\)](#)）。また三井越後屋の金貨決済については、「現銀」という言葉を多用した井原西鶴が、『日本永代蔵』で「毎日金子百五十両づつならしに商売しけるとなり」と越後屋の売上高について語っていることからわかる（[井原・和田\(1928\), 18](#)）。

「白石先生紳書」にも、「駿河町の越後屋へ親の参るに見せ店ども江戸に二ツ有、公儀の御用両替店は此外也、一ツは呉服物、一ツは木綿也、此二ツの店にて一日に金千両づゝ平均に商ひ有と也、凡年計三十六万両の現金の商ひ也」とある（「白石先生紳書」633）。

扱われている引札は、これまで通りの通貨単位で値付けがなされた札値なればこそ、大安売り値段だということが客にわかるのであり、もしこれまで銀単位でやりとりしていたのに金単位にいきなり変更したとすれば、客に無用の混乱を与えるだけであって、購買意欲をそぐことにもなりかねない。すなわち、幕府の通貨政策に対し、いつも迷惑に感じてきた商人にとって、鼯鼠の客よりも幕府の顔色をうかがい、新たな通貨政策に即座に盲従する理由など毛頭ないのである。

二朱貨幣が広く流通した結果、売価を金銀両貨併記する場合には、金一步までは金単位で、それ以下なら銀単位で記すようになった、と林は結論付けているが、これはまったく辻褃の合わない物言いではかない。二朱貨幣の通用と結びつけるなら、これまでの最低現物金貨単位の一步を改め、当然ながら価格表記も金二朱未満は銀表記としなければならないからである。だが、たとえば「一三匁八分」は〔二朱と六匁三分〕とはならず、現実の引札は金一步未満が銀表記であった。それに引きずられる形で〔金一步＝金二朱〕だと林は勘違いしてしまったようだ。金貨は四進法なので、もちろん金一步とは金四朱ということになる。このような一目瞭然の初歩的なミスなしには、二朱銀と商品売価に相関性があるということ、こじつけられなかったのである。つまり現実には二朱銀発行と商品売価には何の関連性もなく、いとう松坂屋は、それ以前から大売出しの際には金貨単位の値札を現金掛け値なしの正札として付けていたのであって、たまたまそのタイミングと同じ時期に幕府が新貨幣を発行したに過ぎなかったのである<sup>93</sup>。要するに二朱金が発行されたのと変わらなかったものであり、二朱銀によって販売形態に変革が起こったとするのは穿ちすぎた見方なのである。

また三井越後屋などは、本稿第四章第二節で述べるように、二倍の銀価格を値札に表記した〔倍札〕を付けていたと考えられ<sup>94</sup>、一般的な上方商人も銀極め商品は銀の値札を付けていたと考えられる。実際の店前売りでの売買場面では、その銀値を江戸小判六十目で換算して金値段に直し、客に提示したのである。つまり、値札が銀値であろうと金値であ

---

<sup>93</sup> 三都に店を構えた呉服商・岩城升屋や、尾張の商人であった水口屋傳兵衛も「現金正札」を付けていたと思われる。『江戸買物独案内』下巻の「[けんきん正札附／えどかうし町五丁目、大坂かうらい橋同店／呉服太物類／いわきますや](#)」「[現金正札附／呉服太物類／京橋南傳間町／水口屋傳兵衛](#)」を参照せよ。ただし管見では、金単位の値札を付けるというのはレアケースと考えられ（そういった値札が付けられる場合も店頭の日玉商品や大売出しの際の特価商品に限られていた可能性が高い）、大抵は銀単位の値札が付いていたように思われる。いずれにせよ、関東市場での売買において、とどのつまりは金貨決済となるので、現金正札付きという謳い文句だからといって、必ずしもそれが値札の表示通貨と一致していたとは限らないことも付け加えておく。

<sup>94</sup> 呉服商太物商・奈良屋杉本家も下り物に倍札を付けていた。[鈴木\(2017\)](#)参照。



ろうと、売買は金貨主体の金銭授受がなされたということである。このような換算をした場合、きっかりと割り切れるわけではなく、往々にして端数が出るものであり、それは端銀として銀のまま表記した。端銀の支払いは、たいていは銭の時相場にしたがって銭貨値段に換算され、金貨と銭貨での支払いが、商品市場で見られる一般的な光景だったと考えられる。

林の語るような、銀極め商品は江戸でも銀貨で売買（「銀で取引」）されていた、という史実誤認は、実は林だけではなく、今日の江戸時代の経済を論じた専門書および一般書に広く見られる通説なのである<sup>95</sup>。こうした誤った認識を広めることになった研究者として責を負わねばならないのは、やはり近世経済史学の先鋒といえる遠藤と高維であろう。遠藤は『国史辞典』の事項解説や論文の中で次のように述べている。

金極・銀極 きんきめ・ぎんきめ 金遣ひ又は銀遣ひの江戸や上方に於て品物の價を金或は銀の直段に極めて支拂ふことをいふ。銭極とも関係がある。全體江戸時代の金・銀・銭の三貨は、今日の通貨使用の場合と全く異なつて甚だ複雑し、その品物に

---

<sup>95</sup> たとえば以下を見よ。阿部(1972), 30；吉川(1991), 67；鈴木(2011), 33。ここでは一例として、鹿野嘉昭の論述内の謬見を取り上げる。鹿野はいう。「財務の価格表示も商品ごとに異なっており、金遣ひの江戸においても大坂から輸出されたものは、原則として銀目で表示されていた。加えて、武士には金貨で扶持が払われる一方で、江戸での町入用（地方税）や土地の評価額などは銀目で計算されるなど、商品、階層ごとに支払手段となる貨幣は異なっていた。このように、江戸においては金銀銭貨という三貨がすべてが価値基準および交換手段として機能していた。そのため、江戸では、金銀銭貨の交換を業として営む両替屋が多数あった。加えて、商人の帳簿は通貨別に作成され、商品の仕入れや販売は各通貨に仕分けて記帳されるなど、江戸、大坂とも現代でいう多通貨会計の世界にあった。江戸時代の商人の才覚には驚くばかりである」（[鹿野\(2021\)](#), 88）。別の論文でも「江戸でも大坂回りものは銀建て・銀貨決済」（[鹿野\(2006\)](#), 155–156）と語っているように、極め値段の価格表示は地域に関わりなく支払通貨の単位でもありと考えている。また階層ごとに支払手段となる貨幣が異なっていたというのも謬見である。江戸でなら、大工も宿屋の女中も給金をもらっていたのであり、全階層に及ぶ。また武士が全国どこでも金貨を受け取っていたなどというのであれば、西国を無視した物言いとなる。たとえば『加藩貨幣録』によれば、「吾が藩の封内は、金沢の城下を初め、加能越三州の僻地に至るまで、銀貨と銅銭のみの通用なりし」（森田(1970), 126）とし、文政期からは銀札発行となる。よって、加賀藩士であった有沢武貞も「扶持給銀」（[有沢\(1914\)](#), 442）と語り、給金の話など出てこない。支払貨幣が異なるため両替屋が多数あったというのは、次の註釈に引用する高維の論考「江戸時代に於ける特殊商業としての呉服屋と兩替屋」（[三井\(1932\)](#)）を受け継いだものであろう。さらに帳簿は通貨別に作成されたなどというのも誤りであって、帳簿が銀建てか金建てかは商家によって様々である。それが銀建てであったとしても、江戸店での基本的な金銭授受は金貨と銭貨だったのであり、帳簿上銀建てで記帳・決算していたまでである。

應じて金で拂ふべきものと、銀で拂ふべきものと、錢で拂ふべきものとあり、品物次第で色々な遣ひ分けられたのである。例へば呉服物・茶・菓子（上等の）の類は上方も江戸も同様に銀極であつた。

（遠藤(1942a), 300）

全體江戸時代の金銀錢の三貨は、今日の場合と異り、品物の代價として之を支拂ふ場合には、其品物に應じて金で拂ふべきもの、銀で拂ふべきもの、錢で拂ふべきものと品物次第で不定であつたのである。たとへば呉服物の値段は上方も江戸も同様に銀直段であつた事。（中略）魚類の内でも鯛は金直段（金極）、鰯は錢直段（錢極）。菓子の内でも蒸菓子は銀極、饅頭は錢極であつた。道中の宿拂はすべて錢拂、女中への祝儀は金（二朱）。

（遠藤(1939), 43）

「凡そ舊貨幣の事で一番判り難くて而も誰も知りたいと思ふことは、金銀錢三貨の實際上の遣ひ方に關する史實である」（遠藤(1930), 13）と語り、そうした史実をつまびらかにしたはずの遠藤だが、基本的なところで史実誤認があつたようだ。高維も、まったく同様の見解を示している。

そして諸物價は、金を以て唱ふるものと、銀を以て唱ふるものと、錢を以て唱ふるものと、品物によつて支拂ふところの貨幣を異にする習慣によつた。これが爲に、たとへ金遣ひの江戸に於てすらも、呉服類・茶・菓子等の如きは上方の如く、銀目を以て唱へる習慣であつた<sup>96</sup>。

（三井(1995b), 253）

二人の文章は、各種商品が異なれば、支払う貨幣の種類も異なっていたとしか解せない語り口になっている。だが、実際には商品種別ではなく、支払う商品値段によって、使用する貨幣の種類が異なっていたと見る方が妥当だろう。同じ菓子屋にあつても、高価な京

---

<sup>96</sup> 高維は明言することは差し控えているが、江戸では銀極めの呉服を買うために、客はまず両替屋で金銀両替をしたと考えていたようだ。それゆえ両業種は非常に密接な関係にあるという認識を漏らしている。「而して、其呉服物の値段が、上方も江戸も一様に銀目遣であつたといふ此の最も注意すべき要件の爲に、必然的に両替屋と呉服屋との関係を密接ならしめ」云々（三井(1932), 967）。

菓子は銀極め、安価な饅頭は錢極め、といった具合である<sup>97</sup>。つまり、今日の我々が硬貨使用における法的な通貨制限を知らなくても、数万円もする商品を一円玉や十円玉ばかりで支払うようなことをしないのと同様に、鯛は高価、鰯は廉価であったから、江戸では高価なものは金貨、廉価なものは錢貨で支払っていたのである。仮に千尾の鰯をまとめ買いする場合には、金貨一両を出して支払っても問題なかったはずだ。すなわち極め値段とは、支払われる貨幣が想定された値付け法であって、鰯一尾に金貨一両を出されても釣り銭に困ることになるから、錢極めとして、錢貨で支払ってね、と明示されたわけだ<sup>98</sup>。しかしながら江戸における銀極め商品にあっては趣が異なり、上方由来であったがゆえであったり、上方ブランドですよと誇示するためであったり、といった風に、金極め・錢極めとはまた違った側面をも有した極め値段であったと考えられる。今日でいえば、たとえば書店の洋書コーナーにドル価格表記しかない本が並び、円との換算レートが別に張り出されているような販売光景を思い浮かべればよいだろうか。

もし遠藤や高維の言うとおり「品物によつて支拂ふところの貨幣を異にする習慣」があり、「銀を以て唱ふるもの」については、江戸でも銀で支払いがなされねばならないとするならば、本稿が論ずる江戸小判六十目は成立しない。なぜなら、これが成立する要件とは、銀値段の付いた商品を小判六十目で換算して金値段で販売するという売買行為がなされる時に限られるからである。

かつまた銀値段の上方商品をその銀値段のまま江戸で販売し、金遣いの士民が変動する金融相場で両替して銀買いする場合には、現代の研究者が想定する相場と物価の相関関係の一バージョンが成立することになる。上方商品を買付ける仕入問屋にしても、その商品を店頭で買う江戸士民にしても、時相場にしたがって金貨を銀貨に替えて支払わねばならず、銀高の折には両替銀を多く受け取れないがゆえに、銀目値段は同じであっても物価

---

<sup>97</sup> 実際、江戸麹町の菓子屋「助惣」の引札では、安価な菓子には錢の文単位、高価な菓子には銀の匁単位の価格が表記されているので参照せよ（[菱川\(年不詳\)](#)）。

<sup>98</sup> 極め値段における特殊な事例が元文三年の大坂に見られる。錢貨高騰の折に、上方商人がこれまで銀極めだった商品を錢極めに改めて、錢貨での購入を促し錢貨収入を見込もうとする動きがあった。これに対し、幕府は錢極めを禁じ、銀極め商品はこれまで通り銀で売買することを命じる。これは市場の流通貨幣の異常事態に対する禁令であって、極め値段と支払い通貨の関係は普段はもっと緩やかだったと考えられる。〔元文三年三月廿九日・十一月十五日〕「古來方銀ニ而賣來候代ロ物ヲ、錢ニ而極賣候段、有間敷事ニ候間、古來方銀直段賣物ハ銀賣候様觸出候所、錢極不相止、古來方銀ニ而賣候品ヲ、錢極ニ而賣候段相聞、不埒之事ニ候、向後左様之義堅仕間鋪事」（[大阪市\(1927b\), 400, 415-416](#)）。



高を感じてしまうからである<sup>99</sup>。金貨を銭貨に替えて日用品を賄おうとする武士が銭高の時に感じる不便と同じものになる<sup>100</sup>。しかし実際には、これも内実が異なっており、東西交易には独特の近世的ルールがあって、史実は今日の研究者が考えているようなものではなかったのである。これも守貞のいうところを聞こう。

又京坂は諸物價、皆専ら銀幣を以て唱之、而て今世、銀幣は少く、金幣を専用とす、特に江戸より取るの爲替、亦専ら金幣を以てす、又京坂より江戸の賣價は銀を以て唱ふ、爲替を行ふて、時價を以て、其金を兩替に賣り、銀を買ふ也、此時價を手取相場と云、此相場を以て、江戸への賣物を算す

(喜田川(1908), 224)

---

<sup>99</sup> 現代の研究者の代表的意見として、脚註 34 の「仕入のためには銀を必要とした。そのため、金・銭と銀の両替は絶対的に必要であった」という林の言説を参照せよ (林(1967), 82)。銀での仕入れは、実際に上方へ買い付けに行くなど限られた場面のことだった。大抵の場合、江戸小判六十目換算での金払いであった。以下の史料の如くである。「右之外ニ江戸御表方は都而銀代六拾目立之金ニ而差登候処、御当地[京都]ニ而は金相庭ニ高下御座候ニ付、御当地金壹兩五拾九匁之相場ニ候得は壹匁相増、又六拾壹匁之相場ニ候得は壹匁引下ケ、代口物差下シ候節金相場違之分、右諸掛り歩銀之外ニ増減仕差下シ申候」。なお、これは東西相場違い史料でもある (三井家, 本 1135-14, 寛政 2 年)。賀川は金違いの説明のために同じ箇所を引用し「江戸では織物などを金価格で売り、京本店へ正金為替、金為替として一兩六〇目換算で送金するが、金相場が高値の時にその差額をそれぞれ差引ないし付加したものである」と述べている (賀川(1985), 297)。「一兩六〇目換算で送金」という言い方は正確ではなく、[江戸では織物などを一兩六〇目換算の金価格で売り]としなければならない。すなわち、小判六十目は送金の際のレートではなく、銀極め商品 を売る際の販売レートだったのであって、結果的には一兩六〇目換算での送金となるが、それ以前の価格に反映される小判六十目を指摘すべきである。無論それは「金相場が高値の時」に限らない。また、同史料に「代口物差下シ候節金相場違之分」とあるように、下り物に関しては、江戸発送時の価格形成の規定レートだったのであり、この点が押さえられていなければならない。賀川も同書同箇所を「下し荷価格の在り方」として説明し始めているのだから、その部分を強調すべきである。なお、賀川がこの直後に言及している三井の帳簿上における「金違徳」については、帳簿では「金取徳」とも書かれ、表記は一定しないが同じ項目に属する。例えば江戸向店の帳簿には「銀買代物六金ノ建金取徳」「金銀為登下り相場違金取徳」「江戸売買小判相庭違金取徳」(三井家, 本 832, 安永 4 年-文化 9 年)という三種もの「金取徳」が出てきて、それが合算されている。最初の「銀買代物六金ノ建金取徳」が上方変動相場と江戸小判六十目の東西相場違いによる「金取徳」だと考えられるが、帳簿上の「金取徳」・「金違徳」に関しては、更なる調査を要する。

<sup>100</sup> 「土人ハ米ヲ賣テ金ヲ取り金ヲ以テ銭ヲ買ヒ、銭ヲ以テ萬事ノ用ヲ辨ズル故ニ、金賤ク銭貴ケレバ用足ラズ」 (太宰(1914), 144)。

やや複雑な説明だが、要するに上方の銀極め商品は江戸で金で売られ、売上は金為替を組んで上方に送られる。上方ではこの金為替を変動する金融相場にしたがって銀に替える。なぜなら上方の決済・決算が銀建てだからである。そしてここからが肝心な点なのだが、手取相場で決して損が出ないよう、上方商人は決算時の売上銀高を見込んで、出荷前にあらかじめ江戸での商品売価を決定しておくということになる。つまり東西交易においては、上方の値付け段階で金銀相場違い分の価格調整が既に行われていたのである。

したがって銀高の際に江戸士民は、江戸での手取り両替銀の少なさによる金銭的不自由を感じたわけではなく、上方から入荷される銀極め商品の価格高騰によって物価高を目の当たりにしたのである。今日の研究者は、買い手側の問題として東西交易と相場の関係に思いを致しているわけだが、現実には売り手側の問題として理解すべきであり、つまり価格決定の主導権は上方商人の側にあったといえる。もちろん上方商人の江戸売価算出法は、江戸小判六十目と上方金融相場の間に発生している相場違い分を基本とした計算式になる。

少し脱線したが、冒頭の幸田の価格評価法の東西差の話に戻れば、小判相場にも東西差があり、表記法は同じ金一両銀何十何匁となるので、見た目において差はないのだが、金遣いの江戸では金で銀を買い、銀遣いの上方では銀で金を買うため、それぞれ銀相場、金相場と呼び名が違った。いま金一両銀五十目の銀高になったとすれば、金で買える銀は少なくなり、見方を変えると、これまでより少ない銀で同じ金を買えるわけだから、江戸では銀相場が高値になった、といい、上方では金相場が安値になった、ということになる<sup>101</sup>。幸田も江戸小判六十目の認識を欠いていたため、商品市場と金融市場の相場を一元的に見ており、その一元的な相場変動と東西交易の相対的な関係を指摘するに留まっている。すでに見た金銀相場と購買力の相関関係に対する諸研究者の理解と同じものである。堀江保蔵も幸田に倣って、全く同じ内容を繰り返しているが、金融相場の話を持ち出している分、適正を欠いた論述となっている。堀江は大坂相場だけを上方の取引基準と見なしているようだが、呉服などの場合、京都の金融相場が重要な役割を果たしていたことも付け加えておくべきだろう。

江戸・大阪間の取引には、興味深いもう一つの事実があった。江戸は金遣い、上方

---

<sup>101</sup> 『算学定位法』には以下のようにある。「東国に銀相場六十二匁より六十三匁になれば、銀相場下直に成るといふ、是ハ金を本躰として金を以て銀を買ゆへ也、西国に金相場六十二匁より三匁になれば、金相場高直に成ると云、是銀を本躰として金を買ゆへなり、理ハ一にして名目ハ異也」(小川(1768), 28丁表)。

は銀遣いといって、江戸と大阪は抛るべき貨幣を異にしたことがそれである。金貨と銀貨とのあいだには金一両＝銀六十匁という公定相場はあったが、実際の取引は種々の事情で絶えず変動する市場相場で行なわれた。市場相場が建つ中心機関が大阪北浜の金相場会所であり、ここで金貨を売買するのは両替屋であった。もっとも、所定の金貨売買終了時刻後には、江戸為替などの売買も行なわれた。

それにしても、ここで建てられる金銀相場は、諸取引の基準になったものであって、たとえば、江戸商人は銀の安いときに注文するのが有利であり、上方商人は金の安いときに売捌くのを有利とした。幕末開港後の対外国貿易感覚は、これによってすでに養われていたと見てよいであろう。

(堀江(1972), 2) <sup>102</sup>

幸田と堀江は足並みを揃えて、近世期の東西交易と相場の関係について、対外貿易と比較しうるものとしている。だが正確には、東国と西国は他国的要素と共に一国的要素もあり、二つの要素が混在していたことにも注意を喚起しておく必要がある。他国的要素の最たるものは江戸小判六十目であり、江戸だけ商品市場が固定相場であり、東西の相場違えが発生したこと。江戸城下市場の売買通貨が主に金貨であり、他方で上方の売買および決済通貨が銀貨および銀建てだったこと。金融相場は東西で別々に立っていたこと、などである。また一国的要素としては、金銀銭の三貨が東西で通用状況が異なっていたとしても、この三貨は東西で使用可能だったこと。東の買い手側ではなく、西の売り手側が、東の売値を西の相場状況にしたがって調整し決定できたこと。東の大手販売店の経営主体の多くが西の商人だったこと、などである。

最後にもう一人、金極め・銀極め商品の支払いに関して、正しい理解を示した研究者を紹介しておく。以下に引用するが、原本では冒頭の一句が「関東」ではなく「関西」になっている<sup>103</sup>。このような明らかな誤植が訂正されないまま今日に至っていることが、近世経済史学の現状を反映しているように思われ、敢えてそのまま引用することにした。

関西では金何物と金極で物の直段をつけ、上方では銀何匁と銀極めで直段をつけた。江戸では金1両につき何斗何升、銭100文につき何升とし、大阪では1石につき銀何

---

<sup>102</sup> 中井も異口同音である。「江戸の商人が大阪で商品を買入れるには、銀の安い時期が有利であり、大阪の商人が江戸へ売捌くには金の安い時期を有利とする」(中井(1963), 66)。

<sup>103</sup> 同書には、大阪大学物価史研究会代表宮本又次発行のものと、創文社刊行のものがあるが、どちらも「関西」となっている。

十匁、1升につき銀何匁、錢100文につき何升といった。

しかし払う方は金でも、銀でも、錢でも自由であった。そのときどきの両替相場に換算して支払った。

しかも江戸は金極、上方は銀極と大体きまっても、品物によっては共通のものもあった。例えば関東・上方ともに鯛や初鰹は金極めで何両何分といい、茶も銀極めであった。現在でもこの風習がのこっていて『何匁の茶』というのである。呉服も銀極めで、呉服物の直段は上方も江戸もともに銀直段、呉服屋の店内で御客が携帯の銀秤を用いて小玉銀をかけて支払いする状態を示した絵をよく見かけるであろう。

(宮本(1963), 35-36)

「江戸は金極」とはいうものの、江戸に銀極め商品が非常に多かったことは守貞の証言にあった通りだが、支払いは三貨どれでも自由であったという見解は、遠藤や高維とまったく異なるものであり、宮本又次のいうところが正しいのである<sup>104</sup>。だが、この正しい認識が、なぜ継承すべき確固とした研究蓄積とはならず、近世経済史学にあつて、個々の研究者が個々ばらばらな見解を表明しているだけ、といった現況に留まっているのだろうか。やはり宮本にしても、先行研究に対する批判的言説を付け加えておくべきだったろうと思われる。この批判がないゆえに、統合された見解が生まれる素地が作られないのである。また少し残念なのは、上記引用末尾の文章は、呉服物は銀直段かつ銀で売り買いされていたように読めることである。だが呉服物は小玉銀だけでは賄い切れない値段のものも多く、特に小額貨幣化の進んだ江戸後期にあつては、上方でも金貨（代用銀貨を含む）の登場する場面が多々あったと考えられ、そうした場合の小玉銀は端銀処理にだけ用いられたからである<sup>105</sup>。

ところで、この宮本の見解の論拠となっているのは、おそらく春台の『経済録』だと思

---

<sup>104</sup> 澤田章は次のようにいう。「世人の多くの中には金遣の關東方面に於ては銀は通用せず、銀目遣の關西地方に於ては金が通用しなかつた如く速了する人がないでもないが、これはとんだ誤解である。金銀錢ともに關東に於ても關西に於ても日々の金銀相場の標準の下に取引通用したのである。只物價の標準が小判建とするのと銀目建とするのと慣習上の相違があつた迄である」（澤田(1934), 166）。三貨が東西どちらでも通用したのは事実だが、それを強調しすぎるあまり、主どの貨幣が普段用いられたかというポイントを逸している。「慣習上の相違」をいうならば、関東市場に銀目建てによる銀極め商品が多く売買されていたことや、金銀相場が江戸では小判六十目だったことも語らねばならない。

<sup>105</sup> 「小玉銀は、端銀に遣ひ馴ぬる國々もあれば、これ迄のまゝに用ゐるべし」（『古事類苑』泉貨部 5, 金銀貨中, 319）。

われる。荻生徂徠と太宰春台の貨幣論を比較するとき、徂徠は机上の学者という感を抱くが、逆に春台はフィールドワーカーの側面を有した学者という印象を強く受ける。つまり、遠藤が課題とした貨幣使用の実際を知りたいければ、徂徠ではなく春台に依拠した方が、より正確な史実認識を得られるといえよう。春台は次のように語っており、この現代語簡約が先の宮本の言説のように映る。

西國ニテハ、百貨ヲ賣買スルニ皆銀ヲ用ル故ニ、五釐ヨリ以上ハ、必ズ銀ヲ以テ價ヲ議ス、其直ヲ還スニハ、金ニテモ錢ニテモアルニ任スレドモ、金一兩、金一步ハ、銀若干ニ當ルトイフヲ計テ、金ノ價賤キ時ハ、一兩ノ銀五十匁ニモ當テ、貴キトキハ、一兩ヲ銀六十餘錢ニモ當ツル也<sup>106</sup>

([太宰\(1914\), 153](#))

春台はまた西国での金銭支払いについて、「金若ハ錢ニテ物ヲ買フモ、先銀ニテ其價ヲ議定シテ、其銀ニ直スル程金銭ヲ出ス也<sup>107</sup>」([太宰\(1914\), 151](#))と述べている。これは、江戸城下市場の銀極め商品の売買行為と同じものである。ただ上方と江戸で異なっている点は、上方が銀に対する金銭の時相場にしたがって売買していたのに対して、江戸が、銭貨は時相場と同じだが、金貨については小判六十目換算で売買していたことである。

東西市場の三貨使用については正しく認識していた宮本だが、江戸小判六十目の知識は持ち合わせておらず、「普通日常の商取引は市場相場によって行なわれた」とし、次のように語っている。

市場相場というのはつまり国内の為替景気（相場）に外ならないから、大阪・江戸間の状況によって変動するのが当然であった。また幕府はしばしば貨幣の改鑄を行なった。これは財政上・貨幣政策の必要上からやったことで、三貨の量と質とを変動させたものであった。だから商人は公定相場などによることは出来ぬ。寧ろ市場相場に気をつけている必要があった。

(宮本(1963), 36)

---

<sup>106</sup> 版本には「一分ヨリ以上ハ、必ズ銀ヲ以テ價ヲ定メ、其直スルホドヲ、金ニテモ錢ニテモ、有ニ任スレ任」([太宰\(1729\)](#))となっているものもあり、こちらの方が平易な文章になっている。

<sup>107</sup> 「直スル程金銭ヲ」と引用刊本はなっているが、この箇所は明らかな誤植なので、版本に従って「直スル程金銭ヲ」([太宰\(1729\)](#))と修正した。ちなみにこの版本では「金若ハ錢ニテ」の箇所も「金或ハ錢ニテ」となっているが、意味は変わらないので、敢えて修正はしなかった。

宮本に限らず、すでに見てきたように、近世市場において、公定相場は有名無実であり、実際は市場の変動相場によって経済活動が営まれていた、という理解が今日の一般的な通説となっている。

なお少し補足しておけば、宮本は上方を主な研究対象としていたとはいえ、近世の経済的な生活誌に最も精通した研究者といえる。であるならば、江戸小判六十目にまったく出会わなかったなどということはいえないのであって、史料のあちこちでこれと接触しているのである。その一例をここに引いておこう。

金建・銀建の故に、関東＝江戸は常に損をしていたようだ。「享和元年の大田蜀山人の在阪中の書簡」に次の如くある。

「銀遣ひを（大坂で）重にいたし候国故、銭は何程と承り候へば、壹貫文に何匁と申候。江戸の了簡にて、金壹分を拾五匁と心得候と、大に損有之候、さすがに金壹分は欺き不申候へども、油断をいたし候と二朱判にて遣し候、七匁五分にとられ、此方への勘定に七匁八分などと申され候、人物の至て悠々たるとはちがい、利にさとき事飛鳥のごとく、十露盤と秤は片時もはなされ不申候、是は町人計居候国故也」

金一分＝銀十五匁は、四倍すると金一両＝銀六〇匁になる。これは標準の金銀相場で、江戸の方ではこれがむしろ普通であつたらしい。なお文中の二朱判は二朱銀（南鐐）のことだろう。つまり二朱銀は四分の二分である。だから銀七匁五分となるべきである。ところが油断していると上方では七匁五分にとられ、関東人への勘定には金・銀の比価で、七匁八分などという計算にされる。このようにして関東者に損がかぶらされる。上方は人物は至って悠々としているが、勘定はこまかくて、江戸の方がしてやられるのである。

（宮本(1969), 347）

江戸育ちの大田南畝が大坂銅座に赴任していた時の話である。宮本は勘鋭く、江戸が小判六十目であったことを察知しているが、それは推測の域を出ず、確信にまでは至っていない。よって南畝の言葉を忠実になぞった宮本の説明も、どこか要領を得ない。

おそらく南畝が語っているのは、次のようなことだろう。自分は江戸育ちなので、これまで慣れ切った江戸勘定で、大坂でも支払いをすることがあり、気づくと大損していることがある。江戸は金一両銀六十目、金一分銀十五匁、金二朱銀七匁五分の定まり相場なので、その換算レートでの勘定は至って自然である。上方商人たちも、こうした江戸人が



する勘定のことをよく知っていて、こちらが金二朱を払うと、相手は二朱は七匁五分だが、お代は七匁八分で三分足りないと不足分を支払わされる。だがよく考えると、江戸と違って上方は実勢レートでの取引だから、その時のレートが一両六十二匁五分ほどだったとすれば、二朱は七匁八分の計算になり三分支払う必要はなかったのである（事実、享和の頃は銀安局面が多く見られる時代だった）。このように油断すると、ついつい江戸勘定で損をしてしまうことがある。

史料のここかしこに顔を覗かせる江戸小判六十目が、研究者にどのように捉えられ説明されてきたか、その一例をここに紹介した。

### 2.3 江戸の算用

本章を終えるにあたり、最後に附録的なものとして、江戸の算用について少し書き添えておきたい。京に住したとされる環中仙が「江戸算」について書き及んだことは、すでに触れた。しかし当事者である江戸および関東に住する人々も、生活に直結する特有の算用について、当然ながら書き記している。それを幾つか紹介しておきたい。これにより、江戸小判六十目が、江戸城下や関東地域の日常の中で、いかに身近なものとしてあったかが明らかとなり、どのように生活に溶け込んでいたかが具体的に鮮明となるはずだからである。

環中仙の著述は享保期であったが、もう少し下った時代を見たい。下総の香取郡金江津村の和算家であった成毛正賢の『経世算法』（嘉永二年(1849)序）という書がある。上下二巻に分かれるが、上巻には日常の生活に根差した金銭問題が多く含まれている。いま「相場割の部」に掲載されている最も簡単な出題例を引いてみる。

米一石の代銀四十八匁にして今両の相場を問 但両替銀六十目

答 両の相場一石二斗五升

術日両替銀六十目を置き一石の代銀四十八匁を以て割り両の相場を得る

([成毛\(1849\), 9丁表](#))



但し書きとして「両替銀六十目<sup>108</sup>」とあるのが、本稿でいう江戸小判六十目である。繰り返すまでもない明快な問題だが、確認しておけば、米一石の代銀が四十八匁のとき金一両の米相場はいかほどになるかが問われている。但し金一両は銀六十目のレートの場合を求めよ、というのであり、その六十目を四十八匁で割れば、金一両の米相場が得られることになる。

「相場割の部<sup>109</sup>」には、四十二の例題がある。たとえば柿三個の代銭は十六文のとき柿九個だと代銭は幾らになるか、といった問題もあり、すべての例題が金銀相場や金銭相場に関係するわけではない。引用したような「但両替銀何十何匁」あるいは「但両替銭何貫何百文」と書かれたものは、十七題だけになる。そのうち、三題は金銀相場であり全てが「但両替銀六十目」となっている。一方、残る十四題は金銭相場であるが「但両替銭六貫七百四十八文」となっていたり、ほかに「六貫二百文」と「六貫三百文」が一題ずつ、「六貫四百文」が二題、「六貫五百文」が五題、「六貫六百文」が三題、そして「六貫八百文」が一題とまちまちである。天保十三年に触れられた金一両銭六貫五百文の御定相場の影響により、当該レートの出題例が多いとはいえ、やはり銭がその時その時の時相場であったことがよくわかる。まさに三井越後屋店内に示された「小判六十目」「銭時相場」の具体的な計算諸例が書き記されているのである。また同書の「両替の部」では、「両替銀六十目」レートの出題が五題で大部になるとはいえ、「五十八匁」や「六十二匁」の出題例も存在する。つまり、商品市場ではなく金融市場では金銀相場も時相場であったことを同書は示してくれているのである。

また同書は後に改変を加えられ、江戸の書店から『万延塵劫記』<sup>110</sup>として世に出ている。そこでは「買賈之部（さうばわりのぶ）」に次のような問題が付け加えられている。

綿拾駄【但三本附】代金九拾六両にして壹本の代金を問

答 金三両貳朱ト銀四匁五分 但両替銀六拾目

---

<sup>108</sup> 「両替銀」とあるが銀に両替するわけではない。たとえば上方板行の和算書であるが、『袖珍算法』の「諸物賣買」の部には、「此永を金相場六十匁がへにすれば」云々とか「金相場六十匁がへにして」（[山田\(1797\), 34丁裏-35丁表](#)）といった割注がある。このような「六十匁がへ」とする換算レートと同義の用語法となる。

<sup>109</sup> 『改正増補江戸大節用海内蔵 乾』「▲相場割」以下「▲米の部」等も参照せよ（高井(明治年間), 160丁裏-167丁裏）。

<sup>110</sup> 引用した書物の書誌情報通りの書名を載せた。原文書の表題は『萬延塵功記』（「萬」と「功」の字が違う）となっている。また同書表紙内に「東都書房 甘泉堂發行」とある。

術曰、代金【九拾六両】を置、拾駄の俵数【三拾本】を以割、壹本の代金【三両貳朱】と端永【七拾五文】を得、端永へ両替銀【六拾目】を懸、端銀を得

【註曰、綿二酒三油六といふあり、何れも拾駄の代金へ懸て、壹本の代銀を得る定法なり、たとへハ右の代金九拾六両へ定法二を懸、壹本の代銀を得、餘なぞらへ知るべし、但し両替銀六拾目にあらざれば、この定法ハ用ふべからず】

([成毛\(1860 頃\), 7 丁裏](#))

最初の割註は「綿一駄に付き俵数三本」という但し書きだろう。解法である「術」に書かれている通り、一本の代金は  $[96 \div 30 = 3.2 \text{ 両}]$  となる。0.2 両とは永銭 200 文であり、1 朱は 62.5 文、2 朱なら小数点以下の出ない 125 文となり、差し引き端永 75 文が残る。これは 0.075 両なので、それに銀 60 目を掛けて、端銀 4 匁 5 分を得る。物成などは端永のまま書き表すのが一般的だが、商品の場合には端銀に直す慣習があったようだ。なぜ銀に直して銭に直さないかといえば、支払いにあてられる銭は時相場であって、その時の値段を出すならいいが、そうでない限り、江戸小判六十目という定数レート of 換算をしておいた方が、より汎用性の高い数値を得られるためである。よって、現実の支払い時に銭の時相場にしたがって端銀を銭に換算することになる。『改幣要議』において忠三郎が、銀について「今ハ全ク永銭ト等シク売買取遣ノ算計ヲ助ルワサナリ」と語っているごとくである。

この問題で面白いのは最後の注釈であり、江戸小判六十目という固定レートによる定法が成立していることだ。綿なら「二」という定数があり、九拾六両に「二」を掛けた数値が銀目となり、それを六十目で両換算すればいいことになる。 $[96 \times 2 \div 60 = 3.2 \text{ 両}]$  となり、「術」の解法の結果と全く同じになるというわけだ。

天保八年刊行の『人家必用小成』<sup>111</sup>の附録「日用算法手引」にも、同様の計算に簡便な定数が出てくる。たとえば「反物類裁分小割の直段を知事」「金貳朱の銭を直に壹匁の銀にする事」などにおいてである。前者は「呉服屋にて多く此術を用る」とあり、興味深い定法が記されている。この算法手引では、江戸小判六十目が当然の前提となっており、但し書きなどはなく計算の一部となっている。「金に六十目を乗[カ]て銀に直し」とか「六にて割は壹両六十目の故也」と書かれているのが、それである。中でも「金作銀銀作金銀作永永作銀事（きんをぎんになし、ぎんをきんになし、ぎんをえいになし、えいをぎ

---

<sup>111</sup> 『人家必用小成』は目録（目次）のタイトルであり、表紙は、高井蘭山編『日用調法 人家必要 全』となっている。また同書は『江戸時代女性文庫』58, 大空社(1996)にも収められているが、タイトルは『人家必用記』となっている。

んになすこと)」の一条は、江戸小判六十目そのままの簡明直截な算法であるので、ここに引いておく。忠三郎の説くように、永銭も六十匁銀も、換算レートであったことが、よくわかる史料となっている。

金を銀に直すにハ六十目を掛て知らる、銀を金に直すにハ有銀を六十目にて割べし、但し六十目以下の端銀ハ割残すべし、又銀を永にするにハ有銀を六にて割べし、永を銀にするにハ有永に六を掛て銀目に成なり

([高井\(1837\), 53 丁裏](#))

最初に取り上げた成毛正賢の算法書は決してメジャーとは言えない書物なので、もう一冊、より広く流布した『算法新書』（千葉雄七胤秀編・長谷川善左衛門寛閲）を取り上げておく。同書は文政十三年(1831)に江戸で出版されている。「卷之二」の「雑題」には、多くの日用品の計算例題が出ており、非常に実践的で、庶民の日常生活がよくわかるものになっている。問題の中には『経世算法』と同様に「両替銀」「両替銭」の但し書きのあるものがあり、いま品目と共にそれを書き出してみる。

米 両替銀六十二匁  
米 両替銀六十目  
米 両替銭六貫五百七十二文  
米 両替銭六貫六百文  
米 両替銀六十目  
両替銭 両替銀定六拾目  
水油 両替銀六十目  
榎 両替銭六貫六百九十文  
醤油 両替銭六貫四百二十四文  
醤油 両替銀六十四匁  
味噌 両替銀六十目  
味噌 両替銭六貫七百四十八文  
塩 両替銀六十目  
炭 両替銭六貫八百拾六文  
茶 両替銀六十三匁  
茶 両替銭六貫五百三十五文

タバコ 両替銀六十目  
半紙 両替銀六十目  
美濃紙 両替銀六十目  
松板 両替銀六十目  
檜 両替銀六十目  
木綿糸 両替銀六十目  
麻苧 両替銀六貫七百四十八文  
麻苧 両替銀六十目  
米の運賃 両替銀六十二匁  
元銀（利銀） 両替銀六十三匁  
元金（利銀） 両替銀六拾目  
元金（利銀） 両替銀六十目  
頼母子講懸金 両替銀六十目

[\(千葉・長谷川\(1830\), 38 丁裏\)](#)

銭が不定の時相場であることは『経世算法』と同じだが、両替銀に六十目でないものが若干ではあるが混在している。これは小判六十目勘定ではなく金銀レートが時相場であった商品も存在したことを示している。利息や運賃など金融的な色彩の濃いものはよいとして、醤油や茶などの商品がその例となる。算術問題であるがゆえに、六十目ばかりでなく、故意に架空のレートを混ぜ入れた可能性は否定できない。しかし、その委細を知るためには、より詳細なる研究が必要となる<sup>112</sup>。また御定相場を触れた幕府自身が時相場に誘導

---

<sup>112</sup> 奈良屋杉本家の「萬覚帳」に以下のものがある。史料中「一割五分引」（「札ニ五掛」は倍札を正札に直す手続き）など、江戸での売価設定法と共に、「金六十匁」か「金時相場」か、どちらの相場による販売法にするかも予め取り決められている。京仕入の呉服物も、最初「金時相場」で売る予定であったらしかったが、取り消し線が引かれ、「金六十匁」での販売法に改められた形跡がある。これを見ると「金六十匁」と「金時相場」は非常にフレキシブルなものであり、売り手次第で、あるいは、店側の利益がより多く見込めるように、販売レートが変わった可能性が高い。よって、江戸小判六十目を関東市場における金科玉条の法則と見なすべきではなく、柔軟性のある緩やかな規定レートだったと考えておいた方がよさそうだ。

「天明五巳ノ三月 惣七勘定之覚書

一 金時ノ相場

金登シ駄賃 其方払

代呂物下シ駄賃 京払

するようなケースもあり、江戸小判六十目が関東市場において絶対不変の固定レートでなかったことは銘記しておくべきである。その意味で『両替年代記』の元文三年(1738)の記事は参考になる。

是迄米問屋五ヶ所方相庭書上、小判六拾匁錢四貫文ノ積を以書上來候得共、已來銀錢共時ノ相庭書上候様米問屋五ヶ所エ被仰渡候間、米問屋方相庭取ニ參候ハゞ書付遣候様、十月中樽屋方被申渡候と云々。

(『両替年代記』 239)

それはともかく江戸小判六十目が適用された『算法新書』の実際の出題例も見ておこう。

半紙一貫の代銀二十三匁五分にして四百二拾六貫の代金何程と問 【但両替銀六十目】  
答金百六拾六兩三分銀六匁

術曰、後の貫数【四百二十六貫】を置、一貫の代銀【二十三匁五分】を懸、両替銀【六十目】を以て割、後の代金百六拾六兩永八百五十文を得、永【八百五十文】の内七百五十文引、金三分とし、残永【百文】へ両替銀【六十目】を懸、端銀とす

([千葉・長谷川\(1830\), 38丁裏](#))

解答となる金 166 兩 3 分と銀 6 匁を得る解法を数式で繰り返せば以下となる。

[ $426 \times 23.5 \div 60 = 166.850$ ]    [166 兩と永 850 文【1匁 = 2000 枚】]

[永 750 文 = 金 3 分]    [永 1000 文 = 金 1 兩 (金 4 分) による]

[ $0.1 \times 60 = 6$ ]    [永 100 文は 0.1 兩 = よって端銀は 6 匁]

江戸小判六十目を抜きにしては、こうした数式自体が成立しないことがよくわかる。このように江戸小判六十目は関東市場の日常取引に深く溶け込んでいたのである。

---

京仕入

呉服物 札ニ五掛 一割五分引 ~~金時相場~~ 金六十匁

京仕入

太物類 札ニ五掛 一割五分引 金時相場

栈留京太物類

関東ニテ店方請取之呉服物 壹割五分引 六十匁金

〃 青梅江戸太物類 大坂太物 壹割引 六十匁金

右京方請取之代呂物者 代金京へ登シ可被成候」(奈良屋, 3-1-8, 天明4年)。

### 3 元禄御定相場令と相場違えの発生

江戸小判六十目が確立した関東商品市場と上方市場との間に発生した、東西相場違えについてこれまで論じてきたわけだが、それ以前も、全国一円で市場が統合されているような時代は存在しなかったがゆえに、当然ながら東西市場の相場違えは存在していた。それを知るには東西金融市場を比較すれば良い。例えば元和五年(1619)四月十六日の日記に、梅津政景は次のように記している。

元和五年四月十六日

太山與一左衛門、京都方兩替之儀申越分ハ、判金壹枚ニ付、四百九十五匁板ニ替候由、小判壹切ハ六十貳匁替候由、上銀ハ六歩ノ由、極印銀ハこくいの方方ニ歩三歩うち候由、差引見申候へハ、判金ハ壹枚ニ付、銀壹貳匁ノ徳有、小判ハ爰元方銀壹匁七分ノ損有、上銀壹歩四ノ損有、極印爰元ニ而ハ、つゝニかへ候歩ノ分損有、其段申上候へハ、上銀を爰元にて、御替被成御遣可被成由、御意ニ候間、御運上銀五十貫目請取申候而、牛丸善介・山口清左衛門・大野金右衛門・地主藤五郎に、京目ニかけなをさせ申候、右不極

(『梅津政景日記 4』53)

京都の両替相場では「小判壹切ハ六十貳匁替」であるという報告を受け、江戸（「爰元」）相場と比較して京都では「小判ハ爰元方銀壹匁七分ノ損有」と試算している。この時の江戸相場は小判一両六十三匁七分だったようだ。それを傍証する史料として、元和五年八月十二日の「徳川秀忠大奥局呉服支払書」では、「壹両ニ付六十三匁五ふんかへノつもり」と書かれている（山根(1962), 25）。二分の変動はあるが、元和五年江戸では大体一両六十三匁五分前後の慶長金銀相場だったと考えられる。

山奉行の職に従事し久保田藩の財政を切り盛りした実務家だけあって、政景は同日の日記で「小判」だけでなく、「判金」「上銀」「極印銀」についても、京都と江戸の両替相場を比較検討している。銀はいずれも藩の鉱山から産出された領国貨幣であり、藩主が江戸や京へ登る際には、それなりの金銀を携えていた様子がわかる<sup>113</sup>。東西で両替相場が

---

<sup>113</sup> 当初、久保田藩の鉱山でも金は採れたが、その後枯渇し、ここでの小判は慶長金だと見なしてよい。

違ったがゆえに、どの貨幣をどこで両替するのが損か得かを検討し、藩主に報告する役回りを政景は務めていたようだ。この日は京都より「壹歩四」の得となる「上銀」を江戸で両替している。両地とも独自の相場が立ち、両地変動相場間の違いが問題となっている。こうした東西間で生ずる金融相場違いによる差益・差損は、たとえば江戸での銀払底の主因といえるものであった。

すなわち上方が江戸より銀高になると、両地間での正金・正銀の大移動が起こり、江戸では必ずといってよいほど銀が払底し、変動相場下では高騰した。『両替年代記』の元禄十二年、享保二・三年、享保九年、元文元年、天明六年等の記載が、そのことを伝えている。一例をすでに脚注に引いたが、改めて引けば以下のごとくである。

銀高直之儀、江戸方上方銀下直ニ候得ば、爲替請負候者御上納初御屋舗方御賄共現銀ニ而下し申候所、此節上方高直ニ成候故、於彼地ハ銀を請取、夫を代金ニ而差下し於當地銀調候、其向此節差湊候事。又諸商人上方仕入之代物ハ銀ニ而御座候、是以、上方江戸方高直ニ候得ば現銀ニ而代口物代爲登申候。

(『両替年代記』122)

江戸への上納銀や屋舗納銀を銀ではなく金で下し、江戸で銀が買い調えられた。江戸商人が上方代物の代金を支払う際には、江戸で換銀し現銀で支払われた。こうして普段なら、上方から銀で下され、江戸からは金で支払われるところが、金で下され、銀で支払われることになった。金融市場で東西相場違いが起こり、上方が銀高になった折りには、このように上方から江戸へ金が下り、江戸から上方へ銀が登るという正金銀の移動が起こった<sup>114</sup>。それは金融市場の東西不均衡による利銀・利金の追求行動の結果であった。その結果、江戸で銀が払底することになれば、金でやりくりするしかなかったと考えられる。

本章では、この東西の相場違いの近世期的展開について扱う。東西相場違いにも意味合いが二つあることはすでに述べたが、ここに改めて明記しておこう。すなわち、金融場面での両替相場の東西差と共に、江戸小判六十目固定相場が行われて以降は、商品市場においてのみ江戸固定相場と上方変動相場の間を生ずる東西相場違いが存在したのである。よって、東西金融市場と東西商品市場では、全く様相の異なる相場状況だったといえる。

---

<sup>114</sup> 元禄の御定相場令以前にも江戸の銀流出を咎める触れが出ている。「覺／一銀子錢度々相觸候得共、今以拂底之由、前々より相觸候通他國え一切遣申間敷事」(『御觸書寛保集成』1768号、元禄13辰年12月；『両替年代記』56-57)。現送ではなく、為替の場合も、下為替として金為替で下されるが、例えば屋敷は金で受け取らなかったため、江戸での銀の調達が必要となった。



本稿が取り組む相場違えは後者であるが、前者についても関心を払っておく必要は当然ある。

幕府の通貨・金融政策に対する既存の研究において、貨幣改鑄や物価統制などの論考は見受けられるが、相場統制に関しては改鑄関連で副次的に扱われる程度が常態といえる。また一般的には、幕府の公定レートを余所目に見ながら変動する市場相場の動向を追いつつ、他の経済現象との連関を追求する論考が相場研究とってよいだろうし、相場変動そのものは両替商研究の中で主に取り上げられてきた。だが実は、物価統制などと共に相場統制も幕府が強く望んだものの一つであった。しかしながら、それが出来ずに<sup>115</sup>、貨幣の改鑄や新鑄によって、幕府は相場誘導に努めたというのが、本稿の論点の一つである。幕府が統一通貨の鑄造当初に相場統制を徹底しえなかったがゆえに、各々相場の立った所では、その地の自然な需給バランスの結果として、日々の相場が決定した。大坂と京都では相場が違ったし、当然江戸でも、基本は大坂相場に追随する形であったとはいえ、独自の相場が立った。換言すれば、江戸開府以前からの相場慣例が維持継続されたともいえる。それでも統一通貨が鑄造されたことによる金銀相場安定の恩恵を石川正西などは伝えている（石川・埼玉県立図書館(1968), 120 [254] 参照）。

### 3.1 貨幣改鑄：物価高騰と相場狂い

さて江戸小判六十目の起こりを説き明かすには、江戸時代の最初の改鑄である元禄改鑄から話を始める必要がある。改鑄の触れは、慶長金銀の極印の古び、金銀産出の激減、市場流通貨幣の減少を根拠とし、品位を改めた新貨幣の吹き増しを謳っている（『御觸書寛保集成』1757号）。江戸時代の金銀の産出は慶長期頃をピークとし、その後の減産傾向は著しく、慶長小判については、そのほとんどがピーク時に鑄造されたと考えられる（「白石建議六」237；「本朝宝貨通用事略」669；西脇(2000)）。よって延宝二(1674)年には江戸市場の流通小判の九割もが「時代古小判」と称される摩耗貨幣であった。幕府の軽目金規定は免れていたが、一割弱の「新直シ小判」が市場に流通するに及んで、市場は古小判を忌避し直シ小判を歓迎した。よって、幕府は撰銭令ならぬ撰小判令を出して、古小判の選別を禁じ、滞った市場の貨幣流通を回復させねばならなかった（『両替年代記』

---

<sup>115</sup> 幕府の開府当初の相場的関心は、金貨＝錢貨間の金一両＝錢四貫文固定をしようとする相場統制であったが、相場令は功を奏せず、度々の触れを出さねばならなかった。[『吹塵録』459-460](#)を参照せよ。

44)。中世と同様に近世においても市場の貨幣吟味は厳しく、古貨幣を改めるという意味での元禄改鑄は、市場目線で見ても必要欠くべからざるものだったのである。それは乾字金が「折損しも出来、通用不自由」となった元禄金に代わらねばならなかったのと同じ理由であった(『御觸書寛保集成』1785号)<sup>116</sup>。品位の優れた慶長金銀の相当量が退蔵されたとはいえ、明らかに品位の劣った元禄金銀への引替もかなりの額にのぼったのは、こうした流通貨幣ならではの実用面を考慮することによって得心できるものとなる(西脇(2000), 43-53)。

元禄改鑄の特徴は、品位を低下させたこと、しかも金貨と銀貨で純分低下率を違えたこと、そして古貨幣となる慶長金銀と無差別通用としたことである。つまり市場には新貨幣と古貨幣が混在し、金貨は額面通り、銀貨は量目通り、新古両方の貨幣が同等の価値を有するものとして通用したのである。否、通用させよ、という幕令であった。この幕府の初期改鑄政策が功を奏せば、市場も幕府も潤うはずだった。だが、無差別通用の触れというのは、これまで商品貨幣であったものを、いきなり名目貨幣として使用せよ、という命令に等しかった。確かに銭貨において、このことがかなりの程度実現していたとはいえ、江戸市場の金貨に対する眼識は鋭かったのである。春台が述べるように「皆黄金ノ眞色ヲ失ヒテ、鑰石ノ如シ」と評されたわけだ。結果、「民間ニモ此幣ノ純金ニ非ルヲ賤ミテ、稍々百貨ノ價ヲ増ス、金ノ直ハ故金ニ減ズルコトナケレドモ、貨物ノ價貴クナリタレバ、則是金ノ直ノ減ジタル也」(太宰(1914), 137)と春台は論じている。慶長金と額面は同じでも、品位が落ちた分、物価が上昇し、その分だけ元禄金の貨幣価値が低下したことになるという分析である。改鑄後の物価騰貴により、以降、物価論が盛んに論じられるようになるが、その議論の多くは品位主義に基づいている<sup>117</sup>。

改鑄後、幕府はたびたび古貨幣との引替を命ずるが、市場はそれに応えず、相当量が退蔵され市場から姿を消すことになった。新古貨幣が市場に混在していた期間は不明だが、幾年も要することなく新金銀のみの市場になっていたと推測される。では、悪貨により良貨はどれほど駆逐されたのか、実際の数字を見てみよう。極めて粗い概算で充分なので、

---

<sup>116</sup> 正徳金発行後に、慶長古金が大量に市場に出回ったのも同じ理由による(『両替年代記』93；太宰(1729), 139)。

<sup>117</sup> 「金位漸ク卑ク、諸物ノ價貴クナリ、(中略)、諸物ノ價貴ニ非ズ、金銀ノ位卑キヲ以テナリ」(山下宗節(1914), 38)。「三ツ寶・四ツ寶銀ニテ、位甚アシク、金ノ位ト引合不申、夫レニツレ諸色自ラ高直ナリ、全ク銀下品ナル故ナリ」(草間(1916a), 262)。

ここでは主に白石の著述と金座・銀座史料に依拠することにする<sup>118</sup>。建議で白石が報告しているところによると、慶長金八百八十万両余りが元禄金千三百二十万両余りに吹き替えられ、慶長銀二十八万貫余りが元禄銀三十五万貫余りに吹き替えられた（「白石建議四」192）<sup>119</sup>。後藤家の報告では、元禄金の鑄造高は千三百九十万両余り、元禄銀は四十万貫余りであり、それ程かけ離れた数字ではない（『吹塵録』278, 283）。慶長金の鑄造高は金座史料の焼失によって不明だが、白石の聴き取りによれば二千万両（「白石建議六」241；「本朝宝貨通用事略」673）、内藤耻叟は金の吹高を三千万両としている（内藤(1903), 463, 467）。また「白石建議六」には七千万両と述べられている部分もある<sup>120</sup>。現代の近世貨幣史において、ほぼ例外なく用いられる慶長金の鑄造高は、『貨幣條例備考』（明治八年・大阪造幣寮）に収められた旧金座人・佐藤忠三郎編纂「舊貨幣鑄造高并年限表」にある「大九一四、七二七、〇五五両」という数字である。『両替年代記 資料編』「舊貨幣表」（三井(1995a), 780）の凡例に、佐藤がこの数字をどのように算出したかが書かれている。それによれば、これも「本朝宝貨通用事略」を典拠としており、白石が長崎一港のみで推定した金貨流出分を大幅に減数して改鑄高と合算したものである<sup>121</sup>。明

---

<sup>118</sup> 白石の述べている内容も金座・後藤への聴き取りによるところが大きいと見られる。「一昨日新井氏方へ罷越候處後藤参り居候故、金銀等の儀に付御用有之對談と存候間、他之座に指控、後藤罷歸候て夜四ツ時迄嘶罷歸候」（室(1914), 254）。

<sup>119</sup> 極めて細かな数字を出しているのも、金座銀座への聴き取りによるものと思われる。

<sup>120</sup> 二千万両とする「白石建議六」の中に、別に七千万両が出てくる。「これよりのち元禄八年迄、年々に造り出せし所の金銀の惣數、まづは金七千萬兩、銀八拾萬貫目ほどのつもりと申す歟」。頭書として「銀八十萬貫目といふはいかゞあるべき、それよりは多きつもりなるべし」（「白石建議六」239）とあるので、白石は慶長銀の鑄造高をそれよりかなり多く見積もっていたのは確かだが、同様に慶長金の鑄造高について評していないのは七千万両を認めたものか、疑問が残る。なお、「本朝宝貨通用事略」には「金七千兩・銀八十貫目程の積り」と書かれたものもあったようだ（草間(1916b), 409）。また、この数値については、聴き取りではなく、幕府史料からの転載の可能性もある。「一、同[慶長]六年の後に大判小判一分判丁銀豆板等の別儀に駿河判江戸判などいふは皆々造られし所を以て称す、此外に甲州判といふあり、是より後、元禄八年迄年々に造り出せし所の金銀の惣數先ハ金七千万兩、銀八拾萬貫目ほどのつもりと申歟」（『柳營秘鑑脱漏』697）。柴謙太郎は七千万兩説を採用している（柴(1924), 3117）。

<sup>121</sup> 白石は、正保五年(1648)から宝永五年まで六十一年間の長崎一港からの金流出高を 2,397,600 両余とし、銀流出高を 374,209 貫目余とする。それより以前の慶長六年から正保四年までの四十六年間は、その後の六十一年間の数値からの概算となり、白石は二倍の流出高を見積もっている。これらの全期間を通した金流出高は、よって三倍の 7,192,800 両余としなければならないところだが、白石はこれを 6,192,800 両余とし、百万の位を間違えている。ともかく、より古い時代に、金銀は海外に多く流出したというのが白石の見積もりとなる（白石は金銀銅の流出高を挙げている

らかに低すぎる見積もりと思われ<sup>122</sup>、退蔵高もまったく考慮されていない。慶長金鑄造

---

が、ここでは銅を省略した)。また、別史料となる白石の手記には「長崎方異国へわたる所、慶安年中より元禄寅年迄八百廿万両」とある(大石(1970), 177)。約五十年間の流出高となり、期間は正保五年からのものと重なることになるが、金だけのこととすれば、全く数値が合わない。

「本朝宝貨通用事略」には、そこに概算されている数値について「よほど引入れたる積り」と言い、本当の実数は「猶夥き事にや」と述べているので、これぐらい多くの見積もりを出したとしても不思議ではない。また、他に考えられることは、銀との合算値の可能性であり、正保五年からの銀流出高を六十目換算すると、6,236,816両余となり、金流出高との和は、8,634,416両余となる。これが六十一年間の総計であり、手記は五十年間なので、大体同じ見積もりともいえる。

<sup>122</sup> ケンプファーは、ポルトガル人が寛永期(1624-1643)の1630年頃に一艘の大型船だけで百トンの金を積みだしたと報告し、年間では三百トンになるとしている。但しこの単位は今日のものではなく、当時の特別な度量衡によっている。ケンプファーの記述に従えば、10.5トンが50,000両(銀3,000貫目)なので、百トンは小判476,190両、三百トンなら約1,428,500両余りとなる

([Kämpfer \(1779\)](#), 61-62, 110)。この報告が正しいとすれば、五年ほどで白石の推定金貨流出高に達してしまう。こうした数値については、お雇い外国人経済学教師であったラートゲンが誇張だと批評しており、彼はLautsの*Japan* (1847)などを参照し“Die Kobanausfuhr würde von 1612-1695 etwa 70-80 000 Stück jährlich betragen haben.”と推定している(Rathgen (1891), 158)。この数字に基づいて八十四年間に年75,000両の海外流出小判があったとすれば、総計は六百三十万両となる。この数字は白石が算定した「六百十九万二千八百両餘」とほぼ等しくなる(白石は計算間違いをしており、正しく計算すれば七百十九万と百万の位が違うのだが、座人から聴き取った数字[慶長金鑄造高と流通高の差引]に合わせようとして間違えた可能性もある)。また、大著

*Nippon* (1832)を著したシーボルトも、白石の報告の真実性を評価している(Siebold (1975), 953)(但し、シーボルトが依拠した白石のフランス語訳は、数字の位を一桁間違えるなど、若干の問題がある。具体的には、“Depuis cette époque, on a fait 2 millions de nouveaux Kobang, avec d’anciens qu’on a fondus.”としている点で、この“2 millions”は、“20 millions”の誤りである。さらに「我國只今の新金は古金貳千萬兩を以て造り出せし所なり」(「本朝宝貨通用事略」673)とあるので、“20 millions”は古金の方に入れ替える必要がある。この数値に対しては、著者自身が、“Ces sommes paraissent cependant très-petites à propotion de celles dont nous avons parlé plus haut.”と語っているわけだが、“très-petites”なのは当たり前で、翻訳段階であろうか、数字を一桁間違えたためである)。こうした見解がある一方、近現代の一部の日本の研究者は、小葉田淳に代表されるように、寛文期(1661-1673)にオランダが金貨を輸出するまでは、一切日本からの金貨流出はなかったとするものである(小葉田(1976)参照)。キリシタン文書などを典拠に、それ以前はむしろ金輸入国だったとするのだが、これは宣教師たちにとっての最も効率よい密貿易品が金であっただけであろう。この金貨流出高に関する調査で最もネックとなるのが、西日本の銀遣いおよび銀建て決算である。たとえ金貨で支払ったケースがあったとしても、最終的な決算額は銀で計上されるため、実態が不明となりやすい。また慶長金が九州あたりでどれ程いつ頃から流通したのかという問題とも通じる。とにかく、これまでの研究はオランダ関係史料に依存しすぎているように思われる。『通航一覽』が「昔年より異國商賣相對にて、金銀の渡高無御構、異國人心次第に金銀



高は少なくとも二千万～三千万両と考えておくべきだろう。白石の『折たく柴の記』（享保元年頃）によれば、金は四分の一、銀は四分の三が海外流出したとされている（宮崎(1964), 384）。これが白石の記憶違いでないならば、「本朝宝貨通用事略」に書かれた「外國に入りし金は只今我國にある所の金の數三分が一に當れり」とは、慶長金全鑄造高の四分の三が国内にあり、その分子三の一つ分、つまり全体の「三分が一」ではなく、全鑄造高の四分の一が海外流出したと考えられている可能性が高い。ならば、全鑄造高は二千六百六十万両余りとなり、内藤の三千万両という数字に近くなる。慶長金の国内流通高が二千万両であったとすれば、元禄金鑄造高は千三百二十万両余りなので、これだけを比較すれば、市場における金貨流通高は激減したことになる<sup>123</sup>。なぜなら、白石も述べているように、改鑄のために引き替えられなかった慶長金は全て退蔵され市場に出回らなかったからである。

銀座史料によれば、慶長銀鑄造高は百二十万貫目と報告されている（『吹塵録』283）。慶長銀三十万貫目余りが引替に供出されたとしても、実に鑄造高の四分の一にしかならない。白石によれば、市場の銀貨流通高は四十万貫目、海外流出分が三倍の百二十万貫目とされており、これに従えば慶長銀全鑄造高は銀座史料と異なり百六十万貫目となる。これも聴き取りによるはずなので、百二十万貫目の解釈のどちらかが間違っていると考えられる<sup>124</sup>。元禄銀鑄造高は三十五万貫目余りなので、白石の聴き取りが正しいとすれば、元

---

いか程にても持渡申候、然る處、寛文八申年」云々（『通航一覽 第4』292）と語っているように、寛文以前に異国への金銀流出はあった、とする見方が妥当であろう。あるいは、竹越与三郎も白石報告を過大と見なす一人である（竹越(1925), 294-296）。竹越はオランダ交易を高く評価し、他方ポルトガル交易を極めて過小に評価している。だが、竹越のいうオランダの巧妙さとは、幕府に対して極めて従順で慎重であったためであり、ということは、ポルトガルはその逆だったのであろう。輸出入量もそれに比例していたと考えられる。ケンプファーの報告は、それを証言しているように思われるのである。いずれにせよ、本稿では扱い切れない問題なので、近現代人よりも近世期の人間の報告に与する立場に本稿を位置づけながらも、その委細については今後の課題としておきたい。

<sup>123</sup> 瀧本は白石に依拠して、元禄改鑄後に市場の通貨流通高は減少したとしている。「慶長金銀は忽ち其の姿を藏くし、元禄の悪幣のみ専ら市場に流通するに至りしかば、實際に於ては通貨の量數は其の高を減少したると同様の結果を來すに至れる」（瀧本(1928), 197）。

<sup>124</sup> 元文期(1736-1741)あたり以降の銀座史料は、慶長銀鑄造高百二十万貫目で不変となる。海外流出高の評価は、白石とはかなり異なった数値が出ているので、参考までに向山誠齋（源太夫）の「甲辰雜記」より一史料を載せておく。

「覚

慶長年中より元禄年中迄吹立候高 一、慶長銀凡百貳拾萬貫日程

禄改鑄後の市場の銀貨流通高は横ばいよりも、やや減少したことになる<sup>125</sup>。

これらを概括すれば、市場流通古金銀貨の少なくとも四分の一は間違いなく退蔵されたことになる。純分低下率の高かった金貨の方が退蔵率も高かっただろうと推察される。よって「當世に通行し候所の金銀其數を増し候ごとくには候へども、却て其數を減じ候」（「白石建議四」193）と白石が分析している如く、元禄改鑄により市場の通貨流通高は増えるどころか減少した可能性すら否定できないのである。白石は過去に起こった歴史的事象を推測して語っているのではなく、紛れもない同時代人なのであって、元禄改鑄を体験した人物だったことも銘記されるべきであろう。結局のところ、せいぜい良く見積もっても、市場通貨総流通高は横ばいのまま推移したといえる<sup>126</sup>。つまり、元禄改鑄で起こったことは、通貨流通高はそのままだけに、慶長金銀から品位の劣った元禄金銀へと通貨が変化しただけだったのである。そうした状況の中で物価騰貴が市場を席卷したのだから、物価論が貨幣品位論となるのは当然の帰結であった。この意味で、現代の通説と思われるマネーサプライ増加による元禄インフレ発生という一般的理解と本稿は一線を画する。

また、流通高不変なだけで終われば、まだ良かったのだが、品位低下率を違えたことによつて、高品位の銀貨が好まれ低品位となった金貨が嫌われたことにより、市場の貨幣流通に支障をきたしたことも付け加えておかねばならない。例えば江戸市場では、慶長金銀の退蔵はもちろんだが、元禄銀も払底し、市場通貨は元禄金ばかりとなり、文字通り金遣

---

内貳拾八萬九千貫目 引替高 貳拾三萬九千貫目 異國渡り

殘六拾七萬貳千貫目程 但此高年經候儀にて、勘定しかと難知候故、當時世上殘高凡貳拾萬貫目程も可有御座哉之事、

元禄八亥九月より寶永三戌五月迄吹立高 一、元禄銀四拾萬五千八百五拾貫目餘

内貳拾六萬九千七百六拾壹貫九百餘匁 寶永三戌七月より享保二十卯十二月迄引替候高并潰銀買入高

殘拾三萬六千八拾八貫百目餘 未世上に可有之高（以下略）

辰四月、元文元辰年 銀座年寄」（[向山\(1917\), 217](#)）。

<sup>125</sup> 市場流通銀高は改鑄前八十万貫目、改鑄後元禄十三年時点で二十七～八万貫目とする商家史料もある。「先年者通用仕候銀高凡八拾万貫目余も御座候處ニ、近年吹替已後、貳拾七八万貫目ならてハ通用銀無之ニ及承候」（三井家, 別 1321-6, 元禄 13 年）。

<sup>126</sup> 『吾職秘鑑』は江戸座・京座・佐渡座を合わせた元禄金出来高を凡そ千四百万両としており、これによれば九百五十万両余りの慶長金が改鑄されたことになる（『吾職秘鑑』[18]；西脇(2001), 20）。白石の聴き取りは江戸座だけの可能性もある。



いしか出来なくなつたのである<sup>127</sup>。

さらに金銀の純分低下率を違えたことで、相場にも大きな狂いが生じた。貨幣品位を無視して名目貨幣的扱いでいけると見込んでいた幕府は、当然相場もこれまで通り一両六十目前後で推移するものと予測していただろう。だが、その予測を裏切り市場が徹底した品位主義であったことを手厳しく幕府に告げ知らせたのは、激しい相場狂いによってであった<sup>128</sup>。相場狂いの原因は一も二もなく金銀貨で純分低下率を違えたことによる。なぜ幕府がそうしたのか、白石と荻原重秀の改鑄に関するやりとりや室鳩巢が伝える政策当事者の回顧談などを総合して推察すると（『折たく柴の記』『兼山秘策』）、金座や銀座の思惑を度外視すれば、安直に銀貨よりも金貨を多く幕府が手にしたかったからだという以外の代替案を今のところ見いだせない。

もともと江戸市場が体験する初めての改鑄であったがゆえに、市場が相場動向を見定めるのにそこそこの時間を要し、ある程度のタイムラグをもって相場は大きく変動していった。すなわち金貨の純分低下率が銀貨より高かったため、相場は銀高へと傾いていったのである。改鑄から四年後の元禄十二年頃には一両四十七匁になり、「これすなはち金銀の相場くるひ出候事の始に候て、諸物の價も高くなり来り候始にて候」と白石は評している（「白石建議四」193）。改鑄によって市民が体験した数字上の変化は、物価と相場だったのである。

### 3.2 御定相場令

当然ながら、改鑄により混乱を招いた幕府に対し、市場から訴えが起こった。その内容を十組史料が伝えている。

---

<sup>127</sup> 「六七年已前方金銀共ニ御吹替被仰付候ニ付、諸国方金銀入込候故、減少程も相見得不申候、然所ニ去年方御吹替も相止ミて、何方方銀子入込可申所無之故払底仕候」（三井家、別 1321-6、元禄 13 年）。この史料は改鑄後、市場の通貨流通高はしばらく横ばいだったが、四年ほど後には、改鑄作業が大体は終了し、その頃から銀子が払底したことを伝えている。

<sup>128</sup> もう一つ付け加えねばならないのは、引替滞留である。市場が品位主義に傾くと引替はまったく進まなくなった。改鑄より宝永四年までの増歩は慶長金百両に付き僅かに元禄金一両、宝永五年三月より同三両、宝永六年より同十両となる。さらに「但シ、増歩拾両ニて古金寄方無之間、暫時之内増歩式拾両ニ相成候得共、尚更寄金無之」と、矢継ぎ早に二十両に増やしても焼け石に水で一向に引替は進まなかった（『吾職秘鑑』[15]；西脇(2001), 17-18）。品位的には、元禄金約百四十七両余りで慶長金百両と見合うので、さらに増歩を倍にしたとしても引替は進まなかっただろう。

一 元禄八乙亥年、金銀御吹替有之、慶長金銀元ノ字金銀取遣り有之、銀相場次第ニ高直相成、上方下り物諸取受代口物高直ニ付、其上諸差引等差支難義いたし候ニ付、元禄十二卯年、御町奉行保田越前守様・松前伊豆守様へ諸国一統六拾匁通用之御定法御触被成下候様相願申候（以下略）

十組大行司

（「[万記録](#)」7）

ここで、慶長金銀と元禄金銀の比較を簡単にしておく。一般には慶長金の六割五分が元禄金、慶長銀の八割が元禄銀と言われているが、金座史料から忠実に計算すれば、元禄金は慶長金のおよそ六割八分となる（『[吹塵録](#)』331）。純金量・純銀量を基準とすれば、慶長金百両に対して元禄金百四十七両、慶長銀百匁に対して元禄銀百二十五匁が等量となる。よって、金貨・銀貨の地金と商品A・Bがバーターで純粹に交換されるとすれば、古金銀百両・百匁だった商品A・Bは、額面が新古で同じ場合、新金銀ではそれぞれ百四十七両・百二十五匁支払わないと釣り合わないわけだ（金貨は金と銀の合金だが、金貨に含まれる銀の価値に対しては、関心が払われないのが一般的である。金座の潰し金の買取も同様の処置である）。大きな開きのようにも見えるが、正徳改鑄以降は、おおよそ実質価値の開き分を増歩という形で上乘せして旧貨幣と引き替えられた。金貨同士・銀貨同士の等価的バーターといえるものであり、特に正徳改鑄以降、貨幣価値は純分により評価されることになる。ところで名目貨幣にあつては、マネーサプライの増加により貨幣価値が下がりインフレが起こるとされるわけだが、このケースでは、商品貨幣の純分量が下がりインフレが起こったことになる。元禄改鑄においてマネーサプライが増加したといえないことは既述した。

金銀相場も純分を基準に考えれば、慶長金銀一両六十目だった相場は、元禄金銀では一両およそ五十一匁で釣り合う。ちなみに銀の方を慶長銀にした場合は四十匁で間に合うことになる。新古無差別通用で混乱した市場の反応は、品位相応以上のものだったのである。この煽りをもろに受けたのは江戸の商人たちだった。より正確に言えば、上方からの下り物の商品価格であった。十組が訴えたのは、引用に見えるように、貨幣品位の回復ではなく、相場の回復だったのである。

なぜ相場だったのか、一例を挙げて考えてみる。この場合、江戸小判六十目が成立する以前の変動金銀相場だった市場状況を考えることになる。改鑄前に上方銀極め百二十匁商品が江戸に下れば、一両六十目相場で二両となった。それが改鑄後は、貨幣品位に完全に

準拠した場合、金貨は六割八分の価値しかないのだから、額面では 1.47 倍する必要があり、それに二両を掛け合わせ、約三両での販売となったわけだ。だが、これは理論上の話であり、実際の場面では、次のような手続きを経ることになる。すなわち上方での百二十匁商品は改鑄による銀貨品位の低落により百五十匁となり  $[120 \times 1.25]$ 、それが下り物になると、金貨品位の不均衡な低落により一両五十一匁相場となった江戸では、約三両の値を付けて販売されることになるわけだ  $[150 \div 51]$ 。この手続きの中で、価格を左右する最も不安定な要素は何かといえば、金銀相場であることは見紛いようがないであろう。金貨・銀貨の純金量・純銀量は鑄造後に増えたり減ったりしないからだ。一方、相場はありとあらゆる変動要因によって、いとも簡単に上下するものであり、貨幣品位に合わせてぴったり不動のままいてくれるわけではない。現実においても、白石の語った如くに四十七匁まで銀高が進んだのである。五十一匁相場においては 2.94 両だった商品が、四十七匁相場になると 3.19 両となり、実に一分の値開きが生じることになる。それは、銀極の下り物に大きく依存する江戸市場が金遣いであったことから来る特異な物価現象といえるものであった。さらに加えて、東西で相場違いが存在すれば、その分の更なる価格上昇が尚あり得たのである。いずれにせよ、一時的には品位差以上の物価騰貴となったわけだ。これは新古貨幣の額面を同等にした弊害といえる部分もある。品位差が明示化されなかったがゆえに、妥当な相場の数値的意識が植え付けられず、相場変動を制御するファクターに欠けていたと考えられるからだ。もっとも急激な価格高騰は買い控えを誘発するので、現実にはある程度店側が負担し、様子を見ながら値上げしていくというのが、一般店舗の販売手法だったと考えられる。

価格の不安定要素の最たるものが相場だったという以外に、商人が貨幣品位の回復を優先的に嘆願しなかったのは、貨幣の小額化の方が時代に沿うものであり、また商人にとっても大商いにつながるものだったことが考えられる。すなわち、品位低下分、貨幣数量が増え、額面も大きな扱いができるならば、そちらの方が商人冥利に尽きるものだったと言わねばならない。また小額化つまり低価値化した方が価格も微調整がきくので、商人にとっては相場さえ安定してくれば、品位の劣った貨幣を扱うことに好意的な側面もあったといえるのである。

元禄改鑄以降、享保期あたりまでに書かれた経済関係の文書は、異口同音に物価高を唱え、その原因を究明する物価論を展開している。だが驚くべきことに、現代の研究論文の中には、当時の物価高騰はそれ程でもなかったとする論述が、幾つか散見されるのである。確かに、見かけの額面に惑わされず、市場流通貨幣における純金銀の絶対量だけに注視すれば、改鑄前後でその量目に大きな変化はないかもしれない（白石は小数・大数という概

念を用いて、同様の議論を展開している「白石建議四」192)。しかしながら、近世商品貨幣市場における貨幣価値に関する議論は、貨幣数量説が一般的であり、実質値と名目値の関連性を深く究明するような議論は希有の部類に属する。すなわち、ほとんどの研究が額面上の数値を問題にしていながら、当時であっても額面上の数値に翻弄され物価高に悩まされた人々の姿を見ずに素通りしてしまっているのである。例えば、米価推移を物価指標とするのは、米価安の諸色高と謳われた当時であっても、とても有意義な指標とはいえない。武家目線で見れば、米は金銀米銭のいわば四貨のうちの一つであって、サラリーが現物支給のこともあれば、金銀貨に替えて支払われることもあった当時の状況を考えると、米価は金銀の貨幣価値と連動させて考えるべきものとなる。江戸住みの武士たちにとっては、改鑄後に通用金が元禄金となった市場にあって、慶長金通用時代と同等の米価が継続したとすれば、それは実質的にはサラリーの四割弱の減額を意味した。元禄金の購買力の低下に比例して、米の購買力も低下することになるからである。もっとも実際には、それが米以外の諸色の高値となって顕在化するわけではあったが<sup>129</sup>。こうして、白石によれば武家だけが困窮している時代（「白石建議一」159）、荻生徂徠に言わせれば商人に金銀をすべて吸い取られる時代が（[荻生\(1914\), 387-389](#)）、改鑄と共に幕を開けたのである。武家社会を第一に考えるならば、改鑄に際し幕府は貨幣の割合通用を認めた時のように、米を慶長金と同等に扱い、米価を引き上げて相応の増歩分を付加した形にするか、それがかなわない場合は、武士への米の支給量を最低でも四割増し程度多く増量するかしなければならなかったのである。新古通貨と共に米をも無差別とした幕府の政策により、給与激減・物価急騰という両面性を持つ経済的貧窮を江戸の武士たちは強いられることになった。「公私共に其利多く宜候」と安易に始められた幕府の初期改鑄政策は、その当の執政職にあった者が証言する如く「無窮の禍」へと転じたのである（[室\(1914\), 290](#)）。「日々諸物の價甚高罷成、終に四民の大難に罷成」った暴政に終止符を打った証としての荻原と銀座に対する断罪は、幕府の失政の責を誰かが負わねばならないとすれば、起こるべくして起こった処断だったといえる。

ではここで、実際の物価がどのように推移したのか、当時の史料に当たってみよう。元禄十三年の御定相場令前後の事情がわかるものを以下に紹介する。

---

<sup>129</sup> 「天下太平ニシテ米價ノ賤ヲ以テ善治ヲ稱スルコトハ、古今ノ通法ナリ、シカレドモ今ノ世、天下奢侈ニシテ、諸物ノ價貴ケレバ、米ノミ賤シクシテハ、武家ト百姓ハイカマスベキ、唯喜ブモノハ工商ノミ」（[山片\(1916\), 325](#)）。

去年迄年々直段上り、元方払方平均式割三步余直段高直ニ罷成候所、今年ニ至又候右之上尅割式歩余高直ニ罷成候ニ付、都合三割五歩余直段上り申候ニ付、弥以迷惑仕候  
(三井家, 本 1492-12, 元禄 14 年)

御定相場令が元禄十三年十一月八日に出され、その半年後に書かれた呉服師仲間の口上書である。「近年諸色呉服物高直ニ御座候而奉迷惑候」という文言で始まり、引用はごく一部抜粋となる。相場は元禄十年頃から徐々に狂い始めており、呉服物は三年程の経過と共に段々と値上がりし、十三年には二割三分余りの高値になったと見られる。さらに御定相場令後も高値傾向は治まらず、都合三割五分余りもの高値となった。もともと十四年になっての一割二分もの急激な値上がりは、供給減となった糸の急騰に起因したもののようだ(原因のわかる値上がりについては理由が書かれている)。続いて口上書は十三辰年の「御定直段御用高」を書き出し、物価高により御定直段では賄い切れなかった不足分を損金という形で計上している。元方払方御用高の合計額は 110,108 両余りであり、損金は 31,430 両余りとなる。続いて幕府の「御救金」を七項目にわたって書き出しており、差引損金合計を 22,416 両と算出している。約二割三厘余りの高値となった計算になる。続いて同年の「両替相場違損金」を書き出しており、その三口損金合計は 3,982 両余りであり、約三分六厘余りの赤字となる。都合二割三分九厘余りの高値となっており、文面の「式割三步余直段高直」と数字は一致する。

ここで、これらの数値について評価しておく。白石によれば元禄十二年、『両替年代記』によれば十三年、江戸の銀相場は一両四十七匁になったという。御定相場令前の銀高最高値が四十七匁だったということだろう。慶長金銀一両六十目とした場合の純分比以上の銀高傾向となったのは、純分率の高い元禄銀人気・低い元禄金不人気による心理的要因等も影響したと見られる<sup>130</sup>。だが、口上書の相場は御定相場布令後のものであり一両六十目で計算されている。但し計上されている呉服物は下り物であって、上方と江戸で相場違えが発生しており、それが「両替相場違損金」として計上されている。この東西相場違えは、御定相場布令直後に既に発生しており、元禄十三年十二月十七日の十組口上書において、

---

<sup>130</sup> 品位違えから元禄銀が好まれ元禄金が嫌われたことにより、金極め商品を銀極めに取替えて変更し、銀貨を受け取ろうとしたこともあったようだ(大阪市史(1927a), 539)。また、一時的なタンブ預金も現金から現銀に変わった。「殊御当地上方共、身体宜敷者共も前々ハ金子ニて所持仕候所、御吹替已後、皆々正銀ニ而所持仕候而罷有候、夫故世間金子斗多罷成、銀子払底仕候様ニ奉存御事」(三井家, 別 1321-6, 元禄 13 年)。これにより江戸でも上方でも銀が払底傾向となり、銀金の好悪が市場の貨幣数量に影響し銀高傾向に拍車が掛かったと考えられる。



「京大坂ニ而兩替屋共切引と名付、金壹兩ニ付貳匁余引ヲ立、五拾六匁位ニ相場相当り候様仕候」あるいは「京大坂共ニ私之相場相立候ニ付、銀之間金壹兩ニ付四、五匁余も違御座候ニ付、御当地六拾匁之通用之積ニ合不申、商売物高直ニ罷成迷惑奉存候」（「[万記録](#)」7-8）と訴えて、京・大坂相場も一兩六十目とするよう歎願していることから判る。いま扱っている史料では、上方相場を一兩五十八匁としており違いは僅かだが、御用高が大きければ馬鹿にならない数字となる。ここに計上された一部を引いてみる。

#### 兩替相場違損金之覚

御召辰年御用高

一、銀五百貳拾八貫九百匁余

此金六拾匁小判ニ而奉請取候へハ、金ニシテ八千八百拾五兩余

兩替相場違之損金

貳百九拾貳兩余            五拾八匁兩替

（以下二口略）

三口合損金三千九百八拾貳兩余

右者、御召御用并元方払方御遣呉服御用、代銀六拾匁替小判ニ而奉請取、五拾八匁之相場ニシテ、壹兩ニ付貳匁宛損金、去辰年中御用高を以、損金積り如斯御座候

巳卯月

仲間中連判

御名当四人

（三井家, 本 1492-12, 元禄 14 年）

一兩につき二匁ずつの損金と述べているので、8,815 兩ならば 17,630 匁の損金となる。これを六十目で除すと 293 兩余となり、計上されている額と一兩の誤差が出るが、大体このような計算がなされていると見られる。「諸色買物代御定之通、小判壹兩六拾匁ニ受取不申迷惑仕候」（「[万記録](#)」7-8）と元禄十三年の十組口上書も述べているので、御定通り一兩六十目替えの積もりで 8,815 兩を上方に支払っても五十八匁替えでしか受け取ってもらえず、不足分 17,630 匁を支払わなければならないのは迷惑至極といったところだったのであろう。相場違いが二匁だから、巨額にはならないが、これが六匁も開くと相場違いだけで一割負担となってしまう。御定相場布令直後で幕府御用の品ということもあり、この事例では相場違いが二匁に抑えられているという見方もできる。

では、それ以外の部分の物価高は何に起因するのかということが問題になる。御定相場



の布令直前は、最も銀高の進んだ時だと推測され、また変化すべき相場の数値に達したものと考えられる。既述のごとく、その変動要因の第一は元禄改鑄にあり、純分低下率の不均衡にあった。だが、布令直後で相場が統一され、生じた相場違いも僅差だった場合、物価高の主因は貨幣品位差に求められることになるし、逆に品位差のみの純粋な価格変動が読み取りやすくなる。幕府御用の御定直段が毎年どのように変化したのか、史料を欠くが、御定直段が慣例化し、元禄当初からそれほど変化なく推移していたとすれば、改鑄後の物価高は目を見張るものがあったろう。十三年の高値も御救金の差引をしなければ、31,430両余りとなり、二割八分五厘余りの高値となる。両替相場違損金の計上で見たように、呉服物は銀極め商品であり、相場は改鑄以前の六十目とほぼ変わらず、しかも別に相場違え分だけで計上されているわけだから、銀貨の品位差に見合う二割五分増し価格が妥当な数値となる。実際には、それ以上の高値となっているわけだから、想定以上に物価高が進んだことになる。

整理すると、元禄改鑄を契機に、貨幣品位低下による物価高が進行した。また新金銀純分低下率の不均衡による相場違いも同時に大きくなっていった。この相場違い自体も新金銀純分比較から生じた結果であり、市場の貨幣品位主義は時と共に醸成されていったと見られる。それは新古通貨無差別通用とした幕令とは、真っ向から対立する市場動向であった。上方からの下り物に依存する江戸市場では、さらに特異な事象が見られた。西と東の相場違え分が価格に上乘せされたのである。それには条件があって、上方が江戸より銀高となっている場合である。たとえば元禄十一年の秋中、江戸は一両五十七匁余、大坂は五十五匁位で<sup>131</sup>、御定相場布令前の数年は大体上方が二匁程度、より銀高になっていたようだ。物価高騰で買い控えが起こり迷惑していた江戸商人にとって、この相場違え分の値上がりは、まさに火に油を注ぐ事態であった。貨幣品位劣化による物価高は致し方ないにしても、東西相場違え分の価格上乘せは江戸商人にとっては許しがたく、政策によって是正可能と映ったのである。江戸の十組問屋仲間が諸国一統一両六十目を幕府に強く訴えたのは、これが理由である<sup>132</sup>。

---

<sup>131</sup> 三井家、別 1321-6、元禄 13 年。『両替年代記』にはこの年の相場情報がないので穴埋めできたことになる。

<sup>132</sup> 十組は銀高に対し両替商の所為であるとして、よく訴えを起こしていたようであり、こうした文書に白石は影響され、両替商を敵対視したのかもしれない。「銀高直ハ兩替屋之所爲と、十組方數ヶ條申立」（『両替年代記』57、元禄 13 年 11 月 24 日）。具体例としては「大坂堀江ト申辺、数年無之儀を三年以前寅歳方銀子相場之儀ニ付、兩替屋共立合諸色相庭物同前ニ金銀売買仕ニ付、

物価高騰、銀高、銭高にとどまらず、江戸市場は銀・銭の払底傾向に悩まされていた。すでに元禄十二年九月に銭の他国現送禁止令があり、元禄十三年にも「銀子錢度々相觸候得共今以拂底之由前々相觸候通他國え一切遣申間敷事」（『吹塵録』463）と触れにあり、この文面から銀子についても御定相場令以前に他国禁止があったと考えられる（現実には御定相場布令後に事態はさらに悪化した<sup>133</sup>）。布令前に出された商人サイドからの銀払底に関する訴状においても、「銘々方段々御願申上候通、小判壹両之代銀六拾匁並通用仕候様ニ被為仰付被下候者、銀子無少御座候共、おのつから沢山ニ罷成候、諸人御取之諸色商売物、悉ク下直ニ罷成可申様ニ奉存候、右六拾匁通用之義、被為仰付被下候ハ、御当地不及申ニ、諸国万民ともニ難有可奉存候」（三井家、別 1321-6、元禄 13 年）とあり、銀子払底回避のために度々一両六十目を訴えていたことが知れる。

改鑄後の市場の混乱を治めるための方策として、物価高騰抑止・銀銭払底回避の両面から、幕府は一両六十目を迫られていたのであり、ついに元禄十三年十一月御定相場令を発することとなった。

こうした混乱收拾のための御定相場令であったがゆえに、論ずる方も、つい見過ごしてしまいそうな問題について、最後に触れておかねばならない。それは、この御定相場の対象金銀貨が元禄金銀であったという点である。品位主義的観点から冷静に相場を評価するならば、慶長金銀レートと同様の金銀比価が適正レートだとすると、元禄金銀レートは既述したように一両五十一匁でなければならない。もともと元禄金銀の改鑄純分低下率の差異によって、相場狂いは発生したのであった。その根源的原因といえる純分低下率を改めないで、慶長金銀レートの一両六十目を元禄金銀に適用することは、品位主義の立場からすれば、慶長金銀と元禄金銀を市場で無差別通用とする政策と同様に、無謀で強引な相場誘導に違いないのである。

想像されることは、相場の混乱がそれだけ激しく、それに誰もが目を奪われ、とにかく一刻も早く相場を安定させたかったのだと考えられる。それに加え、貨幣品位による細かなレート設定の要求は、幕府の無差別通用令に反するものであり、改鑄以前に市場が慣れ親しんでいた安定レート、すなわち幕府公定レートであった一両六十目に立ち返ることは、市場が幕府に対してなす訴願としては極めて妥当なものだったのである。忠実な貨幣品位

---

先年者壹両ニ五厘壹分之売買仕候處、右之故ニ一日ニ五分壹匁余迄上ケ下ケ売買仕候ニ付、寅ノ秋中御当地五拾七匁余仕候節、大坂にて五拾五匁位ニ相場相立、夫方御当地共ニケ様ニ銀子段々高直ニ罷成諸人迷惑仕候、右之引分を御当地ニ而も両替屋共内証にて売買仕相場を狂セ候様ニ及承候、夫故近年両替屋共勝手宜敷、諸人迷惑仕候」（三井家、別 1321-6、元禄 13 年）。

<sup>133</sup> 「万記録」7を参照せよ。

に応じたレート是正は、固定レート後に一定の割合を掛ければよいだけの話であり、相場を元禄改铸以前のものと同一設定にしても、その後に掛け率によって価格調整等をすれば済むことだったのである。とにかく日々乱高下して変動止まない相場を、何とか取り押さえ、動き回らないように囲いを設置する必要があったといえる。幕府がそれまでも設定してきた御定相場に元禄改铸以降の相場も設定しなおしてもらうことが、幕府サイドにおいても商人サイドにとっても、最もコンセンサスの得やすいランドマークと言えるものだったと考えられる。

### 3.3 江戸小判六十目固定相場と金融変動相場の乖離・並立

見てきたように、御定相場令は江戸商人サイドの歎願が叶えられた形で発令された。「万民潤ひ難有奉存候」と喜び、三奉行所へお礼に上るほどだった。よって仲間内でも、それを過たず堅持することが求められた。

一 (中略) 元禄十二卯年、御町奉行保田越前守様・松前伊豆守様へ諸国一統六拾匁通用之御定法御触被成下候様相願申候へ共、重き御事ゆへ御聞済も無御座候へ共、十組諸問やハ不及申、世上一統之難義相見へ申候間、十組申合段々相願申候所、翌辰年霜月八日方小判六拾匁通用仕候様御触有之候、則御礼三奉行所へ上り申候、但し此時関東筋其外国々小判壹両六拾匁遣ひ始也

一 従御公儀様今度被仰出候通、売買諸差引小判壹両六拾匁ニ取遣可仕事

一 上方買物送り物等之代銀、御定之通金壹両六拾匁ニ仕為差登可申候、自今以後私之相場堅仕間敷候、以上

十組大行司

元禄十三年辰十二月十三日

([「万記録」](#)7)

ここに「関東筋其外国々小判壹両六拾匁遣ひ始也」と宣言されたのである。全国津々浦々に「小判壹両六拾匁遣ひ」が広まるためには、関東がその範とならねばならないと江戸商人たちは考えたはずである。すなわち、商品市場の江戸小判六十目の始まりは、元禄十三年の御定相場令に求められるのである。だが、触れが出た直後から早くもその路線から逸脱しようとする上方相場の動きを見て、その後、十組は何度となく諸国一統一両六十

目を幕府に願ひ出ることになる<sup>134</sup>。結局、触れの実効性は上方にまでは及ばず、江戸小判六十目固定相場と上方変動相場という構図が、ここに成立した。

江戸と上方との間の金銀相場の乖離と共に、既に見たように守貞の報告は、もう一つの乖離を伝えている。すなわち、江戸における一般商品市場相場と金融相場の乖離である。これがいつ起こったのか、宝永三年に書かれた幕府の御尋に対する両替商の答申がヒントになる。つまり、この乖離を問題にするということは、江戸市場における金融相場が上方のように早々に御定相場から離脱することはなかったらしいと考えられるからである。元禄十三年の触れは、宝永末年前後に極端に品位の劣った銀貨が発行されるまで、江戸においては多少の相場違えを起こしながらも比較的長く遵守されたように考えられるのである。慢性的な銀払底はその現れであり、宝永三年の『両替年代記』の条には次のような答申がある。

二月、丹羽様御番所方御尋

其趣意、小判相庭相對ニ被仰付候ハゞ、銀俄ニ高直ニ相成、買物代小判ニ而相拂候ハゞ、高直ニ可當哉と御尋ニ付、答、上方は銀遣ニ候處、物之直段付候儀、江戸ハ六拾匁積ニ候間、假令バ百目の品は、元直壹兩貳分貳朱ト貳匁五分請取候心組ニて諸物差下し候を、此方相庭相對ニ相成、五拾五匁も仕候ハゞ、差當り百目之品之代九拾二三匁ニ當り可申歟、其内相對相庭尔候ハゞ、一旦少し高直尔成候共、自然と諸國方休居候銀當所ニ潤澤し、諸色も夫尔隨ひ下直ニ成、六拾匁餘ニも可成行歟。

(『両替年代記』67)

宝永三年に至っても、元禄に出された御定相場が江戸では継続していたことがわかる。両替商への諮問であるから、金融面でも御定相場が守られていたようだ。乖離以前の話であるから、江戸小判六十目成立以前ということになり、その点は注意しておく必要がある。つまり、この時点では江戸市場全体での一元的な相場の話となっており、御定相場を解除するか否かという問題は、江戸市場相場の全体的な話として語られている。だからこそ、それを相対相場に戻した場合、江戸の物価が高騰するのではないか、という両替商への御尋ねが成立するわけだし、両替商もそれに関与しうることになる。答申は具体例をもって

---

<sup>134</sup> 本稿「2.2.1 小判六十目の適用・不適用」で引用した〔十組問屋集要記録〕を参照せよ。「元禄十三年ヨリ享保二年マデ、數十度ニ及テ願出、京大坂共、當地同様、金壹兩ヲ銀六拾匁ニ通用スベキ旨、仰付ラレ度旨願立ト雖モ、竟ニ聞届ノ沙汰ハナカリシトナリ」(『古事類苑』泉貨部 6, [金銀貨下, 394](#))。

答えているが、まず確認すべき点は、江戸の物価問題の対象が上方からの下り物を前提としていることである。尋ねる方も答える方も、上方と江戸の金銀相場の変動によって、下り物価格がどうなるかに関心を払っている。江戸で買物をするといえば、それは下り物を買うことであり、江戸で物価高になったといえば、それは下り物価格が値上がりしたことと同義なのである。

答申の事例の場合、小判六十目の御定相場だとして、上方銀極め百目の商品の江戸売価は一両二分二朱と二匁五分となる  $[1.625 \times 60 (= 97.5) + 2.5 = 100]$ 。答申では、江戸一両六十目相場での金売価を受け取るつもりで、江戸売価に値付けされた商品が上方から下されたことになっている。逆にいえば、江戸で店頭に並んだ現金正札付き商品の上方値段が百目とされているわけだ。この時、江戸で一両五十五匁の相対相場に変わったとする。答申では、その商品の銀価格が差し当たり九十二、九十三匁になると述べられている  $[1.625 \times 55 (= 89.375) + 2.5 = 91.875]$ 。金遣いの江戸で金売価が変わらず、上方値段変更の話がなされているのだから、少し可笑しい話ではある。これは逆にいえば、これまで江戸で銀百目の商品が買えていた金価では、九十二匁商品までしか買えなくなったと言っているに等しい。相対に戻せば、やや高値になるだろうと語っているのは、この意味となる。しかしながら、江戸の両替商が相対相場を希望していたがゆえに、相対に戻すと金売価が値上がりすることを目の当たりにするような試算はせず、銀価格の低下した数字を見せることによって、少しでも物価高を感じさせないような配慮が、提示された数値には故意になされているのだと考えられる<sup>135</sup>。両替商にしてみれば、相対相場に戻してもらわなければ、江戸金融市場の金銀売買がほとんど成立せず、商売が成り立たなかったことが容易に想像されるからである。

先に、布令前の銀払底傾向により、十組問屋から御定相場とするよう歎願があったことを述べたが、実際には、御定相場布令以降、江戸の銀事情は更に悪化し完全に払底するこ

---

<sup>135</sup> ここでの答申は度外視して、有りうる販売形態である江戸市場での銀貨決済についても一考しておく。たとえば東西金融市場が極端な銀高の一両三十目だったと想定してみる。上方で百二十目の商品は、江戸小判六十目勘定での江戸売価は倍の二百四十目となる。つまり、江戸商品市場での売価は六十目換算で代金四両となる。もし、これを江戸で銀で買おうとした場合、金融市場で両替して二百四十目を得るためには八両が必要になる。たとえ代銀百二十目で買えたとしても代金四両は変わらず、両替屋の手数料切賃分損になるだけである。このように相場違え分を二重に支払うリスクが江戸での銀貨決済には存在し、素直に金貨決済しておくことが無難なように思われる。

ととなった<sup>136</sup>。江戸だけが固定相場となったがゆえに、銀高の上方などから、江戸で換銀し江戸から銀を持ち出すことが盛んに行われたためである。享保三年に江戸で一両六十目固定相場となった時、銀払底し、相対相場に戻るまでの間、両替商は暖簾を下ろし営業停止したことは既に述べたが、それと同様の事態が元禄の固定相場令以降にも起こっていたのである。「正銀無之二付、商買（賣）休居、難澁之次第」（『両替年代記』68）とする両替商によって、相対相場に戻すよう嘆願書が繰り返し提出されている。従って答申の中で、相対に戻せば必ずや物価高になるなどと、両替商は軽々しく言えなかったわけだ。いずれにせよ、この時代の江戸の金融市場固定相場は極めて特殊な事例にあたる<sup>137</sup>。

そして本稿の議論において最も重要な事項が語られることになる。「諸色之仕切は、御定相場唯今迄之通、正銀取引は、相対相庭ニ仕候ハゞ少も構有間鋪奉存候」（『両替年代記』68）と。これは江戸市場における商品市場相場と金融相場の乖離を謳っており、江戸小判六十目固定相場と金融変動相場の二者併存を問題ないものとして是認したものである。

幕府はこの歎願に対し、別の形で回答を与える。すなわち宝永三年六月に二ツ宝丁銀の発行を宣したのである（『御觸書寛保集成』1779号）。元禄銀より更に品位を低下させ、純分低下率も慶長金から元禄金への低下率より、やや上回ったものにすることによって、銀高傾向は収まるだろうという目論見であったと考えられる。市場の金銀貨幣の扱いが品位主義であることを幕府が学習した結果の通貨政策であったと言ってもよいだろう。二ツ宝丁銀発行に際し、幕府は相場に関して一切触れなかった。想定通り、品位主義的市場動向からすれば、上方も銀高傾向から御定前後の相場へ落ち着いたと見られる。そしてこの新銀発行と共に金融市場の相対相場が黙認されたと考えられるのである。これ以降、嘆願書が書かれることはなかったからであると共に、宝永六年の相場データとして、幕府規定

---

<sup>136</sup> 上方でも同様の現象が起こっていた。〔元禄十四年、脇両替屋の訴え〕：「去年、小判之相庭御定方前ハ、兩ニ付四拾七八匁迄仕候所に、御定之御觸故、俄ニ拾匁程も下直ニ罷成、賣銀出不申候故、上方筋銀遣ひ之國々前方ハ金銀共ニ所持致候處ニ、此節ハ金子ヲ拂、銀子ヲ所持仕候様奉存候」（『両替年代記』62）。

<sup>137</sup> この時代に金融市場でも江戸小判六十目が成立していたと推察される一つの証左として、『両替年代記』の相場書上がある。変動相場であれば書き上げられるはずの、その年の最高値と最安値の記録が御定相場布令後は欠落しているのである。宝永期に唯一書き上げられた箇所についても「按ニ此相庭は御定之書上也、事實ニハあらず」（『両替年代記』67）と年代記編者の久兵衛は批評しているが、少なくとも建前上、金融市場が御定相場を遵守していたことが史料からも覗かれるのである。



を逸脱する五十六匁代の銀高相場が出現するからである<sup>138</sup>。すなわち、二ツ宝丁銀発行以降、江戸市場は、商品市場における小判六十目固定相場と金融市場における相対相場の二者併存という、守貞が指摘した独特の市場を形成することになったといえるのである。

#### 4 東西相場違いの値付け論理と個別事例

議論の端緒として、まず第二章でも引いた「白石建議七」を再びここに引用する。

金銀の法弊れ并物價高くなり候事

(中略)

第三、元禄年中、金銀の品改り候て、萬物の價増し加り候事は、金銀通用の法は、むかしのごとくに金壹両を以て銀六拾匁に當られ候へども、世の人金を賤しみ銀を貴とび候事によりて、其通じ用ひ候所は、壹両の金わづかに銀五拾四匁に當り候を以て【銀五拾貳匁迄になり候事も候ひしかども五拾四、五匁はよのつねの價に候き】、たとへば其價の銀六拾匁の物の代として、金壹両を請取候ては、たち所に五、六匁の損失に及び候を以て、其價を増して六拾五、六匁に賣出さゞる事を得ず候き

(「白石建議七」247)

室鳩巢の『兼山秘策』には、徳川家宣時代に殊のほか物価騰貴問題が政権課題となり、騰貴の仔細分析と対策案を諸役人へ諮問し、意見を求めたことが書かれている。諸役人からの封事の提出は家宣薨去後のことになるが、その諸意見を白石が集約したものを鳩巢は見せてもらっている。仔細分析五カ条、対策案二カ条になり、微に入り細にわたる議論といえるものだが、その原因分析の中に東西相場違いによる物価高の指摘はない。改鑄による貨幣品位低下や豪華な生活などが、やはり原因として目につくらしく、江戸城下市場を踏み越えた東西交易にまでは、なかなか目配りが出来ていなかったようだ<sup>139</sup>。

さて白石の議論に見られるように、相場違いによる価格変動が成立するためには、必ず金貨と銀貨が存在しなければならない。すなわち、銀極め商品を金で売買したり、金極め商品を銀で売買する場合に、相場違いによる価格変動が見られるのである。わかりきったことだが極端な事例を挙げると、相場が一両六十目だった場合と一両三十目だった場合で

<sup>138</sup> 「正月四日 五拾六匁 壹分五厘／貳分五厘」(『両替年代記』75)。

<sup>139</sup> [室\(1914\), 214-216, 220-236](#)を参照せよ。

は、百二十目の銀極め商品は六十目相場の金価は二両、三十目相場の金価は四両となって、大きな価格差が生まれる。これは今なら外国為替相場が介在したような商品価格変動と似通ったものとして理解できる。たとえば 10 ドルの価格ラベルが貼られた輸入書籍が国内で売られているとする。為替レートが 1 ドル 100 円なら 1000 円支払えば、その洋書を手に入れられるが、レートが 1 ドル 120 円の円安に傾くと 1200 円支払わなければいけなくなるわけだ。近世市場で金・銀・銭の三貨間で相場が立っていたということは、この三者間相互の相場変動は、物価変動そのものだったことになる。すなわち、二者以上の貨幣が介在した商品価格は、今日のガソリン価格のように、日々変動していたことになる。

このように江戸時代の三貨制度下の相場を、外国為替相場に譬えて近世市場理解のよすがとすることは、現代的な視点からの眼差しが最も物事を見やすくするという点で簡便な方法ではある。だが、現代の枠組みを抜け出て、もう少し近世市場に接近してみると、かなり複雑な情景が見えてくる。単一相場ではなく、複数相場だったこと。東の金遣い・西の銀遣いと謳われつつも、三貨はどこでも通用可能だったこと。たとえば、実際の相對売買場面では金売銀売・金買銀買の要素が四様に存在しえ、少額ならばそれに銭貨も加わり更に複雑化したこと。あるいは本稿が指摘するように、江戸は固定相場と変動相場が併存し、上方は変動相場だったこと。幕府勘定は上方であろうと通常は固定相場だったこと。このように見えてくると、現代は現代で、近世は近世で、それぞれ独特の市場が形成されていたと捉えた方がよいだろう。さらに詳しく見れば、同一市場と見なせるスパンは、個々の時代においても、それほど長くはなかったといえる。また近世市場において、地域差は看過しえない重大ファクターであり、現代市場と比較する場合には、共通要素と異質要素の両要素を見据えた分析が必要となる。本稿は元禄改鑄以降の江戸中期の江戸⇔上方市場にフォーカスを当てており、たとえば幕末期の市場を同様の理解の枠組みで捉えれば、海外市場との関係性など、重要な要素を幾つも欠落させてしまうことになり、幕末市場の特徴をつかみ損ねてしまうだろう。かと言って、抽象論に走ると個々の重大事象を見逃してしまうことにもなりかねず、やはり個々の時代時代を細かに凝視した上でしか、近世市場を総括することは叶わないのである。

引用した白石の議論に立ち返れば、外国為替相場との比較では、容易に理解できない複雑な論述になっていることがわかる。一両六十目相場が実際に一両五十四匁相場へと変動するわけではなく、一両六十目という名目相場は変わらないのだが、実質相場は一両五十四匁にしかならないと述べている。銀極め価格を六十六匁にすることによって、一両六十目レート換算で金価 1.1 両となり、これを一両五十四匁で銀換算すれば約六十目となるわけだ。元禄改鑄により「金銀の品改り候て、萬物の價増し加り候事」を語るのに、この複

雑な相場事例を持ち出す必要があるだろうか。むしろ貨幣品位と物価の関係だけを簡略に語れば事足りるだろう。『折たく柴の記』では、そのことが非常にわかりやすく語られている。

初(め)元禄に金銀改造られしは、天下の財、其数を倍すべきためなれば(ば)、金には銀をまじえ、銀にも銅をまじえつくられし也。それが中、金の製、其形も其重さも古のごとくなれど、天下の目掩ふべからざれば、改造られしもの半はこれ銀也としりてげれば、これよりさきに、金百両の価せしものをば、此後は金二百両にあらざれば売る事あたはず。銀の事も亦、これに准ず。されば、万物の価騰り貴くなりたりなどいへども、実にはそのしかるにはあらず。世の人の見る所は、たゞ今の二百両は古の百両也とおもひし也。さらば妄りに其虚数を増したるにて、其实数は増す所もなし。此後また、金銀の製古に復されんには、世の人の見む所は、改造られし金百両は只今迄の二百両なれば、其虚数を減じたるにて、其实数は減ずる所もなし。ましてや万物の価は、只今迄のごとくに当時行はるゝ所の金をもて定むべき法を立られたらむには、たとひ今金百両の価ならむ物也とも、改造られしもの五十両をもては買得べし。

(宮崎(1964), 464-465)

慶長金価を実質値(「実数」)、元禄金価を名目値(「虚数」、金の品位をデフレーターや価格指数にあたるものとする<sup>140</sup>、非常に簡明な議論がなされている。建議では、こうした明晰な表現を避けて、白石はわざわざ相場を持ち出すことによって、何を語ろうとしているのだろうか。それを理解するためには、より具体的な事例を考えればわかりやすい。すなわち、ここに東西相場違えが引き合いに出されることになる。上方の某店が六十目商品を江戸で売るとする。江戸では金で売買されることになるが、上方は銀での決算となる。この時点の相場は、江戸小判六十目固定、上方は一両五十四匁であったとする。いま江戸が一両六十目だからといって、六十目商品を一両で売ったとすると、どうなるだろうか。売り上げの金一両を上方に持ち帰り、それを上方で換銀すれば五十四匁にしかないのである。つまり、上方で六十目商品を五十四匁で売ったことと同じになり、六匁

---

<sup>140</sup> 実際の金座による品位規定は、四十四匁の純金を基準とし、それに何匁の銀が加えられたかによって数値化された。慶長金ならば八匁二分、元禄金ならば三十二匁七分の銀が加えられており、それぞれの品位は、慶長金五十二匁二分位、元禄金七十六匁七分位とされた。つまり、十進法で慶長金 52.2 両と元禄金 76.7 両の純金量は、ほぼ等しいことになる。詳しくは「金位并金吹方手続書」の「金位之事」(『吹塵録』330)を参照。

の損が出てしまうわけだ。よって、上方が五十四匁相場であっても六十目を受け取れるように、銀極め価格を変更して江戸で売る必要が出てくるのである。すなわち  $[60 \times (60 \div 54) \approx 66.66$  匁余] の価格変更が必要となる。それを江戸で六十目割相場で売れば、販売価格は 1.11 両余となり、その金貨を上方に持ち帰って換銀すれば、目出度く  $[54 \times 1.11 \approx$  ほぼ六十目] で売れたことになるわけだ。これは某店だけの話であるが、上方から出荷される商品の大半は、このような価格変更を経て江戸へ出荷されたのである。

白石が建議をしたためた時代には、すでに江戸小判六十目および上方変動相場という市場相場が確立しており、白石は下り物価格と東西金銀相場違いの関係を表現したかったのだと考えられる。現代ならば、時間経過による相場変動しか頭に浮かんでこないだろうが、近世にあっては、同じ時・違う場所で、相場差が存在したのであり、全く同じ商品の銀極め価格が上方と江戸では違ったのである。では、実際に商人たちが語る相場違いの論理と、その実際の商品価格変動を幾つかの事例を通して以下に見ていくことにする。

#### 4.1 東西相場違いの値付け論理

まず三井文庫所蔵の「丁銀相場高直ニ付十組諸問屋行事存寄書写」（三井家、本 1459-5、天明6年）を扱う。この史料は、天明六年に起こった急激な銀高相場の原因について奉行所から御尋ねがあり、それに十組が答えた存寄書だと考えられる。同史料によれば、天明五年十一月頃までは一両五十九匁位だった相場が、その後どんどん銀高となり、六年十月には五十一匁～五十二匁相場にまでなったらしい。同史料が銀相場をわざわざ「丁銀相場」と呼んでいるのは、南鐐二朱銀（同書では「南鐐判」）が発行されており、それとの区別を明確にするためだと思われる。十組の分析によれば、銀高の原因は大坂にある。大坂では、南鐐判発行後、金百両＝小判七十五両＋南鐐二十五両（「貳拾五兩差」）の定だったが、五年十二月以降、小判と南鐐が無差別通用となった。すると大坂の人々は、まだ南鐐の扱いに手馴れていないため、南鐐よりも丁銀を所持しているに限ると心得て、誰もが金（小判も南鐐も）を丁銀に換銀しだした。それで丁銀が払底し急激な銀高となった。その大坂相場に准じて江戸相場も銀高になっているというものだ。

『両替年代記』（365-366）にも同様に天明六年の銀高記載があり、両替商による北町奉行への答申書の大意が載っている。その内容は十組のものとは些か趣を異にしている。それによれば、同年九月末、上方にある種の浮説が流れ、近隣の者まで皆がこぞって貳朱判を持って京・大坂に押し寄せ、それで銀や代物の調達をして大騒ぎとなったらしい。そのため噂は単なる浮説に過ぎないと触れられるのだが、人心は収まらず、銀高が更に進み、

閏十月十日頃には五十一匁六分～七分となったようだ。『両替年代記』の編者である久兵衛は、この上方浮説を貳朱判吹替あるいは金銀吹替だろうと推測している。

どちらの言い分が正しかったのかといえば、どちらも間違いではなかったといえる。天明六年九月十七日「貳朱判御差止ニ相成候趣浮説申觸、兩替屋錢屋取引爲滞申間敷事」、同年十二月廿六日「貳朱判通用之儀、以前之通貳拾五兩差ニ而取遣り可致事」という内容の口達が大坂で令せられているからだ（[大阪市史\(1927b\)](#), 達 879, 1157-58; [達 893, 1170-71](#)）。浮説の内容は口達の通り、貳朱判差止の浮説を流した者があったようだ。差止により、もし通用不可ともなれば大事だが、錢貨が大暴落する可能性があるのとは違って、金貨・銀貨は、潰金・潰銀になったとしても、金・銀の地金の価値は保証されており、その点は商品貨幣の長所といえよう。だが、ほぼ純銀である貳朱判が金貨であることをやめ、銀貨として通用するようになったとした場合、貳朱判の貨幣価値は少し落ちる計算になる（これが貳朱判が上方で通用しなかった理由であった）。兎にも角にも貳朱判が金貨である内に両替なり買物なりをしておこうと騒ぎになった可能性が高い。なお、これは一過性の人心騒乱だったようで、十二月に江戸相場は六十匁一分五厘～四分五厘に戻っているの、それは上方相場が同様の落ち着きを見せた結果だといえる。

存寄書は最後の一条を次のように結んでいる。

一、十組諸問屋共儀者、諸代物大坂表を初メと仕、其外五畿内方買取大坂表方迫船ニ而積取渡を仕来候儀御座候、然ル所当時銀相庭高直ニ付、五拾壹貳匁替ニ而代物仕込仕、御当地小判六拾匁替ニ而売買仕候得者、凡貳割方元直段高直ニ罷成申候ニ付、譬者銀百目之元直段之物ハ、当時百貳拾匁之元直段ニ罷成、夫丈ケ売捌方難仕甚難儀奉存候、何分銀相庭高直ニ而者乍恐御当地を始と仕、都而東国筋一同不益罷成儀ニ御座候間、何卒御慈悲之御賢慮を以、大坂表銀相庭金壹兩ニ付六拾匁前後少々宛高下仕候様罷成候ハ、十組諸問屋共不及申上、乍恐世上万民一同之御救罷成難有仕合ニ奉存候、何分此上御慈悲奉願上候

十組行事

壬十月十九日

(三井家, 本 1459-5, 天明 6 年)

江戸の十組にとって、大坂での貳朱判騒動は大きな問題ではなかったが、騒動の結果、大坂が銀高となってしまったことは大問題だった。東西相場違えが大きくなり、上方の銀高は江戸の物価高と直結するからである。このような相場の大きな乱高下は、金融市場に

もそれなりの影響があっただろうが、江戸の商品市場には大打撃であった。江戸小判六十目固定、すなわち「御当地小判六拾匁替ニ而売買仕候」という次第だったから、上方銀高相場と大きな開きが生じたことになる。本稿で何度も指摘している点を繰り返せば、今日ならば、時間的推移を通して、円安になったとか、円高が進んだとか、言うわけだが、江戸時代の東西市場にあっては、銀高・銀安、金高・金安の基準は、はっきりしており、一両六十目を基準として、時々相場が銀高であるとか銀安であるとか語られることになる<sup>141</sup>。『両替年代記』は十月の江戸相場を、四十九匁九分～五十匁二分と伝えているので、わかりやすく十月の上方相場も五十目だったとして十組の話の続けよう。

既述したごとく、上方変動相場（時相場）・江戸固定相場（一両六十目）、上方銀建て勘定・江戸金建て勘定を前提とし、東西相場違いによる価格変更がなされる。すなわち時相場で売買される上方の銀極め商品は、江戸小判六十目相場で金売買する江戸商人の手に渡る前に、値付け変更され相場違い分を差引きした価格で取引されることになる。十組が例に挙げたケースでは、上方銀極め百目商品のそもそもの元値段が変更され、江戸売価を想定した値段、すなわち  $[100 \times (60 \div 50) = 120 \text{ 目}]$  となり、二割増し高値となる計算になる。このような価格の急騰は消費行動の冷え込みを招き、東国筋での売り捌きが困難となって、東国一円が迷惑すると十組は訴えている。そして万民を救うために大坂相場を一両六十目前後とするよう歎願しているのである。相場違いが東西で十匁開けば、それだけで関東への全下り物が二割高になったわけで、これは関東市場にとっては由々しき大事であった。更にあと四匁も銀高になれば、三割高になる計算であり、相場は日々変化するものであるから、そのような事態が日を待たずして起こりえたのである。十組が上方銀高のたびに幕府に訴えたのも、故なきことではなかったのだ。

上方が銀高になることは、江戸商人にとっては物価高となり、売り捌きにも難儀する迷惑な事態だったわけだが、では上方商人は、この価格操作をどのように見ていたのだろうか。享保九年に京都呉服商仲間が京町奉行所へ差し出した答申書の中に、そのことが書かれている。江戸の十組問屋が元禄の改鑄以降、諸国一統小判六十目を幕府に度々訴えたことは既述の通りだが、この諮問はその訴えの一つを幕府が取り上げた形であり、上方呉服商に対し小判六十目にした場合に不都合はないかという御尋ねに対する回答が述べられて

---

<sup>141</sup> 「御当地之義ハ金子を面ニ取扱候ニ付、金立ニ而銀相場六拾目方内ハ銀高直と申、六拾目方外ハ銀下直と申候」（三井(1995a), 647）。ただし、銀が強くなる・銀が弱くなる等の言い方は存在し、それは今日の相場表現と酷似したものとなる。



いる<sup>142</sup>。答申書は次の二条で始まる。

一、金子壹兩を以、銀六拾目ニ通用被仰付差問之儀も無之哉、存寄申上候様、被 仰渡奉畏候。乍恐左ニ申上候。

一、私共商賣躰、絹布類銀目ニ而相調、江戸表江指下、御屋鋪様方始、町方ともニ小判六拾目ニ取引仕候ニ付、當時金相場或ハ五拾五匁仕候得ば、此違目五匁通り代物ニ差加へ商賣仕候故、高直ニ相見得、自然と商賣薄ク迷惑仕候。金六拾目通用ニ被仰付被下候得ば、右之違目も無御座難有御儀ニ奉存候。

(三井家, 本 1250-7, 享保 9 年 ; 三井(1995a), 622)

この答申書で、まず押さえておくべきことは、京都は小判六十目ではなかったということであり、逆に江戸はもちろん小判六十目だったという史実である。同じ答申書の中に「元禄一三辰年十一月ニ金壹両を五拾八匁より六拾目御定御觸被為仰付、金銀兩替仕候時ハ、右貳匁之間を以、是迄之格ニ兩替仕候様ニ被為仰出、萬物取引差問も無御座様ニ相覺申候」とあるので、京都でも元禄十三年の御定相場令が出た直後は、一両六十目相場で取引していたようだ<sup>143</sup>。さて答申書は、商品価格が相場の「違目五匁」分に相応した値上げとなって高値になることは売れ行きを悪くするので迷惑なことだと述べている<sup>144</sup>。この点で、江戸商人と見解の一致がみられる。末端の小売りで販売が滞れば、商品流通の源流である生産者に至るまで、サプライチェーンのどの段階でも悪影響がみられるのは必至である。そうではあるけれども、相場違いによる値上げは、必然的な作業として機械的になされたと考えられる。実際に「違目五匁通り代物ニ差加へ商賣」するとどうなるか、先の天明六年の銀極め百匁商品の例に従えば、 $[100 \times (60 \div 55) \approx 109.09 \text{ 匁}]$  となり、百目

---

<sup>142</sup> 『両替年代記 資料編』の翻刻では、江戸表の「本町貳町ヅト並小問屋」が六十目を願い出たことになっているが(三井(1995a), 621) その典拠である「覚」(三井家, 本 1250-7, 享保 9 年)を見直すと、「本町貳町々并十問屋」と書かれていると読み取れ、別の「覚」では「本町貳丁町并十問屋」と書かれている(三井家, 本 760, 享保 9 年)。よって、江戸本町の呉服商や十組問屋が六十目を願い出たと解せる。

<sup>143</sup> 大坂での布令は元禄十三年十一月十六日である。「十一月十六日 金銭代銀定之事」([大阪市史\(1927b\)](#), 觸 653, 154)。江戸・京・大坂で、ほぼ同時に御定相場令は出されている。

<sup>144</sup> この史料内容について、『両替年代記 資料編』で高維は、「〔按〕呉服絹布類ノ直段銀目ハ江戸ニ於テモ上方同様ノ銀目ナリシコト江戸呉服店ノ古キ請取書等ニ其證據アリ此事最モ注意ヲ要ス」(三井(1995a), 622)と頭註を附しているが、史料は上方と江戸の値段が相場違いによって異なることを伝えており、読者はこの頭註によって混乱しないよう注意すべきである。

で九匁の値上げとなる。これが本当に迷惑であるならば、上方筋は即座に小判六十目を実行すればいいだけの話なのだが、銀高の際に上方小判六十目がなされた形跡を管見では見いだせない。

最後に、もう一例取り上げておく。幕府は、市場における物価高に対して、さまざまな政策を打ち出しているが、その一つに直段書上というものがある。すなわち商人達に仕入値や売値を書き上げさせ、不当な価格上乗せによる利益を上げていないか物価調査を行ったのである。この直段書上史料は、今日まで比較的多く遺されている物価史料だといえる<sup>145</sup>。以下は寛政二年十月に書かれた白木屋による直段書上下書の一節である<sup>146</sup>。

又右之外、江戸表よりハ、都而、銀代も六拾目立之金ニ而差登シ候所、当所ニ而者金相場之高下御座候故、当所金壹両五拾五目之相場之節者、五匁相増、又六拾五目之相場之節者、五匁引下、諸代呂物差下し候節、金相場違之分、右諸掛り物、歩銀之外ニ、増減仕差下し申候、則夫々直段書之所ニ、金違と相顕シ奉申上候

(白木屋大村家, 8-1, 寛政2年)

諸経費（「諸掛り物」）や口銭（「歩銀」）を加えた商品代金に、更に「金相場違之分」＝「金違」の増減があると述べられている。経費や口銭は必ず付け加えられる上乗せ分になるが、「金違」には増減があるとされる。すなわち、小判六十目を基準にして、銀高ならばプラス値、銀安ならばマイナス値として、差し引きされることになるのである。この点が、相場違いによる値付けの大きな特徴となる。つまり銀安が進めば、原価割れの可能性すら考えられるわけだ。だが直段書上などの物価調査に対しては、銀安によって商品価格を低く抑えている印象を与えられるので、調査を受けた商人達にとっては有り難い部分もあったと想像される。ただし直段書上史料に関して、提出された書上の数字は、事前にかんりの調整がなされた形跡が見られる<sup>147</sup>。よって仕入値などは実際の精確な数値であるとは言い切れない部分もあるが、少なくとも金違の計算がどのようになされているのかを見るには格好の史料となる。なお、この時の物価上昇に対しても、十組の木綿問屋は、

---

<sup>145</sup> 管見によれば、古くは享保6年の三井江戸一丁目店による直段書上が存在する〔ただし幕府提出文書の写しか否かは不明〕（三井家, 本1148-3, 享保6年）。

<sup>146</sup> 中井・嶋田(1971), 264-267には表2「白木屋大村彦太郎京都店の書上直段」として一覧表があるが、原文書ではその前に説明書きがあり、「金相場違」について言及されている部分を翻刻した。

<sup>147</sup> この価格調整の一部内容が中井・嶋田(1971)に取り上げられているので参照のこと。

上方の銀高相場を是正し諸国一統六十目となるよう幕府に嘆願しているのです、その史料もあわせて載せておく。

一、上方金相庭之儀、近来打続下直ニ御座候ニ付、諸代呂物何ニ不限江戸着直段高直ニ相当り申候、譬者大坂表方木綿壹反ニ付銀五匁ニ而買請候品、御当地小判六拾匁ニ割付候得者元直段五匁四分五分ニ相当り、凡八九歩壹割方も高直ニ相成甚難渋仕候、上方金相庭引上ケ候得者、右ニ随ひ諸代呂物下直ニ相成申候道理ニ御座候、何卒御慈悲を以、上方金相庭六拾匁余ニ相成候様被為仰付被下直候ハ、諸代呂物丈夫ケ下直ニ相成可申候と乍恐奉存候（後略）

寛政二戌年九月廿八日

十組諸問屋之内木綿問屋拾八人組

本石町四町目 行事 大黒屋三郎兵衛  
代 与兵衛

（後略）

御奉行所様

[\(白木屋, B2-2, 寛政 2 年\)](#) <sup>148</sup>

以上このような値付け論理を背景にして、では実際にどのような価格計算がなされているのか、次に幾つかの実例を見ていくことにする。

## 4.2 東西相場違いの個別事例

### 4.2.1 小判六十目之掛法（享保四年）

まず本稿執筆の契機となった史料を取り上げる。享保四年成立、翌五年から運用され始めた三井越後屋の「小判六十目之掛法」（以下「掛法」と表記）が、それである<sup>149</sup>。掛

---

<sup>148</sup> 「木綿直段高直綿相場不釣合ニ付従御公儀直段御札一件之控 一番」（三井家, 本 1135-1, 寛政 2 年）も参照せよ。

<sup>149</sup> 掛法の名称は原文書冒頭では「小判六十目賣掛法」となっている。しかしながら「江戸支配勤集下書」（三井家, 本 1076, 享保末；樋口(2006), 327）に添えられた「式目并被仰渡之控」には、「享保五子年正月ノ一、小判六拾目之掛法ノ但新銀建替倍札ニ改候節出来」とある。「三井家記録文書目録」編纂者や高維もこちらを採用している（『東京市史稿』は「小判六十目掛法」とし

法に関する研究は、管見では皆無であるが、その存在が全く知られていなかったわけではない。「三井家々史及事業史編纂方」（明治三十六年創設、「三井家編纂室」と呼称、現「三井文庫」）が六年がかりで編纂した『第一稿本三井家史料』（明治四十二年完成・全84冊：外部非公開史料）の一冊『稿本三井家事業史料 呉服店制度（自元禄至享保）』に収められている<sup>150</sup>。昭和三十七年(1962)、マイクロフィルム『稿本三井家史料』（雄松堂フィルム出版）として、掛法は一般の目に触れることになった。さらに昭和四十二年には『東京市史稿 産業篇第11』に全文翻刻が収録された。

では学術的に掛法に関する言及が全くないかと言えば、これも存在する。「掛法」に触れた言及は、管見では、昭和七年刊行の『校註兩替年代記 原編』内で高維が施した頭註が初出ではないかと思われる。『東京市史稿』は掛法そのものを全文翻刻し、写真も添えて掲載した後に、高維の頭註を引用する形で、以下のように記述している。

○校註兩替年代記原編註記シテ日ク、

此頃銀相場高下激變ノ頂上ニ達シタルニツキ、三井ニ於テハ、享保四年十二月、特ニ「小判六十目之掛法」トイフモノニヨリ、小判三十八匁ヨリ六十一匁ノ場合ニ就イテ算出シタル新シキ會計計算法ヲ案出シ、翌享保五年正月ヨリ、之ヲ實行シテ大ナル効果ヲ收メタリ。

ト。兩替年代記原編享保四年二月二十七日ノ項參照セヨ。

（東京都(1967), 376-377；『兩替年代記』143-144 参照）

高維は『兩替年代記 資料編』でも、掛法について、元文改鑄関連資料の〔備考〕として「因に云、三井兩替店及呉服店に於ても、元文度の引替及び取引に就いて精密なる兩替計算の方法を案出し、之を「小判六十目之掛法」と名づけて、以後久しく之に準據したる史實があれども、そは他日の發表を俟つことにする」と述べている（三井(1995a), 647）。原編の註記と齟齬しており、高維は掛法をここでは元文改鑄後の「兩替計算の方法」だと

---

ている。「賣掛法」といえば、三井の代名詞でもある現金掛値なし店頭販売（前売）を除外した販売法と直感的に捉えられる。近世期を通して見れば、三井越後屋が売掛（掛売）を主体に商売していたという事実はあるものの、間違いなく前売も同時に行っていたのであり、「賣掛法」という名称は誤解を与えやすい。よって本稿も「小判六十目賣掛法」ではなく、「小判六十目之掛法」を江戸売価設定法の名称として採用することにした。

<sup>150</sup> この稿本の一部は、現在いくつかの大学図書館等に収蔵されているが、それは戦後の混乱期に古書店等に売りに出された結果のようだ。

解していたように取れる。掛法が商売上実効性のあるものだったことを察知していた高維だが、それを金銀両替という金融関連のことと関連づけながらも、その委細については、よく承知していなかったようだ。故に「他日の発表を俟つ」として、その詳細なる研究を、自らの今後の研究発展、並びに後代に託したといえる。

一方『東京市史稿 産業篇第 11』は掛法を、頭註で「三井家呉服店小判六十目掛法制定」とし、本文では「是月（○享保四年己亥年（西暦一七一九年）十二月。）三井家呉服店ニ於ケル小判六十目ノ掛法ヲ定ム。（○稿本三井家事業史料）」（東京都(1967), 369）としており、呉服店で用いられたものと解している。『稿本三井家事業史料 呉服店制度（自元禄至享保）』からの引用であったが故だろうか、『東京市史稿 産業篇第 11』の方が掛法を正しくカテゴライズしていたことになる。

とはいえ高維が掛法の存在を確知し、かつ近世の三井越後屋経営にとって重要な役割を果たしたものであったことを強く認識していたことは、『両替年代記』の注記において明瞭である。にもかかわらず、後代に編纂された『三井事業史』の本編の中でも資料編においても、そのような重要史料である掛法に関しては、何がしかの言及がなされることもなければ、その存在すら告知知らされなかったのである。既に明治期(1868–1912)に翻刻印刷され、呉服店制度の中にカテゴライズされていた掛法が、関係者の目に触れないわけがない。恐らく編纂者の目には幾度か触れていた掛法だが、高維がそうであったように、一目ではその意味するところが解らず、後代の編纂事業の過程で自ずと等閑視されるに至ったのだと思われる。それは近現代において、学術世界で江戸小判六十目が全く取り上げられず、歴史の中に埋もれてしまった事実と相即の関係にあるとも言えよう。

では掛法の内容に移ろう。一言でいえば、それは上方金相場と掛率の一覧表といえるものであり、一匁単位で一両三十八匁から六十一匁まで列挙されている。相場は個々単調に並べられているのではなく、三匁ごとに三段一括り一セットとし、都合八セットが表記されている。ここに冒頭の三段と最終の三段を取り上げてみる<sup>151</sup>。

享保五年子正月

正味一倍之賣札

小判六十目賣掛法

---

<sup>151</sup> 「小判六十目之掛法」におけるすべての掛率は、[Suzuki\(2021\)](#), Table 8 で数表化されているので参照せよ。

小判三十八匁ノ時	七九掛		
小判三十九匁ノ時	七七掛		
小判四十匁ノ時	七半掛		
ノ三段平均	七七掛		
前賣	七二掛方七八掛迄	中隅	七半法
月取	七半掛方八掛迄	中隅	七八法
節句取	七七掛方八三掛迄	中隅	八ノ法
際取	八掛方八七掛迄	中隅	八四法

(中略)

小判五十九匁ノ時	五一掛		
小判六十匁ノ時	五掛		
小判六十一匁ノ時	四九掛		
ノ三段平均	五掛		
前賣	四半掛方五一掛迄	中隅	四八法
月取	四八掛方五三掛迄	中隅	五一法
節句取	五掛方五六掛迄	中隅	五三法
際取	五三掛方六掛迄	中隅	五七法

右之通、来子の春より、一倍の掛符帳、六十匁売の格を以、存入相認申事 (中略)

享保四年亥極月

(三井家, 本 1031-1, 享保 4 年; 『稿本三井家事業史料 呉服店制度  
(自元禄至享保)』 156-165; 東京都(1967), 369-376)

掛法には一つのルールがあつて、それを承知していないと、この販売法の仕組みは理解できない。そのルールは秘されているわけではなく、冒頭に「正味一倍之賣札」、末尾に「一倍の掛符帳」と書かれている通りである。すなわち「正味」を「一倍」つまり二倍して「賣札」とすることである。下り物に『倍札』の売札が符帳で付けられていることが前提とされ、この倍札に対する掛率が列挙されていくことになる。掛率は、 $[60 \div (\text{時相場} \times 2)]$  という数式で導き出されている。

さらに本稿の主題であるもう一つのルールが掛法の前提とされていることも見逃すわけ



にはいかない。それが「六十匁売の格」である。すなわち、江戸小判六十目が江戸城下市場の大前提であり、江戸市場では一両六十匁レートで売買されるがゆえに上方の時々相場との東西相場違いが発生し、それが掛法の掛率となって数値化されているわけだ。これにより、掛法が江戸売価設定法であることがよくわかる。引用した掛法の六十匁のところを見ると「小判六十匁ノ時 五掛」となっている。上方が六十匁、つまり江戸も上方も六十目で相場違いが起こらない時、掛率は「五掛」すなわち 0.5 となる。倍札だったものが、半減され正札となり、掛法の存在意義が消失するポイントともいえる。逆にいえば、掛法は相場変動が大きかった時代の産物であった。特に宝永から享保に至る幕府の貨幣政策により市場は大混乱し、金銀相場の乱高下も極点に達するほどだった。この荒波に揉まれる中で掛法は産声をあげたのである。

参考までに掛法以前の価格算出法をここに紹介しておく。

定 享保三年戌十一月

一、此度御触ニ付、諸色新金銀之となゑに仕候様ニ被仰出候、依之手前諸代物一切、今夕方新銀符帳ニ相改、荷物差下候、則右之仕方左ニ記候間、向後此旨相心得可被申候、尤是迄方ハ江戸札認方殊之外大切ニ罷成候条、人々至極ニ入念之勿論、符帳当り等幾度も至極念入可被申事

札掛之仕様建

一、四宝元直段、四ニ割新銀成シ

一、是迄諸色掛り物半減加へ

一、右ニ定法札掛到ル事

一、右札掛符帳之上江又三割五歩金相場違掛ケ申所、江戸売札符帳也

但右三割五歩之金違掛ケ申理者、当地小判ツシサ、[45 匁] 建、於江戸小判カシ、[60 匁] 替請取候ニ付、此違如此法也

(三井家, 本 1483-13-4, 享保 3 年)

「此度御触」とは享保三年閏十月に出された改定割合通用令のことであり、この触れは同時に「新金銀之となゑ」すなわち建てを、それまでの通用金銀建てから享保金銀建てに改めるよう指示している（『御觸書寛保集成』1811 号）。定的一条「四宝元直段、四ニ割新銀成シ」とは、それまでの通用銀であった四ツ宝銀建て値段を享保新銀建て値段に改める作業であり、純銀度 20% の四ツ宝銀から 80% の享保銀に建てを変更することは、四

ツ宝銀四匁が享保銀一匁となるがゆえに、四分の一値段となるわけである。それに諸経費や利益が加えられる。

本稿に関わりがあるのは最後的一条である。すなわち三割五分の「金相場違」があるので、それを掛けて「江戸売札」を出すとされている点だ。具体的には、上方金融相場四十五匁、江戸は商品相場六十匁なので、十五匁の東西相場違えが発生しているのである<sup>152</sup>。

「定」の「金違掛ケ」率は  $[60 \div 45 \approx 1.35]$  という単純なものだが、掛法ではそれが  $[60 \div (45 \times 2) \approx 0.67]$ （「小判四十五匁ノ時 六七掛」（東京都(1967), 371)）という全く別の数字になる。なぜなら、「定」では正札だったものが、掛法では倍札になるからである。銀極め百目商品を例にして、実際の江戸売価をそれぞれの計算法でやや正確に算出すれば、

$$100 \times (60 \div 45) \approx 133.33$$

$$(100 \times 2) \times (60 \div (45 \times 2)) \approx 133.33$$

となり、結果は全く同じ売価となる<sup>153</sup>。

掛法に立ち返れば、「べ三段平均」の後に販売法別の掛率が示されている点も、掛法の大きな特徴である。すなわち「前賣」「月取」「節句取」「際取」という代金徴収時期別の掛率によって、当時の売価の詳細が判明するのである。こうした価格設定の委細が示された史料は他に類を見ないものであり、この点でも掛法は非常に貴重な史料といえる。

---

<sup>152</sup> この相場違えは、幕府の御定相場と江戸金融市場の変動相場の間でも起こりえたことは次章でも取り上げる。『両替年代記』133-135を参照せよ。

<sup>153</sup> 同様に京札から江戸札に、札値を変更する計算例のわかる史料としては、大黒屋富山家のものがある。同商家は、呉服・両替を営み近世前期の豪商として知られるが、寛延四年(1751)頃の「歩掛ケ之事」という覚書きでは以下のように言われている（富山家, 557, (年不詳)；河原(1977), 101-102 参照）。

「一、 京方下り代口物

京札ヲ江戸札ニ直ス

大要 メメ[11]ヲ掛ル

又銀違ヲ京札へ掛ケ

江戸札ニス

譬ハ

京銀相場 ハウヨ、[59 匁]

右ハウヨ、[59 匁]ヲ シウ、[60 匁]ニ割ル

十〇一六ト成ル (60 ÷ 59 ≈ 1.01694)

右ヲ 十〇八トシテ

此十〇八ヨリ一二迄掛ル」

#### 4.2.2 天明八年十二月十組仲間願書別紙

天明七年の「鍛冶屋甚兵衛上書」において、甚兵衛が世上困窮の主原因を悪幣（南鐐二朱銀・四文銭）によって惹き起こされた相場違えに求めたことは既に触れた。その物価動向の詳細を十組問屋史料が伝えてくれていることも論述した。改めて確認すれば、相場違えに基づく価格変化を個々の商品について具体的に算定している点で、本史料は極めて貴重なものといえる。少し長くなるが、重要箇所をまず引用したい。この願書別紙は『両替年代記 資料編』に全文翻刻があるが、計算箇所で数字が落ちていたり、行が抜けていたりするので、改めて原文を翻刻し、適宜読点および中黒を振った。また『両替年代記 考証編』で高維は、江戸と大坂それぞれの金銀・銭・米相場を列挙し比較しているだけであり、史料中の「御當地 小判六拾目割 / 大坂 銀相場五拾四匁割」という文言を漏らさず翻刻しているにもかかわらず、全く江戸小判六十目という商品市場相場があったことに気づいていないことは、本稿第二章第二節のニアミスの諸研究の中で触れた（三井(1995a), 625-632；三井(1995b), 249-253）。原史料は主だった五品（米・水油・木綿・半紙・酒）の価格算出例を列挙しているが、ここでは相場違えによる価格計算の概要を理解できれば充分なので、全ては取り上げず三品だけを扱うことにした。史料内で押さえておくべき点は、「御當地」である江戸は「小判六拾目」だったこと。それに対して大坂は時相場であり、この時は「銀相庭五拾四匁」だったこと。ただし銭だけは江戸でも変動相場だったこと。扱われている対象商品は「大坂表方御當地江入込候諸品」すなわち下り物の江戸売価が問題とされていることである。

乍恐以書付奉申上候

一、十組諸問屋、貳拾貳組惣代之者共、奉申上候、銀相場高直、銭相場下直ニ付、御慈悲願仕候処、其段御聞濟被下置、難有奉存候、依之當八日被召出被仰渡候者、諸代物、銀高直、銭下直ニ付難儀之趣、并諸品高直ニ相當候趣、書上候様、其外存寄有之候ハ、無覆臈奉申上候様被仰渡、難有奉畏候、依之乍恐左ニ奉申上候

一、銀相場高直、銭相庭下直ニ付、諸代口物、小賣方甚高直ニ罷成候趣意者、則別紙帳面ニ相認、乍恐奉御覧ニ入候

一、近年打續米穀高直仕候ニ付、百姓方ニも給物作立候儀を専一二仕候故哉、諸品作り方相減申候哉、何品ニ不寄前々と違、元方高直ニ罷成候、就中、綿、紙之類者、別而元方高直ニ御座候、其上銀違有之、銭相庭下直故、旁十組諸問屋共、賣先小賣方之者共者、甚小分之商人共多御座候ニ付、元直段高直之割合ニ者、賣捌方致兼候由ニ而、

渡世引合兼、自然と賣代金拂方相滞候者も有之候得者、右申上候趣ニ而渡世致兼候段、兼々申聞候ニ付、嚴敷催促も難仕、自ラ賣代殘金相滞、一同難儀ニ奉存候

一、享保年中、銀高直、其後、寛延年中、銀相場高直ニ罷成候ニ付、御當地十組諸問屋共、御慈悲御訴訟奉申上候処、其段御聞濟被下置、追々御拂銀被仰付候ニ付、銀相場下直ニ罷成、十組諸問屋共、難有奉存候御儀ニ御座候

前書之趣御尋ニ付奉申上候、何分当時、銀相庭高直、錢相場下直ニ御座候得者、旁諸色甚高直ニ相當り申候ニ付、前書申上候趣ニ御座候得者、此上引續當時之振合ニ而者、十組諸問屋共、賣先之者共、渡世仕兼候様罷成候而者、私共義も如何仕候而、渡世相續可仕哉と甚心勞ニ奉存候、依之先達而奉申上候通、銀相場引下ケ、錢相庭高直ニ罷成候得者、乍恐世上一同之御救と罷成難有奉存候、何分此上御慈悲奉願上候、以上

(中略)

〔別紙〕

一、譬者

米金壹兩ニ付、壹石替

但、錢相場、金壹兩ニ四貫文替割付

百文ニ付、貳升五合

右、上方米、銀違、當時壹割違ニ付      御當地 小判六拾目割  
大坂      銀相庭五拾四匁割

金壹兩ニ、九斗替ニ相成候

但、當時錢相庭、金壹兩ニ付六貫文割付

百文ニ付、壹升五合

右、銀相庭高直、錢相庭下直ニ付、錢百文之高ニ而、壹升高直

(中略)

一、譬者

木綿百反ニ付、銀壹貫匁

但、一反ニ付、銀拾匁

右、一反之代、錢相庭、四貫文ニ割付

六百六拾四文ニ相成候

右、銀違、當時壹割方違候ニ付

木綿百反ニ付、銀壹貫百目ニ相成候

一反ニ付、銀拾壹匁

但、當時錢相庭、六貫文ニ割付

壹貫百文ニ相成候

右、銀相庭高直、錢相庭下直ニ付、

木綿一反之高二而、當時四百三十貳文高直

但、木綿之儀、近年打續、綿不作仕候ニ付、繰綿高直故、木綿之儀、右ニ准、高直ニ罷成、前々百反ニ付、壹貫目仕候品、當時仕入元高直ニ而、貳貫日程ニも元直段引上候ニ付、前々一反ニ付、銀拾匁ニ賣捌候品、當時ハ高直之上、銀違、有之候ニ付、銀貳拾貳匁程ニ相成申候

(中略)

一、譬者

酒貳拾樽ニ付、金貳拾貳兩貳分替

但、貳斗八升入

一樽代、銀六拾七匁五分

一升代、銀貳匁四分壹り

右、一升代、錢相庭四貫文ニ割付

百五拾八文ニ相成候

右、銀違、壹割方違候ニ付

酒貳拾樽ニ付、金貳拾五兩替ニ相成候

一樽代、銀七拾五匁

一升代、銀貳匁六分八厘

但、當時錢六貫文ニ割付

貳百六拾五文ニ相成候

右、銀相庭高直錢相庭下直ニ付

酒壹升之高二而、當時百七文高直

右五品、諸品之内重立候品ニ御座候故、委細書分ケ、奉御覽入候、右五品ニ不限、大坂表方御當地江入込候諸品、一同之儀ニ御座候、以上

天明八申年十二月十日

(以下略)

(三井家, 本 1496-41, 天明 8 年；三井(1995a), 625-632；三井(1995b), 249-253)

この歎願書において注目すべきは、やはり甚兵衛上書と同じく相場を第一の問題としている点である。確かに米や綿、紙等の元値段が高騰していることも指摘してはいるが、さ

らに相場違えがそれに追い打ちをかけ、物価騰貴に拍車を掛けていることを訴えている。サプライチェーン末端に位置する多くの小売商が販売不振となり、経営難に陥っている窮状を伝え、幕府に相場誘導を願い出ている。すなわち現状の銀高・銭安相場を、銀安・銭高相場へとシフトしてくれるよう歎願しているわけだ。そして願書別紙で、本来の御定相場であり江戸商品市場相場である金一両銀六十匁と、当時の上方実勢レートである金一両銀五十四匁との東西相場違えによって起こる価格変化について、実例をもって示している。

最初の例、すなわち上方からの下り米の相場違えによる価格変更例を、歎願書に書かれている順に数式化して以下に示す。

《米》

〔御定相場（江戸固定レート）〕

金 1 両 = 1 石 (= 10 斗 = 100 升)

(金 1 両 = 銀 60 匁 =) 銭 4,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 40 = 銭 3,840 文]

銭 100 文 = 2.5 升 【100 升 × (銭 96 文 ÷ 銭 3,840 文) = 2.5 升】

「銀違（上方変動レート）」

〔江戸小判 60 目（江戸固定レート）〕 : 〔大坂 1 両 54 匁（上方変動レート）〕

金 1 両 = 9 斗 【10 斗 × (銀 54 匁 ÷ 銀 60 匁) = 9 斗 (= 90 升)】

〔銭違（江戸変動レート）〕

金 1 両 = 銭 6,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 60 = 銭 5,760 文]

銭 100 文 ≈ 1.5 升 【90 升 × (銭 96 文 ÷ 銭 5,760 文) ≈ 1.5 升】

「高直」

1 升/100 文 【2.5 升 - 1.5 升 = 1 升/100 文】

以上、非常にわかりやすい計算事例になっている。本来、銭百文で二升五合買えたはずの米が、上方が一割銀高相場の一両五十四匁になっていることと、江戸の銭相場が一両六貫文の銭安になっていることが原因で、一升五合しか買えなくなっていることが端的にわかる。他の事例には割註されていないが、最初の米の事例において、江戸固定相場により「小判六拾目割」、大坂変動相場により「銀相場五拾四匁割」だとはっきり断られている。この金銀相場と共に注目すべきは銭相場である。ここでは金一両銭四貫文という慶長以来の金銭公定レートが物価算定の基準になっている。だが、甚兵衛の指摘にもあったように、明和期(1764–1772)に真鍮四文銭が発行されて以降、銭相場は大きく乱れ、銭安傾向が顕著となった。二十年来のことであり、時々の一時的な回復があったとはいえ、金一両銭四



貫文相場との比較によって物価高が際立ってしまう。だが実情を概括してしまえば、慢性的な銭安・物価高傾向が継続していたといえる。幕府向けに公定レートでの算定がなされているのは致し方ないが、銭の旧来公定レートが意味をなくし始めている時代だったことも承知しておく必要がある。逆にいえば、それ故に、上方銀高相場の方が、十組には問題だったともいえる。また銭貨は守貞が伝えているように、江戸でも時々の変動相場だったのであり、江戸固定・上方変動といった東西相場違いが銭貨に対して適用されることはなかったと考えられる。よって銭価は江戸における換算レートに基づいて算定されたと見なしてよい。

では次に、本稿第二章第二節でも少し取り上げた木綿の例を見よう。

《木綿》

〔御定相場（江戸固定レート）〕

100 反 = 銀 1,000 匁

1 反 = 銀 10 匁 【銀 1,000 匁 ÷ 100 反 = 銀 10 匁/1 反】

(金 1 両 = 銀 60 匁 ⇒) 銭 4,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 40 = 銭 3,840 文]

1 反 = 銭 664 文 【銭 3,840 文 × (銀 10 匁 ÷ 銀 60 匁) ≈ 銭 640 文】 [96 × 6 + 64 = 銭 640 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 664 文となる]

「銀違（上方変動レート）」

100 反 = 銀 1,100 匁 【銀 1,000 匁 × (銀 60 匁 ÷ 銀 54 匁) ≈ 銀 1,111.11 匁 ≈ 銀 1,100 匁】

1 反 = 銀 11 匁 【銀 1,100 匁 ÷ 100 反 = 銀 11 匁/1 反】

〔銭違（江戸変動レート）〕

(金 1 両 = 銀 60 匁 ⇒) 銭 6,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 60 = 銭 5,760 文]

1 反 = 銭 1,100 文 【銭 5,760 文 × (銀 11 匁 ÷ 銀 60 匁) ≈ 銭 1,056 文】 [96 × 11 = 銭 1,056 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 1,100 文となる]

「高直」

432 文/1 反 【1,056 文 - 640 文 = 416 文 = 432 文/1 反】 [96 × 4 + 32 = 銭 416 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 432 文となる]

「不作→」

100 反 = 銀 1,000 匁 → 銀 2,000 匁

1 反 = 銀 10 匁 → 銀 20 匁

「銀違（上方変動レート）」

1 反 = 銀 22 匁 【銀 20 匁 × (銀 60 匁 ÷ 銀 54 匁) ≈ 銀 22.22 匁 ≈ 銀 22 匁】

銀高も概算ではほぼ一致している。不作による値上がりに加え、その最終価格に対して、金銀相場違いの一分が加算されることになり、物価高に拍車がかかる形となっている。最後に酒の例を見る。

《酒》

〔御定相場（江戸固定レート）〕

20 樽 = 金 22 両 2 分

1 樽 = 2 斗 8 升

1 樽 = 銀 67 匁 5 分 【(金 22.5 両 × 銀 60 匁) ÷ 20 樽 = 銀 67.5 匁】

1 升 = 銀 2 匁 4 分 1 厘 【銀 67.5 匁 ÷ 28 升 ≈ 銀 2.4107 匁 ≈ 銀 2 匁 4 分 1 厘】

(金 1 両 = 銀 60 匁 ⇒) 銭 4,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 40 = 銭 3,840 文]

1 升 = 銭 158 文 【銭 3,840 文 × (銀 2.41 匁 ÷ 銀 60 匁) ≈ 銭 154 文】 [96 + 58 = 銭 154 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 158 文となる]

「銀違（上方変動レート）」

20 樽 = 金 25 両 【金 22.5 両 × (銀 60 匁 ÷ 銀 54 匁) = 金 25 両】

1 樽 = 銀 75 匁 【銀 67.5 匁 × (銀 60 匁 ÷ 銀 54 匁) = 銀 75 匁】

1 升 = 銀 2 匁 6 分 8 厘 【銀 75 匁 ÷ 28 升 ≈ 銀 2.6785 匁 ≈ 銀 2 匁 6 分 8 厘】

〔銭違（江戸変動レート）〕

(金 1 両 = 銀 60 匁 ⇒) 銭 6,000 文 [96 勘定で銭 96 文 × 60 = 銭 5,760 文]

1 升 = 銭 265 文 【銭 5,760 文 × (銀 2.68 匁 ÷ 銀 60 匁) = 銭 257 文】 [96 × 2 + 65 = 銭 257 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 265 文となる]

「高直」

銭 107 文/1 升 【銭 257 文 - 銭 154 文 = 銭 103 文/1 升】 [96 + 7 = 銭 103 文 ⇒ よって 96 勘定では銭 107 文となる]

歎願書本文で、十組は小売商の経営難を訴えていたがゆえに、具体的計算事例では、どの商品も小売価格の高値が数値化されている。江戸での小売販売の基本は、米に見られるように、銭百文に付き米如何程といった百相場等の貨幣固定相場であった<sup>154</sup>。しかし商品によっては、代物数量固定相場で販売されていた。続く木綿や酒がその例であり、木綿

---

<sup>154</sup> 「江戸にては銭百文に米幾合幾匁と云」 ([喜田川\(1908\), 220](#))。

一反に付き銀あるいは銭幾ら、酒一升に付き銀あるいは銭幾らといった具合であり、いずれも小売価格の高値が際立っている<sup>155</sup>。銭安傾向で五割程の物価高となり苦しんでいたところへ、さらに銀高が加わり、公定レートと比較すれば、実に六割七分もの高値となって、庶民は買い控えざるを得なかったであろう。四文銭発行による銭貨の単位数量増加による貨幣数量説的なインフレが、基本的な市場動向であったと考えられるが、十組の歎願書に見られるような消費の冷え込みが起こっていたのは事実であり、それが江戸市場に与えたダメージはやはり大きなものであって、十組の訴えに幕府も耳を傾けざるを得なかったのである。

#### 4.2.3 天保十三年四月の直段書上

最後に幕府の物価調査に対してなされた直段書上を扱う。既に本章第一節の値付け論理の解説において、書上にも相場違えの反映されていることは指摘済みであり、それがマイナス値になる場合のあることも述べておいた。その事例を具体的に見ることにする。ここに扱う史料は天保十三年四月の三井越後屋京本店の直段書上である。天保の改革における株仲間解散、物価引下令のさなかであり、幕府の目が物価動向に対して最も光っている時期の調査であったといえる。同年同月の御触れ中には「商人之分者銘々一己限り力之及丈商品直段引下ケ、正路之商ひニ可致筈」（『幕末御触書集成 第五巻』4270号）といった文言もあり、全力で値下げしろと半ば威圧的に値引きが強制されている。したがって、間違っても高値申告はできないところであった。直段書上は、天保の触れ前と触れ後の直段を書き出すと共に、それ以前の寛政七年、文化四年の直段も書き上げている。いずれも上方が銀安の時の相場であり、意図的に銀高相場は外したものと思われる。口上書は次のようになっている。

##### 就御尋口上書

一、私義、呉服商賣仕入仕候処、此度御触流御座候ニ付、直段引下ケ居候哉、就御尋左ニ奉申上候

提紙を以

文化度金相庭立宜御座候ニ付、都而下し直段上中下、金違後ニ而直段高下仕候、此段

---

<sup>155</sup> 江戸での酒代の一例としては、『江戸買物独案内』下巻に「[焼酎 一升ニ付 代五百文](#)」「[梅酒 一升ニ付 代八匁](#)」などとある。

文化期(1804–1818)は総じて銀安傾向にあり、東西相場違えを反映させると非常に商品値段が引き下げられているように見える。中でも最も銀安だった時期を選んで文化四年の直段を書き上げたのだと思われる(「金相庭立が宜しく」と表現されている)。つまり、この書上によって、[寛政期(1789–1801)より文化期の方が直段を引き下げていますよ、同様に御触流前より御触流後の方が直段を引き下げていますよ、どうぞ御覧ください]、といった意味合いが込められているのであり、その意図で価格一覧が提示されているのだと考えられる。書上中、最も見せたかったのは、文化期の直段書上であり、金違は全ての値付け後に値段操作をするので、価格を抑えている印象をより効果的に与えられたのである。

では、実際の直段書上を見よう。下書のため、同様の書上が二種類現存するが、ここでは価格構成の委細がわかる方を選んだ<sup>156</sup>。すでに翻刻されている寛政期の値段との比較も可能となるよう(中井・嶋田(1971)参照)、そちらにも掲載されている商品を選んだ方がよいと考え、また比較的数値の大きなものが金違の数値も大きくなり分かりやすいことから、ここには直利羽二重と本緞子五丈物の二品を例示した。

直段書上は、各年の最初に「寛政七卯春 金相庭半季平均六拾匁六厘 此歩壹厘」「文化四卯春 金相庭半季平均六拾五匁四分八厘 此歩九分壹厘」といった具合に、半季の金相場平均と歩合が書かれている。この歩合は、小判六十目に対する割合を示しており、 $[60.06 \div 60 \approx 1.001]$ 、 $[65.48 \div 60 \approx 1.091]$ といった計算式の小数点以下の数値になる。続いて各品目上中下の「買直段」「日合」「掛り物」「金違」「江戸下し直段」が順に書き上げられていくことになる。各直段冒頭に半季平均相場および(歩合)を付け加えて、品目ごとに一覧とした。

表 1. 三井越後屋直段書上

<sup>156</sup> 「直段書 当地東御役所書上ケ下書」(三井家, 本 1643-3, 天保 13 年)には、羽二重・直利羽二重・綸子・濱縮面・丹後縮綿・緞子五丈物・本緞子五丈物・奈良晒・近江晒・紗綾・棧留の十一品が、品目毎に纏められ、各品目内に各年の直段が書き上げられている。その直段は、買直段と江戸下し直段だけが上中下に分けて書かれている。口上書下書はこちらの史料のみにある。他方、「直段書下書」(三井家, 本 1643-4, 天保 13 年歟)は、時単位で纏められており、品目は近江晒までの九品しか書かれていない。直段の委細は本文の通りである。

品目	年	金相場(匁) 半 期 平 均 (此歩)		(匁)				
				買直段	日合	掛り物	金違	江戸下し直段
直利羽二重 壺疋ニ附	寛政七 卯春	60.06 (1厘)	上	125.8	6.3	6.1	0.12	138.1
			中	85.0	4.2	6.1	0.08	95.3
			下	52.2	2.6	6.1	0.05	60.9
	文化四 卯春	65.48 (9歩1厘)	上	139.6	7.0	6.1	12.70	140.0
			中	90.5	4.5	6.1	8.20	92.9
			下	56.5	2.8	6.1	5.10	60.3
	御触前	61.78 (3分)	上	191.1	9.5	6.1	5.70	201.0
			中	127.5	6.3	6.1	3.80	136.1
			下	75.6	3.7	6.1	2.30	83.1
	御触後	62.5 (4歩1朱5)	上	144.3	7.2	6.1	6.50	151.1
			中	89.1	4.5	6.1	4.10	95.6
			下	55.8	2.8	6.1	2.70	62.0
本緞子 五 丈 物 壺卷ニ附	寛政七 卯春	60.06 (1厘)	上	405.0	20.2	3.9	0.45	428.7
			中	310.0	15.5	3.9	0.30	329.1
			下	265.0	13.2	3.9	0.26	281.9
	文化四 卯春	65.48 (9歩1厘)	上	418.0	20.9	3.9	38.0	404.8
			中	314.0	15.7	3.9	28.6	305.0
			下	275.0	13.7	3.9	25.0	267.6
	御触前	61.78 (3分)	上	450.0	22.5	3.9	13.5	462.9
			中	360.0	18.0	3.9	10.8	371.1
			下	315.0	15.8	3.9	9.5	325.2
	御触後	62.5 (4歩1朱5)	上	405.0	20.3	3.9	17.8	411.4
			中	323.0	16.2	3.9	14.2	328.9
			下	283.0	14.2	3.9	12.5	288.6

(出所) 三井家, 本 1643-4, 天保 13 年歟より作成。

この直段書上について、若干の説明を付け加えておく。まず本章の「小判六十目之掛法」で扱った享保三年十一月の「定」では、買直段に経費を加え、さらに「定法」「札掛」という二つの利分が計上された後に、東西相場違え分である「金違」を加算して「江戸売札」としていたのであるが、この書上で値付けられた「江戸下し直段」には利分が全く計上されていないことが注目される。すでに第二章で桜井論文を批評した際に少し触れたが、利分については寛政期の呉服問屋の間で取り決められた申し合わせによって事情が知れる。

すなわち「当地之方ハ元直段口銭五歩并金違籠候処を書上、利分之処ハ於江戸差略仕相捌候趣可然との相談」（中井・嶋田(1971), 224)があり、利分は江戸において差略することと取り決められたのである<sup>157</sup>。よって京都では、経費関係と金違のみが計上されている。次に項目中の「日合」だが、これも実は口銭であったものを、奉行所からの御尋ねに対し、京都は仕入店なので利分計上はないと以前に回答してあったことから、口銭と書いては利分を取っていると見なされかねないので、日合と名称を改めたものである<sup>158</sup>。名称はどうあれ「買直段」に対し「五歩懸(×0.05)」した値となっている<sup>159</sup>。

では実際の計算を見てみよう。どの期の「金相庭半季平均」も銀安となっており、六十目を上回っている。よって「金違」は全てマイナス値として計算する必要がある。本綴子五丈物上品の文化四年の直段を計算式で書けば、

$$418.0 + 20.9 + 3.9 - 38.0 = 404.8$$

となる。上方の金相場が六十五匁四分八厘と大幅に銀安となっていることから、金違も三十八匁と大きな数値になり、経費を加えても、買直段を下回り、原価割れを起こした形になっている。金違自体は、

$$(418.0 + 20.9 + 3.9) \times ((60 \div 65.48) - 1) \approx -37.05778 \approx -38^{160}$$

として計算がなされていると考えられる。

以上、直段書上に見られる金違がマイナス値となる例を示した。本来ならば京本店で組み入れるはずの利分をわざと除外し、上方が銀安の時期を選んで、江戸下し直段を出来るだけ低く見せようとする努力が覗われた。歴史的には、これ以降、幕末にかけて銀安はますます進んでいくので、こうした努力は必要なくなるのだが、しかし現実には上方が小判六十目から大きくかけ離れた銀安相場になってしまうと、理論的には上方が窮地に陥ること

---

<sup>157</sup> 江戸売直段のわかる書上も存在しているが、江戸店での直段書上は、より具体的な個別商品の書上であり、京本店が書いたものと同一商品かどうか確認が困難である。一例として、羽二重を例にとれば、京都での直段書上では御触後の江戸下し直段が「上 78.0 中 59.5 下 47.5」匁となっている。江戸店での「白羽二重 壺疋二付」の売直段は「上 90.2 中 72.1 下 58.7」匁（天保十三年九月および十四年九月の売直段）となっている。これを同一商品だとすれば、一割五分から二割三分余の利分が付け加えられていることになる（三井家, 本 1674-2, 天保 14 年）。

<sup>158</sup> 「口銭五歩此儀被仰下候御趣ニ而は、口銭ニハ難相成ニ付及相談右五歩此度日合と唱下し直段籠申候間、宜御承知被成下右此通日合と御心得可被下候」（中井・嶋田(1971), 226）。

<sup>159</sup> 買直段も仕入先との間で価格調整が行われており、翌天保十四年七月に本綴子五丈物の御触流後の直段は「上 350 中 270 下 230」匁に下方修正された模様だ（三井家, 本 1674-13, 天保 14 年参照）。

<sup>160</sup> 定かではないが二分五厘の加算があるようだ。 $[-37.05778 \times 1.025 \approx -37.98422 \approx -38]$ 。



になる。銀高の際に江戸十組が物価高で苦しんだのとは逆の現象、すなわち、銀安が進むと上方卸問屋が金違分のマイナス計上によって、江戸下り物の利益を見込めなくなってしまふからだ。

「小判六十目之掛法」は、上方が一両六十一匁までの相場設定であり、それ以上の銀安局面を全く想定していない。商品流通過程において利分を上乗せしていくことが、商人の本能的な商行為であって、その過程での減額を最小限に抑えようとする努力も、商人ならば当然の行いといえよう。直段書上には好都合だった銀安相場も、実際の上方商売においては全く歓迎され得ないものだったのである。よって、ここに一つの疑問が生まれる。上方銀安相場の際に、現実には一体どのような値付けが下り物に対して行われていたのか、という問いである。これは本研究を契機に課された新たな課題であって、更なる詳細な調査・研究をする必要があり、ここでは深入りすることを控え、次章に進みたい。

## 5 幕府と相場違い — 六十目をめぐる攻防

本稿で既に幾度か取り上げたトピックをここにもう一度取り上げる。享保三年暮れの改定割合通用令と共に要請された、江戸小判六十目御定相場に関する顛末についてである。これ以前に既に江戸では銀が払底しており、銀高傾向にあったが、その主原因は上方が江戸より銀高であったことだった<sup>161</sup>。とはいえ、江戸もかなりの銀高で、改定割合通用令直前の江戸の相場は、その時の通用金銀、すなわち乾字金と四ツ宝銀とのレートで一両八十六匁だったので、試算すれば、享保新金銀レートは一両四十三匁となった<sup>162</sup>。しかし、改定割合通用布令直後、幕府が新銀二千両分を一両六十目で払い下げ、市中相場としての六十目レートを要請したので、それに応ずる形で江戸両替商は六十目での市中金銀売買を決することになる。その直後にも新銀三千両が払い下げられるが、本来のレートからすれば、破格の銀安だったため、あっという間に江戸市中の銀は全て買い取られてしまい、金銀両替業は完全に滞ることになる。営業困難となった江戸両替商の相対相場復活への再三

---

<sup>161</sup> 「此節上方銀高直ニ付諸商人代物代正銀ニ而買調爲登候ニ付當所之銀減少仕候」（『両替年代記』116, 享保2年）。「上方銀高直之故歟、御上納・御屋鋪納共、代りを金ニ而差下し、江戸ニ而銀を買調候ニ付、段々如此相成候」（『両替年代記』120-121, 享保3年）。

<sup>162</sup> 通用金銀レート（乾字金＝四ツ宝銀）1 = 86 ⇨ 金割合通用（乾字金：享保金）2:1 ⇨ 享保金通用銀レート（享保金＝四ツ宝銀）1 = (86 × 2 =) 172 ⇨ 銀割合通用（四ツ宝銀：享保銀）4:1 ⇨ 新享保金銀レート（享保金＝享保銀）1 = (172 ÷ 4 =) 43（『両替年代記』133-134）。実際にこの計算がなされ、口上書に書き上げられている。

にわたる歎願を幕府が聞き届けるのは、それから約半年後の翌年三月下旬であった。その際の大岡の捨て台詞が『両替年代記』に残されている。

[享保四年三月] 廿日朝両町不残中山様へ被召、大岡様御立合被仰渡候者、銀相庭之儀、段々願出候趣、御定にては世上差支候段難黙止被思召候間、願之通勝手次第相對相庭を以金銀賣買可仕候。右之通被仰付候由、京大坂杯へ飛脚遣し、銀高直ニ致し候ハジ、外々両替屋ハ無御構、両町之者御いため被成候間、其旨可相心得候、又假令新金壹兩ニ三拾匁仕候共、八拾匁仕候共、御公儀は小判六拾匁、錢四貫文古来ノ御定目ニ付、左様思召被為在候、賣買之儀は、勝手次第ニ可仕と被仰付候と云々。

(『両替年代記』143)

こうして、御定相場が解けた市中の相對金融相場は一気に銀高に傾くことになる。この年、四十匁を切るほどの銀高になることもあり、翌五年も四十五匁前後で推移する(『両替年代記』149)。市中相場が三十匁だろうが八十匁だろうが、幕府の相場は古来より一兩六十目だと嘯いた大岡だが、現実問題として、この建前勘定を押し通すことは、わざわざ危険を承知で火中に飛び込むような行為と変わらぬ事態を招くことにもなりかねなかった。というのは、幕府が六十目固定相場に固執することによって、市中変動相場との間で相場違いが発生し、それが大きな幕府損失となるケースが起こりえたからである。相場違い分をなくせば、損失は自然消滅してくれるわけであり、それについて白石は次のように語っている。

たとへば只今、上の御要用の事につきて、召上られ候物の價の事、金を以て被下候は、壹兩、銀を以て被下候は、七拾五匁、被下べく候由を申す由にて候、天下の御定法金壹兩は銀六拾匁に替候べき御事に候上は、金壹兩を七拾五匁の惣場に被成被下べく候とは申得ず候へども、金と銀とにつきて、其價を二つに申上候は、銀の惣場やすく候へば、もし銀にて被下候時は、たち所に其利を失ひ候故にやむ事を得ざる所にて候、これより後、銀法を改められ、金銀の惣場、むかしのごとくに相定り候はんには、金壹兩の物の價すなはち銀六拾匁を被下候とも、其利をうしなふ事も有べからず候、然らば金壹兩につきて銀十五匁の御費をば省かるべき御事に候、此積りを以てをしはかり候に、十兩の物には二兩二分の御費を減じ、百兩の物には廿五兩の御費を減じ、千兩にしては二百五十兩、萬兩にしては二千五百兩、十萬兩にしては二萬五千兩、百萬兩にして廿五萬兩の御費を減じ候べき歟、ましてや諸物の價も漸々に減じ候におみ

ては、彼是合せて上の御費の減じ候事、かぞふるに暇あるべからず候

(「白石建議五」208)

十五匁の相場違えが発生していた場合、支出額の 25%が違え分となる計算である。全体の実に四分の一にもなる支出をしなければならないのか、しなくて済ませられるのか、金額が大きくなればなるほど、相場違え分は見過ごせない費用になる。それどころか、ただでさえ苦しい幕府の台所事情を火の車にする極めて有害な赤字要因となったのである。改定割合通用令発出と軌を一にして、幕府は江戸市場における商品相場だけでなく、金融相場をも含めて六十目固定を図ったわけだが、結果的に幕府の相場統制は失敗することになった。そればかりでなく、幕府自らは六十目固定相場を維持し続け、他方、市中金融市場は揺り戻しで大きく銀高に傾き、幕府御定相場と市中金融相場の乖離は、まさに十五匁前後に達したのであった。建前だけでは懐は寒くなるばかりなので、勘定所は下部機関に通達を出し、幕府関係業者に対して次のような請求金額変更命令を触れた。羽田正見が『貨幣通考』(1856)の中に書き留めてくれた御蔭で、今日それを知ることが出来る。

○享保五子年七月、惣て諸色御用物代金銀の事、去々戌十一月より以來は、別而銀相場高直ニ成候處、只今迄は金六拾匁替ニて、公儀之納拂有之候ニ付、向後元直段の極め、金極めの品は金にて相渡し、銀極の品々は銀にて相渡候筈ニ候、依之、戌十一月以後、直段極候品々、右六拾匁替之御定之格ニ相立、銘々其心得を以、請負直段極有之候間、自今以後は右之通り、銀にて積り立候品は銀渡し、金にて積立候品は金渡しニ成候上は、六拾匁替之御沙汰ニ及さることに成候間、六拾匁替の積を以、積立候直段之品々、元直段を以て、相應ニ引下ケ申へき筈ニ候、此趣、諸色御債負之者え御申聞せ、此道理得心致し引下させ、其趣銘々御書付遣さるへく候、戌十一月以後之債負の分は、殘金銀有之分も亦未内借も無之、譬は御破損所御修復等の御入用受取候分も、右同斷之義ニ候間、是亦書付遣さるへき事と御勘定所より諸向へ達す、其下ケ札ニ、譬は惣數拾ヲ此代銀六拾匁、金にして百兩、但し六十匁替右之通、只今迄六貫目の銀を金百兩にて相渡し候處、向後は六貫目を銀にて眞に相渡候ニ付、此銀を請取たるもの、時の相場ニ兩替する時は、凡一兩四十五匁替ニシテ、金百三十兩餘ニ成候、左すれば、最前賣上ケ候時の覺悟ニは、金百兩ニ成候心得ニて、百三十兩ニ成候故、此三十兩餘の分は、覺悟之外ニ多く請取候にて候、然ル上は、六貫目と申分は、四貫五百目程ニ賣申心得ニて、直段引申へき義ニ候、此段能々諸御用達之職人商人了簡いたし、戌十一月以後の極直段之分は、元直段凡二割半程宛は引申へき事ニ候、とあり

按るに、官の銀法六十匁替の事、其始を審にせず、天正の頃、率ね四十二三匁替なる由なれば、慶元の頃も左迄の替りは有まし【慶長の令に五十目替の定とあり】、蓋シ漸々銀の價下り六十匁程に至り、官銀六十匁と云こと定まりたるならん、是迄は世間の通用も六十匁前後にして、是時より銀價登り四十五匁計に成たる也、此後六十匁に復せし時も定かならず、意に元文改鑄の時よりならんか、猶他日の考を待つ

([羽田\(1929\), 420](#))

この文言は本稿にとって極めて重要であり、正見が引いた文面を再度、適宜内容を補い数値等も一部修正して概要を意識してみる。「【〔一昨年すなわち享保三年十一月に改定割合通用令及び新金銀建令が施行されて以来、とりわけ銀高の相場状況である。今までは金一両＝銀六十匁替で公儀からの支払いはなされてきた。今後は、建て値段が金建ての商品は金で、銀建ての商品は銀で支払うことにする。一昨年十一月以降、金一両＝銀六十匁替の御定相場をもって、各々は請負値段を決めてきたと思う。今後は、銀建て商品は銀払い、金建て商品は金払いなのだから、御定相場にこだわる必要はない。六十匁替のつもりで算出した商品価格は、元値段に照らして相応分を値引きして然るべきだ〕。この旨を、幕府関係業者へ申し聞かせ、道理を得心させた上で、書付をもって通知すること。享保三年十一月以降の受注における残金分、また前金等の受け取りがなくとも、たとえば建造物修繕等での入用分も、いま述べた通りの額面となる。これも書付をもって通知すること】。以上が、勘定所より各方面へ通達された。【通達の『下げ札』：《たとえば、これまで幕府は単価六十匁の商品百個の代銀六貫匁を、一両＝六十匁替で金換算して百両を支払ってきた。だが今後、請求代銀貫匁は換金せず受領側へ銀のまま支払われることになる。この代銀を市中の金銀相場である一両＝四十五匁替で両替すれば、受領側は百三十両余りを手にする事になろう。しかしながら、もともと百両を受け取るつもりでの請求だったのだから、三十両余りは算定外の余剰金のはずである。であるからには、これまで代銀六貫匁だった請求額は四貫五百匁に改められねばならない。このことをよくよく受注業者に了解させ、享保三年十一月以降の受注分は、二割半の削減とすべきこと》】」。

簡単に言ってしまうと、御定相場一両＝六十匁で金百両を換算すれば銀六貫目になるが、市中金融相場一両＝四十五匁での金百両は銀四貫五百目にしかならないから、業者は後者

の銀極め価格で請求せよ、という命令である<sup>163</sup>。もはや武士は食わねど、などとは言っておられず、背に腹はかえられぬ財政事情の幕府は、建前をかなぐり捨てて、実勢相場に追従した要請をしたわけだ。本稿はこれまで、商品市場における東西相場違いについて論じてきたわけだが、江戸金融市場が介在することになる現金銀の両替が条件に加われば、江戸市中だけでも、御定固定相場と市中金融相場の間で相場違いの発生することがわかる。現実起こった十五匁もの相場違いに対して、白石の指摘した通りの経費削減を幕府が試みたことになる。この通達の結果、幕府財政収支がどうなったのか、幕府支払はその後金極め・銀極めの通りの金銀支払だったのか、等々、興味の尽きない史実を是非とも知りたいところだが、その委細を知る史料が管見では見当たらない。確かに通達以前の勘定に関しては、幕府要求はある程度の監査能力をもって実効性を有するものとなったかもしれないが、通達以降の受注額は金銀レートを介さずになされるが故に、監査の目を光らすこともできず、うやむやになったのではないかと想像される。また金遣いの江戸で銀払いされることは迷惑な話であり、両替等の手間賃も見込んで、銀値段がそれほど減額されなかっただろうことも容易に想像される。

この幕府の要求は、本稿の論点を、具体的な事例として語ってくれているので、相場違いの意味・問題が非常に鮮明に描き出されたものとなっている。この事例の条件としては、金貨と銀貨が関係すること、金貨・銀貨の間に相場が立っていること、その金銀相場も異なる二つの相場が併存し、そこに相場差が生じていることである。この相場違いを介在させた売買においては、必ず差損・差益が発生するといつてもよい。差損をいつも負担していると意識した幕府は、建前である御定相場を堅持しつつも、相場違いによる差損を回避す

---

<sup>163</sup> この時期に幕府は、御定相場から時相場への一大転換を画策し、各方面で実行に移したようだが、その成果は不明である。単なる収支の混乱に終わったか、もしくはある程度の功を奏して時相場勘定が継続拡大されていったか、相場変動が落ち着いたところで終止符が打たれたかは、今後の研究に俟つ。

「端銀兩替、時之相場を可用、御書付

享保五子六月廿三日、御殿御用部屋ニ於て、御勘定奉行中同吟味役衆列座、駒木根肥後守殿御渡、細田彌三郎、戸田忠兵衛罷出受取

覺

例月御金日ニ金銀被相渡候節、金之端ニ付候銀、向後六拾目替ニては不相渡、其時之相場を以相渡筈ニ候、金端を手形之表并帳面共ニ永何拾何文と認候積候間、此端永を其時之相場を以銀ニて可被相渡候、但此相場之儀は御金渡之前日之相場を可被用候、町奉行中え申達、御金渡前日ニニ其時之相場書付、此方え被相越筈ニ候間、何れも月番之方より我等共月番之宅え御金渡日之前日晚方可被相伺候、其節書付可遣候條、其相場ニて翌日御金渡之端銀可被相渡候

(右勘定方の書留なり) (細田彌三郎、戸田忠兵衛は金奉行なり)」 ([『吹塵録』487](#))。

る手段を考え出す。それが金貨と銀貨という相場が立つ必須条件である二貨幣のうちの一貨幣を完全に会計上排除してしまうことであった。そうすれば相場違えは発生し得ないわけだ。もはや全市場を固定相場化しようとする目途や相場統制をしようとする気配はなく、いわば裏技的手段で関係業者にだけ、幕府側の支払方法変更を通知した形となっており、苦肉の策を用いてどうにか財政的難局を乗り切りたい幕府の姿勢が覗える。

なお、江戸小判六十目の一証左となるので、正見の考察に対してもコメントを附しておく。正見が享保五年の史料をわざわざ持ち出してきたのは、「官の銀法六十匁替の事」を知る手掛かりを得るためだった。すなわち、正見の時代にも適用されていた幕府御定法である金一両銀六十目替（「官の銀法六十匁替」）は、いつ頃成立したのかを見極めるために、正見はこの史料を取り出してきたのである。天正から慶元の頃まで、一両四十二匁～四十三匁だったろうとし、慶長期に一両五十目の相場令が出て、徐々に銀安傾向となり、さらに銀安が進んでいつ頃からか六十目に落ち着いたと正見は見ている。元禄十三年の六十目御定相場令以前から、かなりの期間一両六十目だったろうと推測していたようにも見受けられる。それが享保期に極端な銀高となり、再び六十目に落ち着くのは元文を俟たねばならないのか、と想像している<sup>164</sup>。しかしながら、正見は肝心な点を見誤っている。それは正見が享保期に一両四十五匁前後の銀高になったと考えている相場と官の銀法は別物だということである。それは、正見の生きていた時代にも、「官の銀法六十匁替」が行われている一方で、金融変動両替相場が併存していたということと同様の事態だったのである。享保五年、幕府は官の銀法六十目替を建前上堅持しつつ、自ら抜け道を探して、金極めは金払い、銀極めは銀払いという官の銀法に抵触しない手法を編み出したのであった。もっとも正見が勘違いしてくれた御蔭で、今日この貴重な史料を目にすることが出来るわけだが、このように『貨幣通考』には整理のついていない点が見受けられる。正見は生来の興味による貨幣史的考究の成果として『貨幣通考』を物したのではなく、勘定奉行の一業務として幕府の貨幣行政史をまとめたのではないだろうか。正見が「按ずるに」として

---

<sup>164</sup> ちなみに正見のいう天正期四十二匁～四十三匁相場は、正見の勘違いから算出された数字だと考えられる。白石は小判鑄造開始＝天正十六年説をとっており（「白石建議六」239；「本朝宝貨通用事略」670-671）、その頃に小判が造られた可能性はあるが、そのレートが四十二匁～四十三匁だったという記載は管見では見当たらない。天正期に大判一枚銀四百二十匁～四百三十匁という記述は多くの文献に見られるものであり、大判の額面十両で割り算して、一両四十二匁～四十三匁だったと正見は述べている可能性が高い。だが、大判の実額は小判にしては七両二分が基本レートとされており（良品位大判の場合、八両二分および三分等だった場合もある）、一両五十六匁～五十七匁としておくのが妥当だろう（なお、この時代に慶長丁銀は存在しないので、銀は上灰吹銀としてのレートになろう）。

書き添える所見の希薄さから、そのことが覗かれる。それは江戸時代を通じた幕府の通貨政策に、どれほどの厚みや深みがあったかということにも直結する問題であるように思われる。

いずれにせよ「官の銀法六十匁替」は、官の経済規範の一つの根幹をなした。すなわち元禄御定相場令以降、一両六十目は幕府が自らに課した固定相場の意味合いが強くなり、江戸時代を通じて常時堅持されることになったのである。他方、城下の金融市場相場に対して、幕府が全く無関心であったなどということはない。これまで見てきたように、東西の相場違いが江戸市場の物価高要因となるなど、それは幕府財政にも直結する問題であったからである。だが、金融市場相場は幕府が小手先でどうこう出来るような性質のものではなかった。幕府は元禄御定相場令を皮切りに、手を替え品を替え市場相場への介入をしばしば試みるが、相場の歯車は幕府の思惑に左右されることなく独自のメカニズムで動き続けたのである。大岡の捨て台詞は、幕府が市場相場を持て余したことの赤裸々な証言ともなっている。一体、幕府は相場をどのようなものと考えていたのか、相場操作をどのような手段によって実現しようとしたのか、幕府にとって理想の相場状況とはどのようなものだったのか、等々、問題は尽きない。その幾つかの事例を以下にとりあげる。

## 5.1 新井白石と室鳩巢の相場観

白石がいわゆる「改貨議」上下二巻附録一卷を物したのは正徳三年六月であった<sup>165</sup>。既に正徳二年十月に家宣の遺言ともいえる「被仰出之趣」が世に出て、荻原重秀の通貨行政によって乱発され、市場を混乱に陥れた諸貨幣を一掃し、再び慶長金銀時代へ回帰することが宣されていた。それは一方的な上からの布令ではなく、下からの意見を広く聴き入れようとする公開策定書といった一面を持っていた。白石は、その間に聴取した様々な改鑄に関する意見を集約し、慶長金銀復帰への道筋を「改貨議」で示そうとしたのである。その上巻では「世の人申沙汰し候條々」として八ヶ條を列挙し、白石がそれぞれの意見に回答を与えている。金銀が極端に枯渇した中での幕府が企図した良貨への改鑄は、困難を極めた課題であった。白石の答え方も理路整然としたものではなく、お茶を濁したような印象を与える。その六番目の條の〈意見〉と《回答》は次のようなものである。

---

<sup>165</sup> 「白石建議八」をここでは、白石と鳩巢のやりとりを描いた『兼山秘策』（室(1914), 262）に従って、「附録」と呼ぶことにした。原本は「宝貨建議 別記」となっている模様だ（大久保(1979), 309 参照）。



〈改鑄された新銀は、品位は劣るが数量は多くなった。確かに米価は年々高騰しているが飢餓に瀕している者はない。財が豊かになったからだろう。金銀相場さえ安定すれば、貨幣数量の多いことは良いことだ。相場が狂い、物価高となっているのは、両替商の私欲によって、相場が高下させられているからだ。たとえ慶長銀の品位に戻しても、両替商が相場操作すれば物価高は続くだろう。両替商どもを断罪すれば、金銀相場は安定し物価も落ち着くだろう。であるならば、わざわざ金銀を改鑄して再び世を混乱させるには及ばない。〉

《これは新銀に甚だ難儀している西国の人の説である。銀を改めると更なる難儀が待っていると考えるのは、弓矢に傷ついた鳥が月の影に怯えるようなもので、痛み極まって痛みを感じなくなっている人のようだ。天下に貴きものは必ず数が少なく価値も高く、賤しきものは数が多く価値も低い。これは定理であって、銀の数を多くして価値を高くすることは、たとえ聖人でも叶えられない。また商人が利を得んとするのは小人の心のしからしむところであり、咎めるべきことではない。昔、東国で永楽銭のみ通用していたのを、徳川治世になって京銭と併用となり、市場が混乱した。そこで慶長期に永楽銭の価値を剥奪し、すべての銭貨を京銭の価値に統一した。それにより、東国人民は財の四分の三を瞬時に失ったが、一民も憤り怨む者はなかった。今日、慶長銀への品位回復も、同様に商人たちはそれを受け容れ、上と争うことはないだろう。よって、両替商どもを罰するには及ばない》。「白石建議四」〈意見〉と《回答》（「白石建議四」201-203）<sup>166</sup>。

近世期の言説に間々見受けられることだが、白石においても家康治世を理想化しすぎるきらいがある。永楽銭の価値剥奪によって、一民も憤り怨む者がなかったとするのは、鼯鼠目に見ても史実とは言い難い。金銀の品位回復を提言しただけで、諸説紛々している「改貨議」執筆当時の状況からも、白石は容易に慶長期の実状を想像できたはずである<sup>167</sup>。今そのことは措くとして、〈意見〉では、貨幣数量問題と相場問題が取り上げられている。貨幣数量増加と貨幣品位低下が相即不離の関係にあったことは、金銀の鉱山資源枯渇によって市場通貨のみの再利用による悪貨への改鑄において、自明の理であった。第

---

<sup>166</sup> 『折たく柴の記』にも同様の〈意見〉記載があり、そこでは「武家の人々の中より出し説」となっている（宮崎(1964), 461）。

<sup>167</sup> たとえば「慶長日記」の一条に次のようなものがあり、商人たちの一喜一憂が描かれている。「一、去年、永楽銭遣間敷由、於関東被定ケル、當年藏方勘定時、右定以前ノ勘定ニハ、永楽ヲ藏方ニ可有之由、目付代官衆俄ニ永楽ヲ調ケルヲ、関東町ノ商人亦永楽銭ヲ被用ケルト心得、永楽ヲ調事不斜カ、果シテ如去年、掟ニ永楽銭スタリケレハ、此度モ商人失墮不可勝計」（『慶長見聞録案紙・慶長日記・慶長年録・元和年録』157-158）。

三條から第七條まで、基本は相場問題を扱っており、貨幣数量と貨幣品位が併行して議論されている。これは、当時の世相を反映しており、慶長金銀への品位回復は、当時の通用金銀の数量減少を招かざるを得なかったため、それに抵抗する人々が少なからず存在したのである。建議では「金銀の品もとのごとくになり候はんには其數を減じ候べき事を惜み候て其心一つに定まらず」（「白石建議四」194）と語られ<sup>168</sup>、「被仰出之趣」では「もし天下の貴賤の存する所も、今日通用の金銀、其數の半を減せられん事も不可然御事と存、工商の類も、其利の半を失ひ候はん事ハかなふへからすと存候におゐてハ、天下の人と共に其時を御待合せ可有之候」（『御觸書寛保集成』1797号、正徳2年10月11日）と譲歩し待機する姿勢が示され、改貨について忌憚のない意見が求められている。具体的には、当時の通用金銀であった乾字金を慶長金に直せば、二両が一両に、四ツ宝丁銀を慶長丁銀に直せば、二百四十匁が六十匁となり、所有する貨幣数量も名目値も劇的に減少することになってしまう。それを喜ぶ者は、やはり少数派であったといえそうだ。第六條の〈意見〉でも、貨幣自体は現状のままにして、両替商の断罪による相場是正が訴えられている。

この第六條の内容は、白石と室鳩巢の間で実際に交わされたもので、『兼山秘策』正徳三年閏五月六日の記事に載っている（[室\(1914\), 248-250](#)）。やりとりの概略は以下の如くである。

〔白石〕：銀の枯渴は深刻だから旧銀に戻すには五～六百年かかる見込み。だが何とか工夫して二十年程で旧銀に戻す予定。これ目下の大難事。すべては荻原が犯した害悪。〔鳩巢〕：何百年もそのままにはしておけぬ。まず銀相場を上げ、天下一統一両六十目に定めたきもの。これは上の御下知次第。〔白石〕：相場を改める事は可能だが、両替商共の断罪が必要。彼らの私欲により銀相場は下がっているが、申し合わせで操作しているゆえ、大勢を断罪する必要あり。近頃、深美新右とも相場について話し合ったが、合点せず。米は美味いか不味いか、布帛は肌触りが良いか悪いか、それぞれ値段の高下あり。金銀は色の良し悪しぐらい。一両六十目という御定なのに、悪銀だからといって八十目になるのは心得がたい。それにつき新右は合点せず。〔鳩巢〕：錢を例にとればよい。今の錢は永楽通宝などの古錢に比べれば、色も品位も劣るが、今の悪錢も古錢と同様に通用す。この如く金銀貨幣は制令次第。米や帛とは違うもの。〔白石〕：錢の事には気が付かず。卑近な例で埒が明き喜ばしい。〔鳩巢〕：三十人が五十人でも、天下に害する両替商共を磔にし

---

<sup>168</sup> 「こゝらの人々、銀の事はもとより其患とする所にもあらず。当時行はれし金改られんには、其宝の半をうしなふにこそあれと思ひて、此仰承りし人々の中にも、此議の行はれん事をねがはざるありけり」（宮崎(1964), 464）。

ても苦しからず。それは天地の心にも叶う事。『白石』：確かにその通り。

『兼山秘策』では、このやりとりのあとに、銭貨で市場に流通する悪銀を買い上げる話が載っており、鳩巢は「此料簡も成程おもしろく御座候」と感想を漏らしている。これは今見た「改貨議」第六條に続く、第七條の大銭で銀を買い上げる〈意見〉と一致する。

これらのことを考え合わせると、およそ次のようなことが推察される。正徳三年五月に白石は「改貨議」をほぼ書き終えていたが、なお推敲する余地もあった。そこへ鳩巢が訪ねてきた。ちょうど良い機会だと捉えた白石は、「世の人申沙汰し候條々」の第六條と第七條の〈意見〉部分を鳩巢に語り聞かせ、意見を求めた。この時、鳩巢から現行銭貨等価説や両替商断罪説が出て、この討論を白石は「改貨議」に盛り込んだ。第六條の〈意見〉を『折たく柴の記』では「武家の人々の中より出し説」と白石が書いたのは、鳩巢の両替商断罪説を意識した発言だったと思われる<sup>169</sup>。

従って、鳩巢が聞き取った白石の言葉が<sup>170</sup>、どこまで白石自身の見解であったのか、判断しづらい部分もあるが、鳩巢と白石とのやりとりから覗かれることは、金銀相場に関して鳩巢は「上の御下知次第」「時王の制令次第」といい、白石は「相場を改申儀も成申候」と語って、両者ともに相場操作は人為的に可能と見ている点だ。つまり、逆に言えば、その当時の相場変動は全て人為的なものであり、両替商の意図的な操作結果だと見ているわけだ<sup>171</sup>。本稿が展開してきた議論に基づけば、この時の江戸城下市場は、幕府勘定と商品市場は御定通りの小判六十目固定相場だったわけであるから、変動相場だったのは金融市場だけであった。従って、金融変動相場が両替商によって取り決められているという

---

<sup>169</sup> 両替商たちの取監が元文改鑄の際には実際になされた（三井家、本 536-2, 元文元年；『両替年代記』226：三井文庫(1980), 238）。白石「改貨議」の影響が大きかったと思われる。

<sup>170</sup> 「改貨議」において、白石は金銀相場に関しては、極めて品位主義的見解を濃厚に示しており、鳩巢とは意見を異にしていた印象を受ける。白石は古法として「慶長の法の金の價は銀よりは十二割餘高かるべきつりあひ」を語り、元禄金銀について「金壹兩の重さ四匁八分の内にて金は三匁壹分七厘ありて其餘壹匁六分三厘は銀をまじえ入れ、銀は六拾匁の内にて銀三拾八匁四分ありて其餘二十壹匁六分は銅をまじえ入れられ候」と語っている（「白石建議七」247）。元禄銀については正しいが、元禄金は誤った記述となっている。これは純金銀比価約1：12という古法によって、白石が銀貨から試算した金貨の純金量を書き写したものと思われ、元禄金を四匁八分とすれば、実際の純金量は二匁七分五厘余りとなり、白石の数値より大幅に低くなる。このごとく白石は品位主義者だったのであり、本稿の議論の趣旨とは別に、対話内容には鳩巢的見解による潤色が多少なりともあると考えられる。

<sup>171</sup> ただし、こうした考えがあっても両替商を意のままに動かさなければ、相場操作は叶わないことになる。「農工商の類は申すに及ばず、武士といへども、両替の者共の申す旨に任せざる事を得ず候によりて、つみに天下の利権は両替の者共の掌の中に落候」（「白石建議七」248）。

点では、あながち間違った見解だとも言い切れない。だが、この両替商が取り決める相場に関して、両替に携わる商人たちの目線から見れば、意図的な操作結果だと見なされることは、とんでもない言いがかりだということになる。「都テ相庭ノコトハ自然ノ理ニシテ、人才ノ及ブ所ニアラズ」(草間(1916a), 167)と直方が述べている如くだ。本章冒頭で、享保三年暮れからの御定相場事件の顛末を述べ、同様の銀払底・両替商営業困難という事態は、すでに元禄十三年の御定相場令の際にも起こっていたことを述べた。その詮議において、江戸両替商仲間は次のような一条を訴えている。

一 兩替屋相談を以、銀子相庭相極候様外に申立候由、是又迷惑奉存候。銀子ニ不限、諸色共相庭之儀ハ諸商人之心任ニ不罷成儀に御座候。其故ハ兩替屋之内今日銀子入用之者も御座候、銀子拂申者も御座候、銀買人は相庭之下直を好み、銀賣人は相庭之高直を好み申候。如此、人之存寄、日々に替申事ニ候へば、一同に相庭之高下を相談にて相極め可申様無御座、其上右申上候通、相庭之高下諸商人之力に不及候儀、明白ニ御座候事。

元禄十三年辰十二月十九日  
御奉行所様

本兩替町／駿河町 兩替屋共

(『兩替年代記』58)

続く一条も「京大坂兩替屋と御當地兩替屋と、以書通相庭等之儀申合候様に、是又外方申立候由」(『兩替年代記』59)という上方・江戸兩替屋談合批判に関するもので、結論としては同じく「相庭之儀、商人之力ニ不及候」というものだ。この二つの条で語られている「外」とは十組問屋のことで(「銀高直ハ兩替屋之所爲と、十組方數ヶ條申立、御不審相懸候」(『兩替年代記』57)、元禄十三年十一月八日の幕府御定相場令前後、最も頻繁に幕府に働きかけていたのは十組問屋であり、その十組の専らの関心は相場動向にあった。自分たちの度重なる歎願によって、やっと実現した「諸国一統六拾匁通用之御定法」の触れに背く存在があったとすれば、早急に幕府に是正を迫る必要があったからである。

以上により、白石と鳩巢、それに両替商の見解を確認できたとして、現実の歴史はどうだったのかを見ておきたい。それには、白石「改貨議」も導因の一つとなったであろう正徳改鑄が、実施された後の相場動向を見ればよい。史上稀に見る良貨への改鑄に関して、少し補足しておけば、これは必ずしも白石案に基づいて忠実になされた訳ではなかった。白石案は「改貨議」下巻および附録に見られるように、宝鈔(紙札)発行による引替案

だったが、正徳改鑄は堺の商人である谷長右衛門が発案した政策が採用され、割合通用となった。「金銀の相場くるひ出候事の始」（「白石建議四」193）とされた元禄改鑄に始まる金銀貨幣品位の低下不均衡が割合通用により是正され、また触れで両替商に対して相場安定が念押しされたのだから、御定相場一両六十目に近い市場相場で改鑄以降は推移することが幕府側には当然予測されたであろう。

正徳金銀の引替は江戸では正徳四年八月二日に始まった（『両替年代記』90）。改鑄実施を伝える布告は遡って五月十五日になされた。その第二項は次のように始まる。「今度被仰付候新金銀并に慶長以來元禄七年迄の古金銀はいふに及ばず、元禄寶永の金銀皆々これを通用すへし、但し元禄寶永等の金銀の事、公儀の御定におゐてハ、慶長の法のことに金壹兩を以て銀六拾匁に相當せられ候といへとも、内々におゐてハ、歩金歩銀をくはへ候て通用し來り候事ハ、其品々の高下同しからさる故に候、然る上はこれより後も、元禄以來品々の金銀を以て、慶長の法の金銀等、其品を同しく通用の事ハ有へからず候、これによりて慶長以來只今通用之金銀に至るまで、おの／＼其品の高下によりて割合の次第を定められ、いつれの金銀にても有合候に隨ひて、皆々通用し候法を定められ候」（『御觸書寛保集成』1800号、正徳4年甲午5月15日(2)）。要点整理すれば、1：全通貨の市場通用奨励、2：これまでの全通貨公定レートは金一兩銀六十目が建前、3：現実の市場では品位に応じた増歩通用、4：これ以降の市場通貨における割合通用を制定、となる。さらに第四項では、両替商に対して「其時に應し候て、相當の相場ハあるへき事勿論に候」としながらも、「両替し候商人等みたりに金銀の品を高下し、過分の利倍を求め候」事を厳しく戒めている（『御觸書寛保集成』1800号、正徳4年甲午5月15日(4)）。

改鑄布告後、引替開始以前、早くも相場が不穏な動きを見せたようで、幕府は六月九日、両替商に対して、銀相場について諮問している。同月十六日、書面で両替商は次のように答えている。

金銀相庭之儀、兩替諸商人ニ不限、賣人買人多集り直段落合賣買仕候所則相庭ニ御座候。上りても下りても私共利分は五厘壹分之間ニ候間、私共高下は好不申候。又格外大高下仕候譯、武家町方ニ不限、時之相庭或ハ八拾三匁ニ致賣買候所江、百貫貳百貫目拂銀出候へば、其前買置候銀子未何方江も賣不申内ニ候間、望不申候ニ付、賣拂候者金子入用ニ候へば、時之相庭方壹分も貳分も引下ゲ、段々ニ賣申候ニ付、方々拂銀差湊候時分ハ存外下直ニも成申候。高直ニ相成候節も、同様之歩ミニ御座候。前々も申上候通、相庭高下私共自由ニは及不申、此後逆も高下之儀は難計御座候と申上ルと云々。

両替商の言い分を繰り返せば以下のごとく。[自分達は定率の両替料を取るだけで、相場変動を歓迎してはいない。金銀相場自体は他の商品相場同様、売り手と買い手のやりとりの中で決定するものであり、例えば払い下げ銀などが多く供出されれば銀値段はどんどん安くなり、またその逆もありうる。相場の高下は自分達の思い通りには決してならないものであり、予測しがたいものだ]。このように、市場原理に任せた相場決定システムであって、両替商の関与するところではないという従来の主張を繰り返している。

こうした両替商の答申に対して、幕府の態度はどうであったろうか。引替が開始されて早々の八月九日、「此節銀少シ高直之様ニ候」とあって、不安定な相場状況が『両替年代記』の文面から読み取れる。十月二十六日の相場は「四寶七拾三匁五厘 新銀ニ而三拾六匁五分貳厘」（『両替年代記』99）とあり、これは乾字金一両に対する新銀相場であって、新金一両に対しては、四ツ宝銀と同じく新銀七十三匁五厘となる。一両六十目より大きく銀安傾向となっている。十二月一日の引替例でも、四ツ宝銀と乾金との引替相場が、七十七匁六分から八分、翌日の二日は七十七匁二分となっており、これは新銀と新金レートと同じ数値となるため、十月末より更に銀安が進んだことになる（『両替年代記』91-92）。この数値を見ると、幕府は正徳改鑄後、直ちに一両六十目レートを厳守させるような方向ではなく、これまでの市場レートを容認しつつ相場動向を見守っていたようだ。

それよりも古金銀と新金銀との引替が最優先事項であって、幕府は改鑄後、専ら引替に腐心し、両替商に引替のための組合を作らせたりと、幕府も両替商も引替事業に専念することになる。『両替年代記』に正徳五年と享保元年の相場記載がないのも、その一つの表れと言えるかもしれない。続く享保二年は、春夏平均が銀六十九匁七分五厘、秋冬平均が六十四匁二分と、どんどん銀高傾向になっていく。品位を正したことによって、時間差において相場が六十目に近づいてきたという分析は可能だろう。元禄改鑄後とは逆向きの相場傾向となったわけだ。ところが相場というものは、変動相場である限り水物であって、どこかで一定するという時期の存在する方が稀と言えるかもしれない。享保初年も銀高傾向に歯止めがかからず、翌三年の五月前には、とうとう六十目以下の銀高となる。つまり、十組問屋が苦情を言い出し始めるレートとなったわけだ（『両替年代記』120）。のみならず、この急激な銀高に対しては、幕府の詮議も厳しくなる。町奉行となった大岡越前守も、この頃『両替年代記』に登場する。五月一日に五十八匁三分五厘だったものが、五月二十一日には五十三匁七分もの銀高となり、二十六日には五十六匁三分～四分とやや値を下げる。銀相場の高下に対する両替商の言い分は、以下のごとく。

上方筋銀高直ニ付江戸ニ而銀を買調候故高直、又引戻し下直ニ成候者、御屋鋪諸色代銀ニ而諸商人江御拂ニ付、銀諸方々兩替ニ參如此と認、主人直印連印之書面差上ル。

(『兩替年代記』121)

「上方銀高直之故歟、御上納・御屋鋪納共、代りを金ニ而差下し、江戸ニ而銀を買調候」(『兩替年代記』120-121)とか、「上方方爲替を金ニ而下し、銀を江戸ニ而爲買候」(『兩替年代記』120)と、兩替商は幾度も幕府に説明し、東西の相場違い、すなわち上方が江戸より銀高であることによって、上方の金が江戸に流入し、江戸の銀が上方に流出するという事態を訴えている。それが原因で、江戸では銀が払底し、銀高に拍車が掛かるというわけだ。他方、上方へ銀を流出させるのではなく、屋鋪方の江戸での支払に銀をあててくれれば、銀高は幾分おさまるというケースが、銀の安値要因として挙げられている。先の六月十六日の答申にもあったが、百貫二百貫といった市場経済全体から見れば、決して高額とは思われない貨幣量の上がり下がりによって、江戸の金銀相場は過敏に高下していたことになる。

このような不安定な相場動向に対して、享保三年暮れに御定相場令が出されることになる。既に本論で幾度も述べたように、だがそれも失敗に終わることになったのである。つまり、白石や鳩巢が目論んだような相場固定というものは、実現しなかったわけだ。しかしながら付け加えておけば、それ以降の享保中期～後期の金銀相場は一兩六十目前後でかなり安定した数値を見せる。やはり慶長金銀と同等の品位回復によって、改鑄当初は揺れの激しかった不安定相場も、時間の経過と共に品位に見合った六十目前後で落ち着きを見せたと言えるだろう。新金銀建てとするよう令された事も、最も安定的な高品位貨幣が基準とされたことによる相場変動のおさまりの一因に挙げられよう。よって、幕府が相場問題に頭を悩ますことはなかったわけだが、今度は連年の豊作による米価安が享保後期の幕府の悩みの種となる。「天下の上下大に財用とぼしく成來り候とは申すべからず武家の財用とぼしく成候とは申すべく候」(「白石建議一」159)と白石が分析したごとく、武家だけが困窮する社会が米価安によって、ますます助長されたわけだ。名目上であっても、とにかく米価高にするため、やがて幕府は再びの悪鑄である元文改鑄へと舵を切らざるをえなくなる。

このように見てくると、元禄改鑄以前の慶長金銀一兩六十目相場というものは、貨幣品位に相応したまらず安定的な相場だったことが、正徳の改鑄後の相場動向によって実証されたといえる。「天下一統金一兩に六十目に相定度物に奉存候」(室(1914), 248)とい



う思いから鳩巢が安易に考えたごとく、相場は「上の御下知次第」「時王の制令次第」というわけにはいかず、幕府は制令を取り下げざるをえなかった。だが、正徳改鑄による慶長金銀への品位回復という商品貨幣における商品価値的要因によって、市場相場は幕府が定めようとした一両六十目前後で安定したのである。この経験は続く元文改鑄にもいかされ、金貨銀貨の純分低下率をほぼ同率とすることで、幕府は相場の継続的な安定を図ることになる<sup>172</sup>。このように通貨政策がすなわち相場政策でもあるという視点で、これ以降の幕府の通貨政策を見ていく必要がある。

## 5.2 川井久敬と松平定信の相場誘導

勘定奉行荻原重秀と新井白石の関係は、後の時代の勘定奉行川井久敬と松平定信の関係によく似ている。二人の奉行は大胆な通貨政策の転換を図り、白石や定信はその路線を押しとどめようとした経緯があるからである。

田沼政権下での五匁銀・南鐐二朱銀の発行は、商品市場の江戸小判六十目を金融市場にも適用させようとする政策であった。それ以前、慶長金銀と同様の純金銀率で品位を低下させた元文金銀への改鑄は、貨幣品位に配慮した相場誘導であり、それは間違いなく功を奏した通貨政策であった。確かに当初は金銀相場にかなりの動揺があったものの、時を経るに従い、ほぼ一両六十目相場に落ち着いてきたからである。しかしながら、それは固定相場ではなく変動相場であり、ほぼ一両六十目とはいっても、一匁、二匁の開きがあるだけで、江戸城下の物価問題においては、大問題といえるものだった。全国一統小判六十目は、江戸十組問屋の悲願だけでなく、幕府にあっても叶えたい財政政策の目玉となりうるものであった。よって、これを田沼政権が指をくわえて見ているようなことがあり得なかったのは当然である。

久敬のとった手法は、銀貨に手を加えることであり、関東圏においても銀貨を流通させようというものだった。最初に着手したのが五匁銀の発行であり、これを計数貨幣である金貨の通貨体制と同様の扱いで、金四分が金一両であるように、五匁銀十二枚で金一両勘

---

<sup>172</sup> 『翁草』では、これを品位の問題と見ているが、やはり金銀純分の引き下げ率の問題と見るべきだろう。「元文元年に文の字金銀を始られ、是迄の通用金銀を古金銀と稱し、銀は五割金は六割半増に被定、無程古金銀は引替仰付られけれ共、是は先年の四つ寶銀と違ひ、位も格別あしからねば、相場等の狂ひも左程になく、今に至りて、三十餘年無滞通用せり」（「[金銀吹替](#)」203）。

定にし、金融市場の江戸小判六十目を日常遣いの中で実現しようとするものだった<sup>173</sup>。

しかし市場の反応は、すなわち両替商は、幕府が考えるようには考えなかった。額面的な計数価値よりも、変動する金銀相場における金に対する評価額としての銀相場を基準と考えたからである。例えば、もし市場相場が一両八十目ならば（実際の市場は六十四匁前後）、五匁銀十二枚ではなく十六枚ないと釣り合わない。にもかかわらず、十二枚でよいとすれば、金の買い手ばかりが両替屋に殺到し、結果、五匁銀ばかりが両替屋に残されることになるだろう。こうした予測のもとに両替商仲間は幕府の銀貨政策に反対した。銀貨である以上、金銀相場における銀相場に従った両替率での引替が前提だったため、増歩代わりに切賃が要求された<sup>174</sup>。

この幕府と市場の対立は、すでに元禄改鑄に始まっており、幕府は慶長金銀と元禄金銀を等価なものとして、市場で無差別通用するよう命じたにもかかわらず、市場は両貨幣を区別し、増歩を付けてやりとりされたのと同じであった。秤量貨幣であった銀貨に額面表記するというアイデアは、確かに面白いものではあったが、もし市場がその額面を無視し、変動相場によって、額面表記銀貨を扱うとするならば、却って額面表記されていることは煩わしいものでしかなかった。こうした忌避を主因とすべきかどうかは、さらなる調査を要するが、ともかく五匁銀は市場でもてはやされることなく姿を消した。

代わって登場したのが南鐮二朱銀であった。これは銀貨に金貨の額面を表記するという極めて斬新な発想の貨幣であった。金銀相場は、通常金貨と銀貨が対峙し並立することを前提としているが、その金銀を一つの貨幣に詰め込んでしまえば、もはや金銀相場云々はないだろうといった着想であったろうか。さらに市場が純度の高い金銀貨を好むという心理をよく把握しており、ほとんど純銀といえる銀貨に金の額面を付して発行したのである。

この二朱銀に対して市場はどう反応したか。両替商仲間の上申書を見よう。

乍恐以書付奉申上候

昨日南鐮判爲御見被遊、目方掛改候所、貳匁七分五厘御座候段申上候處、當時金貳朱ニ相當り候哉と御尋ニ付左ニ申上候。

一 南鐮判目方貳匁七分五厘 百四拾目割／六拾目割

代三匁八分五り

---

<sup>173</sup> 「五匁銀之儀は銀相場ニ不拘、金壹兩ニ六拾目替之積を以、金壹分ニ銀三枚、金壹兩ニ銀拾貳枚之積、渡方請取方無滞可致通用候」（『御觸書天明集成』2848号、明和4亥年12月）。この触れ内容は銀座史料に見られるごとく発行当初からの意図だった（中井(1963), 68を参照せよ）。

<sup>174</sup> 三井(1995a), 648-649参照。

但金貳朱分、七匁五分之内方南鐐代三匁七分五厘引三匁六分五厘不足<sup>175</sup>

一 當時銀相庭六拾八匁四分之貳朱分ニ而ハ四匁七分不足

右南鐐之儀者、私共商筋ニ而者取扱不申候得共、御尋ニ付、寶曆三酉年十一月御觸之割を以奉申上候。以上。

明和九辰年八月廿三日 両替屋共

(三井(1995a), 656)

二朱銀の品位を評価し、余りにも不足分が大きく釣り合わないので、自分たちは取り扱わないとしている。だが、この評価計算は少しおかしいようだ。『両替年代記』安永元年(1772)のくだりには「南鐐百目ニ付百四拾匁之割」(『両替年代記』312)とあり、「代」は南鐐を1.4倍しているだけである。「代」とは当時の通用銀である元文銀価格だろうから、これでは余りにも南鐐の純度が低すぎる。この「百四拾目割」という数字が銀座から提示されたものだとすれば、百目ではなく六十目に対する割合の数字ではないだろうか。元文銀の純度は約46%とされるが、仮にそれを43%とし南鐐を純銀とすれば、 $[60 \div 0.43 \approx 139.5348 \approx 140 \text{ 匁}]$ となるからである。よって南鐐判の量目二匁七分五厘に対しては、 $[2.75 \div 0.43 \approx 6.3953 \approx 6.40 \text{ 匁}]$ となる。七匁五分は単純に六十匁を八で割った数なので、不足分は約一匁一分となり、両替商仲間が評価するほど劣っていたわけではない。あくまで元文銀純度を43%と仮定した場合の話ではあるが、これをもっと単純計算すれば、二匁七分五厘の純銀に対し、元文銀二朱分の純銀量は $[7.5 \times 0.43 = 3.225]$ となり、不足分は0.475匁で、南鐐二朱銀は元文銀二朱分の約85%の純銀を含有していることになる。「百四拾目」に対する両替商の勘違いかもしれないし、まだ現物を見ていなかったがゆえに推定品位の齟齬があったのかもしれない。あるいは意図的に誤った評価をした可能性もある。

これについて今は措くとして、五匁銀の時と同様に、商人サイドにあっては、ここでも相場銀での判断がなされ、今現在の時相場で評価すれば、より開きが大きくなるとされた。幕府の固定相場規定に対し、両替商の頭には金融変動相場しかなかったことがわかる。つまり、幕府が要請している御定に従おうとする気など端からなく、それを露呈する形で幕府にも自分たちの貨幣の扱い方について堂々と答えているのである。そして、この両替商の低評価は、瞬く間に巷にも広まったようで、杜口は『翁草』で「下駄屋甚兵衛上書」を引く際、次のような二朱銀評をしている。

---

<sup>175</sup> 文中「三匁七分五厘」は誤りで、正しくは「三匁八分五厘」だと思われる。

全體二朱銀四文錢の事を難じて書き、抑此二朱銀の事は最初より世人不伏、其謂は二朱通用被仰付なば、古來の通金にて吹立んには子細なし、金の替り銀と有る處に、先世人疑を生じ、且つ兩替商の者謂は、二朱銀吹出の始より、金一兩の手前にて、南鐐二十匁程の不足見えたり、是上の御徳用世上の損なり、其上後年此通用相止み引替の節に至なば、又相應の減じ仰付らるべし、左有ば通用金銀過分に減なん、殊に上納は専ら正金を以てし、世上へは二朱をおもに出さるゝ御風俗を歎て、今少し年を経ば、終には金は皆上へ納り、世上は銀計に成べしと、衆口喧し、此甚兵衛が諷詠も、第一斯様の事を心に含みて書る成べし

([下駄屋\(1906\), 140](#))

先に引いた兩替商の上申書では、二朱で「三匁六分五厘不足」だから、一兩にすれば、二十九匁二分の不足、つまりは三十匁程の不足となるが、これよりは多少なりとも尾鱗が取り外されたのかもしれない。杜口が語っている段階では、南鐐二朱銀はその名の通り、ほぼ純銀に近いということも分かっていたであろうし、元文銀の純度が五割に満たないということも知っていたはずである。二朱銀の量目二匁七分五厘を一兩にすれば二十二匁となり、元文銀の純銀分を三十匁と見なしても、その差は十匁に満たない。冷静に判断すれば、これぐらいの見当はついたはずだが、風説というのは恐ろしいもので、元文銀を南鐐二朱銀に替えれば大損するというイメージが世間に定着していたようだ。当初、二朱銀の市場流通が滞っていたのもうなずける。

この悪評の二朱銀を甚兵衛は上書で通用停止にすべしと言ったわけだが、中井竹山の場合には改鑄案が提示される。

故ニ銖銀ノ事右ニ論ズル如クナレバ、其儘行ル、モ害有、又廢セラル、モ如何成者ナレバ、何卒冀クハ改鑄在セラレ度事也、若然ラバ銀ノ位ヲ宜クスルカ、又ハ掛目ヲ増カ、何レ民心ニ能信ズル程ニ有タシ、今ノ二朱ハ世ノ評ニ、八片ノ價四十八匹ニ當ルト云、然バ一片六匹也、實ニ斯アレバ大ナル違戻成故、改鑄ニ位ヲ論ズルモムツカシ、手短ニ目ノ増方ニシテ、十片ヲ銷シテ八片トスル程成可カ、夫ニテ金一兩六十目ノ數ニ叶フ可、然バ十ノ二ヲ減ズル故、萬金ヲ消シテ八千金トスルノ數ニ中レバ、目前官ニ大成損失有様ナレドモ、金價是ニテ騰リ、物價自ラ降ル可、數年ノ内ニハ右ノ費ハ自然ト償フ可

([中井\(1915\), 392](#))

この話を読むと、改鑄などせず、二朱銀八枚のところを十枚で一両通用に触れ直せば、それで事足りるように思うが、そうした発想は竹山にはそぐわなかったようだ。ともかく竹山の筆によれば、二朱銀と元文銀の差は一両あたり元文銀で十二匁となり、現実はかなり近づいている。この評価が市場の二朱銀に対する平均的なものと見なしてよいだろう。いずれにせよ、市場における商品貨幣の価値づけは貴金属の含有率である品位にあり、幕府の令するところは何の効果もなかったことがよくわかる。例えばクナップの貨幣論に貨幣固定説という主張があるが、近世日本市場では幕府が定めた貨幣価値など端から相手にされなかったがゆえに、すなわち貨幣価値の決定権が極めて薄弱であったという点において、こうした説は当てはまらないのである<sup>176</sup>。五匁銀や宝永の十文銭などは更に顕著な事例で、市場から拒絶されたがゆえに流通の滞った貨幣といえよう。

以上述べてきたように、田沼政権下で勘定奉行久敬は、財政政策の足枷の一つであった相場問題に対して、「金壹兩ニ六拾目替之積」を実現する通貨政策を執行した。第一弾は「金壹兩ニ銀拾貳枚之積」の五匁銀（『御觸書天明集成』2848号）、続く第二弾は「歩判八を以金壹兩之積」の南鐐二朱銀（『御觸書天明集成』2858号）、これら貨幣の市場流通により固定金銀相場小判六十目を目論んだのであった。あいにく第一弾貨幣は撃沈の憂き目にあったが、第二弾貨幣については市場が敬遠したにもかかわらず強引な市場への供給が続けられた（「貳拾五兩差」）。その結果、何が起こったかといえば、目標とした固定相場とは裏腹に、市場相場の大混乱を招いたのである。しかも絶対に回避しなければならない上方銀高相場を引き起こしてしまったのであった。これについても竹山の解説がある。

上國金相場殊ノ外下直ニ成タル事、公私トモ大ニ失墜、平民モ大戸・中戸迄甚迷惑ノ事ニ成タリ、是ハ他ニ非ズ、安永中ニ朱銀ノ幣始テ銀ヲ金ニ換テ用ヒラレシヨリ起リタル也、元來ニ朱ハ便利成者ニテ、民情ニ能合テ三都ニ滞リ無流布シヌレバ、官ヨリ益々鑄造有故、僅ノ年數ノ内ニ金數殊ノ外多ク成、其上ニ朱ノ位其重ニ少シ中ラザ

---

<sup>176</sup> 「國家嚴令ヲ出シテ、必ズコレヲ行ハシムレドモ、民益コレヲ用ヒズ、國家彌嚴令ヲ下シテ、是ヲ用ヒザラン者ヲバ、重刑ニ處スベキ由ヲ告シラシメ、有司〔荻原重秀〕日々ニ此事ヲ下ニ令スレドモ、民彌之ヲ行ハズ、茲ニ至テハ國家ノ權力ヲ以テモ、強テ行ハシムルコト能ハズ、誠ニ民情ニ不協コトハ、嚴刑ニテモ服從セシメ難キ者也」（[太宰\(1914\), 143](#), [十文銭の事例]）。

ルニ、上國ニテ金價次第ニ劣リテ、一統ノ差支ヘト成タリ<sup>177</sup>

([中井\(1915\), 390](#))

当初は歓迎されて流布したわけではなかったが<sup>178</sup>、とにかく二朱銀の流通によって市場では金安銀高傾向が鮮明となった。本稿で幾度も扱った天明八年願書別紙も、この銀高相場による物価騰貴が原因で書かれたものであった。市場の混乱は世上の騒乱となり、多くの評者がその原因を南鐐二朱銀と四文銭の発行に求めた。甚兵衛のように、これら貨幣を廃止し、それ以前の状態に戻るべきだとする者、竹山のように、改鑄案を唱える者、意見はさまざまであった。

こうした世相を背景にして、松平定信が登場することになる。回顧録である『宇下人言』に、二朱銀鑄造停止に至るまでの諸情勢・諸事情が非常に簡潔にまとめられているので、まずはそれを引用する。

いにしへの御制度をみるべし。ことしは作かた不宜に付、そばうんどの類をつくるべからず、又は酒造をやむべし、又は一兩に付鳥目四貫文に通用すべしなど、こま／＼御沙汰の御ふれもありけり。右らの事たへにたへければ、いまは金穀之柄は商家に歸していかんともすべからず。すでに寶歴明和之比までは金相場たかくして七十目之餘にもしたりしを、河合越前守（川井久敬・御勘定吟味役）てふ人出て南鐐銀をふけり。八片にして一兩に換るものなれば金を増すの道理也。げに丁銀を多く吹つぶして南鐐とせしにぞ金は増、銀は減じぬ。これによつ（て）金相場おい／＼に下落せしを、六十目餘に至らば吹止むべきを、金穀之事に心づきし人もなくて、未年（天明

---

<sup>177</sup> これについて「國醫論」は次のように語っている。「又近來南鐐銀を多く鑄させられ、金に代て通用せしめ、又大錢鐵錢を多く鑄させられ、古錢に交て通用せしめられける故に、金幣至て賤くなり、錢價も亦至て賤くなり、銀子のみ本の數にてありければ、銀幣ひとり貴くなれり。然るに東國は金を主とし、西國は銀を主とする故に、西國は年々富、東國は歳歳貧くなれり、早く御主方なくんば、東國方編枯すべし」（湯淺(1929), 9）。

<sup>178</sup> 福田は、二朱銀が当初は好まれなかったが、その使い勝手の良さから好まれるようになり流行したことを端的に語ってくれている。「小判歩判南鐐ともに、通用差別はあらねど、小判は十に一二はかならず瑕ありて、【俗これをきれと云】取扱に嫌ひ、歩判はあまりに形ち小さく、搜索のわづらひをいとひて、人々南鐐を好むなり、また南鐐通用の始めは、遣ひ馴し小判歩判の方を好み、兩替に南鐐の方より打賃とて出しぬるを、今は南鐐通用便利よき故に、遠國邊鄙までも流行してひらけ、人々好みぬれば、自然と南鐐拂底になり行、今は兩替に小判の方より打賃を出しぬ、【俗これを逆打賃といふ】是以ても南鐐通用便利よきを知べし」（『古事類苑』泉貨部 5, 金銀貨中, 317）。



七) まで年々に吹しかば、つめに金相場下りもて行て五十四匁三匁まで引下ぬ。しかるに關東にて一兩を六十目と定らるれば一兩之品を以て關西へ行ば五十三四匁にたらず。さすれば諸色のあたへに〔さ〕しても、かゝる旅中費用賣徳の外に此たし銀をわりかくるにぞ、いよいよ物價は騰貴せし也。予職になりてたゞちにこれを論ぜしに、この南鐐てふものはもと姦物にて、八片一兩にかふべき正物にてあらざれば、只南鐐を以て丁銀にせんには二割之費をうく。いかゞはせんと人々いふにぞ、まづ南鐐を吹やめて山吹銀もて年々丁銀をふきたすべしといひやひて、その通に取行ひ、京都之御入用につかふべきも、その南鐐銀十萬兩分をふきて、丁銀にしてつかはれたり。丁銀おれわれさび、焼なんどいふも通用せざりしを、これ又通用すべき旨ふれ達し、並に南鐐をいやしみ候へば金をいやしむにあたり侍れ。そのうへ今人情にあふて好んで用ゆれば、今はた止むべきにもあらざれば、永代通用と被仰出可然、そのうへ目先きに多くあればおのづから人いやしむ習也。すでに七八ヶ年已前までは、予が在所などには南鐐いまだ通用なかりしが、今にては専と用ゆ也。南鐐いまだ西國へは通用せざれば、是また施行候はゞ、必らず勢をうべき也とて、これまた南鐐を西國へかし付之義取計ひし。そのうへ一兩にしてすでに五六匁ほどづつ關西にて利を得る道理なれば關西次第にとむ也。【この後關東のごとく西のかたも六十目通用となりなば、彌西のかた盛に成べきなり。この比もその評義侍れども止て行はず。】

([松平\(1942\), 104-107](#))

懐古趣味的に、古は良かった、で始まるが、酒造制限令や金一兩=錢四貫文令が幾度も出ていることを想えば、まつりごとは昔も今も大変で、「金穀の柄」が商家に帰したのも、定信の時代あたりに始まったことではないと言える。それはよいとして、定信が主題としているものが、江戸小判六十目であることは明瞭であり、しかも関東と関西の交易を問題にしている、本稿の主題と完全に合致する内容となっている。南鐐銀発行以前は、かなりの銀安傾向にあったものを、久敬による南鐐銀鑄造により一転して銀高が進んだ。理由としては、南鐐銀が八片一兩の金貨扱いであり、丁銀を吹きつぶして南鐐を造っているのだから、金の市場流通高が増え、銀は減り、金相場が下落することになったからである、と分析される。肝心なのは、金銀相場が一兩六十目そこそこになったところで鑄造停止すべきであったところを、金銀米錢に目を光らせる執政職や行政官もなく、制御なくどんどん吹き増しを行ったため、一兩五十三匁までも銀高となってしまった、と語られている点である。関東は小判六十目の定格があるゆえ、東西相場違え分だけでも関東市場は相当の物価騰貴となる、という指摘は、本稿が既に幾度も論じたところであり、定信はこれをよ



く承知していた。「金壹両を以て銀六拾匁に當られ候へども、（中略）壹両の金わづかに銀五拾四匁に當り候を以て、（中略）其價を増して六拾五六匁に賣出さゞる事を得ず候き<sup>179)</sup>」（「白石建議七」247）と白石が語った東西相場違え分の値付け論理を定信もここで繰り返しているのである。

定信が執政職に就いて直ちに着手したのが、この南鐐銀の処遇であった。この貨幣に対する定信の評価も「姦物」であって「正物」とは言えぬものであり、竹山の評価に倣って純銀度二割減としている。すなわち元文銀六十目に対して「八片ノ價四十八匹ニ當ル」と竹山が語った如くである。政策としては、竹山案ではなく、吹き止めとし、丁銀への吹き替えに着手している。だが、この頃には大量に発行されていた二朱銀は関東市場の通用貨幣として、すっかり定着しており、通用停止措置が得策とはとても思えない現状であった。それゆえ、発行済の二朱銀については永代通用としたのであった<sup>180)</sup>。ただし関西市場は杜口が語っているごとく、この貨幣に対する不審感を払拭できておらず、未だ流通していなかった。これは四文銭についても同様であった<sup>181)</sup>。南鐐銀を銀高相場のまま関西市場に買上・流通させ、しかも小判六十目相場として通用させたとすれば、その差益分の利得を関西市場は勞せず手に入れることになろう、という議論がなされたことも記録されている。通貨政策の評議現場が史実のまま描かれたものと見てよいだろう。

ところで、定信は市場が銀高に傾いた原因を金貨と銀貨の貨幣数量バランスとして捉えた解釈をしているわけだが、これを貨幣品位からも解釈可能である。すなわち、二朱判は金貨扱いの貨幣であったがゆえに、それを八枚持ち寄れば一両扱いとなったわけであり、これを市場は元文銀四十八匁にあたと評価していたのである。つまり金一両銀四十八匁が、自他共に認める標準相場だったわけで、市場は自ずと銀高に傾かざるを得なかったのである。これは元禄金銀の市場における品位評価による銀高相場現象とよく似たものとして理解できる。

また享保6年に目安箱に投げられた「山下幸内上書」に触発され、定信によって書かれ

---

<sup>179)</sup> 本稿第四章冒頭の当該本文引用を参照。

<sup>180)</sup> 『両替年代記』は寛政中頃に二朱判の人気が出たとしているが、定信の話によれば天明末年頃には既にそうした状態だったかもしれない。「貳朱判兩替之儀、寛政中頃を諸人貳朱判を遣馴候哉望人多相成、壹分切賃と同様取替仕候」（『両替年代記』382）。

<sup>181)</sup> 四文銭をめぐる関東の便利主義、関西の実利主義について中井竹山はいう。「當四ノ鑰錢ハ便成者ニテ東土ニ遍ク行レ、西ハ京ニ至テヤム、大坂ニハ初ヨリ決シテ用ヌ故、西三十三國ニハ行レズ、初鑄ノ明和丁亥ヨリ廿五ヶ年以來既ニ斯ノ如ナレバ、此後逆モ知可耳、何故ナレバ少量ニ中ラザルニ依テ也、東土ハ量ニ中ヌハ知レドモ便成ヲ悦用ヒ、大坂ハ便成ハ知ドモ量ニ中ラザルヲ厭用ヒザル也」（[中井\(1915\), 401-402](#)）。

た「物價論」においても、『宇下人言』に書かれた内容と同様のことが繰り返されているので、それもここで確認しておきたい。

又は銀吹かれ候比は、丁銀をも吹潰して貳朱判になしたるによりて、銀の位は數少なきを以て高くなり、金の位は貳朱判金の通用をなし候間、金の數増し候を以て位をひく、す、古しへは關東六十匁を一兩とす、西國邊にては銀通用に定められしに依て、六十七八匁、其餘にもしたり、此義いかにして天下一統六十匁通用になきと難ざるものあり、日頃考へ候に、是深遠の神策、誠に恐入程も難有事に候、然るを辨へざるによつて、貳朱判を吹初めて、つひに金の位を落したり、其深遠の策といふは、關東にて六十匁にて一兩の働きなす寶貨を、大阪へ登せば六十七八匁にも働きなすなり、都て關西の金銀關東へ多く流候様になり、物の價も下直になり候也、今は是に反して六十匁のはたらきなす金子一兩を、大阪へ登せば五十四五匁の働きをなす、五十四五匁の品を江戸へ下せば、一兩のはたらきをなす、されば一兩の内にて左計の不足あるを、一徳有之様にと計れば、高價になるも理りなり

([松平\(1893\), 13](#))

まず貨幣数量的な貨幣価値論が展開され、古き世の銀安時代が回想されている。直近の銀安時代と共に家康時代が想起されているのではないかと考えられる<sup>182</sup>。上方が銀高になると、これまで十組問屋から散々に「天下一統六十匁通用」を懇願されてきた幕府だが、銀安だった時代こそ「深遠の神策」によって銀安が保たれてきたのだと定信は思い至る。すなわち銀安ならば、一兩の金貨が六十目以上の働きをするからだ。直段書上で指摘したように、銀安の際に東西相場違えの値付け論理が発動されれば、下り物価格が値下がりすることを定信は承知していたようだ。他方、銀高ならば、「關東にて六十匁にて一兩の働きなす寶貨」であることが仇となり、その不足分を關東側が補填せねばならず、江戸では物価高となる道理なのである。

以上、定信と江戸小判六十目について論じてきたが、時代が少しくだつて、幕府には理想的な銀安相場の続いた時代にあつても、東西交易と江戸小判六十目の関係は、その筋の人間には意識されていた。例えば、勘定組頭を務め、幕府財政史料に精通していた向山誠齋は、その著「戊申雜記」の「物価の説」において、「金銀錢 銀札」の題目を付けた個

---

<sup>182</sup> 「徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書」慶長十七年(1612)によれば、慶長十五年は一兩六十八匁四分、慶長十六年は一兩六十八匁であった(山根(1962), 21)。

所を次のように始める。

関東ハ金壹両銀六拾匁錢六貫五百文に定極あれと、上方ハ銀通用の所なれハ銀相場を以金直段を立る、此相場物價高下の第一にして、金壹両銀六拾五匁以上にならてハ不釣合にて、諸色取引差支也、近代追々金銀吹替有に付、金の方重の通用と成、其上壹歩銀杯ハ銀にて金の代をする故、弥不足の銀を以大枚の金へ対用されハ人気自と銀の方へ傾き、次第に金下落して諸色相場も貴也、願くハ丁銀を吹増たるものなれとも手重事故、目方五匁にして貳拾五匁通用の新銀を拵ん歟、しかし金銀品類出ること煩くハ今の壹歩銀停止と成りてハ又人気も動く故、在来ハ其俣に通用して、此上吹増分ハ目方伍合も壹歩銀の通りにして、面文に十五匁と書、是を拾五匁銀と唱、通宝とせハ、関東上方とも弁理と成り、金直段引立の益なるへし、若し此後世に金不足する時ハ、今の壹歩銀吹増て懸引すれハ、仕方輕弁にして活用すへし、錢も上方にてハ壹貫文銀拾匁以上にならてハ、小賣商人は日過のもの營にも成らず、金相場引上候も錢下落してハ矢張物価に響く、明和度江戸伏見の鉄錢初てより諸色直段引上たるによりて、安永に至り吹高減られ後、遂に吹方差止られても、兎角錢相場賤き上、天保年中当百の新錢出、又鉄錢を吹始る故、弥下落したり、百文錢ハ其俣にても鉄錢吹方ハ差止られ、官より銀を出して大坂市中の錢を買上、其錢ハ同所年中の諸拂に遣ふ事杯も折ニ有たし、買上ハ一時にて遣ふハ追々なれハ、錢相場引立に弁也、御廻朱下積にして江戸へ廻杯も船足にも成、運賃ハ聊にて濟へし、此三幣古き論ハ置て 文廓の初改に十文錢を止、金銀のことに深く思惟せられ給へり、其頃賤ミたる金銀當時の金銀より遙に勝たり、錢も陽錢の如きものハなし、貨幣賤して物価上ること誠にむへなり、今一時に上好にせん事難けれハ、前に言如く補ひ置て天下殷富の時を待悉く改たきもの也

(向山・大口(2001), 32)

関東は江戸小判六十目、上方は金融変動相場であることを対照させ、一両六十五匁以上でないと釣り合わないとしている。物価高になることを、相場的観点から非常に気遣っている様子がよくわかる。また庶民にあっては、錢安による物価高が日常生活を直撃するため、錢相場の動きにも思いをめぐらせている。まさしく勘定組頭の面目躍如たる文章である。だがその反面、額面だけを変更する銀貨案など、市場相場を混乱させる元凶となる貨幣を安易に考えている点が、幕府の通貨政策の実態を浮き彫りにするものともなっている。本章を終えるにあたり、六十目をめぐる幕府と市場の攻防の一つの結末として、幕府にできたことは何だったか、その解答の一例を提示したい。それは誠齋の冒頭文とも一脈相通

ずるものであり、幕府は金融変動相場を固定するような試みはあきらめ、小判六十目以上の銀安相場なら幾らでも構いなくよし、しかし六十目以下（「六十目之内」）の銀高相場には決してしてはなりませんよ、と市場に申し渡すことだったのである。

水野越前守殿御渡

大目付江

近来上方筋金直段下落いたし候ニ付、おのつから諸色高価ニ至〔成〕り候趣も相聞候間、以来金壹両ニ付銀六拾目内之相場を以両替いたす間敷、尤、六拾目以上之相場〔ニ〕相立候儀者不苦候間、其旨兼而相心得、一統〔ニ〕〔無滞〕通用可致候、右之趣、可被相触候、

五月

（『幕末御触書集成 第四巻』4092号、天保10亥年5月28日）

## 6 おわりに

以上で「江戸小判六十目」の存在証明とその存在により生じた問題の史的動向分析を終える。本稿がなした諸史料の提示によって、「江戸小判六十目」の存在は紛れもない史実であることが判然としたであろう<sup>183</sup>。その成り立ちと東西市場の分離、また関東市場内における商品市場と金融市場の分離も明らかにした。すなわち、その淵源となる相場の混乱は元禄改鑄に始まり、一両六十目の契機となったのは江戸商人の嘆願であった。正確を期せば、六十目の起源は元禄十三年の御定相場令にあったといえるが、それを江戸商人仲

---

<sup>183</sup> 「江戸小判六十目」は、既に江戸時代に海外でも知られていたといえる。というのは、シーボルトが *Nippon* (1832)の中で暗にそれに触れているからである。すなわち、金貨についての説明を彼は次のように始めている。“*Tsi rjoo Goldes (Kin) entspricht 60 Monme Silbers (Gin) und wird in der Goldmünze Koban aufgestellt. Der Werth des Goldes fällt und steigt im Reiche nach Umständen, und das Koban gilt ausser Jedo 58 bis 65 Monme Silbers.*” (Siebold (1975), 723). 「金一両は銀六〇匁に相当し、金貨＝小判の形をとる。金の価格は国内の景況に応じて高下する。そして小判は江戸の外では銀五八から六五匁で通用する」（シーボルト(1978), 22）。

この文章は、江戸以外では変動相場だったが、江戸では小判六十目固定相場だったとしか取れない意味合いのものになっている。シーボルトは文政九年にオランダ商館長の江戸参府に同行しており、この時の体験を基礎として語っているように思われる。ただし、江戸の商品市場で実際に買物をしたかどうかは不明であり、江戸では「官の銀法六十匁替」を体験したものと思われる。文政九年頃の金融市場の金銀相場は大体六十五匁前後だったので、当時の実勢レートも正確に報告している。

間が遵守しなければ、江戸市場の小判六十目は維持継続されなかったであろう。やがてそれは、いつしか関東地域の商習慣となり、幕末まで続いたのである。他方、上方市場では当初から御定相場に従う気配がなく、ほどなく従来の金融変動相場に戻り、それが商品市場にも適用継続された。ここに商品市場における東西の相場違いが発生した。それは下り物の商品価格に反映され、上方の銀高は即座に江戸の物価高となった。江戸商人は、その都度、幕府に全国一統小判六十目を訴えたが、幕府に上方市場を御する力はなかった。幕府がなしえたのは、通貨政策による相場誘導だった。それは実効性のあるものとなないものがあり、元文の改鑄などは、それまでの失敗に学んだ集大成的な改鑄であったといえるが、それ以前の三ツ宝銀や四ツ宝銀、またそれ以降の五匁銀や南鐐二朱銀などは、ただただ相場を混乱させるだけのものであった。

いま、幕府に上方市場を御する力はなかった、と述べたが、それにはアンビバレントな理由が幾つか考えられる。それは武士階級の経済政策というテーマともなり、さらに経済倫理的な問題にも関連する事項となる。白石や定信が経済政策に対峙したとき、執政職に就く者に経済的関心のある者のないことを慨嘆しつつ、彼らが難局に処したことが喚起される<sup>184</sup>。だが白石も問題に正しく向き合ったかといえば、「しはき人<sup>185</sup>」（吝嗇家）を嫌った白石の正徳の治は大盤振る舞いの政策であり<sup>186</sup>、窮乏していた財政面を無視した

---

<sup>184</sup> 「凡武士たるほどのものども、金銀の品の高下など申す事は、もとよりわきまへ知る所にあらず候」（『白石建議七』248）という白石の言葉もアンビバレントな面を持つ。すなわち、武士なのだから金銀の品位の高下などに関わるべきではない、とする一面と、経済的難局を乗り越えるためには、これに関わり合わねばならない、とする一面である。

<sup>185</sup> 室鳩巢「言は身の文」（『駿台雑話』）の以下を参照せよ。「士の道はさにはあらず。いかにとなれば、士は義理より大切なるはなし。其次には命を大切とし、金銀は又その次なり。此二つも大切なる物故に、やゝもすれば生死の場、金銀の事に臨ては、かの義理といふおもき物を取違るぞかし。よりて貪生貪利（生を貪り利を貪る）の事をば、心にとゞめじ口にもいはじと心づかひするは、士はかりにも利欲に近づかじとなり。惣じて利欲といふは、金銀の欲にかぎらず、身の勝手を思ふは皆利欲なり。されば命は金銀より大切なる物にあらずや。勝手をもていはじ、命をいくるばかり勝手によき事はなけれども、義に臨ては塵芥よりも軽んずるは士の道なり。いはんや金銀においてをや。もとより大切のものなれば、常に身の養生をつゝしみ、金銀もあらく費し用ひざるはさもあるべき事なり。さればとて、命をし金銀たつとしと心におもひ口にもいふは、商賈などには似合たるべし、士にはあるまじき事なり。（中略）又先年新井筑後守かいひしを覚へ侍る、人の噂をいふとて志はき人とはいふまじき事なり金銀にさへしはければ、命にはいよいよしはかるべしとしたり、志かれは臆病の唐名ときこゆべし」（[室\(1894\), 243-245](#)）。

<sup>186</sup> 正徳四年の割合通用令における低品位銀貨の大幅切り上げ政策をいう。なお、武士が商人と利を争えば、必ず負けると春台は指摘している。「凡上ノ人利ヲ好デ、民ト利ヲ争ヘバ、必民ニ之

ものだったといえる。そもそも本来は軍事担当の武士階級が、財政担当に転身することには少なからぬ抵抗があった。それは文化社会的ないし経済社会的な近世的問題と直結する。士農工商という職分的秩序の位階制意識が、その頂点に位置する武士階級にはあったからである。彼らの次に重視すべきは「農」であって「商」ではなかったのである<sup>187</sup>。しかしながら現実社会は、このような彼らの社会意識にそぐわぬ形で進展し、近世期を通じて貨幣経済が大いに発展したのであった。賤しいはずの貨幣の存在を無視することはもちろん、制御することもできず、果ては貴ばねばならなくなったのである。それは一つのジレンマであった。すなわち、本来は「貴穀賤金」であるべき社会が「貴金賤穀」になっている現状に困惑しつつ、その後者の社会に住して悲憤慷慨するしかなかったのである。貨幣が衣食のように人を温めたり人の腹を満たしたりできないという中国古典思想に触れつつも<sup>188</sup>、アンビバレントなジレンマの中で、日々をやり過ごさねばならなかったのが武士階級であった。それは同様に「農」の職分にあった者にもいえることだった。ここに高井蘭山『農家調宝記』の一節を引いておく。

#### ○和漢農を重ずる事

凡天下の民を士農工商の四ツに分ち。士と云ふハ帯刀以上官位の高貴までをこめて云へり。士ハ上に位して農工商の三民を治るもの也。(中略)農は士に垂て工商の上に列す。農在て稼穡耕作せざれば国に食なし。されば尚書に農ハ国の本。本固ければ国

---

ヲ奪ハレテ國ノ害トナル、民ノ利ニ賢キコトハ、士君子ノ智ノ及ブ處ニアラザル故ニ、利ヲ争ハントスレバ、イツトテモ争ヒ負ル也、上ニテ利ヲ捨ル意ニテ損失ヲ顧ミザレバ、民ノ方ニアル利権ヲ、此方へ取還スコトヲ得ル也、(中略)商賈程利ニ敏キ者ハナシ、サル故ニ治世ニモ乱世ニモ、豊年ニモ凶年ニモ、他ノ民ハ得喪アレドモ、商賈ハイツモ利ヲ得ル也」(太宰(1914), 151)。

<sup>187</sup> オランダ商館長を務め『日本風俗図誌』(Illustration of Japan, 1882)を著した Izaak Titsingh は、当時の日本人(武士)を以下のように評している。「日本人はヨーロッパの政府を知らず、またヨーロッパ各国の不動の国力は、一に貿易の力によるものであることをさとらずに、たいへん商業をさげすみ、農民と工人とを商人より数等社会に必要な階層としている」(岩生(1962), 198-199)。“Having no idea of the governments of Europe, ignorant that the mightiest empires there owe their greatness and the stability of their power to the benign influence of commerce alone, the Japanese hold the mercantile profession in contempt, and consider the farmer and the artisan as more useful members of society than the merchant.” (Titsingh(1822), 180, Kotenseki Sogo Database, Waseda University).

<sup>188</sup> 「夫珠玉金銀、飢不可食、寒不可衣」(『漢書』「食貨志上」)。「金銀はいか程澤山にても、金を喰ては一日も送らるゝ物にては無御座候、只大切成物は米穀に極り申候、當御風儀は米穀を軽く、金銀を重く被遊候」(山下(1914), 5)。



安しと有て。和漢とも農を重ずる所以也。（中略）商家手を懐にし。居ながら利倍を得て千金を積。縦令美服美食に傲とも。四民を序時ハ農の上に立べからず。（中略）金銀珠玉ハ餓て食べからず。農家ほど根強ものハなし。

（高井(1809-1822)）

それにしても、東西近世市場の物価問題の根幹をなしたといってもよい「江戸小判六十目」が今日まで見過ごされてきたのは、一体どのような理由によってであろうか。一つには幕末最末期の銀目廃止に始まる維新後の市場経済構造の抜本的な改革があげられよう。三貨から一貨へ、すなわち両・匁・文から円へと貨幣単位が移行したことによって、近世東西市場の根幹にあった金銀相場問題は一瞬にして消滅したのである。薩長新政府が江戸城下市場の旧慣習に頓着することなどなかったのはもちろんであった。躍進する近代的経済発展の中で、「江戸小判六十目」は真っ先に絶滅種となり、そうした種が存在したことすら記憶の背後に押しやられてしまったのだといえよう<sup>189</sup>。また一つには、近現代になされた近世経済学の視座の中心が、商業史料豊富な大阪視点であったこともあげられる。近世期の同時代人たちにしても、やはり天下の台所である大阪を中心に日本経済は回っているという自覚があったといえる。すなわち経済的にはやはり西高東低であって、維新後も主たる政治家の多くが薩長土肥の西国出身であってみれば、その構図は近代にも引き継がれたといってもよい。近世江戸城下市場の記録の残され方は商業史の形よりも回顧譚的なものが多い印象を受ける。また一つには、近世期のメジャーな経済書に、このことが書かれなかったことも一因だろう。江戸小判六十目は受動的なものであり、江戸視点では取り立てて積極的に評価できるような商習慣ではなかった。それは時に西にリードを許し、西の富商をより肥やすことになる苦々しい慣習といえるものだったからである。本稿が論じたように、江戸小判六十目は江戸の物価高を招く直接の原因ともなったが、そうした東西交易の構図を知る者は、近世期においても実際に商業にかかわる者以外決して多くはなかったと考えられる。近世期に比較的論じられた物価論の中に顔をのぞかせることが滅多にないのは、その認知度の低さによるだろう。他方で、日常生活においては、あまりにも常識すぎて記録すべきものとも考えられなかったと思われる。銭は時相場であっても、金銀は一両六十目換算することが習慣となってしまえば、関東板行の和算書内の僅かな練習問題などを除いては、当たり前すぎて書き留める必要を感じられなかったのである。ただ

---

<sup>189</sup> 実は一両六十目レートは明治になって完全に消失したわけではなく、幾つかの場面で明治以降も顔を出すのだが、それは機会があれば、稿を改めて論ずることとする。



守貞や久敬のような、関東エリアの外からの視点を有する人物が、自覚的にこれを書き残してくれたことは幸いであったといわねばならない。

そうした近世以来の認知度の低さによってか、それは近現代の学問世界においても認知されなかった。これまでの学術的理解は、本稿が指摘したように、金銀相場に関しては単一的相場理解であり、金融変動相場を前提とした相対的な金銀価の理解であった。銀安なら江戸の仕入れに有利であり、仕入れ量が増えると考えられ、また銀高なら、その逆になると考えられたに過ぎなかった。すなわち事後的に、その仕入量の減少によって単位当たりの価格が上昇し、江戸市場は物価高になるという理解だったのである。事前に、すなわち出荷前に価格変更がなされ、即座に物価高になっていたとは考えられなかったのである。また遠藤のように「小判六十目」にしばしば言及する学者もいたにはいたが、その解説は当を得たものではなく、他の識者に正しい認識を与えるには至らなかった。結局は江戸城下市場においても、御定相場とは無関係に、時々の金融変動相場で商取引がなされた、とする理解が、日本史や経済史の主流となった。

「木を見て森を見ず」という言葉がある。逆に「森を見て木を見ず」という言い回しも成り立つだろう。「江戸小判六十目」は、江戸城下市場に聳える一番の大樹であった。江戸市場という森を見渡せば、いの一にこの大樹は人目を惹き、誰も見逃すことなど出来ないはずのものだった。にもかかわらず、何故この大樹の存在が研究史において等閑視されてきたのだろうか。現在に至るまで数多の研究者が存在し、日々広範な学問領域で詳細な研究が続けられてきた中で、「江戸小判六十目」が当然の学問的前提となっていないことは、不可思議この上ないことだといえよう。この不可解に対してどうにか解答を与えるとすれば、従来の研究は、あまりにも微視的に個々の樹々の枝葉に接近し、その葉脈の研究に余念がなかったか、或いはあまりにも巨視的に遠景から森を見すぎて、個々の樹々の大小など区別しようもないほど概括的な研究をしてきたか、そのいずれかであり、ちょうどよい距離加減で江戸市場を扱う研究が、極めて少なかったのだ、と納得するしかないだろうか。

いずれにせよ、これまでの研究はこれまでの研究として、一つの研究史的史実として受け止め、本稿が「江戸小判六十目」の存在を明らかにしたからには、これを直ちに検証し、偽りのない史実だと認定された暁には、即座に日本近世史・近世経済史の学問的前提として、これを学術世界の常識の一つに組み入れてもらいたい。その時初めて本稿の目的は達成されたことになる。

## 文献一覧

300年記念社史編集プロジェクト編(1999)『一筋の道』にんべん。

阿部謙二(1972)『日本通貨経済史の研究』紀伊國屋書店。

新井白石著・今泉定介編輯校訂(1906)『新井白石全集 第3』吉川半七。

新井白石著・市島謙吉編輯校訂(1906)『新井白石全集 第5』吉川半七。

新井白石著・市島謙吉編輯校訂(1907)『新井白石全集 第6』吉川半七。

有沢武貞(1914)「諸物直段考」滝本誠一編『日本経済叢書 巻5』日本経済叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/950388/1/227>

有田町史編纂委員会編(1988)『有田町史 商業編1』有田町。

石川昌隆著・埼玉県立図書館編(1968)『石川正西聞見集』埼玉県立図書館。

磯ヶ谷紫江(1935)『墓碑史蹟研究 第2巻』後苑荘。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1242802>

伊藤次郎左衛門家資料（名古屋市市政資料館所蔵, 紙焼き）

2076「萬覚帳」延宝6年。

2658-3「口演（引札）」亥年12月。

2660-4「乍憚口上書を以奉申上候（引札）」辰年10月。

伊能家資料（国立歴史民俗博物館所蔵）

H-61-2-1635「呉服物之通」慶応3年。

井原西鶴著・和田万吉校(1928)『日本永代蔵』岩波書店。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1193878>

色川忠三郎(1869 頃)『貨幣軽重論并改幣要議』日本銀行金融研究所貨幣博物館所蔵,  
1-1-A1-8-3/1。

[https://www.imes.boj.or.jp/cm/research/komonjo/001001/001/908011\\_1/html/](https://www.imes.boj.or.jp/cm/research/komonjo/001001/001/908011_1/html/)

岩生成一編(1962)『南蛮渡来以後』（『外国人の見た日本 1』）筑摩書房。

歌川豊春(1768)「浮絵駿河町呉服屋図」松村屋弥兵衛（三重県総合博物館所蔵）。

<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/MieMu/83010046697.htm>

梅津政景著・東京大学史料編纂所編纂(1957)『梅津政景日記 4』（『大日本古記録』,  
岩波書店。

瓜生三寅撰(1868)『中外貨幣度量考』竹苞楼。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/800649>

江頭恒治(1965)『近江商人中井家の研究』雄山閣。

遠藤佐々喜(1930)「再吟味を要する江戸時代貨幣研究の基本問題」『経済史研究』3, 1-31頁。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1279535>

遠藤佐々喜(1939)「江戸時代貨幣制度に於ける銀問題の研究(二・完):丁銀の新研究」『社会経済史学』9(8), 791-815頁。

[https://doi.org/10.20624/sehs.9.8\\_791](https://doi.org/10.20624/sehs.9.8_791)

遠藤佐々喜(1942a)「金極・銀極」『国史辞典』富山房。

遠藤佐々喜(1942b)「金銀比價」『国史辞典』富山房。

遠藤佐々喜(1942c)「金相場・銀相場」『国史辞典』富山房。

遠藤萬川(佐々喜)(1929)「川柳かねの蔓 第四回」『彗星:江戸生活研究』第4年(7), 28-32頁。

大石慎三郎(1970)『元禄時代』岩波書店。

大石慎三郎(1998)『享保改革の商業政策』吉川弘文館。

大石久敬(1871)『改正補訂地方凡例録 卷之10(上,下)』[出版者不明]。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/993728>

大久保達正(1979)「松方正義の経済思想と新井白石の宝貨建議-西洋経済思想受容過程における江戸期経済論の系譜」大東文化大学経済学研究科編集委員会編『比較社会経済体制論』大東文化大学経済学研究科。

大蔵省造幣寮(年不詳)『貨幣條例備考』造幣寮。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796455>

小川愛道(1768)『算学定位法』藤江喜平次・柏原屋佐兵衛, 東北大学附属図書館所蔵, DIG-THKW-3955。

<https://doi.org/doi:10.20730/100234278>

荻生徂徠(1914)『政談』滝本誠一編『日本経済叢書 卷3』日本経済叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950386/183>

奥村政信(享保期 a)「釘抜越後屋店頭圖」三井文庫所蔵, M219-1。

奥村政信(享保期 b)「駿河町越後屋呉服店大浮絵」奥村屋源六, 江戸東京博物館所蔵, 89200002。

<https://museumcollection.tokyo/works/6238186/>

大阪市史編(1927a)『大阪市史 第1』大阪市。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1218100>

大阪市史編(1927b)『大阪市史 第3』大阪市。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1218175>

「大阪商業史資料」船越政一郎編(1929)『浪速叢書 第9』浪速叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1179144>

賀川隆行(1985)『近世三井経営史の研究』吉川弘文館。

賀川隆行(1999)「江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換」『三井文庫論叢』33, 1-108頁。

賀川隆行(2012)『近世江戸商業史の研究』大阪大学出版会。

賀川隆行(2022)『江戸呉服問屋の研究』吉川弘文館。

鍛冶屋甚兵衛(1787)「鍛冶屋甚兵衛上書」宮崎成身(1830)『視聽草 4集之2』内閣文庫, 国立公文書館所蔵, 217-034。

<https://www.digital.archives.go.jp/img/4051791>

勝安芳(1929)『吹塵録』(『海舟全集 第3巻』)改造社。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1177382>

『貨幣議』(年不詳)慶應義塾図書館所蔵。

(株)奈良屋文書(千葉県立文書館所蔵)

ア6-2「覚(小紋縮面等受取り)」辰年6月。

河原一夫(1977)『江戸時代の帳合法』ぎょうせい。

『漢書』(Chinese Text Project)

<https://ctext.org/han-shu/zh>

菊池満雄(2022)『大丸 先義後利を貫く』J.フロントリテイリング史料館。

喜多川歌麿画(1790序)『駿河舞 一』[出板者不明]。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/2550952>

喜田川季荘(1853)『守貞謾稿 巻7-8』国立国会図書館所蔵。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2592396>

喜田川季荘(1908)『類聚近世風俗志—原名守貞漫稿 上』国学院大学出版部。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/991466>

喜田川守貞著・宇佐美英機校訂(1996)『近世風俗志(1)(守貞謾稿)』岩波書店。

北島正元編(1962)『江戸商業と伊勢店—木綿問屋長谷川家の経営を中心として』吉川弘文館。

清河八郎著・小山松勝一郎編訳『西遊草 清河八郎旅中記』平凡社。

曲亭馬琴(1833)『馬琴日記』早稲田大学図書館古典籍総合データベース, イ0400600102。

[https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/i04/i04\\_00600\\_0102/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/i04/i04_00600_0102/index.html)

曲亭馬琴著・柴田光彦新訂増補(2009)『曲亭馬琴日記 第3巻』中央公論新社。

「金銀考」(1930)滝本誠一編『日本經濟大典 第42卷』啓明社。

「金銀吹替」(1906)神沢貞幹編『翁草：校訂1』五車楼書店。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/772568/112>

草間直方(1916a)「三貨図彙」滝本誠一編『日本經濟叢書 卷27』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950410>

草間直方(1916b)「三貨図彙」滝本誠一編『日本經濟叢書 卷28』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950411>

草間直方(1927)「草間伊助筆記」大阪市編『大阪市史 第5』大阪市。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1218282/429>

黒羽兵次郎編(1985)「兩替商舊記」『大阪商業史料集成 第4輯』清文堂出版(初版：1938)。

『慶長見聞録案紙・慶長日記・慶長年録・元和年録』(史籍研究會編(1986)『内閣文庫所藏史籍叢刊』65)汲古書院。

下駄屋甚兵衛(1906)「下駄屋甚兵衛上書」神沢貞幹編・池辺義象校『翁草：校訂14』五車楼書店。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/772581/73>

下駄屋甚兵衛(明治期)「下駄屋甚兵衛上書」鈴木翠園編『翠園雜録』内閣文庫，国立公文書館所蔵，217-020。

<https://www.digital.archives.go.jp/file/1225114>

幸田成友(1972)「江戸と大阪」『幸田成友著作集 第2卷』中央公論社(初出：幸田成友(1934)『江戸と大阪』富山房)。

小西新右衛門氏文書(小西酒造株式会社所蔵，市立伊丹ミュージアム寄託)

萬歳蔵 1-3-14-10「明治五年壬申六月十二日差出 舊諸藩調達金年月日及戻入取調書」明治5年。

小葉田淳(1930 [1969])『日本貨幣流通史』刀江書院。

小葉田淳(1958)『日本の貨幣』至文堂。

小葉田淳(1976)『金銀貿易史の研究』法政大学出版局。

小宮山昌世著・谷本教編(年不詳)『田園類説』。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2536442>

小宮山昌世著・山内董正補(1915)「増補田園類説」滝本誠一編『日本經濟叢書 卷8』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950391/7>

斎藤隆三(1935)『近世時様風俗』三省堂。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1449633>

桜井信哉(2004)「近世における金銀相場変動の呉服問屋への影響—文政期を事例に」『経営史学』39(1), 28–49頁。

<https://doi.org/10.5029/bhsj.39.28>

佐倉市史編さん委員会編(1973)『佐倉市史 卷二』佐倉市。

笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦(2022)『詳説日本史：日本史 B』山川出版社。

佐藤蕉蘆『吾職秘鑑』乾坤(年不詳)国立国会図書館所蔵。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2561185>

佐藤信淵(1926)「別本物價餘論」佐藤信淵著・瀧本誠一編『佐藤信淵家學全集 中巻』岩波書店。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/970676>

澤田章編(1921)『世外侯事歴維新財政談 上巻』岡百世。

澤田章(1934)『明治財政の基礎的研究—維新當初の財政』寶文館。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1272380>

志賀理齋・原徳齋(1929)「三省録 同後編」滝本誠一編『日本經濟大典 第36巻』啓明社。

鹿野嘉昭(2006)「比較經濟史からみた三貨制の意義と特色」『経済学論叢』57(4), 151 – 172頁。

<https://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008588>

鹿野嘉昭(2021)「「両・分・朱」の世界から「円・銭・厘」の世界へ」『経済史研究』24, 83–117頁。

[https://doi.org/10.24712/keizaishikenkyu.24.0\\_83](https://doi.org/10.24712/keizaishikenkyu.24.0_83)

柴謙太郎(1924)「日本貨幣史」大日本百科辞書編輯所編『經濟大辞書；大日本百科辞書 3』同文館。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1874905>

シーボルト著・中井晶夫訳(1978)『日本：日本とその隣国、保護国 —蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島— の記録集。日本とヨーロッパの文書および自己の観察による。第4巻』雄松堂書店。

下村家文書 (J.フロントリテイリング史料館所蔵)

「覚」[慶応元年(1865)]丑5月17日。

[下村大丸屋] (年不詳) [金子受領証] 早稲田大学図書館古典籍総合データベース, 文庫



10 08162。

[https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko10/bunko10\\_08162/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko10/bunko10_08162/index.html)

白木屋大村家文書（国文学研究資料館寄託）

8-1「寛政二戌年十月 於京都久八手印両家江家別ニ呉服物直段書上ケ被為仰候京都店  
方書上ケ候下書」寛政2年。

白木屋文書（東京大学経済学図書館所蔵）

B1-1「万記録」正徳5年(明暦3年-寛延3年)。

[https://www.i-repository.net/il/meta\\_pub/G0000381komonjyo\\_SHIR00229](https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000381komonjyo_SHIR00229)

B2-2「北御番所初鹿野河内守様より大坂白木綿買直段書上ケ被為仰付候砌之下書 同  
九月廿二日白木綿着日附下書 同九月廿五日被為仰付候下書」寛政2年。

[https://www.i-repository.net/il/meta\\_pub/G0000381komonjyo\\_SHIR00238](https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000381komonjyo_SHIR00238)

神宮司序編(1928)『古事類苑 第22冊』古事類苑刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1874036>

新修名古屋市史編集委員会編(2007)『新修名古屋市史 資料編近世1』名古屋市。

新保博(1978)『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社。

末永國紀(1997)『近代近江商人経営史論』（『同志社大学経済学研究叢書』4）有斐閣。

杉本家文書（奈良屋記念杉本家保存会所蔵）

〔京本店仕切帳〕明和9年-嘉永2年。

〔左原店仕切帳 貳番〕安永9年-天保元年。

鈴木敦子(2017)「呉服太物の価格設定法—奈良屋杉本家を中心に」『経営史学』52(2),  
29-53頁。

[https://doi.org/10.5029/bhsj.52.2\\_29](https://doi.org/10.5029/bhsj.52.2_29)

鈴木浩三(2011)『江戸のお金の物語』日本経済新聞出版社。

大黒屋富山家文書（国文学研究資料館所蔵）

557「覚（江戸両店并上州店人別、商売、帳面、相場等）」（年不詳）。

大日本百科辞書編輯所編(1924)『経済大辞書：大日本百科辞書 3』同文館。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1874905>

高井蘭山(1809-1822)『農家調宝記全』和泉屋金右衛門。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2556800>

高井蘭山(1837)『人家必用小成』青雲堂英文藏，筑波大学附属図書館所蔵，セ 000-17。

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100334996>

高井蘭山編・中村経年補輯・菊川英山画(明治年間)『改正増補江戸大節用海内蔵 乾』山

城屋佐兵衛ほか。

多賀谷環中仙(1727)『初心算法早伝授』西村市郎右衛門〈江戸〉, 大野木市兵衛〈浪華〉, 蒼屋傳兵衛〈京都〉, 九州大学中央図書館桑本文庫所蔵, DIG-KYUS-10243。

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100365363>

滝本誠一(1928)『日本経済史：徳川封建制度の経済的説明』内外出版(増補新版4版)。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1079035>

竹原店久兵衛原修・三井高維校註並索引増補(1995)『校註兩替年代記 原編』岩波書店(第1刷:1932)。

竹越与三郎編(1925)『日本経済史 第5巻』日本経済史刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/982711>

太宰春台(1729)『経済録』国文学研究資料館所蔵。

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200021910>

太宰春台(1914)『経済録』滝本誠一編『日本経済叢書 巻6』日本経済叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950389/21>

田中邱隅(1923)『民間省要』滝本誠一編『日本経済叢書 巻1』日本経済叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/930922/130>

田谷博吉(1958)「江戸時代の幣制—銀問題を中心として—」堀江保蔵編『本庄先生古稀記念近世日本の経済と社会』有斐閣, 123-149頁。

田谷博吉(1963)『近世銀座の研究』吉川弘文館。

田谷博吉(1965)「金遣いと銀遣い」『歴史教育』13(10), 17-23頁。

田谷博吉(1971)「貨幣改鑄と金銀相場—封建社会の通貨問題—」『日本史研究』121, 23-32頁。

田谷博吉(1984)「金極・銀極」『国史大辞典 第4巻』吉川弘文館, 517-518頁。

千葉胤秀編・長谷川寛閑(1830)『算法新書』西宮弥兵衛, 東北大学附属図書館所蔵, DIG-THKW-5491。

<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100236634>

丁吟小林吟治郎家文書(近江商人郷土館)

1005「金銭萬覚帳」寛政10年-慶応2年。

東京市編(1935)『東京市史稿 産業篇第1』東京市。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1915622>

東京市編(1937)『東京市史稿 産業篇第2』東京市。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1915637>

- 東京都編(1967)『東京市史稿 産業篇第11』東京都。
- 豊泉益三編(1933)『大三越歴史寫眞帖 一三正會創立二十年記念』大三越歴史寫眞帖刊行會。
- 内藤耻叟(1903)「徳川氏貨幣の事」国学院編『国史論纂』大日本図書。
- 中井源左衛門家文書（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）  
10159「店卸勘定帳」正徳5年。
- 中井竹山(1915)「草茅危言」滝本誠一編『日本経済叢書 卷16』日本経済叢書刊行会。  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950399/155>
- 中井信彦(1963)「五匁銀六十目通用令について 一田沼時代の貨幣政策の一節」『史学』36(2・3), 61-76頁。  
[https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara\\_id=AN00100104-19630900-0065](https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0065)
- 中井信彦(1966)「江戸時代の道中日記と銭相場」『歴史研究』71, 24-30頁。
- 中井信彦(1971)『転換期幕藩制の研究—宝暦・天明期の経済政策と商品流通』塙書房。
- 中井信彦・嶋田早苗(1971)「寛政物価調査における西陣物直段 —「書上直段」の作成過程を含めて」『三井文庫論叢』5, 221-272頁。
- 中川五郎左衛門編(1824)『江戸買物独案内』2巻付1巻, 山城屋佐兵衛ほか。  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8369321>
- 奈良屋文書（千葉県立中央博物館大根分館寄託）  
3-1-8「萬覚帳」天明4年。  
3-1-15「六番仕切帳」天保2年。  
3-2-5「賣上之覚」文久2年。  
補遺516「当座之通」弘化3年。
- 成毛正賢編(1849)『経世算法』總州香取郡好古塾版, 東北大学附属図書館所蔵, DIG-THKW-5300。  
<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100236452>
- 成毛正賢編(1860頃)『万延塵劫記』椀屋伊兵衛等, 東北大学附属図書館所蔵, DIG-THKW-4855。  
<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100237843>
- 西脇康(2000)「小判の損傷と量目問題の発生：元禄改铸を射程に」『計量史研究』22(1), 43-53。  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10631956>

西脇康校訂・補編(2001)『対読・吾職秘鑑 —小判師坂倉九郎次の秘録』書信館出版。

野村兼太郎(1941)『徳川封建社会の研究』日光書院。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1078716>

挾間町誌編集委員会編(1984)『挾間町誌』挾間町誌刊行会。

羽田正見(1929)「貨幣通考」勝安芳『海舟全集』3, 改造社。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1177382/225>

林燿編(1913)『通航一覽 第4』卷156, 国書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/949602>

林玲子(1967)「十組問屋史料(1)」『流通經濟論集』2(1), 77-86頁。

<http://id.nii.ac.jp/1473/00003936/>

林玲子(2000)『近世の市場構造と流通』吉川弘文館。

林玲子(2003)『江戸店の明け暮れ』吉川弘文館。

林玲子・谷本雅之編(2001)『白木屋文書 諸問屋記録』るぼわ書房。

原田敏丸・宮本又郎編(1985)『歴史のなかの物価』同文館。

樋口知子(2006)「江戸支配勤集下書」一享保期の越後屋江戸本店支配役の職務と年中行事』『三井文庫論叢』40, 277-327頁。

菱川師宣画(年不詳) [菓子舗口上] 助惣, 早稲田大学図書館古典籍総合データベース, 文庫 10 08013 0016。

[https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko10/bunko10\\_08013\\_0016/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko10/bunko10_08013_0016/index.html)

堀江保蔵(1972)「江戸と大阪」『幸田成友著作集』月報2, 中央公論社。

松平定信(1893)「物価論」松平定信著・江間政発編『楽翁公遺書 上巻』八尾書店。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898746/1>

松平定信(1942)「宇下人言」松平定信著・松平定光校訂『宇下人言・修行録』岩波書店。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170458>

松好貞夫(1932)『日本両替金融史論』文芸春秋社。

三木佐助(1902)『玉淵叢話』中巻・下巻, 開成館。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/782039>

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/782040>

三井家記録文書 (三井文庫所蔵)

本 536-2 「元文元年丙辰六月廿六日ヨリ八月迄諸事控 南御奉行大岡様御懸リ銀切賃高

直一件」元文元年。

本 760「諸用留 二番」享保 9 年。

本 832「本店一卷目録改帳」安永 4 年-文化 9 年。

本 837「江戸本店目録吟味寄」享保 14 年-文化 9 年春季。

本 838「江戸本店目録吟味寄」享保 14 年-文化 9 年秋季。

本 1031-1「小判六十目之掛法」享保 4 年。

本 1076「江戸支配勤集下書」享保末。

本 1135-1「木綿直段高直綿相場不釣合ニ付従御公儀直段御糺一件之控 一番」寛政 2 年。

本 1135-14「諸掛り物・日合歩銀・金相場違訳書」寛政 2 年。

本 1148-3「呉服物直段書上覚」享保 6 年。

本 1250-7「覚(享保九年町奉行ヨリ金銀相場ノ仰渡ニ対シ呉服仲間ノ書上)(写)」享保 9 年。

本 1459-5「丁銀相場高直ニ付十組諸問屋行事存寄書写」天明 6 年。

本 1459-6「六拾匁金之儀ニ付江戸表店々より当地江戸屋衆へ連札ヲ以被申越候写」享保 9 年。

本 1483-13-2「中西宗助意見書(金銀相場狂ニツキ有物札ケノ件)」享保 3 年。

本 1483-13-4「定(札掛仕法建改)」享保 3 年。

本 1492-12「呉服物累年高直ニ付呉服仲間口上書」元禄 14 年。

本 1496-41「銀相場高直錢相場下直ニ付十仲間願書寫」天明 8 年。

本 1643-3「直段書 当地東御役所書上ケ下書」天保 13 年。

本 1643-4「直段書下書」天保 13 年歟。

本 1674-2「呉服物当時売直段書」天保 14 年。

本 1674-13「呉服類直段書上控」天保 14 年。

別 867「証無番状留 十八」寛政元年-寛政 5 年。

別 1321-6「辰八月於江戸金相庭願書写」元禄 13 年。

続 2869「享保四歳亥正月ヨリ七月迄大元方勘定目録」享保 4 年。

追 2136「両替年代記」(竹原店久兵衛原著, 弘化二年原著ノ写, (明治二年写歟) 弘化 2 年。

〔三井家編纂室編〕(1916)『稿本三井家事業史料 呉服店制度(自元禄至享保)』。

三井高維(1931a)「江戸時代に於ける貨幣相場に關する若干の歴史的研究：特に江戸を中心として」『社会經濟史学』1(2), 327-348 頁。

[https://doi.org/10.20624/sehs.1.2\\_327](https://doi.org/10.20624/sehs.1.2_327)

三井高維(1931b)「江戸時代の貨幣相場變動の史的研究：「江戸時代に於ける貨幣相場に關する若干の歴史的的研究」續稿」『社会經濟史学』 1(3), 499–542 頁。

[https://doi.org/10.20624/sehs.1.3\\_499](https://doi.org/10.20624/sehs.1.3_499)

三井高維(1932)「江戸時代に於ける特殊商業としての呉服屋と両替屋」『社会經濟史学』 2(9), 963–967 頁。

[https://doi.org/10.20624/sehs.2.9\\_963](https://doi.org/10.20624/sehs.2.9_963)

三井高維編(1995a)『新稿兩替年代記關鍵 資料篇』岩波書店（第1刷：1933）。

三井高維編(1995b)『新稿兩替年代記關鍵 考證篇』岩波書店（第1刷：1933）。

三井文庫編(1980)『三井事業史 本編 1』三井文庫。

三井文庫編(2015)『史料が語る三井のあゆみ：越後屋から三井財閥』三井文庫・吉川弘文館。

箕島町編纂委員会編(1951)『町誌たちばなのさと』箕島町誌発行会。

宮崎道生(1964)『定本折たく柴の記積義』至文堂。

宮本又次編(1963)『近世大阪の物価と利子』大阪大学物価史研究会代表宮本又次。

宮本又次(1969)『上方と坂東』青蛙房。

宮本又次(1980)「御定相場」『国史大辞典 第2巻』吉川弘文館, 821 頁。

向山源大夫編(1917)「甲辰雜記」『江戸叢書 12 卷 卷の九』江戸叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1913054/209>

向山誠齋・大口勇二郎監修(2001)『向山誠齋雜記 嘉永・安政篇第 18 卷』ゆまに書房。

室鳩巢(1894)『駿台雜話』尚栄堂。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/754747>

室鳩巢(1914)『兼山秘策』滝本誠一編『日本經濟叢書 卷 2』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950385/97>

森島克一(2017)「「守貞謾稿」卷之八「貨幣」に見る幕末期の町人意識と經濟実態」『京都産業大学日本文化研究所紀要』 22, 296–255 頁。

<http://hdl.handle.net/10965/00002503>

森田柿園著・日置謙校(1970)『加藩貨幣録』石川県図書館協会。

山片蟠桃(1916)「夢之代」滝本誠一編『日本經濟叢書 卷 25』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950408/12>

山下幸内(1914)「山下幸内上書」滝本誠一編『日本經濟叢書 卷 5』日本經濟叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950388/11>



山下宗節 (1914) 「山下筆記」 滝本誠一編 『日本経済叢書 卷 5』 日本経済叢書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950388/30>

山田昌信(1797) 『秘伝捷徑袖珍算法』 天王寺屋市郎兵衛, 東北大学附属図書館所蔵, DIG-THKW-3985。

<https://doi.org/10.20730/100234305>

山根有三(1962) 『小西家旧蔵光琳関係資料とその研究 一資料』 中央公論美術出版。

湯浅源藏(1929) 「國醫論」 滝本誠一編 『日本経済大典 第 22 卷』 啓明社。

吉川光治(1991) 『徳川封建経済の貨幣的機構』 法政大学出版局。

吉田花美(1955) 『新しい和裁教室 下巻』 新元社。

『両替商沿革史』 (1903)大阪両替商組合。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/992317>

『両替商舊記』 (1914)国書刊行会編 『徳川時代商業叢書 第三』 国書刊行会。

<https://dl.ndl.go.jp/pid/1757357/1/229>

Conrad, J. et al., (Eds.). (1892). *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*. Jena: G. Fischer.

Kämpfer, E. (1779). *Engelbert Kämpfers Geschichte und Beschreibung von Japan : aus den Originalhandschriften des Verfassers*. (Zweiter Band). Im Verlage der Meyerschen Buchh.

<https://shinku.nichibun.ac.jp/kichosho/new/books/37/suema00000000ejd.html#>

Rathgen, K. (1891). *Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt (Staats- und socialwissenschaftliche Forschungen ; Bd. 10, Heft 4)*. Leipzig: Duncker & Humblot.

Siebold, P. F. von. (1975). *Nippon : Archiv zur Beschreibung von Japan*. (Textbd. 2. enthaltend Abt. 4-7). Tokyo: Kodansha.

Suzuki, A. (2021). “Early monetary policies of the Tokugawa shogunate and merchants’ coping strategies: 1695–1736.” *Discussion Papers in Economics and Business*, 21-15. Graduate School of Economics, Osaka University.

[http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/econ\\_society/dp/2115.pdf](http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/econ_society/dp/2115.pdf)

Titsingh, I. (1822). *Illustrations of Japan: consisting of private memoirs and anecdotes of the reigning dynasty of the Djogouns, or sovereigns of Japan*. Ackermann. (Kotenseki Sogo Database, Waseda University).

[https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08\\_b0253/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08_b0253/index.html)

法令・法制集

高柳眞三・石井良助編(1934)『御觸書寛保集成』岩波書店。

高柳眞三・石井良助編(1936)『御觸書天明集成』岩波書店。

石井良助・服藤弘司編(1993)『幕末御触書集成 第四卷』岩波書店。

石井良助・服藤弘司編(1994)『幕末御触書集成 第五卷』岩波書店。

菊池弥門編『柳営秘鑑脱漏』矢口丹波記念文庫所蔵，697。

<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100145067>

## Edo Koban 60-me

Atsuko Suzuki<sup>†</sup>

The title of this study, "Edo Koban 60-me (/roku:zu:me/)" means the following: in "Edo, " one ryo (a unit of gold currency) of "Koban" (a middle-sized oval gold coin) was equal to "60-me" (me: the abbreviation of a unit of silver currency, momme, in round numbers) as the fixed exchange rate. This is a phenomenon seen only in the Edo commodity market, and the fixed exchange rate was used only when Edo citizens bought silver-denominated commodities from Kamigata (Osaka and Kyoto area) in gold coins.

Osaka and Edo were the two major markets in early modern Japan. Osaka was the center of commerce, and exported large volumes of goods mainly to Edo. Edo was the political center and the largest consumer of goods from the Kamigata region.

The early modern monetary system was a bimetallism of gold and silver coins, with copper coins used as small denominations. In Osaka, the pricing of goods and settlement of accounts was conducted in silver denomination. Contrarily, in Edo, transactions were handled in gold and copper coins.

Gold and silver had fluctuating market prices. The shogunate set the rate at 60 momme per one ryo in 1700, but the Edo commodity market was the only one that adhered to this rate. The Kamigata market and the Edo financial market continued with the existing fluctuating prices. A unique phenomenon occurred. Kamigata merchants manipulated silver prices before shipping goods to Edo. In the mid-Edo period, silver usually had a high price, and the Edo selling price had already caused a price spike in Osaka before exporting.

Thus, "Edo Koban 60-me" was a sociocultural phenomenon that could not have been created unless all the following conditions were met: a fixed exchange rate in the Edo commodity market, floating market prices in the Kamigata market, transactions in gold denomination in Edo, settlements in silver denomination in Kamigata, goods shipped to Edo being denominated in silver, and the pricing method in futures of Kamigata merchants.

These historical commercial facts are readily apparent in the documents of merchant families

---

<sup>†</sup> Graduate School of Economics, Osaka University. E-mail: suzuki@econ.osaka-u.ac.jp

in the early modern period, and are also discussed in early modern books. Even ukiyoe woodblock prints depict "Koban 60-me" in scenes of buying and selling inside Edo stores. However, this has not become common academic knowledge in modern Japan, and is hardly known to the general public even though the Japanese love their own history.

For instance, in the academic world, the current understanding is that, despite the shogunate's effort to fix an exchange rate between gold and silver, in effect, they floated against each other in all markets. The specific circumstances of the Edo market are not recognized. Thus, the understanding of East-West trade also assumes only a unitary floating exchange rate; that when silver was high, the purchasing power of gold would decline, leading to a decrease in Edo's imports, which would, in turn, increase demand for the Edo market and lead to higher prices. This does not recognize that prices had been raised prior to exportation.

The purpose of this study is to incorporate the "Edo Koban 60-me" phenomenon into the common knowledge of early modern Japanese history.

JEL Classification: D46, E31, K42, N15, Z13.

Keywords: history of money, commodity money, early modern Japan, fixed and floating exchange rates, Edo and Osaka.